

令和2年5月29日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	板倉克典	2番	那須英二
3番	小久保照枝	4番	堀岡敏喜
5番	加藤明由	6番	佐藤仁志
7番	横井克典	8番	江崎貴大
9番	加藤克之	10番	高橋八重典
11番	鈴木みどり	12番	早川公二
13番	平野広行	14番	三浦義光
15番	佐藤高 清	16番	大原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

11番	鈴木みどり	12番	早川公二
-----	-------	-----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	安藤正明	副 市 長	村瀬美樹
教 育 長	奥山 巧	総 務 部 長	渡邊秀樹
市民生活部長	横山和久	健康福祉部長兼 福祉事務所長	宇佐美 悟
建設部長	大野勝貴	教 育 部 長	山下正己
総務部次長兼 総務課長	伊藤重行	開発総務部次長兼 企画政策課長	佐野智雄
総務部次長兼 防災課長	伊藤淳人	会計管理者兼 会計課長	伊藤 えい子
監査委員 局長	佐藤雅人	健康福祉部次長兼 福祉課長	大木弘己
建設部次長兼 農政課長	小笠原己喜雄	建設部次長兼 土木課長	伊藤仁史
財政課長	立石隆信	人事秘書課長	山森隆彦
税務課長	横江兼光	収納課長	細野英樹
市民課長	鈴木博貴	市民協働課長	安井幹雄
商工観光課長	浅野克教	十四山支所長	山田 淳
保険年金課長	服部利恵	健康推進課長	山守美代子

介護高齢課長兼 総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	藤井清和	児童課長	飯田宏基
都市整備課長	梅田英明	下水道課長	水谷繁樹
学校教育課長	渡邊一弘	生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	中野修
歴史民俗資料館長	伊藤隆彦	図書館長	服部朋夫

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	柴田寿文	書記	佐藤文彦
書記	鷺尾里恵		

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4 同意第3号	農業委員会委員の任命について
日程第5 同意第4号	農業委員会委員の任命について
日程第6 同意第5号	農業委員会委員の任命について
日程第7 同意第6号	農業委員会委員の任命について
日程第8 同意第7号	農業委員会委員の任命について
日程第9 同意第8号	農業委員会委員の任命について
日程第10 同意第9号	農業委員会委員の任命について
日程第11 同意第10号	農業委員会委員の任命について
日程第12 同意第11号	農業委員会委員の任命について
日程第13 同意第12号	農業委員会委員の任命について
日程第14 同意第13号	農業委員会委員の任命について
日程第15 同意第14号	公平委員会委員の選任について
日程第16 議案第34号	弥富市税条例等の一部改正について
日程第17 議案第35号	弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第18 議案第36号	弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第19 議案第37号	弥富市子ども医療費支給条例等の一部改正について
日程第20 議案第38号	弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第21 議案第39号	弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部改正について

日程第22 議案第40号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部改正について

日程第23 議案第41号 令和2年度弥富市一般会計補正予算（第2号）

日程第24 議案第42号 令和2年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）

日程第25 議案第43号 弥富市長の給与の特例に関する条例の一部改正について

日程第26 議案第44号 弥富市副市長及び教育長の給料の特例に関する条例の制定について

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

○議長（大原 功君） ただいまより令和2年第2回弥富市議会定例会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止につきまして、議場には定足数の8人を下回らないよう入場し、他の議員につきましては、議員控室のモニターにて視聴し審議に参加してください。

なお、採決につきましては、全議員が議場に入場し行います。それでは、これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、鈴木みどり議員と早川公二議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（大原 功君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

第2回弥富市議会定例会の会期を本日から6月24日までの27日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月24日までの27日間と決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（大原 功君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

市長から令和元年度一般会計予算繰越しに関する書類がそれぞれ提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 同意第3号 農業委員会委員の任命について

日程第5 同意第4号 農業委員会委員の任命について

日程第6 同意第5号 農業委員会委員の任命について

日程第7 同意第6号 農業委員会委員の任命について

日程第8 同意第7号 農業委員会委員の任命について

日程第9 同意第8号 農業委員会委員の任命について

日程第10 同意第9号 農業委員会委員の任命について

日程第11 同意第10号 農業委員会委員の任命について

日程第12 同意第11号 農業委員会委員の任命について

日程第13 同意第12号 農業委員会委員の任命について

日程第14 同意第13号 農業委員会委員の任命について

○議長（大原 功君） この際、日程第4、同意第3号から日程第14、同意第13号、以上11件を一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） おはようございます。

令和2年第2回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして厚くお礼を申し上げます。

本定例会におきましては、まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は同意11件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第3号農業委員会委員の任命につきましては、伊藤均氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第4号農業委員会委員の任命につきましては、伊藤善文氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第5号農業委員会委員の任命につきましては、岡田浩和氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第6号農業委員会委員の任命につきましては、加賀豊氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第7号農業委員会委員の任命につきましては、氣賀澤洋亘氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第8号農業委員会委員の任命につきましては、小坂井恒子氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第9号農業委員会委員の任命につきましては、佐藤博孝氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第10号農業委員会委員の任命につきましては、三浦淳氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第11号農業委員会委員の任命につきましては、村瀬恵子氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第12号農業委員会委員の任命につきましては、渡邊直道氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第13号農業委員会委員の任命につきましては、渡邊好雄氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 功君） ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております同意第3号から同意第13号までの11件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、同意第3号から同意第13号につきましては、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論に入ります。

討論の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

同意第3号について、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、同意第3号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第4号につきまして、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、同意第4号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第5号につきまして、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、同意第5号は原案どおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意第6号につきまして、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、同意第6号は原案どおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意第7号につきまして、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、同意第7号は原案どおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意第8号につきまして、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、同意第8号は原案どおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意第9号につきまして、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、同意第9号は原案どおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意第10号につきまして、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、同意第10号は原案どおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意第11号につきまして、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

次に、同意第11号は原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、同意第11号は原案どおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意第12号につきまして、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、同意第12号は原案どおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意第13号について、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、同意第13号は原案どおり同意することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 同意第14号 公平委員会委員の選任について

○議長（大原 功君） この際、日程第15、同意第14号を議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 次に提案し、御審議いただきます議案は同意1件でございます、その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第14号公平委員会委員の選任につきましては、服部知治氏が令和2年6月30日任期満了のため、その後任者として服部知治氏を引き続き選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

○議長（大原 功君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題になっております同意第14号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論に入ります。

討論の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

同意第14号は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、同意第14号は原案どおり同意することに決定をいたしました。

議事整理のため、暫時休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時12分 休憩

午前10時12分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第34号 弥富市税条例等の一部改正について

日程第17 議案第35号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第18 議案第36号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第19 議案第37号 弥富市子ども医療費支給条例等の一部改正について

日程第20 議案第38号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第21 議案第39号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第22 議案第40号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第23 議案第41号 令和2年度弥富市一般会計補正予算（第2号）

日程第24 議案第42号 令和2年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

この際、日程第16、議案第34号から日程第24、議案第42号まで、以上9件を一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 次に提案し、御審議いただきます議案は条例議案7件、予算関係議案2件でございます、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第34号弥富市税条例等の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正等に伴い条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第35号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令等の一部改正に伴い条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第36号弥富市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法施行令等の一部改正に伴い条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第37号弥富市子ども医療費支給条例等の一部改正につきましては、診療報酬の算定方法の規定等により条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第38号弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第39号弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第40号弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正等に伴い条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第41号令和2年度弥富市一般会計補正予算（第2号）につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策といたしまして、小・中学校の給食費を無償化するため、関連予算等を計上するものであります。

次に、議案第42号令和2年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）につきましては、名古屋第3環状線の用地として先行取得しておりました土地を県に売り払いましたので、その売払い金を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係部長から説明いたしますのでよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 功君） ありがとうございます。

議案の説明を関係部長に求めます。

なお、補正予算は総務部長に求めます。

渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 議案第34号弥富市税条例等の一部改正について御説明申し上げます。

33枚はねていただきまして、弥富市税条例等の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現するため、婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、同一の控除（控除額30万円）を適用することとしました。

2. 登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者（相続人等）に対し、氏名、住所等必要な事項を申告させることができることとしました。

3. 軽量の葉巻たばこ（1本当たりの重量が1グラム未満）1本を紙巻きたばこ1本に換算する方法に見直し、令和2年10月から2回に分けて段階的に移行することとしました。

4. 新型コロナウイルス感染拡大を受けた緊急経済対策として、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限（令和元年10月1日から令和2年9月30日）を六月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とすることとしました。

5. 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援するため、固定資産税の課税標準額の特例対象に先端設備等に該当する事業用家屋と構築物を追加するとともに、課税年から3年度分限り課税標準となるべき価格に乗ずる割合をゼロとしました。

6. その他必要な規定の整備を行うこととしました。

7. この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、一部については、令和2年10月1日、令和3年1月1日、同年10月1日または令和4年4月1日から施行することとしました。

次に、議案第35号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について御説明申し上げます。

5枚はねていただきまして、弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額について改定することとしました。

2. 障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率について改定することとしました。

3. この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用することとしました。  
以上でございます。

○議長（大原 功君） ありがとうございます。

次に、宇佐美健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 議案第36号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を「61万円」から「63万円」に、介護納付金課税額に係る課税限度額を「16万円」から「17万円」にそれぞれ引き上げることとしました。

2. 低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を「28万円」から「28万5,000円」に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を「51万円」から「52万円」にそれ

ぞれ引き上げることにしました。

3. その他必要な規定の整備をすることとしました。

4. この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、一部については、令和3年1月1日から施行することとしました。

次に、議案第37号弥富市子ども医療費支給条例等の一部改正について御説明申し上げます。

6枚はねていただきまして、弥富市子ども医療費支給条例等の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 診療報酬の算定方法の規定により医療に要する費用の額の算定について、その他必要な規定の整備を行うこととしました。

2. この条例は、公布の日から施行することとしました。

次に、議案第38号弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 市長が、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育または保育が提供されるよう必要な措置を講じているときは、家庭的保育事業者等による卒園後の受入先確保のための連携施設の確保をしないことができることとしました。

2. 保護者の疾病や障がい等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育事業の実施ができることとしました。

3. この条例は、公布の日から施行することとしました。

次に、議案第39号弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員認定資格研修について、中核市の長も実施できることとしました。

2. この条例は、公布の日から施行することとしました。

次に、議案第40号弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

5枚はねていただきまして、弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 市長が、満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているときは、特定地域型保

育事業者による卒園後の受入先確保のための連携施設の確保をしないことができることとしました。

2. その他必要な規定の整備を行うこととしました。

3. この条例は、公布の日から施行することとしました。以上です。

○議長（大原 功君） ありがとうございます。

次に、渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 議案第41号令和2年度弥富市一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ7,200万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を203億7,464万8,000円とするものであります。

歳入予算の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金9,348万5,000円、土地取得特別会計繰入金2億6,000万円を増額計上する一方、財政調整基金繰入金3億2,789万3,000円、市債の火葬場整備事業債9,760万円を減額するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、衛生費におきまして新火葬場建設工事請負費1億678万5,000円の減額や、教育費におきまして臨時学校給食費補助金を小・中学校合わせて3,540万6,000円を計上するものであります。

なお、市営火葬場建設事業につきましては、令和元年度に継続費として予算を計上させていただきましたが、令和2年度と令和3年度の出来高率の変更に伴い継続費の補正も併せて計上させていただきました。

次に、議案第42号令和2年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）につきましては、名古屋第3環状線の街路事業前ヶ須工区において、先行取得しておりました土地を県に売り払い、その売払い金を一般会計へ繰り出すための繰出金を計上し、歳入歳出それぞれ2億6,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億6,001万3,000円とするものであります。以上でございます。

○議長（大原 功君） ありがとうございます。

議事整理のため、暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時28分 休憩

午前10時29分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。

本案9件は継続議会で審議したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案9件は継続議会で審議することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第43号 弥富市長の給与の特例に関する条例の一部改正について

日程第26 議案第44号 弥富市副市長及び教育長の給料の特例に関する条例の制定について

○議長（大原 功君） この際、日程第25、議案第43号及び日程第26、議案第44号、以上2件を一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 次に、提案し御審議いただきます議案は条例関係議案2件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第43号弥富市長の給与の特例に関する条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により、深刻な影響を被っている市民と市内事業者の状況を踏まえ、各種対策事業の実施に充てるため条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第44号弥富市副市長及び教育長の給料の特例に関する条例の制定につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により、深刻な影響を被っている市民と市内事業者の状況を踏まえ、各種対策事業の実施に充てるため条例を制定するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、総務部長から説明いたしますのでよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 功君） ありがとうございます。

議案の説明を総務部長に求めます。

渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 議案第43号弥富市長の給与の特例に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 市長の給料月額（65万1,700円）について、令和2年6月1日から同月30日までの間において、100%減額することとしました。

2. この条例は、令和2年6月1日から施行することとしました。

次に、議案第44号弥富市副市長及び教育長の給料の特例に関する条例の制定について御説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、弥富市副市長及び教育長の給料の特例に関する条例のあらましを御覧ください。

1. 副市長の給料月額（77万円）及び教育長の給料月額（67万2,000円）について、令和2年6月1日から同月30日までの間において、100%減額することとしました。

2. この条例は、令和2年6月1日から施行することとしました。

以上でございます。

○議長（大原 功君） ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 8番 江崎貴大でございます。

3点ほど質問させていただきます。

まず、こちらの条例案はいつ決めたのでしょうか。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） これは、2日ほど前に決めさせていただきました。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） こちらの対象が市長、副市長、教育長と3人となっておりますが、こちらの3人を対象とした根拠はどのようなものがあるのでしょうか。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 私ども3人といいますか三役でございますが、特別職ということで、これまでも申してきておりますとおり、弥富市は今大変厳しい財政状況の中におりまして、十分ではございませんが、私どもの6月分の給料を全額減額いたしまして、少しでもコロナ対策事業として充てればなあということで、3人の総意で決定をさせていただきました。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） では、なぜこの6月の給料のこの一月全額としたのか、こちらの根拠を教えてください。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） いろいろな方法はあるとは思いますが。各市町を見ておりましたも、数か月何%というようなことがあるわけでございますが、財源といたしまして、素早く確保する、早く確保するためには6月分をとということで、一括でやらせていただきたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（大原 功君） 次、那須議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二です。

私のほうからも、主に2点ということで質問させていただきます。

今、江崎議員からの質問からすると、財政を確保したいということでございますけれども、しかも決めたのが2日ほど前ということでございます。

2日ほど前には何があったかという、国からの2兆円の臨時交付金が追加されるという発表があった後だと思います。また、今回補正予算でも財政調整基金に関しては3億2,000万円ほど戻すという形で、当時お金がないという状況の中から、まずその財調に戻すのが3億2,000万、3,000万円。そういった状況と、また国から2兆円、この臨時交付金が追加されるということであれば、7,000億円の対応で9,300万円ということですので、そこから約3倍と考えれば3億円ほど入ってくる見込みがあるという状況で、逆に言えば、6億3,000万を超えるような状況でその当時からはなったわけでございます。そこに加えて、なぜこの報酬を削減するのに至ったのかちょっと分かりかねるということで、なぜこのタイミングで報酬削減を考え出したのかお答えください。

○議長（大原 功君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 先ほど市長の提案理由の中にございましたけれども、私どもは深刻な影響を被っている市民と市内事業者の状況を踏まえまして、その市民の皆様にも少しでも寄り添う姿勢を示したいということで、この案を決めたものでございまして、この減額の金額につきましては各種対策事業の実施に充ててまいりたいと、そのように考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） もう一点ですけれども、今副市長のほうからもこの減額を各種に充てていきたいということでございます。金額にしますと、約220万円という状況の下で、この金額で具体的に何をするのか、また先ほど私が申し上げたように6億強の財政があるような状況で、6億を超える市民に対しての支援策を今考えているのかどうかをお聞かせください。

○議長（大原 功君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） お答えをさせていただきます。

実は、令和2年度の予算におきましては、7億6,600万円ほどの財政調整基金を取り崩す予算を組んでおります。そうした中におきまして、今この金額が財調に繰り入れられるわけでもございますけれども、それはあくまでも一時的なものでございます。私どもとしましては、議員の皆様方から一般質問の中で多くの課題も頂いております。そうした内容をつぶさに研究をしながら、このコロナ対策に充てていきたいと思っております。金額は、些少ではございますけれども、私たちの三役のこの市民に寄り添う気持ちを酌んでいただきまして、議決を頂ければと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 内容としては分かりましたので、質問としては終わらせていただきます。

○議長（大原 功君） 他に質疑の方ございますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第43号及び議案第44号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論に入ります。

なお、討論は反対討論からお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

この議案第43号及び議案第44号、市長の報酬及びまた副市長・教育長の三役の報酬削減について、反対の立場で討論させていただきます。

まず、このコロナ対策をしたいと言っているんですけども、このコロナ対策に対し行政と議会として、時間を取って真剣に協議を行ったことはありません。これから第2波、第3波を危惧する中で、また今困っている方に対しての支援を討議する必要がございます。提案理由にも、各種対策事業の実施に充てるため必要とあるが、まだ何も決まっていない状況でございます。それを決めずに、先に報酬だけを削減するというのは、パフォーマンスでしかなく、市民にとって利益をもたらすものではありません。今こそ行政と議会が一体となって、こうした議論を行っていくべきであります。

また、財政調整基金でいえば、先行取得の155号の延伸の県の売払いによって2億6,000万円、また国からの7,000億円の臨時交付金の対応で9,300万円が入り、3億2,000万円ほど財調に戻すという状況になって、補正予算まで出ています。そして、国からの2兆円の追加臨時交付金が出ると発表された中で、さらに使えるお金としては3億円ほど入ります。この金額をしっかりとコロナ対策に充てていくことをまず考え、なぜこのタイミングなのかは、私には理解できません。パフォーマンスだけの報酬削減を認めるわけにはいきません。

そういう立場で反対とさせていただきます。

○議長（大原 功君） 賛成討論の方ございませんか。

ほかに討論の方ございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（大原 功君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議案第43号は、原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大原 功君） 起立少数のため、よって、本案は否決されました。

議案第44号は、原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大原 功君） 起立少数のため、よって、本案は否決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時44分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大原 功

同 議員 鈴木 みどり

同 議員 早川 公二

令和2年6月11日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 板倉克典  | 2番  | 那須英二  |
| 3番  | 小久保照枝 | 4番  | 堀岡敏喜  |
| 5番  | 加藤明由  | 6番  | 佐藤仁志  |
| 7番  | 横井克典  | 8番  | 江崎貴大  |
| 9番  | 加藤克之  | 10番 | 高橋八重典 |
| 11番 | 鈴木みどり | 12番 | 早川公二  |
| 13番 | 平野広行  | 14番 | 三浦義光  |
| 15番 | 佐藤高 清 | 16番 | 大原 功  |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|
| 13番 | 平野広行 | 14番 | 三浦義光 |
|-----|------|-----|------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

|                |        |                    |        |
|----------------|--------|--------------------|--------|
| 市 長            | 安藤正明   | 副 市 長              | 村瀬美樹   |
| 教 育 長          | 奥山 巧   | 総 務 部 長            | 渡邊秀樹   |
| 市民生活部長         | 横山和久   | 健康福祉部長兼<br>福祉事務所長  | 宇佐美 悟  |
| 建設部長           | 大野勝貴   | 教 育 部 長            | 山下正己   |
| 総務部次長兼<br>総務課長 | 伊藤重行   | 開発総務部次長兼<br>企画政策課長 | 佐野智雄   |
| 総務部次長兼<br>防災課長 | 伊藤淳人   | 会計管理者兼<br>会計課長     | 伊藤 えい子 |
| 監査委員<br>局長     | 佐藤雅人   | 健康福祉部次長兼<br>福祉課長   | 大木弘己   |
| 建設部次長兼<br>農政課長 | 小笠原己喜雄 | 建設部次長兼<br>土木課長     | 伊藤仁史   |
| 財政課長           | 立石隆信   | 人事秘書課長             | 山森隆彦   |
| 税務課長           | 横江兼光   | 収納課長               | 細野英樹   |
| 市民課長           | 鈴木博貴   | 市民協働課長             | 安井幹雄   |
| 商工観光課長         | 浅野克教   | 十四山市所長             | 山田 淳   |
| 保険年金課長         | 服部利恵   | 健康推進課長             | 山守美代子  |

|   |      |                              |      |
|---|------|------------------------------|------|
| 介護高齢課長兼<br>総合福祉<br>センター所長兼<br>十四山総合福祉<br>センター所長 | 藤井清和 | 児童課長                         | 飯田宏基 |
| 都市整備課長  | 梅田英明 | 下水道課長                        | 水谷繁樹 |
| 学校教育課長  | 渡邊一弘 | 生涯学習課長兼<br>十四山スポーツ<br>センター館長 | 中野修  |
| 歴史民俗資料館長  | 伊藤隆彦 | 図書館長                         | 服部朋夫 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 柴田寿文 | 書記 | 佐藤文彦 |
| 書記     | 鷺尾里恵 |    |      |

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（大原 功君） 会議に先立ち、報告をいたします。

西尾張CATVより、本日及び明日の撮影を許可願いたい旨の申出がありましたので、よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承願います。

また、一般質問につきましては、今回14人の方があります。不適切な質問があった場合は、暫時休憩をして、議会運営委員会を早川委員長にお願いをして、再度審査をし、全協、本会議を開きますのでよろしくお願いをいたします。

また、3月24日の議案第7号につきまして、この件で一般質問をされる方がもしありましたら、7月7日に被告の裁判がありますので、安藤市長に直接答弁をさせます。安藤市長は、刑法230条に不適切のないよう発言を求めます。

また、特別職2人、あるいは部長、課長につきましては、地方自治法第139条によって、発言を許可いたしませんので、発言をされた場合は、議会を愚弄するものとして退場させますのでよろしくお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、平野広行議員と三浦義光議員を指名いたします。

議事整理のため、暫時休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時02分 休憩

午前10時03分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（大原 功君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許可いたします。

一般質問につきましては、市側は注意しておきます。考えておくとか、あるいは御理解いただきたいというのは一般質問の答弁にはなりませんので、そのときには本会議を一時休憩し、必ず答弁をしてください。

では、佐藤高清議員。

○15番（佐藤高清君） おはようございます。

15番、政新会、佐藤高清です。

新しい庁舎、そして新しい議場において、初めて行われる一般質問であります。その先頭に立てましたことを大変うれしく思っておりますと同時に、皆さんに感謝をするところでございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響は、経済活動や教育環境など、様々な社会全般に大打撃を与えてしまいました。そんな中においても、市民の皆様方には冷静にこの難局を乗り越えていただいたと思っております。コロナとの関わり方は、新しいステージとなり、また、長い付き合いとなるようです。

そして、新しい生活様式をはじめ、日常を取り戻すために、弥富市が一丸となり対策を進めなければならないと思っております。

庁舎も組織編成も新しくなった今、新しいステージが始まるこのタイミングで、市民の皆様は、現在計画されているまちづくりや教育環境の見直し等、しっかりと説明できるように質問をさせていただきます。

また、この6月議会において、新型コロナウイルス感染症の質問がたくさん寄せられておるわけでありまして。安藤市長、この件につきまして、どのようなお気持ちで答弁されるか、まずお答えください。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） おはようございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止には、市民の皆様には多大な御理解と御協力を頂きまして、心から感謝申し上げます。

そして、市民の命を守るため、最前線の現場で日々懸命に努力されている医療従事者の皆様、感染リスクと向き合いながら、市民生活を支えるために介護、保育、また日用品の販売や生活に関連する様々なサービスの提供に従事していただいている皆様に心から感謝申し上げます。

さて、去る5月14日に開催いたしました臨時議会におきまして、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連経費を計上した一般会計補正予算の承認を頂きましたが、新たな国の経済対策に基づき、市といたしましても、新たな支援策を今会期中にお示ししたいと考えております。

その内容の主なものといたしましては、特別定額給付金の対象外の新生児に5万円の給付、プレミアム付商品券を発行し、商店街、事業者等の援助に寄与する。また、地場産業であります金魚農家への支援事業も考えて行ってまいりたいと思います。

また、子供たちの熱中症対策として、大藤小学校、栄南小学校、十四山地区の両小学校の夏休み休業期間中の授業実施にスクールバスを運行するなどがございます。

各内容につきましては、上程の折、御説明をさせていただきますので、何とぞ御審議を頂きまして、御決断を賜りますようよろしくお願いいたします。

さて、5月7日、市民の皆様の念願でもありました新庁舎が開庁いたしました。新庁舎は、市民サービス、市政運営の拠点でありますと同時に、南海トラフ地震をはじめ、大災害が危惧される中にありましては、災害時の拠点となります。職員一同、新しい庁舎に負けないよう、創意工夫を凝らし、新しい弥富市づくりに努めてまいりますので、議員各位の御支援・御協力をよろしくお願いいたします。

また、私は、3月議会の施政方針で述べさせていただきました3つの視点を持って市政運営に取り組んでまいります。

1点目は、健やかに暮らせる安心で安全なまちづくり、2点目は、地域産業が元気で生き生きと働けるまちづくり、3点目は、人が行き交い、魅力とにぎわいあふれるまちづくりです。

ただ、現在、コロナ禍が終息していない状況でありますので、今後は感染症拡大防止と同時に、地域経済の回復を目指し、感染拡大の第2波、第3波に警戒を怠らず、今回の経験を力に変え、市民の安全・安心を第一に、弥富市が一丸となってこの難局を乗り越えていきたいと存じます。

引き続き、議員各位の御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（大原 功君） 佐藤議員。

○15番（佐藤高次君） 今日、明日と一般質問が通告されておるわけでありまして、市長におかれましては、ぜひ弥富市民が納得のいく答弁、そして我々議会のほうも納得のいく答弁を強く要望して、私の質問に入らせていただきます。

弥富市は、今年3月末の策定を目指し、公共施設再配置計画の案を公表されました。その中で、十四山中学校、大藤・栄南・十四山東部・十四山西部小学校について、統合も含めて検討するとの位置づけになっています。

公共施設の再配置計画を策定していく過程において、行政、外部有識者、市民らの意見を集約し、老朽化や利用状況、地域特性を踏まえた上、市内小・中学校の児童・生徒数の減少、人間関係の固定化、部活動の種類の限定等の影響を考慮し、統合も含めて検討すると新聞紙上でも公のものになっています。

このことにつきましては、統合という言葉が独り歩きし始めても仕方がありません。行政からの答弁も、あくまでも選択肢の一つで決定事項ではないとなることは十分に理解をしておるつもりであります。

今後、将来的に最終結論を出していく過程において、市民の皆様の代弁者として、その責任を全うし遂行する議員の立場として、今回、この件について質問させていただきますことを先に述べさせていただきます。

まず1点目が、小・中学校の小規模化の現状と未来予想についてであります。

十四山中学校をはじめとする市内5つの小・中学校が少子高齢化、過疎化等の影響を受け、児童・生徒数が減少傾向にあり、今後、これらの要因が加速していくことは全国的な社会問題であることは誰もが理解していることであります。

少子高齢化や過疎化対策は、何回も議会も含め、様々な角度から質問や議論がなされてきた分野であり、その都度、弥富市の発展、住みよさの向上といった内容で要望や意見が交わされ、様々な施策が行われてきたと思います。児童・生徒の医療費の無料化を実施したり、学校給食の無料化の提案等をいろいろな立場や角度で意見や要望がなされてきました。

教育行政とは違った分野でも、施設の整備、区画整理、市街化調整区域の再検討等といった視点からも、弥富駅周辺の在り方、生活道路の整備等が提案され、実行されてきました。名古屋近郊で、交通の便にも恵まれ、大きな港を有し、比較的財政面でも恵まれた立地条件を最大限生かしたまちづくりが行われてきております。弥富駅周辺の地域においては、宅地開発が進み、人口が密集し、桜小学校の児童増加が加速してきました。そこで解消策として、日の出小学校を新設することに至りました。

反して、弥富駅から離れた鍋田地区、十四山地区においては、市街化調整区域等の様々な縛りがあって、少子高齢化に歯止めをかけることができず、二極化が進んでしまったのが現状ではないでしょうか。限られたルールと財源の縛りがあったとはいえ、結果が全ての政治において、一議員としては、もっと打つ手があったのではないかと考えています。

これらの現状を反省し、原点に立ち返る意味も踏まえ、この問題に取り組む上で、事を整理する必要を痛感しております。

まずは、小・中学校の小規模化がいつ、どのような過程をたどり、今後、どのように推移をしていく見込みなのか、行政としての認識をお聞かせください。

そして、今まで実行してきた住みよさの向上を目的とした様々な施策の結果と、その関連について、総合的な認識をお聞かせください。

また、本市においては、日の出小学校の新設という大規模な施策を実行した経緯があります。そのためにも、新校設立、西部小学校との学区再編、また新校設立時の経費の創出、西部小学校施設の有効活用、様々な意見・提案がなされ、協議された経緯があります。

時がたち、現状が生まれて、今後どのようにしていくのか、検証すべき土台が出来上がっています。これらを行政評価や分析等を行い、今回の事案に有効活用すべきであると思います。その内容も併せて御答弁をお願いします。

○議長（大原 功君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） おはようございます。

お答えいたします。

平成28年3月作成の弥富市公共施設等総合管理計画によりますと、市の総人口は、今後減少に転じ、35年後の2055年には4万386人となる見込みです。

人口構造は、2015年から2055年にかけての40年間で、15歳から64歳の生産年齢人口の割合は、61%から53%まで大幅に減少するのに対し、65歳以上の高齢人口の割合は、25%から32%まで増加し、高齢化が進行していく見込みです。

令和2年5月1日現在、一層の小規模化が予想される小学校別の児童数は、大藤小143人、栄南小90人、十四山東部小137人、十四山西部小113人です。

令和7年ですけれど、5年後には大藤小117人、栄南小80人、十四山東部小111人、十四山西部小64人と推測されます。4校合計483人から372人と、111人、23%の減少です。

また、大藤小・栄南小の合計の減少幅15%、十四山東部小・十四山西部小の合計の減少幅、30%のほうが大きくなりそうです。

過去に、桜小学校の児童数が1,000人を超え、新設校を構想する段階で、平島東地区と十四山西部地区を学区再編し、十四山西部小学校を増改築する案がありました。結果的には、桜小学校から日の出小学校を分離する形になりました。御存じのとおり、平島地区は、宅地開発が進みながら児童数は適正規模を保っています。一方、十四山西部小学校は、市街化調整区域でもあり、地域の人口も減少していることから、児童数が年々減少していく傾向となっています。以上です。

○議長（大原 功君） 佐藤高清算員。

○15番（佐藤高清算員） 再質問はまとめてさせていただきますので、質問を続けます。

2点目は、平成28年3月の弥富市立小中学校適正規模検討委員会の答申内容と、現在の進捗状況について質問をいたします。

児童・生徒数の減少に伴う小・中学校の小規模化が進行していく中、平成25年7月の段階で具体的な方策の諮問が行われております。

この答申における具体的な方策に対する提案としては、通学区域の変更、十四山中学校の教育施設の充実、学校名の変更が提案されており、学校自体が地域コミュニティの中心的存在であることから、統廃合ではなく、校区の見直しを図ることで適正規模を目指すことを重要とし、地域住民への配慮を必要とすべく、納得のいく説明やこれに応えるべく、施設や教育内容の改善を求め、新しい魅力をつくり出す上でも、校名も有効的に活用する努力が必要であるとされています。

この答申がなされて以来、地域においても学校のよりよい配置が目指されてきたと思いま

す。行政、特に教育委員会における施策において、学校、保護者、児童、生徒、地域住民に対する提案や説明がどのようになされたか、具体的に時系列でお答えをください。

○議長（大原 功君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） お答えします。

平成25年7月に弥富市立小中学校適正規模検討委員会が発足しました。この委員会では、学校の適正規模について、10人の委員により全市的に見据えた視点で、3年間、調査・検討を重ねてきました。

私はこの1年目だけですが、弥富市小中学校長会長の立場で委員に選ばれていました。最初に事務局から言われたのは、財政のことは考慮しなくてもよろしいので、純粋に子供たちの望ましい教育環境をつくるために、通学区域の再編成を踏まえた学校適正配置を提案してほしいというものでございました。

主に適正規模について論じられ、大藤、栄南、十四山東部、十四山西部、この4つの小学校については、通学距離が遠いこともあり、小学校の統廃合については当面は考えず、市内3中学校の適正規模について論じられました。中学校の適正規模は、普通学級12クラスから18クラスの間というのが文部科学省の定義でございます。人口4万4,000人の都市に中学校3校は適正ではあるが、今後、弥富中学校は大規模傾向になり、十四山中学校は小規模傾向が強まっていくのを是正する必要があるという考えになりました。

したがって、3つの中学校のバランスを保つには、弥富中学校区の一部を十四山中学校に編入することが考えられ、平島東地区は、弥富中学校にも十四山中学校にも近いということで、この案が浮上し、3年を経て、平成28年3月に答申されました。

私が教育長に着任したのは、その年の10月でございました。

この答申は、簡略して言いますと、小学校は、当面の間はそのまま現状維持し、十四山中学校は平島東地区を編入し、三百島地区は幹線道をまたいで通学するので、弥富北中学校へ校区を変更すること、そして教育環境、施設の整備、すなわち老朽化した校舎を改築すること、武道場と体育館を新設することと提案されました。また、校名の変更も提案されました。

教育委員会事務局では、平島地区自治会に出向き、趣旨を伝えたと聞いています。

しかし、自治会からは、平島地区は1つであり、分割することはありません。また、日の出小学校を新設する際に校区を決定したのに、またの校区変更は同意することができないと、答申案には不賛成でした。

そこで、平成29年8月の弥富市総合教育会議では、将来の小・中学校の設置の在り方について、3つの要素を重視して検討していくことを教育委員会が提案いたしました。

1つは、適正規模検討委員会の答申内容を尊重すること、2つ目は、子供の願い、地域の願いを重視すること、3つ目は、少子化、人口減少の波と、中期財政計画、公共施設マネジ

メントの視点を考慮すべきことです。

そのときに、様々な適正化・統合のパターンを検討しました。その当時、名古屋競馬場が栄南地区に移転してくるということで、人口増加が予想されることから、栄南小と大藤小の統合については動向を見ることで見合わせました。主に、十四山地区に小中一貫校、または義務教育学校の設立、また中学校区の自由選択制も検討しました。

そして、同年10月の総合教育会議では、十四山地区に統合のアンケート、東平島地区に統合に関するアンケートを実施し、最終的には十四山中学校の現場所に東部小と西部小を統合し、中学校は日の出小の東平島地区と東部小、西部小の児童で構成し、最新の設備と人工芝グラウンド等を兼ね備えた魅力的な小中一体型の（仮称）弥富東中学校・十四山中央小学校のモデル案を提案しました。これは、子供たちにとって、小規模校のメリットである行き届いた指導と最新の設備等で、通いたい学校のモデルとしました。

しかし、これは中期財政計画等の兼ね合いで、結果的には難しいとされました。

平成30年になると、令和2年度完全実施の小学校の新指導要領の改訂内容が明らかになり、未知の社会を生き抜く力を育む教育として、主体的・対話的な深い学び、いわゆるアクティブラーニングが教育の主流になることが明らかにされてきました。

特に対話的な学びでは、個人の考えを友達と意見交換したり議論したりすることで、新たな考え方に気がついたり、自分の考えを妥当なものにしたりすることで生きる力を身につけるとされています。限定された人間関係ではなく、多様な人と関わることで力をつけていきなさいと言っています。このことは、私たちにとって大きな変換点でした。学校の在り方を適正規模、適正配置を主とした考え方から、子供の新しい教育の理念に沿った教育環境の条件から考察することに変えたのです。

また、平成25年に予想された児童・生徒減少数が、平成30年には予想をはるかに上回って減少することが明らかになってきました。少子化で生じる課題、いじめや不登校の課題、真夏での登下校での安全の問題等、様々な課題がありました。

そこで、教育委員会として、これからの教育を受けさせる義務を負う主体のゼロ歳児から小学校6年生までの保護者に、子供の教育環境に関するアンケートを実施し、今後の小・中学校のよりよい教育環境について検討を進めることとしました。

素案を教育委員会でまとめ、総合教育会議を経て、議員の皆さんにもお知らせして、大藤小、栄南小、十四山東部小、十四山西部小学校の保護者にアンケート調査を、令和元年6月に実施しました。

また、半年遅れて、十四山中学校の教育環境に関するアンケートも実施して、その結果についても、議員の皆様、市民の皆様にも御報告させていただきました。以上でございます。

○議長（大原 功君） 佐藤高清議員。

○15番（佐藤高君） また、再質問は次に行います。

しかし、私の今回の質問のキーワードは、説明責任と説明義務であります。しっかりと後で再質問します。

それで、教育長の答弁が長いから、私の質問の時間が短くなってしまいますから、これ説明してないでこういう長い答弁になるわけであって、いいですか、説明義務と説明責任ですよ、キーワードは。

次の質問に行きます。

その後、教育施設マネジメント推進委員会や公共施設再配置計画において、施設統廃合の重要施策の一番手に学校が上げられました。今回の計画の位置づけとして、老朽化、財政状況、人口減少への対応が上げられ、統合が検討される学区以外では、施設の長寿命化や修繕で対応していく方向性となっており、子育て支援施設についても、それぞれ学校と同じ方向となっていくことになり、影響を受けると思われます。

教育委員会は、小・中学校の設置や廃止等の職務権限があることから、この問題に対応・協議・検討していく上では最重要組織であります。奥山教育長は、まさに統合の対象として名前が上がった十四山中学校において、長年教員として部活動の活動においても、全国大会に出場されたり、御活躍をされました。そして、教員として赴任された時代と、校長として赴任された時代、それぞれの現状をじかに感じておられます。この問題に取り組むリーダーとしては、これ以上ない適任者であります。奥山先生には親子二代にわたってお世話になったとの声は、十四山地区では多く聞かれる話であります。十四山地区の教育行政において、長きにわたり御尽力頂いた功労者と認識をしております。弥富市立小中学校適正規模検討委員会、そして弥富市マネジメント推進委員会、この2つの委員会に、特に弥富市立小中学校適正規模検討委員会においては、当時現役の十四山中学校の校長として参加をしていただいております。

そこで、奥山教育長に、弥富市立小中学校適正規模検討委員会の答申内容に対する当時の思いや、そこからの現状、また弥富市公共施設再配置計画における現状案について、教育長としてどのような思いや采配の在り方を行われたか、お聞かせください。

○議長（大原 功君） 一般質問の高清議員から、答弁が長過ぎるということですので、気をつけてやってください。

教育長。

○教育長（奥山 巧君） 先ほども申し上げましたが、適正規模検討委員会には最初の1年だけでしたが、このときは学校規模について主に検討し、3中学校の規模をバランスよく取ることによって論じてきました。当然、バランスを取るには学区の変更が必要で、難しい問題であることは認識していました。

ところが、この平成28年からは急激な少子化が明らかになり、また指導要領の改訂、道徳教育の振興、小学校での英語教育の振興、ICT教育、プログラミング教育など、社会教育情勢も大きく変わろうとしていました。答申を考え出した平成25年当時とは、時代は流れていきました。適正規模の考え方も、変化する必要もあったのです。

教育長になってからの教育環境に関するアンケートでは、これからの子供たちの生きる力をつけるためにはどのような教育環境が適正であるか、保護者とともに考えていく姿勢で調査しました。

関連はありますが、特に弥富市公共施設再配置計画のために行ったものではありません。以上です。

○議長（大原 功君） 佐藤高清議員。

○15番（佐藤高清君） 次に、小・中学校の統廃合に対する市民の皆様から寄せられたパブリックコメントについて質問をさせていただきます。

これは、保護者のアンケートでも結構であります。

科学技術の急激な発展や社会情勢の急激な変化に対応すべく、学校教育に求められる役割もさま変わりをし、生涯学習時代を迎えたことは周知のとおりだと思います。本来、学校運営の主役は、従来、児童・生徒、保護者、教員が中心だったものから、生涯学習時代の到来に対応すべく、地域住民もそこに加わったのではないかと考えております。

現在においても、教育問題を語る上では、児童・生徒、保護者、教員が中心で、学校、家庭の在り方をメインとは思っていますが、地域住民、地域コミュニティの存在、協力なくしては解決できないことも存在することは事実であり、地域住民、地域コミュニティの在り方を考察する上でも、学校との関わりが必要となります。児童・生徒、保護者、教員、地域住民、それぞれの立場で、学校・教育、地域に求めるものも違いがあっても当然だと思います。

ただ、学校と家庭、地域の役割分担においては、学校には教科の基礎的な学力と自ら学ぼうとする力、人間関係を築く力を構築することを求め、家庭や地域には、善悪を判断する力や基本的な生活習慣、そして社会生活に必要な常識を身につけるといったことを多くの方は望んでおられると思います。

一番大切なことは、子供が健全に育つことを念頭にしなければいけないと思います。今回寄せられた保護者のアンケートの中には、学校関係者の意見だけでも、子供たちの成長、発達に不安を持つことや、スクールバスの問題点を指摘されたものがあると伺っております。再編することのメリット・デメリットを、住民の皆さんに迅速かつ丁寧に説明する義務は当然のことです。様々な方法で、市民参加型の意見を集約して行っていただいたと思いますが、この問題についてどのように周知されたか、具体的に答弁をお願いします。

○議長（大原 功君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） お答えします。

4 小学校の調査では、ゼロ歳児の学区の保護者から、保育所・幼稚園の保護者、小学校6年生までの保護者、合計480人に依頼し、回答457人、94.81%の高い回答率でした。

十四山中学校の調査では、中学校区のゼロ歳児から保育所・幼稚園、東部小、西部小、十四山中学校の保護者311名に依頼し、回答293人、回答率94.21%の、これまた高い回答率を得ました。いかに関心が高いかがうかがえました。

4 小学校の調査では、より重要視したい事項として、上位4つは共通でした。

1位は安全管理体制がしっかりなされている、2位は、いじめや不登校等の未然防止の取り組みや対応がしっかりなされている、3位は、施設、校舎、体育館、トイレ、空調等が安全で快適である、4位は、教職員にゆとりがあり、グループ学習や習熟度学習、専科教員など、多様な学習指導形態で指導を受けることができるでした。

十四山中学校の調査でも、上位4項目は同じでありました。

上位3つは、学校規模に関わることなく、共通なものであると思われます。しかし、第4位の教職員にゆとりがありという項目は、小規模校では難しい事項です。

そして、現状のまま維持していくか、統合等で再編するかの質問には、小学校全体では、学校統合が29%、現状維持が27%、学区再編が27%、その他になっています。十四山中学校では、現状維持が31.4%、分離・統合が36.5%、ほかとなっています。

この数字は、少子化が進むにつれて変化していくかと思えます。教育委員会としては、今後3年から5年間、地域に入って、様々な人々・団体から意見を集約しようと考えています。

しかし、最も尊重したいのは、子供の教育を受けさせる義務の主体の保護者だと思っています。今年度は、4つの小学校と十四山中学校のPTA・役員会等に訪問し、さらに意見を集約していこうと思っていました。

しかし、コロナ感染防止のため、今とどまっているところです。丁寧に、慎重に進めていこうと思っております。以上です。

○議長（大原 功君） 佐藤高清議員。

○15番（佐藤高清君） これまで時系列で答弁を頂きました。

それでは、これまでの質問をまとめて、安藤市長に質問をさせていただきます。

弥富市立小中学校適正規模検討委員会の答申を尊重したいが、その後のアンケート調査結果や社会情勢の変化の中で、適正規模の考え方も変える必要性があったとのことでもあります。

弥富市立小中学校適正規模検討委員会の答申を、28年3月に市民の皆様に公表をしております。

翌年、29年8月から弥富市総合教育会議でアンケートを実施したり、新指導要領の改訂があり云々と御説明がありましたが、市民に公表した弥富市立小中学校適正規模検討委員会の

答申の後、真逆と言える方向転換がなされたなら、丁寧にかつ速やかに市民の皆さんに適正規模の考え方の変化をお示しすべきではなかったのか。

小・中学校の統廃合について、保護者アンケートをされた結果を見ても、正しく判断できた人はどれだけ見えたでしょうか。行政の行うことについて、市民の皆さんに100%の賛同を頂くことは不可能でしょう。過半数の賛成を得れば実行という例が多くあるわけですが、その場合でも、少数派にしっかりと説明する義務があるわけです。市当局だけでなく、我々議員にも、特に今回のように、将来の弥富市を左右する問題を説明する政治的責任があります。

市民参加型と位置づけ、答申として公表した案件を変更することを、説明もせずに方向転換した、その責任は、時代の変遷、指導要領の改訂とし、市当局としてはやむを得ない判断としています。市長をはじめとする市当局、職員、議員、教育委員会、教育長には、この説明責任が大きく、議員の一人としてワークショップやパブリックコメント、アンケートなど、市民の皆さんの意見をしっかりと説明することが最重要課題と捉えています。説明もせずに進めたアンケート集約、そしてワークショップなどにつき、今後どのように修正・再説明を進めていくのか、市長、お答えをお願いします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 公共施設再配置計画における、特に小・中学校の統廃合の問題につきましては、先ほど教育長の説明にありましたように、未来を切り開く生きる力を育成するために、よりよい教育環境を整備することを第一に考えてまいりたいと思います。

昨年度のアンケートで、保護者の皆さんが大切にしたい項目について知ることができました。また、今年1月12日に十四山スポーツセンターにて、弥富市公共施設市民フォーラムが開催されました。そのときのパネラーで出席された愛知教育大学名誉教授の吉田先生は、弥富市小中学校適正規模検討委員会の座長を務められた方ですが、吉田教授は、少子化に伴って小学校のクラス数が1つになると、集団のコミュニケーションの機会がなくなってしまうと感じた。中学校に進学した際に、集団に溶け込めない生徒が出てくる可能性があり、また学習の観点から、習熟度別の学習が不可能になる。また、児童数が少ないと教員数も少なくなり、専門的な教科を教える先生の配置ができなくなる。先生の量と質の確保が難しくなるとの指摘を受けました。したがって、統合は進めていくべきであるが、数合わせではなく、子供の目線に立って考える必要があるとアドバイスを受けました。

また、弥富市小中学校適正規模検討委員会では、学校関係者、教育関係者、PTA、自治会など、いろいろな立場でのお話で、收拾がつかず、意見がまとまらなかったと語って見えました。

時の流れは今後も加速します。答申が出されてから二、三年で社会情勢が大きく変わりま

した。先ほど教育長も答弁しましたように、保護者や地域の方から御意見を伺い、最終的には有識者を含めた委員会を立ち上げ、これを経て政治的な判断をし、市民の皆様、議員の皆様にお示ししたいと思えます。以上でございます。

○議長（大原 功君） 佐藤高清算員。

○15番（佐藤高清算員） 今、市長にお答えを頂いたわけでありませうけれども、この答弁書は教育部長がつくられたものですか。

いいですわ。質問します、再質問。

今、市長の答弁の中で、市民フォーラムのパネラーで、弥富市立小中学校適正規模検討委員会の座長であった吉田先生から、検討委員会の答申が、まとまった答申が出たにもかかわらず、意見がまとまらなかった、これ、つじつまが合いますか。教育部長。

○議長（大原 功君） 山下教育部長。

○教育部長（山下正巳君） お答えします。

その会議の中において、様々な御意見が出たかと思えます。それにつきまして、一つの方向性でまとめることのできる意見が出なかったというふうにかえます。

その中においても、一つの答申を出したということになっていると考えています。以上です。

○議長（大原 功君） 佐藤高清算員。

○15番（佐藤高清算員） 今、市長に答弁していただいて、この文言だけが議事録に残ったとしたら、吉田先生の名譽に傷がつきますよ。

弥富市立小中学校適正規模検討委員会では、学校関係者、教育関係者、PTA、自治会など、いろいろな立場での話で、收拾がつかず、意見がまとまらなかったと、28年に答申を出された座長が、今年1月のパネラーで言ってみえる。

これ答申を尊重して、教育会議を進めてきておるわけでしょう。その答申がまとまらなかったとここで発言したとしたら、先生の名譽もあつたものじゃないですかね。教育部長、もう一遍答弁。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正巳君） お答えします。

あくまでも、意見がまとまらなかったというのは、様々な御意見が出た中で、一つの方向性を出し切ることについての意見がまとまらなかったということだと考えております。

その中で、やはり適正規模の考え方として、一つの方向性を出す、こちらについては先ほど、教育長、市長が答弁しておりましたとおりの方向性を出して、答申を出させていたということでございます。

○議長（大原 功君） 佐藤高清算員。

○15番（佐藤高清君） 市長は、事務方がつくった答弁書を読み上げたということで、市長にはいいですわ。

この文言だけを見たら、25年の答申は何だったんだと思いますよ。答弁書を作るときは、やっぱりそういうことは尊重して、絶対の間違いがないように作るべきだと思いますよ。

教育長、どうですか、その辺のところ。

○議長（大原 功君） 教育長。

○教育長（奥山 巧君） 私も教育フォーラムに出ておまして、いろんなパネラーさんの御意見を聞きまして、記録にも残っております。吉田先生にも御確認させてもらって、先生のアドバイスをお話しさせてもらってよろしいでしょうかという確認も取っております。

付け足すと、私も適正規模検討委員会におりましたけれども、本当に、その当時は弥富市小中学校長会長、もっと具体的に、十四山中学校長の立場で発言していたかと思います。

私のそのときの発言と、今の考えとは、ちょっと立場が異なっておるということは正直に申し上げたいと思います。

なかなか、弥富市小中学校適正規模検討委員会というのは、規模のことを検討していたということで、やっぱり考え方としては、子供の教育環境を主として考えたほうがよいのではないかというふうに、私は教育長になってから、そのように考えさせてもらった次第でございます。

○議長（大原 功君） 佐藤高清議員。

○15番（佐藤高清君） 教育長に適正規模検討委員会の校長としての発言と、そして適正規模検討委員会の発言、さらには公共施設再配置計画での教育長の発言が大きく差があることを、質問を通告してあるけれども、ただいま答弁していただきましたけれども、弥富市立小中学校適正規模検討委員会は、25年の7月から始まって、12回やって、その平成28年5月に答申が出された。

今、誤解を招くように、その答申はまとまっていなかったと、そういうような答弁に捉えても仕方がないような答弁書ですよ。誤解を招きましたと言、あなた言われたかね、部長。私、誤解しておるが、もう既に。そうとも取れても仕方がないでしょう。答弁書を作るときには、みんなすり合わせするんだから、前段があり、後段があって、ほんの一部を抜粋して答弁にするんだから、絶対に間違いのないように答弁書をつくっていただきたい。

どうして私がこういう質問をするかということ、最近の弥富市は、議案が突然出てくるんですよ。議案の説明もなしに。今回の3月議会でも、我々は2月の選挙を行って、3月1日に16人になりました。3月の定例会で、突然大変な議案が出てきて、賛成された方が8名、これは決まったことだいいですわ。そのうちの6名が、新しい議員じゃないですか。審議時間は、どれだけつくられましたか。

この問題も、今度4年後に改選されて、新しい議員がなったときに、突然、議案として出されて、判断せよと言われても困るんですよ。

だから、一つずつ決まったことは、教育長、説明して、真逆となったときには、それをきちっと説明して、アンケートを取るべきじゃないですか。いかがですか。

○議長（大原 功君） 教育長。

○教育長（奥山 巧君） 大変、厳しい御意見ありがとうございます。肝に銘じて、今後参りたいと思います。

○議長（大原 功君） 佐藤高清算員。

○15番（佐藤高清算員） 本当に、議案を出すときには、前段できちっと、市民の皆様、特にこの問題は、栄南学区の皆さん、そして大藤学区の皆さん、十四山地区の皆さんが十分に納得できる説明をしっかりとっていて、答弁の中にもありましたけれども、3年から5年ということは、ちょうど改選のタイミングで出してくるなあと思いましたよ。この3月のように。8人賛成のうち、6人が新人の議員ですよ。審議時間、どれだけありましたか。質疑・答弁いただけますか。そんな議案の出し方をされたら困るから、私はこの件について質問しておるんです。

市長、答弁をお願いします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

答弁者が納得いかないので、政治決断で、ちゃんと答弁してください。

○市長（安藤正明君） ただいま佐藤高清算員のほうから、小・中学校の統廃合についてのいろいろ、様々な角度からの質問を頂いたところでございます。

私も市長に就任しましてから1年と数か月がたったわけでございますが、これまで教育長のほうからも御説明申し上げましたとおり、栄南・大藤学区、そしてまた十四山の西部・東部ということで、大変教育環境においては厳しい状況に子供たちがなっているということは感じているところでございます。

ただ、これも学校があり、また地域がありということでございますものですから、しっかりと地域の方々、また親御さん、子供たちにも御理解いただきながら、今後、どうしていくべきかということをしつかりと議員の皆様とも御相談申し上げ、進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（大原 功君） 佐藤高清算員。

○15番（佐藤高清算員） 次の質問も用意しておりますけれども、次はコロナウイルス対策の質問でしたけれども、この辺で私は降壇しますけれども、全て人のせいにはせず、やっぱり決まったことはその時点で説明して、こういう方向に変わりましたということ、そのタイミングでしっかりと地域の皆さんに説明していただいて、事を進めていっていただきたい。そ

う思っております。

これからのこの問題につきまして、十二分に榮南学区の皆さんに納得のいく説明、そして大藤学区の皆さんに納得のいく説明、さらには十四山地区、納得のいく説明をしていただいて、皆さんが納得してから議案に上げていただきたい、そう思っております。

強く要望して、質問を終わります。

○議長（大原 功君） では、ここで暫時休憩をいたします。

再開は11時5分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、板倉克典議員。

○1番（板倉克典君） 1番 板倉克典、通告に従いまして質問させていただきます。

木曾川の水害防止対策、そして河床、川底のしゅんせつについて質問いたします。

昨年の台風19号で長野県の千曲川の堤防が決壊しました。過去最大の水圧が、決壊した堤防部分にかかったと言われていています。毎年のように大型台風や異常降雨が発生している現在の日本ですが、東海地方でも異常降雨が続いた場合、木曾川の河口に位置する弥富市では、堤防の決壊が大変心配されるところです。

尾張大橋は昭和8年に架けられ、その当時の高さのまま87年たちました。昭和34年の伊勢湾台風以降、弥富市は1メートルから1.5メートル地盤沈下をしております。

事務局の方、写真をお願いします。

木曾川に架かっています尾張大橋ですが、路面の高さは海拔5メートルで、橋桁の下部はそれからさらに1.1メートル低くなっています。周辺の堤防7.5メートルよりかなり低い状態です。河川が増水した場合、国道1号線道路部分から水が市街地に入ってきたり、その勢いで堤防が決壊したりする危険性があります。

現在の状況では、道路がありますので堤防かさ上げ工事をするには尾張大橋架け替え工事が一体となったものでないとできませんが、国土交通省の道路担当部門は、道路としては使えるという理由で架け替え工事を先送りにしており、それが堤防が造られない理由になっていると考えます。

写真、ありがとうございます。ありがとうございました。

昨年、他の議員の質問に対して市からの回答では、尾張大橋周辺の高潮堤防未整備区間については、橋梁改築に併せて整備する予定であると木曾川下流河川事務所より聞いていると

返答されています。その整備の予定は、その後、弥富市に対して連絡や報告はありましたか。また問合せはされましたか、お願いします。

○議長（大原 功君） 大野建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

尾張大橋周辺の堤防の高潮対策整備事業について、木曾川下流河川事務所より整備予定の連絡や報告は、現在入ってございません。また、高潮対策整備事業は、横断工作物である道路や鉄道の橋梁改修が必要となる大型事業であります。年2回程度、国に対して要望活動を行っております。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 弥富市としては、尾張大橋付近の堤防強化工事が進まないのは、国土交通省の中で考えが一致していないからであると認識されていますか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） 木曾川の尾張大橋を含む区間については、河川整備計画における目標流量、計画高水流量を計画高水位以下で流下させることができることから、河川の対策としては流下能力が不足する区間や耐震対策を優先的に実施しており、また尾張大橋については、橋梁点検において架け替えに至る構造的な老朽化はなかったことから、道路の対策としては引き続き適切な維持管理に努めていく考えであると聞いております。

しかしながら、満潮時に伊勢湾台風規模の高潮が発生した場合には、水位が堤防高を超え、越波による浸水被害が発生することが想定されることから、そのような危険性が高まった際に、大型土のうによる閉め切りを行うこととなっております。

したがって、国土交通省の道路管理者と河川管理者とでは、木曾川の尾張大橋付近の整備の考え方は調整されていると考えております。

○議長（大原 功君） 板倉克典議員。

○1番（板倉克典君） 今年1月に日本共産党弥富市議団は、本村伸子衆議院議員とともに国土交通省中部地方整備局に対して、激甚災害に備えて尾張大橋の早期架け替えや防災・減災の抜本的強化を求める申入れに行ってきました。そのときの河川部長の回答では、重要度Aと認定しているということでした。

その後、国土交通省の和田政務官が尾張大橋の堤防の視察に見え、堤防より低い橋を見るのは初めてだ。国が管理する堤防が決壊するなど許されないというような発言をされています。

平成30年12月に閣議決定された防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策ですが、木曾川に架かる尾張大橋架け替えはその緊急対策の対象に含まれていますか、お願いします。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） 尾張大橋を含む区間については、河川整備計画における目標流量、計画高水流量を計画高水位以下で流下させることができることから、3か年緊急対策の対象には含まれていないことを聞いております。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 先ほど言いました重要度Aという国の認識ですが、重要水防箇所A判定の上にはそれ以上ランクがありません。最も重要ということですね。適用理由としては、国土交通省は尾張大橋を桁下不足と認定しています。水面からの距離が近いと、不足しているということです。増水時には橋が水に洗われたり沈んだりしてしまう可能性、最悪のときには低い堤防から決壊するかもしれないことを分かっているながら、道路は大丈夫だからしばらくこのままですという国の考えですが、建設部長にお聞きします。国の理屈はそのとおりのと思われますか。それとも、その理論は成り立たないと思われませんか、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） 先ほども御答弁させていただきましたが、優先順位を国としてはつけて整備を行われていると考えております。ただし、弥富市としては、引き続き国のほうに対しましていろんな団体と協力して要望のほうは進めてまいりたいと思っております。

○議長（大原 功君） 板倉克典議員。

○1番（板倉克典君） まだ使用できる道路であるから使用を続けるという考えが国土交通省の道路部門担当者にありますが、その認識は国土強靱化をうたう国の3か年緊急対策とずれているのではないかと思います。

1999年には、国土交通省は尾張大橋の老朽化、そして高潮のときの危険性を認めて架け替えの設計にまで、一度は入っています。その後は、なぜかこの老朽化を否定して補修で対応という見解に変わっています。再塗装したり道路舗装したり鉄棒を補強したりということは、この補修は桁下不足の解決にはなっておりません。

視察に見えた政務官から、今行っている3か年緊急対策では不十分なところがあり、見直しを行っているとの発言もありました。ぜひその見直しの中に、弥富市そして周辺の市町村の首長などと一緒に、県や国の緊急課題として尾張大橋の架け替えを含む周辺堤防の改修をすぐに加えてもらうことを国に対し申入れするなど全力を尽くされることを求めますが、市長の考えをお聞かせください。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今年の1月にありました国土交通省政務官視察の際には、和田政務官に尾張大橋の架け替えと併せて大規模地震への対策を含めた堤防整備の早期着手のお願いをしたところであります。

今後も桑名市、木曾岬町と連携を取りながら、尾張大橋周辺の堤防整備と尾張大橋の架け

替えの早期事業着手を、引き続き国土交通省に要望を行ってまいります。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 尾張大橋架け替えは1年や2年の工事期間でできるものではないと承知はしておりますが、大型台風や集中豪雨は毎年発生します。であるからこそ、一刻も早く重要課題として取り組んでいただくことを強くお願いしまして、質問を続けさせていただきます。

木曾川尾張大橋付近の川の底、河床について伺います。

今、干潮時には、木曾川尾張大橋付近は大変な浅瀬になります。この原因は、堆積していく川砂が採掘されなくなったからであると理解しています。市としては、尾張大橋付近の干潮時の浅瀬が近年大変目立ってきていることを把握されていますか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

昨年の議会での一般質問におきましても木曾川の河床状況に係る御懸念を頂き、河川管理者であります木曾川下流河川事務所に伝え、確認をしていただいておりますが、市としても引き続き注視してまいりたいと思います。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 塩分を含む木曾川河口の砂を建材として使用すると強度が弱くなるために、日本のバブル崩壊後、生コンクリートに混ぜて使うということがなくなり、使用されにくくなっていると聞いております。

木曾川の底をさらって土砂などを取り去る工事をすれば河川の容積が増え、増水時に堤防の負担が少なくなるのは間違いのないと思います。

1月10日に日本共産党弥富市議団が国土交通省中部地方整備局に行きまして、10年前、20年前と比較して目に見えて河床が浅くなっているという弥富市民の声を伝え、調査を求めましたところ、河川担当の責任者の方からは調査するという回答でした。

国土交通省中部地方整備局よりいつ調査する、あるいは調査したという情報や報告はありましたか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

木曾川下流河川事務所において、巡視や定期的な測量等により河床の状況変化を把握し、必要に応じてしゅんせつ等の対策を行うと聞いております。

巡視については週2回程度、測量については5年程度に1回実施しているが、出水により大きな河床変動を生じた場合には、必要に応じて実施していると聞いております。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） また、国の3か年緊急対策に木曾川の尾張大橋周辺の掘削、しゅんせつなどの災害対策は含まれていますか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） 現状では、河川整備計画における木曾川の目標流量を流すための断面は確保されており、今のところしゅんせつを行う予定はなく、3か年緊急対策の対象にもなっていないと聞いております。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 堤防より大幅に低い国道1号線と橋桁、そしてそこだけ低い堤防部分、そこに河床が浅くなれば一層危険が大きくなります。河床の調査としゅんせつは、橋の架け替えほどは時間も予算もかかるものではないと思います。早急に行われますよう弥富市、周辺市町村、愛知県の共通の要請として国土交通省への要請を緊急に行っていただきたいですが、市の見解はいかがでしょうか、お願いします。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） 先ほども御答弁させていただきましたが、河川管理者においては現状の河床高であれば目標流量を流すための断面は確保されているということで、今のところしゅんせつを行う予定はないということでございます。

今後、増水時に堤防の負担とならないように河床高の変化を河川管理者と共有しまして、状況に応じて要請を行っていきたいと思います。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 尾張大橋堤防部分が決壊するようなことがあれば、弥富市全体が水没します。

3か年緊急対策後も、国は国土強靱化基本計画に基づき必要な予算を確保し、災害に屈しない国土づくりを進めると閣議決定しています。いざとなったら土のうで積みますということですが、大変心もとない対応です。災害対策の最重要課題として安藤市長には全力で、最速で取り組んでいただきたいと思いますが、そのことを含めた市長総括をお願いします。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 尾張大橋周辺の整備につきましては、今後発生が危惧されます南海トラフ巨大地震やスーパー伊勢湾台風などから市民を守るための、安全・安心に暮らせる災害に強いまちづくりには欠かせないものであります。

先ほども申し上げましたが、尾張大橋周辺の堤防整備と尾張大橋架け替え、また今、御質問がありました河床のしゅんせつ、こちらのほうも早期事業着手に向けて桑名市をはじめとする関係自治体と連携を取りながら、引き続き国土交通省に要望してまいります。

○議長（大原 功君） 板倉克典議員。

○1番（板倉克典君） 災害時に木曾川堤防の決壊を防ぐことは、弥富市だけでなく近隣のまちや愛知県にとっても大きな事柄だと思います。木曾川に隣接する弥富市が国に強く言わないで、どこの自治体が言ってくれるのかということですね。

この地域の水害対策の最重要課題として取り組んでいただくことを求めて、これで私の質問を終わります。

○議長（大原 功君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時25分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時22分 休憩

午前11時25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、横井克典議員。

○7番（横井克典君） 7番 横井克典でございます。

通告に従いまして、2つの質問をさせていただきます。

質問の前に、市は5月11日より、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一つであります10万円が支給される特別定額給付金の支給を始められました。5月22日には市役所から各家庭に申請書が送付され、6日後の28日には最初の振込が行われております。

私は、振込があった市民の方々から、市役所の迅速な対応に感謝していますとの声を伺いました。市職員の皆さんの頑張りのたまものであると思っております。ありがとうございます。引き続き、市民の皆様の御期待に応えていただきますようよろしくお願いいたします。

さて、1つ目の質問は、令和3年度の予算編成についてであります。

市長は3月定例会の令和2年度施政方針演説の中で、やむを得ず財源確保のために財政調整基金をはじめとする各種基金から多額の繰入れを行うなど、厳しい予算編成となったところでありますと御発言されました。

そこで質問いたします。

市は、令和2年度の予算編成を行うに当たり、財源不足を補うために財政調整基金から約7億6,000万円の繰入れを行っています。これほど多額の財政調整基金繰入金を予算計上しなくてはならなかった要因について、具体的に御答弁をお願いいたします。

○議長（大原 功君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

最初に歳入の面でございますが、普通交付税の合併算定替えの特例措置が段階的に縮減されることにより、令和元年度と比較し7,000万円の減額を見込みました。

次に、歳出の面でございますが、1点目は、令和2年度から下水道事業が公営企業会計へ

移行したことによるものがございます。それは、公営企業会計に移行したことによって従来的一般会計、特別会計と通帳を別に分ける必要が生じたので、例えば年度初めに工事を発注し、業者より前払い金の請求があったとき、現金が不足する場合があります。そのため令和2年度は運転資金としまして、従来のお繰り出しとは別に1億円を企業会計に繰り出してあります。これは、この現金を使ってしまうというのではなく、運転資金として持っている現金でございます。これが財政調整基金繰入金が増加した要因の一つであります。これは令和2年度のみ措置となります。

次に2点目は、令和2年度から臨時職員が会計年度任用職員制度へ移行したことによって期末手当の支給など待遇改善を図りましたので、その分の人件費としまして2億5,000万円ほど増額となっております。これも財政調整基金繰入金が増加した要因の一つであります。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 多額の財政調整基金を繰り入れするには3つの要因があったということですが、令和3年度の予算に影響するのは会計年度任用職員の人件費2億5,000万円ということですが、さて、私は市の職員をしておりましたので、この厳しい予算編成は令和2年度だけではなくここ数年においても同様に厳しい予算編成であったと記憶しております。

なぜこのように厳しい予算編成が続くのか。私は、民間企業のように決算重視の視点に立って、合併後の平成18年度から平成30年度までの弥富市一般会計の決算状況を調べてみました。

事務局、資料1をお願いします。

僅かに字は小さいですけども、平成18年度から各年度の実質単年度収支を見ますと、合併後の13年間のうち、御覧のように9年間が赤字となっております。驚くべきことは、直近5年間、表で言うと下段ですね、平成26年度から平成30年度の決算におきまして、5年連続して実質単年度収支が赤字となっていることです。

そこで質問いたします。

市は平成26年度以降、実質単年度収支の黒字化に向けた取組を行ったのでしょうか。また、行ったのであれば、成果を上げた取組とその効果額について御答弁をお願いします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

最初に歳入の面の主なものでございますが、1つ目は十四山支所の利用していない部分を海部南部消防組合や海部南部広域事務組合に貸し付け、直近の令和元年度で409万円。2つ目は、市が所有しております未利用地を太陽光発電施設用地として民間に貸し付け203万円。3つ目は、市ホームページのバナー広告や庁舎内の壁面への有料広告などで65万円。4つ目

は公の施設の使用料について、屋外運動施設の徴収区分の見直しで129万円、また使用料の減免団体の減免率の見直しで240万円。5つ目は、保育料の見直しで2,500万円。6つ目は、市が所有している未利用地を一般競争入札により売却して2,700万円。7つ目は、未収金対策としまして西尾張地方滞納整理機構に参加し、毎年度3,000万円ほどの徴収実績がございました。

次に、歳出の面の主なものでございますが、1つ目はごみゼロ運動等専用袋を市販のレジ袋に変更し68万円。2つ目は、きれいなまちづくり推進補助金の見直しで170万円。3つ目は、給食サービスの本人負担の見直しで200万円。4つ目は、固定資産税の前納報奨金の廃止で880万円。5つ目は、防犯灯のLED化で500万円。6つ目は、市民プールの廃止で600万円。7つ目は企業立地指定企業交付奨励金で、多い年度で3億円以上交付しておりましたが、条例の廃止前に指定を受けた企業は一部継続いたしますが、交付の延長はしないこととしました。以上でございます。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 御答弁のとおり、市は多くの行財政改革の取組を行ってきました。

関連して総務部長にお伺いします。

御答弁の取組内容について、安藤市長が就任されてから新規に取り組みされた行財政改革がございましたら、御答弁をお願いいたします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

まず市民プールの廃止、また企業立地指定企業交付奨励金の交付の延長はしないこととしました。さらに、これからのもので実績はまだございませんが、ふるさと納税の返礼品の交付を開始いたします。これは現在手続を進めておるところでございます。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 市の御答弁のように、黒字化への取組を実施しても、それでもなお平成30年度から直近5年間が赤字になったことについて何が原因で黒字化できなかったのか、その理由について御答弁をお願いいたします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 平成28年度から普通交付税の合併算定替えの特例措置の段階的な縮減が始まったことや、新白鳥保育所建設事業や新庁舎建設事業の実施により、一時的な経費が発生したためでございます。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 市の御答弁のとおりだと存じます。

しかしながら私は、合併後の実質単年度収支が赤字傾向に陥っている一つの要因として、

合併後の行財政の効率化、いわゆるスリム化がうまくできなかったのではないかと考えております。

平成18年4月に弥富町と十四山村が合併して弥富市が誕生しました。先ほど部長が言われましたように、国は市町村合併を後押しするため、いわゆるあめとして普通交付税の特例、合併算定替えを用意いたしました。その普通交付税は、市町村合併すると特例として、旧町村がそれぞれ存続するものとして、10年間2つの町村分の普通交付税を受け取ることができます。その後、5年間は段階的に削減されて交付されてまいります。16年目以降は、新弥富市としての本来の交付税額になります。合併時と比べると受け取る額は減少いたします。合併後の15年の間で、合併の効果を生み出すために行政のスリム化を行う必要がありました。一般的には、重複している公共施設の統廃合や職員の削減などが代表的な取組であります。

私は、特に公共施設の統廃合が進まなかったのではないかと考えますが、その点について市はいかがお考えでしょうか、御答弁をお願いします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

御指摘のように、本市の公共施設の統廃合につきましては進んでいないのが現状でございます。

公共施設の統廃合には、そこを御利用になっている市民の皆様への代替施設等も考慮しなければなりません。したがって、こうした問題は計画的に進めていく必要があると考えております。

今後は、昨年度策定をいたしました公共施設再配置計画に基づき、統廃合を進めてまいります。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 市の御答弁では、公共施設の統廃合の問題は計画的に進めていく必要があるとのことですが、町村合併は平成18年4月に行われており、今年で14年が経過しようとしております。合併後数年後の御答弁なら理解できますが、14年たった今ではちょっと御無理があるのではないかと感じております。

今からでも遅くありませんので、行財政のスリム化の取組を速やかに実行していただきたいと思っております。

次に、市は平成26年度以降、5年連続して赤字になっている実質単年度収支をいつまでに黒字化させるのか、市のお考えを伺います。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 今回のコロナウイルス感染症の拡大による世界経済への影響は、リーマンショック以上と言われております。したがって、今後税収等の大きな落ち込み

も想定されることから、そうしたことも見極めながら、できるだけ早期に黒字化していきたいと考えております。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 市の御答弁では、できるだけ早期に黒字化していきたいとのことですが、私はこのたびの新型コロナウイルス感染症による経済情勢だからこそ、例えば3年後に黒字化、5年後に黒字化と、黒字化に向けての目標を明確に数値化、見える化して取り組んでいくべきであると考えます。国のプライマリーバランスの黒字化のように、目標を立てるべきです。数値化、見える化すれば市の職員や市民の誰もが理解でき、先送りすることなく、職員の責任の所在もはっきりしてきます。ぜひとも数値化、見える化していただくよう強く要望させていただきます。

次に、予算編成における財政調整基金の役割について質問をさせていただきます。

事務局、資料をお願いします。

弥富町と十四山村が合併した平成18年度の財政調整基金の年度末現在高は、約21億円でした。そこで、平成26年度から30年度の各年度の財政調整基金の年度末現在高と、令和元年度、令和2年度の年度末現在高の見込額をお教えてください。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

財政調整基金の年度末現在高は、平成26年度末が21億3,136万3,000円、平成27年度末が20億2,903万7,000円、平成28年度末が17億7,782万5,000円、平成29年度末が15億8,986万2,000円、平成30年度末が15億3,167万6,000円、令和元年度末が11億3,202万5,000円、令和2年度末の見込みでございますが、最終的な不用額も加味いたしますと、現状では8億円程度になるものと想定しております。また夏以降、普通交付税の算定も始まってまいりますので、そうした数値によって大きく変わってまいります。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 御答弁のとおり、財政調整基金は年々減少傾向にあります。

市は、今回の新型コロナウイルス感染症の問題や東南海トラフ地震をはじめとする大規模災害など、必要やむを得ない理由で財源不足が生じたときのために活用する財政調整基金を設置しておりますが、市としてそういったときのためにどのくらいの金額、お金を蓄えておくべきであるとお考えでしょうか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

最低でも10億円以上は必要と考えております。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 市の御答弁では、約11億円は必要ということでもあります。

しかし、令和2年度当初予算では、財政調整基金の取崩しを7億6,000万円ほど予定しています。そうすると、令和2年度末の現在高の見込額が、約3億円ほどに目減りすることになります。単純に予算ベースで考えますと、令和3年度当初予算も新型コロナウイルス感染症の影響を加味せず、令和2年度当初予算同様に財政調整基金の取崩しを7億6,000万円ほど必要になると仮定しますと財政調整基金が枯渇し、令和3年度、来年度の予算編成が困難な状況になると思われま。

予算が組めなくなると市政運営はどうなるのか。また、財政健全化がうまく進められなければ、弥富市も北海道の夕張市のように財政破綻して、財政再生団体になるようなことはあるのでしょうか。市のお考えを伺います。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

財政再生団体とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかが一定の基準を超えると財政再生団体に指定されるものでございます。

本市におきましては実質赤字がございませんし、実質公債費比率も基準の35%に対し6.1%でありますので、財政再生団体になるようなことはございません。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 市側から、弥富市は財政再生団体にならないという御答弁でございます。

しかし、このような赤字体質の弥富市の厳しい財政状況を鑑み、私は市長の御英断で財政非常事態宣言を発令すべきであると考えます。

事務局、資料3をお願いいたします。

今後、財政の健全化を進めていくに当たり、事業の再編整理、施設の統廃合などの経費節減や受益者負担の適正化など、地域社会や市民の皆様にも多少の痛みを伴う行財政改革を実施せざるを得ない状況であると考えます。

それには、弥富市は市民の皆様にも現状の市の財政状況を正しく知っていただき、行財政改革に御理解と御協力をお願いする必要があります。また全国的には、非常事態宣言を発令して積極的に財政の健全化に取り組んでいる自治体があります。最近では、東京都日野市や宮城県涌谷町が宣言しております。特に宮城県涌谷町は弥富市のように、先ほど部長が申されたように財政健全化比率の値が財政健全化に関する法律の基準内に収まっていますが、財政調整基金を取り崩して厳しい予算編成を行っている自治体であります。

弥富市も宮城県涌谷町と同様に非常事態宣言を発令するべきではないかと考えますが、市

としてのお考えを伺います。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

現段階では、財政非常事態宣言を発令することは考えておりませんが、御指摘のように財政状況が厳しいことは事実でございます。したがって、先ほどの御答弁でも申し上げました実質単年度収支の黒字化に向けた取組をさらに推進していく必要があると考えております。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 市長は施政方針で、今まさに本市の持続可能性が問われております。

もはや課題の先送りは許されない、待たなしの状態でありますと演説してみえます。ぜひとも市長には早急に非常事態宣言の発令をし、市民の皆様に市の財政状況を正しく知っていただき、財政の健全化に取り組んでいただきたいと思い、強くそのことを要望させていただきます。

次に、今回の新型コロナウイルス感染症の問題により来年度の市税収入の大幅な減収が見込まれ、令和3年度の予算編成はこれまでにない大変厳しいものになると予想されます。そのため、今まで同様に予算編成を行っていても、これまでの赤字体質から脱却することすら到底難しい状況になります。ですので、市はこの6月から9月の間に、現在弥富市が実施している事業や制度についてゼロベースで事業の点検・見直しを行い、10月からの令和3年度の予算編成につなげていく必要があると考えます。

そこで質問いたします。

今年度の予算編成作業はどのように進められていかれるのか。また、この6月から来年1月までの予算編成のスケジュールについて、分かる範囲で市のお考えをお伺いします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

現在、新型コロナウイルス感染症対策のための業務の仕分を実施しており、市民の皆様の健康と生命を守ることを最優先に感染拡大防止に向けた施策を実施するため、限られた財源を選択と集中により重点的に配分する必要があると考えております。そうした内容も見極めながら、令和3年度の予算編成に臨んでまいります。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 御答弁のとおり、市は新型コロナウイルス感染症対策のため業務が多忙になっていることは十分承知いたしております。

しかし、令和2年度当初予算と同様に令和3年度の予算編成を行えば、何の改善もなく今までの厳しい予算編成を繰り返すばかりです。ぜひとも市におかれましては、危機感を持つ

てこの6月から9月までの間に実施している事業や制度についてゼロベースでの点検・見直しを行い、10月からの予算編成作業につなげていただくよう強く要望させていただきます。

さて、この厳しい財政状況におきましては、より一層の安藤市長のかじ取りが重要視されてまいります。市長には、財政の健全化に向けて一層のリーダーシップを取っていただきこの難局を乗り越えていただくことをお願いして、1つ目の質問を終わらせていただきます。

次に、2つ目の質問に移らせていただきます。

2つ目は、公共施設の今後の在り方についてであります。

今年1月9日付の中日新聞尾張版に、弥富市の公共施設の再配置に関する記事が大きく取り上げられました。

事務局、資料4をお願いします。

主な内容としましては、大藤、栄南、十四山地区内にある小規模小・中学校の統合についてでありました。掲載後は私にも市民の皆様からの反響の声が届き、地元の小・中学校がなくなってしまうのですか、いつ頃統合されるのですか、経費節減のための統合は反対ですなど様々な御意見を頂きました。

そこで私は、市民の皆様の不安を少しでも解消できるよう、この公共施設の再配置の問題を当議会で取り上げさせていただくことになりました。

そもそも弥富市において、この公共施設の再配置の問題が取り沙汰され、議論されるようになったのはいつ頃、どういった経緯だったのでしょうか、御答弁をお願いします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

平成26年度に総務省から全国の自治体に、公共施設等総合管理計画の策定に当たっての要請があり、平成27年度より市において、公共施設の適正配置の問題について議論し始めました。そして、平成28年3月に弥富市公共施設等総合管理計画を策定し、今年3月に公共施設再配置計画を策定いたしました。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 御説明の経緯から、平成28年3月に公共施設等総合管理計画が策定され、本年3月に公共施設再配置計画が策定されたとのことですが、両計画の策定の趣旨及び関連性について、簡潔に御説明ください。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

公共施設等総合管理計画につきましては、本市では他の自治体同様に少子高齢化が進行し、社会福祉費用の増加は年々加速する傾向である一方、人口減少に伴い税収の減少が予測されることから、これまでに建設された大量の公共施設等の更新費用などが市の財政に大きな負

担となり、市民サービスへの影響が大きくなるということが予測されました。

こうした状況を踏まえ、今後真に必要とされる公共サービスの提供を維持・確保していくため、公共建築物、橋や道路等のインフラ系施設など公共施設の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化することが策定の趣旨でございます。

次に、公共施設再配置計画につきましては、本市が所有する公共建築物の評価を行い、最適なコストと資産の利活用を図るファシリティーマネジメント及び社会的ニーズへの対応の推進に向け、公共建築物の統廃合や再配置等の基本的な考え方を整理することが策定の趣旨でございます。

また、両計画の関連性につきましては、公共施設等総合管理計画は、公共施設再配置計画の上位計画でございます。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 次に、市は公共施設再配置計画を策定するに当たり、市民の皆様からの御意見・御要望をどのような方法でお聞きになりましたか。また、その市民の声を当該計画に反映されましたでしょうか。反映されたところがあれば、御説明ください。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

昨年1月から3月にかけて、一般公募者33名の市民参加による未来につなぐ公共施設を考えるワークショップを3回にわたって実施しました。

また、教育委員会におきまして、昨年6月と9月にそれぞれ小規模傾向にある小学校4校と中学校1校に通う児童・生徒の保護者、各校区内の保育所児等の保護者に子供の教育環境に関する調査アンケートを実施いたしました。

さらに、今年1月から2月にかけては、弥富市公共施設再配置計画を作成するに当たりパブリックコメントを実施し、5人の方から22件の御意見を頂きました。

御意見・御要望の反映につきましては、特にワークショップの御意見で保育所の民営化・認定こども園化に向けた検討、施設の利用上の規制の緩和、図書館棟の魅力化など計画に反映させていただいたところでございます。

○議長（大原 功君） 横井克典議員。

○7番（横井克典君） 次に、公共施設再配置計画の内容について御質問いたします。

再配置計画の中には、対象となる市内108の公共施設を12の施設の類型に分類し、再配置の方針が示されております。

本日は、市民の皆様に関心が高いであろう2つの再配置方針について質問を予定いたしておりましたが、先ほど佐藤高次議員の質問と重複している分がございましたので、1つ目の学

校教育施設の再配置方針の質問については割愛させていただきます。

とはいえ、学校教育施設の再配置を進める上で、小・中学校は地域の核、拠点であり、地域コミュニティと密接に関係しております。市は、統廃合の検討に当たって地域住民の方々への丁寧な説明や意見の集約に努めることはもとより、子供たちの教育環境を最優先に考え、慎重かつ着実に前に進めていただくよう強く要望いたします。

次に2つ目の質問、子育て支援施設としての保育所についての質問でございます。

再配置方針では、保育所については人件費を含む維持管理費は大きな負担となっており、公設公営の役割を考慮しつつ、各学区において公立保育所が1施設以上は配置できるように弥生保育所と西部保育所のいずれか及び桜保育所とひので保育所のいずれかを民間に譲渡し、民営化及び認定こども園化を検討しておりますと基本方針には記載がございます。

そこで、人口5万人前後の自治体である津島市、常滑市、高浜市、岩倉市、長久手市の市内にある公立と私立の保育所の箇所数とその割合についてお伺いします。

○議長（大原 功君） 宇佐美健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

本市と同規模の自治体の公立及び私立保育所の箇所数でございますが、本市の状況に合わせて保育所と認定こども園を合わせた数でお答えいたします。

津島市、公立が2か所、私立が10か所の合計12か所で、比率としては16.7%が公立でございます。次に常滑市、公立が11か所で私立が4か所、合計15か所。比率としては73.3%が公立です。次に高浜市、公立が1か所で私立が10か所、合計11か所。公立の比率は9.1%。岩倉市、公立が7か所、私立が4か所、合計11か所で公立は63.6%でございます。最後に長久手市、公立が6か所、私立が5か所、合計11か所で公立は54.5%となっております。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 答弁のように、これらのまちではかなりの割合で民間保育所が参入していることが分かります。仮に、公立保育所を民間に建物等を譲渡した上で民営化した場合のメリットとデメリットについてお伺いします。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 民営化によるメリットについては、まず人件費や施設の維持管理に係る経費の削減が期待できます。当面、正規保育所の人員は維持しますが、民営化に移行する保育所所属の保育士を他の公立保育所に配置することで、非正規保育士の人件費を削減することができます。また、中・長期的には、正規保育士の必要人員は確保しつつ、職員の定員管理上、同規模自治体と比べて不足している一般行政職員を増やすことができるのではないかと考えております。

施設の維持管理については、施設を民間事業者に移管する形により、民間事業者が老朽化

に伴う施設整備などを行う場合、国庫補助が活用できる制度がございますので、市及び民間事業者の負担を抑制することもできます。

保育サービスにおけるメリットとしましては、これまで本市では各小学校区に1か所以上の公立保育所を整備し、全ての子供たちに平等で手厚い保育が提供できるよう努めてまいりました。現在でも、保育内容についてはこれまでの実績もあり自信を持って取り組んでおりますが、多様化する保育ニーズへの対応という点については、遅れている部分もあるかと認識しております。

したがって、民間事業者であれば、現状では対応が難しい延長保育の拡大や、土曜日午後の保育の実施、またバスでの送迎やスポーツ教室などの実施のほか、利用者のニーズに合った保育サービスが柔軟に提供されることが期待できると思います。

次にデメリットについてですが、運営主体が官から民に交代することになりますので、現在の保育所の運営を継続しつつ民営化を進める場合、保育士等が大幅に入れ替わり、環境の変化による在所児童の心理的なケアが必要となります。また、保護者からは保育水準が低下しないかなどの疑問の声が上がるのが予想されます。

したがって、そうした不安や疑問を解消するため十分な期間を設け、地元説明会の開催をはじめ様々な方策を取っていかねばなりませんので、市や事業者にとっては一時的にかなりの事務負担が増加することがデメリットになると考えております。

また、発達の遅れが気になる児童や虐待が疑われる児童の見守りという点につきましては、市の家庭相談員や保健師が民間事業者とも十分に連絡が取れる体制を整備していかなければなりません。以上です。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） メリットにありました経費の削減についてでございますが、公立保育所の1か所を民間に建物等を移譲した上で民営化した場合、概算で結構ですのでどの程度経費が削減できるものなのでしょうか、お伺いします。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 保育所に係る全体の運営経費としましては年間約12億円を超えており、単純に9つの保育所で割りますと1年間で1か所当たり1億3,000万円以上の経費がかかっております。

ただし、保育所の運営に対する地方交付税や国庫及び県費補助金などの歳入がありますので、その財源を見込んだ場合、1か所当たり約7,000万円ほど削減できると見込んでおります。

この削減額は、幼児教育・保育の無償化前に試算しました数値でありまして、無償化後の影響額や今後、国・県の支援及び運営方針が変更されることもあるため、現時点では具体的

な数字を示すことはできませんので御理解をお願いします。

なお、民営化後、中・長期的には正規保育士の退職や非正規保育士の削減、施設管理事業の縮減により公立保育所における大幅な経費削減は期待できますので、そうした様々な要素を考慮し、先進自治体の事例を参考にしながら民営化の財政的効果を精査してまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 先ほど御答弁にありました、1つの保育所を民間に譲渡すると年間約7,000万円の効果が出るというお話ですけれども、再配置計画では市内2か所の保育所を民営化する想定になっています。先ほどの財政の話でもありますけれども、例えば平成18年の合併当時から保育所の民営化に動き出していけば、1つの保育所につき、これまでの10年間で約7億円、2つの保育所で約10億円の経費が、捕らぬタヌキの皮算用ですけれども、削減できたと思定できます。その節約した経費で、新たな市民サービスの提供や財政調整基金への取組ができたかと思われれます。今からでも遅くありません。保育所の民営化をいち早く実行すればするほど、そういった財政効果が大きくなってまいります。御検討をよろしく願いいたします。

次に、保育所を民営化に移行させるためにはどのような手続、具体的な事務が必要で、民営化された保育所がオープンするまでにどれくらいの期間を要するのかお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 公立保育所を廃止する場合は、弥富市保育所条例第8条により、議会において出席議員の3分の2以上の同意を得なければならないこととなっております。

今後は、議員並びに市民の皆様にご理解と御協力を得ることができるよう計画を策定していかなければならないと考えております。

なお、スケジュールにつきましては、再配置計画の中で3歳児クラス以上の在所児が卒園まで引き続いて同じ公立保育所で保育を受けられるよう、対象公立保育所の公表から民間化等の施行まで一定の期間を設ける必要がございますと記載されておりますので、最初の民営化につきましては3年保育以前に1年間の準備期間を設け、少なくとも4年の期間を設ける必要があると考えております。

○議長（大原 功君） ちょっとここで今の質問中ですけれども、暫時休憩いたします。1時ゼロ分から再開します。休憩。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時03分 休憩

午後1時02分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 一般質問の途中でございますが、少しお時間を頂きたいと思えます。

6月9日火曜日でございますが、午前9時22分から23分にかけて、交通事故の情報を誤って地震などの際に市民にお知らせする携帯電話の緊急速報メールで配信してしまいました。これにつきましては、多くの市民の方から問合せがあったわけでございますが、本来ですと、安全メールで配信すべきものを緊急エリアメールということで、そのとき弥富市にお見えの方の携帯電話のほうへ、このようなメールが流れてしまいました。内容につきましては、決して緊急性があるものではなかったということでございます。

今後は、このようなことのないように、きちんとしたチェック体制の下で配信をさせていただきたいと思えます。市民の皆様にはおわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（大原 功君） 引き続き、横井議員。

○7番（横井克典君） 午前の弥富市公共施設再配置計画の保育所の民営化についての質問をさせていただきます。

次に、弥富市公共施設再配置計画では、保育所の民営化についての実施時期は、計画上、第1期2020年から2029年までの10年間となっております。今後の保育所の在り方について、市としてどのような取組体制で検討を進められますか。また、いつまでに具体的な実施時期や実施方法を打ち出していられるのか、市のお考えを伺います。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

保育所の再配置計画を慎重かつ早期に進めていくためには、調査事務等多くの事務がございます。現在の職員体制では困難であると思えますので、今後、担当職員の増員もしくは推進グループ等の設置等も検討していかなければならないと考えております。

また、実施時期についてでございますが、再配置計画の方針により、10年後の令和11年度までに実施することとなっておりますので、できるだけ早い段階で方針を打ち出していきたいと考えております。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 御答弁では、保育所の民営化を令和11年までにとのことでございますが、弥富市の財政は逼迫しており、令和元年度予算、令和2年度予算を見てもお分かりのように非常に厳しい状況であります。

また、市の9つの公立保育所の定員の合計は1,440人でございます。入所児は約980人程度

でございます。定員の7割程度しか通って見えません。その状況のため、民間保育所も弥富市内になかなか進出がしにくいかと思われまます。民間の保育所であれば、定員に対してかなりの空きがある状況であるため、何かしらの改善・改革をするのは間違いありません。行政がやらなくても、民間でできることは民間にお任せし、行政にしかできないことにしっかり税金を投入していくべきであると考えます。特に、この保育所の民営化の問題は先送りせず、一日も早く取組を進めていただきますよう強く要望させていただきます。

続きまして、令和3年度に策定された公共施設再配置計画を確実に推進していくための方策についてお尋ねします。

この公共施設の再配置の問題は、今後の弥富市の市民サービス及び財政に大きな影響を及ぼす大変重要なテーマであります。私は、将来のある子供たちのためにツケを残さないためにも、私たち大人が先送りせず、責任を持って真剣に取り組んでいく必要があると考えます。確実にこの公共施設の再配置の取組を遂行していくためには、まず全庁的な取組体制の構築、具体的には専門知識を有する職員の配置や横断的な仕事ができる部署の設置が必要と考えます。しかし、現在の担当課主導の職員体制では、通常業務が多忙を極めており、この再配置の取組を行うことは非常に困難であると考えますが、市として専任部署の組織体制についていかにお考えか、お尋ねします。

○議長（大原 功君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

昨年度は、企画部門におきまして、公共施設再配置計画を作成したところでございます。本年度からは、御指摘のように、公共施設の適正配置の取組を具体的に推進していかなければならないことから、財政課の管財グループに建築士を配置し、計画に関わる工事等について各施設所管部署との連携及び品質管理のサポートをし、公共施設再配置を推進してまいります。

○議長（大原 功君） 横井克典議員。

○7番（横井克典君） 御答弁では、財政課管財グループが各施設所管部署をサポートしていくということでございますが、保育所の民営化や小・中学校の統廃合につきましては、時間と労力を要する事務となります。現状の担当課の職員体制では非常に困難な状況とされますので、ぜひとも専任部署の設置や、または担当課の職員の増員を要望させていただきます。

次に、市民の皆様は、この公共施設の再配置の問題について、市側が考えておられるほど認識してみえないのが現状と思われまます。計画策定後は、いかに市民一人一人が自分事として捉え、認識していただけるかが、この課題を解決していく鍵となってまいります。市民の皆様への周知方法として、広報「やとみ」や市のホームページの活用、各地区での市民ワークショップを開催するなど、小まめに丁寧に、また継続的に周知活動を実施していくべきで

あると考えます。市は、この点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

御指摘のように、継続して周知を図っていくことは大切なことですので、広報「やとみ」、市ホームページをはじめ、様々な方法で周知を図ってまいります。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 最後に、安藤市長、弥富市における公共施設の再配置について、市長の決意、意気込みをお話していただけませんか。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今後、これまでに建設された大量の公共施設等の更新費用などが市の財政に大きな負担となることが予想されることから、公共施設の再配置は避けて通れない道であると考えております。そうした中、本年度からは、昨年度策定しました公共施設再配置計画、また公共施設個別施設計画に基づき具体的な取組を進めてまいります。また、そうした再配置によって、より市民の皆様にとって利用しやすい、魅力ある公共施設になるようにもしていかなければならないと考えております。今後も、議員の皆様のお力添えをお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 市長の心強い御答弁ありがとうございました。

この弥富市の公共施設再配置計画は、36年間を計画期間とする長期的な計画でございます。公共施設の再配置の問題を先送りせず、これまで以上に行政と議会が一丸となり、市民の皆様に分かりやすく丁寧に情報発信をし、しっかりと熟議を重ね、合意形成を図っていく必要がございます。私といたしましても、今後ともこの公共施設の再配置の問題を継続して注視してまいりたいと考えております。

以上で、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大原 功君） ここで暫時休憩いたします。午後1時15分から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時11分 休憩

午後1時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、三浦義光議員。

○14番（三浦義光君） 14番、政新会、三浦義光でございます。

通告に従いまして、2項目質問させていただきますが、約2年ぶりの一般質問でございます。

す。気負わず、息切れせず、丁寧に質問していきたいと思います。

まずは1項目め、1月に第1感染者が確認されてから、新型コロナウイルス感染者数は徐々に増加し、特に3月頃から東京では爆発的に増加をいたしました。4月7日、5都道府県を皮切りに全国へ非常事態宣言が発令されておりました。その後、ゴールデンウィークを過ぎたあたりから感染者は減少し始め、愛知県は5月14日に国の宣言が解除され、25日には全ての都道府県で解除、感染拡大防止策を講じつつ、社会経済活動を再開しております。食品、衣料品、日用品など、生産者が作ったものは売れるようにしなければなりません。経済活動が止まらないようにしながら、新しい生活様式を実践していく、簡単なことではないと思います。

しかしながら、経済活動ができなければお店を畳むしかない、仕事を辞めるしかない、ほかの職を探してください、こんなことを見過ごしていたら、ウイルスがこれから先、終息したときには供給能力が落ちていて、V字回復するはずの時期に生産力がなくなっている心配がございます。全国では350万社以上の会社が存在をしております、そのほとんどが中小企業だと言われております。一つ一つの会社の規模は小さくても、こうした会社を救えないと、経済は大きなダメージを受けてしまいます。弥富市においても同様に、国・県からの中小企業への支援を、そしてでき得る限りの市の支援をお願いしたいと思い、今回の質問を行います。

先月、臨時議会で議案質疑をしました感染対策協力金及び理美容休業協力金は、5月6日までの休業協力を確認することで交付とありました。協力施設はどれぐらいの割合になりましたでしょうか。それぞれにお願いをいたします。また、この中で営業時間を短縮された施設は何か所ぐらいになったでしょうか。お願いをいたします。

○議長（大原 功君） 横山市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） 御答弁いたします。

今回の休業要請や時間短縮営業に応じた事業者に対する協力金事業につきましては、補正予算でお認めいただき執行しているところでございますが、予算計上の数値は、愛知県からの資料の平成26年経済センサスに基づき算出したしております。支給対象条件が二転三転し、対象件数が固まらず混乱することもあり、本市で独自調査し、概算件数の確認を行いましたところ、県からの数字とおおむね合致いたしましたことから、協力金の対象者を271事業者としたところでございます。

6月8日までの累計値をお伝えしますと、受付総数が114件、その内訳でございますが、支給済件数101件、現在審査中の件数11件です。なお、この中には別で不交付決定が2件ございます。

続きまして、理美容協力金ですが、こちらは愛知県のホームページに公開されております

事業者一覧を参考に独自調査を踏まえた件数で、本市には美容所57店舗、理容所35店舗、合計92店舗でございます。うち組合加盟店が美容業11店舗、理容業18店舗で合計29店舗でございます。

理美容店舗に対する協力金の支給につきましては、愛知県と協議の上、申請人の事務手続の負担軽減を目的に、必要書類のうち、添付書類は愛知県と弥富市で共有することで1部のみとし、提出分を本市分と併せ愛知県に一括して送付する手法を取りました。そのため、申請件数は愛知県に確認しましたところ、組合加盟店舗につきましては、組合加盟店である29店舗のうち協力金対象店舗数は理容業7件、美容業7件の合計14件でございます。非組合加盟店につきましては、本市分も含め県内分を現在処理しているため、各市町村分の申請件数は不明とのことございました。以上です。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 非常事態宣言の下、休業または営業時間の短縮の要請に協力していただきましたことを感謝いたします。また、休まざるを得ない業種もあったのだらうと思っております。

先ほどの協力金は、5月6日までの休業・営業時間短縮施設が対象となっておりますが、7日以降に関しては、国の持続化給付金、雇用調整助成金などの支援制度を活用してくださいとなっております。前年同月比で50%以上、売上げが減少している事業者が対象で、資本金10億円以上の大企業を除く法人や個人事業主が申請できる持続化給付金、そして、事業縮小などを余儀なくされて、一時的な休業などでも労働者の雇用維持を行った場合、休業手当や賃金の一部を支援する雇用調整助成金などの窓口、電話での相談は数多くあると思います。どのような対応をされておるのでしょうか。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） お答えいたします。

議員御質問の中小企業事業主に対する支援措置として、持続化給付金、雇用調整助成金などがございます。今回の休業要請や時間短縮営業の協力に応じた中小企業、個人事業主に対する協力金も含め、電話での問合せや来庁される方ともに相当数ございまして、申請当初は件数を把握することも困難な日が続きました。

さて、議員御承知のとおり、持続化給付金、雇用調整助成金は国の事業でもあり、詳細内容を確認するために来庁された方には、誤った情報提供で御迷惑をおかけすることのないように慎重な対応に努めるとともに、回答に苦慮するような御質問などは、経済産業省のウェブサイトでの資料の提供や問合せ先をお伝えするなど、寄り添った対応に努めてまいりました。

○議長（大原 功君） 三浦義光議員。

○14番（三浦義光君） なかなか世間では物議を醸している給付金ではございますが、本当

に困窮されている方は、わらをもすがる思いで申請を試みようとしているのですが、なかなか複雑だとは聞いております。丁寧な御案内をお願いいたします。

明日12日には、国の2次補正予算案が恐らく可決されるだろうということでございますが、1次補正より多い31兆円以上が計上されておるわけでございます。先ほどの雇用調整助成金の日額上限の大幅な引上げとか、勤め先から休業手当を受け取れない方への給付制度、中小零細事業者を対象に、家賃の3分の2を国が負担する制度が創設されるということになっておるそうです。また多くの方が申請に向かわれると予想されます。

次に、午前中、佐藤高清議員の質問の中で答弁がございましたが、弥富市の地場産業でもある金魚、観賞用として趣味の意味合いが強いと思われがちであり、4月に予定されておりました「春まつり」から改名された「桜まつり」も、そして多くの金魚に関するイベントが、コロナウイルス感染予防のため中止を余儀なくされております。毎年恒例の金魚をアピールする場も奪われている状態であります。金魚小売店などには、そこそこのお客さんが訪れているそうですが、やはり高級な品種もあるそうでございます。値がつかず、苦悩しているのが現状だということをお聞きしております。

6月議会に入り、全員協議会、改革協議会などにおいて、複数の議員から地場産業「金魚」についての質問が相次いでおりましたが、先ほど市長のほうからは準備する用意があるということでございましたが、この後は、今度愛知県にも陳情というお話もありましたが、その後の進展はございましたでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） 議員言われますように、本市では、地場産業である金魚の生産を維持するために、今回市独自の支援策として、弥富金魚漁業協同組合に対し支援金を給付することといたしました。現状の厳しい状況を考えますと、引き続き弥富金魚漁業協同組合、愛知県、弥富市の3者で支援策についていろいろと協議を続けているところでございます。

○議長（大原 功君） 三浦義光議員。

○14番（三浦義光君） 弥富市として金魚組合へという答弁でございました。現在の金魚農家さん、後継者事情も併せて、今手を差し伸べなければ金魚養殖を辞めてしまうようなこともございます。その後、改めて金魚に戻るようなことはなかなかなかろうと思います。コロナ感染の影響によって、弥富の金魚がつかえてしまう可能性がございます。第2のブンチョウになってはいけません。何とか体力のある間に、県への追加の支援をよろしく願いいたします。

次に、同様に花農家さんにおいても、やはり観賞用の需要、そして何より冠婚葬祭の自粛とか、母の日など大きなイベントの中止により、やはり流通が止まっているような状況でござ

ざいます。こちらのほうは、しかしながら愛知県内で花農家、そして、つまもの農家と併せて経営支援を受けられるということが発表されております。少し普通の支援とは異なり、生産現場の出荷調整で市場に出せない花などを農業者と農業団体が協力して無償で利活用先にお届けし、公共施設や高齢者施設、工場、食品事業者など幅広い業種を対象に利用先を募集し、新たな需要を喚起された農家へ支援するというものでございます。

弥富市においても幾つか協力をすると前回の全員協議会で副市長のほうから説明もありましたが、これは切り花、鉢花だけなんでしょうか。お伺いしたところ、私のうちは多肉植物しかやっていないわというようなことで声も聞いたんですけども、観葉植物というのも対象になりますよね。あと、どこの公共施設のほうへ協力していただくのか、お聞きをいたします。また、併せてつまもの農家さんへの協力はないのでしょうか。併せてお願いをいたします。

○議長（大原 功君） 大野建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

愛知県より、愛知の花弁の利活用についての照会がありまして、弥富市としましては、公共施設に配置する鉢物等の希望調査を取りまとめました。弥富市内の花弁農家より、鉢物、切り花、多肉植物を含む観葉植物、苗物など、5,120品の出荷の申出がありましたので、弥富市としては、そのうち1,300余りを引き受けました。その配置場所でございますが、市役所をはじめ、小・中学校、保育所、児童館、社会教育施設などの公共施設でございます。

また、つまものに関しましては、市の利用としましては学校給食が考えられるところでございますが、給食に使用する食材ではございませんので、消費に協力できるところは残念ながらございませんでした。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 花だけではなく、観葉植物もということではよかったわけでございます。つまもの農家さんも、ある一種特別な農家さんでございますので、なかなか支援というのは難しいのかなと思っておりますけれども、何かあればと方策を考えておるところでございます。

その他、市内農家について、3月頃から給食の中止により危惧しておったわけでございますけれども、これはJAのほうにお聞きしたところでございます。ミツバ農家さんのほうが非常に困っておるというようなことも情報として聞いておるわけでございます。また、その他野菜に関して、普通にスーパーで売られている野菜なんかは、産直売場を中心に普通の顕著な売上げがあるということでございました。

もちろんコロナ余波で収入減の農家さんも、一般に中小企業者同様に持続化給付金の申請は対象になっておりますので、これを活用していただければと思いますし、しかしながら、

前年同月比50%以上の売上げ減少を上限というのは、一般事業者含めてかなりハードルの高い給付金ではなかろうかと思えます。市内の農業の現状、並びに市単独でなかなか支援は難しいとは思いますが、愛知県と連携して、市内農家に手を差し伸べさせていただく施策はございますでしょうか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

まずは議員が言われるとおり、農家も持続化給付金の対象となりますので、積極的に活用をお願いしたいと思います。また市独自の支援は、財政が厳しい中ではございますが、国・県が実施する支援策の動向に注視し、市としましても協力できるところは協力し、また情報提供に努めてまいります。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 何かお隣の市では、農業の担い手に対して、応援の意味合いで1事業あたりに交付金が出されるということがございます。在住の認定農業者とか、認定農業者に準ずる方という形になっておりますけれども、こちらに関しても、該当する農家というのは品目が限られてくるのかなというようなことはございますが、お隣の市もやっておるので、今後の期待ということで、今後の期待も込めて、次の質問に移らせていただきます。

愛知県は緊急事態宣言が解除されましたが、なかなか以前のような生活に戻れるのかというと、まずは無理な状況でございます。一部の地域で部分的に終息したとしても、人の移動を前提として、他の地域からの持込みによって再燃するリスクは常に抱えております。終息までには2年から3年、長期化すれば5年以上かかるという試算も出ておるそうです。私たちは新しい生活様式を実践し、これまで同様ソーシャルディスタンス、マスクの着用、手洗いはもちろん、仕事は別として不要不急の移動は控えていく必要がございます。これが個人の命のリスクというものです。そして医療体制崩壊のリスク、中小・零細事業者の経営リスク、個人の生活困窮のリスク、最後に景気及び財政の悪化のリスクがあります。

また、感染拡大の問題は、移動、経済活動を延々と抑制し続けると、成人病患者、要介護高齢者、そして家庭内暴力や虐待の犠牲者、自殺者が増加するというような懸念もございます。とにかく弥富市としては、国の指示に従っておくという姿勢だけでは市民の健康、地域の経済も守れないと思えます。命か経済かという二者択一というのは現実的ではございませんが、必ず第2波が来ると言われております。現時点、非常に困窮されている経営者はおられますが、今すぐ手を差し伸べる支援も必要な反面、半年、1年後、もう支援はできませんでは駄目です。市長に長期的な対策案をお聞きしたいと思います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 緊急事態宣言が解除され、皆様の日常が少しずつではありますが、戻

りつつあるように思うわけですが、政府は、第2波は必ずやってくるものと思い、対策を講じるとともに、予防を意識するための日常生活に新しい生活様式スタイルを取り入れ、正しく恐れ、準備することが重要であるとのコメントを出し、私自身も、多くの市民がその言葉を実感し生活していただいているだろうと思っております。

現在、中小企業、個人事業主の経営者の方に対し、先ほど議員から御質問もございましたが、国による持続化給付金、雇用調整助成金、市では休業要請・時間短縮営業に御協力いただいた事業者の方に対する協力金に取り組んでおります。私は、この新型コロナウイルス感染症の新薬が開発されるまでは、ある意味共存する覚悟が必要ではないかと思っております。そのように考える中、どのような支援策が有効であるかを念頭に、途切れることのない支援を続けてまいります。以上でございます。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） ちょっと限定的な職種についての質問というような形になってしまいましたが、その他の支援策に対しても、近隣市町村と比較して、どうしても弥富市は後塵を拝しているような感じが否めません。しかしながら、新型コロナウイルス感染の終息は長期的なシナリオが描かれておるということでございます。市としての支援も始まったばかりであると思えます。

市長ら3人が6月議会初日に提案されました議案、残念ながら否決はされてしまいましたが、私は市長の市民に寄り添う気持ち、こちらのほうには賛同させていただきます。「パフォーマンス」、ビジネスシーンでは仕事ぶり、業績、成績という意味があります。コロナとの闘いにおいて、もっと市長はパフォーマンスを上げていていただきたいと思えます。困窮されている中小企業、個人事業主への支援をお願いいたしまして、次の質問に移ります。

続きまして、市内交通安全対策ということで質問させていただきます。

こちらのほう、3月議会において通告をしておりましたが、コロナ感染の影響で取り下げた質問でございます。一般質問には、やはり旬というものがございます。2019年、愛知県は17年ぶりに交通事故死者数が全国ワーストを脱却したことから、愛知県警の成果、大村知事のコメントなどを用意していたわけですが、今となっては今さらということでございます。

今年に入ってから、非常事態宣言が出され、4月において全国的には交通事故自体は前年と比べて大幅に減少し、1か月の数字では平成以降最小、外出自粛による交通量が減ったことが大きく影響していると思われれます。ゴールデンウィーク期間中においても、全国の高速道路で10キロ以上の渋滞はなく、この時期においても、外出を控える動きと高速道路各社が地方での休日割引をしなかったことで交通量が激減しているということでございます。

しかしながら、愛知県では独自の緊急事態宣言が出た4月10日から5月12日までに、交通

量の減少によるスピード違反が増えており、検挙件数も昨年より多くなっておるということでございます。また、せっかく昨年ワーストを返上した交通事故死者数も、今年は愛知県が現在全国ワーストとなっておりまして、このうちスピードの出し過ぎが原因という件数がかなり増えているということでございます。

6月1日には、一宮市で交通死亡事故が連続して発生していることから、一宮市で交通死亡事故多発警報が発令されております。おととい6月9日には、蟹江警察署管内で自転車利用者の交通事故が多発しているという情報もでございます。こういった意味合いから、一旦お蔵入りをさせていただいておった質問でございますが、私ども2月に市議会議員選挙を戦わせていただいたわけでございますが、その中でも、地元からも一番要望、御指摘があったのが交通安全対策でございましたので、確認をしながら、財政面においてコロナ感染対策が最優先という現状、今すぐというわけにはいかない部分もあろうかと思いますが、問題点を市民の皆様と共有する観点から質問をさせていただきます。

まずは、信号機、横断歩道の設置基準についてでございます。

もちろん、この設置や管理は弥富市ではなく警察署、公安委員会が行っており、市には権限がないことは十分に承知をしておりますが、しかしながら、私ども並びに市には設置に関する要望が多いのではなかろうかと思えます。道路を走っていると、交通量や交差する道路の幅などが同じでも、信号機が設置されていない交差点が見受けられます。歩行者用の信号がない場合、逆に歩行者用の信号しかない場合、設置されていると様々な交差点があると思えます。

信号機を設置する場合、交差点の規模の大小にかかわらず決まった条件があるのでしょうか。よく事故が起きると設置されるというようなこともあるぐらいでございますが、信号機の設置基準を聞かせてください。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

信号機を設置する場合の一般的事項といたしまして、信号機設置の指針が制定されております。この指針により、信号機を設置しようとする場所につきましては5つの必要条件が定められております。

その5つの必要条件でございますが、まず1つ目、一方通行の場合を除き、赤信号で停止している自動車等の側方を自動車等が安全に擦れ違うために必要な車道の幅員が確保できること。

2つ目としまして、歩行者が安全に横断待ちをするために必要な滞留場所を確保できること。

3つ目、最大となる1時間の主道路の自動車等往復交通量が原則として300台以上である

こと。

4つ目、隣接する信号機との距離が原則として150メートル以上離れていること。

5つ目、交通の安全と円滑に支障を及ぼさず、かつ自動車等の運転者及び歩行者が信号灯器を良好に視認できるように信号柱を設置できること。

これら5つ全ての必要条件に該当し、さらに信号機の設置のため次の4つの択一条件がございます。

1つ目、信号機を設置しようとする場所またはその付近において、信号機の設置により抑止することができたと考えられる人身事故が、信号機の設置検討をする前の1年間に2件以上発生しており、かつ交通の安全の確保のため、他の対策により代替ができないと認められること。

2つ目、小・中学校の生徒・児童、幼児、身体障がい者、高齢者等の交通の安全を特に確保する必要があること。

3つ目、交差点において、ピーク1時間の主道路及び従道路の自動車等交通量が、信号機の設置における自動車等交通量の条件で示す基準内にあること。

4つ目、歩行者の横断の需要が多いと認められ、かつ横断しようとする道路の自動車等往復交通量が多いため歩行者が容易に横断することができない場合であって、直近に横断歩道施設がないこと。

これら4つのいずれかの条件に原則として該当することとされております。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） かなりハードルが高い基準となっておりますのでございます。現在お聞きしている、設置要望されている方には、地元に戻って、また再度説明をさせていただきたいと思っております。

次に、横断歩道でございますが、信号機以上に市への設置要望があるのではないのでしょうか。設置に当たっては、県警の基準に基づき、横断者数、交通量、公共性、道路幅員、既存の横断歩道との間隔、横断者の滞留場が確保されているかなどの条件があるそうですが、この条件というのは絶対的なものなのではないでしょうか。管轄、蟹江警察署の交通課に相談ということになると思うんですけども、弥富市としては中間的な窓口として相談に応じていただけるのでしょうか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

横断歩道設置の対象道路につきましては、警察庁ホームページでも公表されております交通規制基準に準拠することとされておりますが、議員御指摘のとおり、横断歩道は、横断歩行者数や交通量等の条件を公安委員会が総合的に判断して、歩行者の安全を確保する必要が

ある場所に設置をしております。

蟹江警察署の相談についてでございますが、道路管理者でもあります市としまして、中間的な窓口として相談に応じさせていただきます。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） それではお願いをいたしますとともに、過去、私がおの昔、小学校のPTA会長を務めさせていただいた頃、地元の自治会長さんからの相談で、関係住民の同意が得られて、自治会長名で交通事情並びに要望内容、設置箇所を記した要望書を作成して、現場が分かる地図などを添付した上、当時の自治会長、小学校の先生、PTA会長、地元の議員と市の窓口を訪れたという記憶がございます。現在の要望に関しても、同様な過程を踏めば、市から警察へ提出していただけるのでしょうか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

信号機、横断歩道の設置要望につきましては、区長、区長補助員名で交通事情などの要望理由を記載の上、位置図や写真などの資料を添付した要望書や申請書を作成していただき、市の窓口にご相談していただければ、市から警察署のほうに提出をいたします。

○議長（大原 功君） 三浦義光議員。

○14番（三浦義光君） そのように対応させていただきます。

次の質問です。

高速道路などでは、カーブ区間で速度超過が原因と考えられる施設接触事故や側壁などに衝突する事故が増加する傾向があり、事故が特に多いカーブ区間で舗装を赤くしてお知らせをしているのが現状でございます。

写真をお願いいたします。

そして、一般道においても、特に信号機のない交差点を部分的に赤い路面にして、危険箇所を知らせている場所を多く目にする等でございます。赤は危険色や禁止色であるため、徐行や減速を促したり、前方に注意すべき場所があることを知らせる目的があります。また、交差点付近の駐車や停車は渋滞や事故の原因となるため、駐停車禁止を分かりやすくする目的もあるそうです。

次の写真をお願いいたします。

次に、緑色にカラー舗装された道路もよく見かけます。これは小学校の近くや住宅街でよく見かけられますが、歩道のない道路で、路側帯の存在を分かりやすくして歩行者を保護する目的があります。緑色が安全色ということもあり、比較的統一されている印象がございます。

写真はもう結構です。

交通安全施設等整備事業の推進に関する法律によれば、公安委員会は、信号機、道路標識または道路標示の設置に関する事業及び交通管制センターに関する事業の管理をするとなっております。また、道路管理者すなわち市長においては、横断歩道橋の設置に関する事業または特に交通安全を確保する必要がある小区間について、応急処置として行う歩道もしくは自転車道の設置その他の道路の改築を政令で定めるものに関する事業及び道路標識、柵、街灯その他政令で定める道路の附属物で安全な交通を確保するためのもの、または区画線の設置に関する事業を管理するというものになっておるそうでございます。

この法律を理解すると、カラー舗装は道路管理者、市長が管理をし、市に設置の陳情を行えばよろしいのでしょうか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） 議員御指摘のとおり、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律によりますと、カラー舗装の設置につきましては、道路管理者において行われる事業となっております。したがって、設置要望につきましては、道路管理者である市に相談をしていただきたいと思っております。また、市道以外の国道・県道につきましても、相談を頂ければ、各道路管理者に対し市より要望書を提出させていただきます。

○議長（大原 功君） 三浦義光議員。

○14番（三浦義光君） それでは、自治会並びに関係住民の同意が得られれば、自治会長名で要望書を作成し、地図などを添付して、またお願いをすればいいということでしょうか。

また、経年劣化なのでしょうか、カラー舗装の色が薄くなっているとか、ひび割れがひどくなっている箇所が多く見られますが、同様な手続でお願いをできるわけでしょうか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） カラー舗装の新設・補修要望につきましても、区長、区長補助員名等で要望書や申請書の提出をお願いいたします。また、市道以外の国道・県道につきましても、市に相談していただければ、各道路管理者に対し要望書を提出してまいります。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 要望をまとめまして、改めて区長共々伺いたいと思っております。

次に、交通事故から子供たちを守るために設定された交通安全対策の重点地域の呼び名でスクールゾーンというものがございますが、このスクールゾーンは、小学校を中心とした半径約500メートル程度の通学路が対象となっております。交通標識、路面標示、電柱の巻付け表示など分かりやすく示し、学校ごとに設置されているそうです。各市町村、地域の道路事情などを考慮して、一方通行や速度規制、登下校時間帯の通行禁止など、様々な交通規制が組み合わされているということもございますが、規制内容自体も自治体によって違うという

ことでございます。

弥富市では、現在このスクールゾーンの設置の状況はどうなっておりますでしょうか。

○議長（大原 功君） 山下教育部長。

○教育部長（山下正巳君） お答えします。

全ての小学校区域におきまして、スクールゾーンの設置はございません。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） それでは、小学校及び教育委員会の働きかけで、警察などとの規制についての協議というのは行われておるのでしょうか。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正巳君） お答えします。

現在、スクールゾーンに関する協議はございませんが、その他学校やPTAからの規制等に関する協議につきましては、弥富市通学路安全推進協議会において通学路の安全に関する諸問題の協議を行っております。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 弥富市の中でおきますと、やはり桜・日の出学区に関しては、交通量、児童数ということも併せますと、今後検討をしていく材料ではなかろうかと思っておりますので、要望しておきます。

次に、今年1月に、豊橋市で市内保育施設周辺の市道に、安全運転をドライバーに促すキッズゾーンを設けると発表がございました。これを整備するのは県内初だということです。これは、滋賀県大津市で昨年5月に起きた、散歩中の保育園児の列に車が突っ込み、16人が死傷するなど、保育中の子供が巻き込まれる交通事故が相次いだことを受けて、国がキッズゾーン制度を創設し、スクールゾーンを参考にして、保育所などの半径500メートルを対象区域にし、路面を塗装して注意喚起を図るものであります。

こちらの規制内容は地域ごとに決定されているそうでございますが、弥富市において、現在保育所で昨年5月以降、散歩等々変化があったわけでありませうか。また、今後キッズゾーンを設置という考えはございますでしょうか。お答えをお願いいたします。

○議長（大原 功君） 宇佐美健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

大津市での事故を受けまして、県により、市内保育所等の散歩など、保育所外活動の移動経路の把握調査及び点検が実施されました。本市としましては、この調査により、県、公安委員会と道路管理者の協力を得て、保育所スタッフと共に、散歩などの移動経路を実際に歩いて安全の確認及び検証を行い、2か所のコースを見直し、変更いたしました。

今後、キッズゾーンの設置につきましては、児童の安全を確保するため、保育施設が隣接

する交通量の多い道路を目安に、保育所関係者などの御意見、御要望をお聞きし、関係機関と協議をしてみたいと思います。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） このキッズゾーンに関しても、地域によって大分それぞれ対応は異なると思いますけれども、今後の検討に期待をいたします。

最後の質問でございます。交通指導員さんへの質問でございます。

数年前にも、一度この交通指導員さんに関しては市のほうに質問しておると思います。再度お尋ねをしたいと思います。

皆さん御存じのように、主に近隣小・中学校に通う子供たちや高齢者の皆さん、交通指導や交通安全教育の啓発活動を行い、ほかにも地域の催事が開催されるときに街頭活動や広報活動も行っていただいているのが交通指導員さんたちでございます。弥富市から委嘱を受けて業務に就いておられるんですが、一般的に非常勤の特別地方公務員という立場になりますが、基本、危険な運転者などに対して交通指導は行いますが、警察官ではないので、取り締まることはできないということでございます。また、常に募集されているわけではなく、基本的に欠員が出たときのみ募集となっているようで、特別に必要な資格はないわけですが、健康な方で、交通事故防止活動を積極的に推進していこうという方であれば、どなたでもできるということをお聞きしております。

しかしながら、誰でもといっても、フルタイムではなく、報酬も決して高くはないので、実際には一線を退いた方々が多いようでございます。以前、白鳥学区の交通指導員の班長さんから、欠員が出て、現職も高齢化により、ゼロの日など市の指定箇所に街頭指導できる人材が不足している、誰か適任者はいないかという相談を受けたわけですが、しかしながら、業務内容や報酬水準に合っていない、ボランティアと思っていただいてもよいぐらいの内容では、私も心当たりを数件回らせていただいたわけですが、空振りに終わっておるわけでございます。弥富市では、現在何名ぐらいの指導員さんがおりますか。学区ごとにお尋ねをいたします。

○議長（大原 功君） 横山市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） お答えいたします。

現在、市内全域で39名の方に交通指導員を委嘱させていただいております。学区単位での交通指導員の人数につきましては、白鳥学区5名、弥生学区9名、桜・日の出学区12名、大藤学区2名、栄南学区6名、十四山地区5名でございます。なお、各学区の交通指導員の人数につきましては、弥富市交通指導委員会にて協議をさせていただいております。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 人口の割合とか、児童数も学区によって違いはあるかもしれませんが

が、現状、指導員さんの定員はこれで十分なのでしょうか。学区によっては窮地に追い込まれるぐらい欠員が出ていませんか。市として募集告知をしておるのでしょうか。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） お答えします。

交通指導員の定数につきましては、市全体で50人以内と決められており、適切であると考えております。

次に、学区によっては窮地に追い込まれるぐらいの欠員が出ていないかということですが、これまで任期満了等により交代をされる場合は、その方の地区にて御協議を頂いて、後任の方の御推薦を頂いておりますが、ボランティアであり、活動内容、委嘱期間、生活様式の変化により、後任がなかなか見つからないとの相談は受けております。中には、かなり減少している学区もございます。市といたしましては、活動内容の見直しや委嘱期間を4年から2年へ変更するなど、活動へ御協力いただける環境整備に努めているところでございます。

なお、現在募集告知はいたしておりませんが、区長会などにおいて交通指導員の現状報告を行い、防犯パトロール隊の理念にもございますように、「地域の安全は地域が守る」のスローガンを立てて御理解と御協力をお願いしていく考えでございます。今後も、弥富市交通指導委員会と相談しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 三浦義光議員。

○14番（三浦義光君） 理念というのも理解をさせていただいております。それぞれの指導員さんには敬意を表させていただいておりますが、これからの指導員体制ということで伺います。

弥富市からの報酬というのは、近隣市町村と比較して適切な金額なのでしょうか、伺います。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） 本市では、交通指導員の皆様にはボランティアでの活動をお願いしており、個人への報酬はございませんが、交通指導員の皆様の活動を円滑に行っていただくために交通指導委員会へ補助金をお支払いしております。

海部南部地域では、蟹江町、飛島村も個人への報酬はございません。なお、現時点におきまして、報酬への移行については考えておりませんが、海部南部地域の他町村との均衡を図るとともに、他市の状況の把握に努めつつ、弥富市交通指導委員会とも相談してまいります。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 現在のコロナウイルス対策で市の対応が難しい時期ではございます。今すぐというわけにはなかなかいかないのは承知しております。今後の課題ということで、何とぞ交通指導員さんのほう、少しでも数多くやっていただけるような体制を取っていただ

きたいと思います。

非常事態宣言が解除されて、小・中学校が再開されております。日々の交通量も以前のように多くなりつつあります。地域の方々と共に交通安全対策には十分活動していきたいと思っております。様々な問題、行政として支援をお願いいたしまして、今回の私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大原 功君） ここで暫時休憩いたします。午後2時10分から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時02分 休憩

午後2時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、堀岡敏喜議員。

○4番（堀岡敏喜君） こんにちは。

まず、新型コロナウイルス感染症によりましてお亡くなりになりました方々、その御家族に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。また大変な中、治療に尽力くださっておられます医療関係者の皆さん、また相談事業に従事くださっている関係各所の皆様に心より感謝を申し上げます。

今回は、新型コロナウイルス感染症に関しまして、第2波、第3波に備えよと題しまして、以下質問してまいります。

このコロナ禍におきまして、市民生活は一変をしております。特に3月2日からの学校の一斉休校、人々の危機意識の高まりとともに、感染予防のため人との接触の制限、集客を手段または目的とする様々な事業の自粛など、これまでの日常生活、経済活動が送りにくくなっております。このほど、感染者数の減少から緊急事態宣言が解除されましたが、治療法が確立されたわけではなく、根本的な解決には至っておりません。この後も感染拡大を防ぐためには、むしろこれからの市民お一人お一人の意識、行動にこそかかっております。市民の安心・安全を守るために市は何をすべきか。これまでを検証しつつ、第2波、第3波にいかに対応するか。以下、質問をいたします。

まず、今回の新型コロナウイルス感染症に対しまして、市はどのように認識し対応してきたのか、お伺いをいたします。

○議長（大原 功君） 宇佐美健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

本市では、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を受けまして、市民の生命と健康を守り、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、令和2年2月28日に弥富市新型

コロナウイルス感染症対策本部を設置しまして、その都度、本部会議を開催し、感染症に関する情報共有や、市の公共施設、学校、保育所の対応、また各種の支援について協議を重ね、ホームページ等でお知らせをしております。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 分かりました。それを踏まえて、以下質問をさせていただきます。

このコロナ禍におきまして、様々な報道メディア、インターネット等で情報が錯綜しております。こんなとき、何を信じ指標にすべきか市民は迷います。新型コロナウイルス感染症そのものについて、感染予防について、日常生活の変容に際しての情報、様々な世帯への生活支援、企業や事業所などへの経済活動支援、教育に関することなど、どれも重要であります。しかし、大切な情報も、伝わらなければさらに困難を招いてしまいます。情報を発信する側は、いかに伝えるか、伝わるかを意識して発信するべきだと思います。その手段も考えなければなりません。

このほど、市のホームページによりやく特設ページが設置をされ、以前よりは多少見やすくはなりました。しかし、支援策の情報は、市が窓口になるもの、国や県が主体のもの、全てが市民または市内の事業所にとって必要な情報であります。それが一手に得られて初めて便利となります。情報の発信が充実すれば、窓口業務の緩和にもつながります。また、感染予防の意識啓発には、朝夕に同報無線を利用して行っている自治体もございます。必要な支援策を簡単に冊子にして、市内の商業施設やコンビニに置かせてもらうという手もあります。あらゆる手だてを講じて市民に必要な情報を届けることで、情報以上に市への信頼も深まります。

これまでの在り方と今後の感染予防、生活支援、企業支援等の情報発信の在り方について、市の認識と対策を伺います。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） これまでの情報発信についてですが、国内及び愛知県内でも感染が広がりつつあるとの通知を受け、令和2年2月4日には、市のホームページに手洗いやうがいなどの感染症予防について掲載いたしました。

2月21日には臨時課長会を招集し、感染症の予防を第一に考え、公共施設にアルコール消毒液の設置、会議や集会などでのマスクの着用、また市民からの問合せに対応する相談窓口の案内など、市の方針について全職員に周知いたしました。その後も、国や県からの新しい情報に対応して、継続的に対策本部会議を開催してまいりました。

2月末には、全世帯に感染症の予防対策についての回覧や安全・防災メール、職員メール、公式ツイッター、さらにはヤフーの緊急災害状況を使い、市の対応について周知をさせていただきました。また、ゴールデンウィーク期間中には、青パト広報車で市内を巡回しました。

こうした中、市民の方からホームページが見つらい、分かりづらい等の御意見も頂きましたので、コロナウイルス関連の記事については、国・県の各種支援策も含め、トップページに特設ページを設け、掲載してまいりました。その他としまして、特別定額給付金の申請書の送付に併せ、市社会福祉協議会が窓口となっている借入れ等の案内も同封させていただきました。現在は回覧板を中止させていただいておりますので、イベントや行事等の中止や延期などの最新情報は市のホームページに掲載していますので、よろしくお願ひします。

今後もコロナウイルス対策の情報発信につきましては、刻々と変わる情報をどのように市民の皆様にお知らせしていくか、広報、ホームページ、メール等を活用し、それぞれの広報媒体の特徴を生かした、速やかで分かりやすい情報伝達を進めてまいります。以上です。

○議長（大原 功君） 堀岡敏喜議員。

○4番（堀岡敏喜君） 先ほど福祉部長もおっしゃってましたとおり、市民から本当にホームページが見にくいと、探さないかんというお声をたくさんお聞きしています。

今回、特設ページを作っていただいたんですよ。市民の方、また事業者の方、カテゴリー分けがいいんですけども、市民の方々がどういう支援策を欲しているのか。支援策としては、定額給付金もそうですし、先ほど言った社会福祉協議会の一時金もそうですし、様々あると思います。また、法テラスもそうですし、そこに市民の方々が困るということを想像していただいて、市民の方がそこをワンクリックすれば、いろんな情報につながっていくというものにしないと、どこか探さないかんです。

これは市のホームページ全体に言えることですが、サイト内検索にグーグルを使っているんですけど、文字で拾ってくるもんですから、どうしても古い情報も上がってきて、すごく探しにくい状況です。特に今回みたいな緊急事態でございますので、ぜひ情報を見る側の立場に立って整理をしていただいて、一発で分かる、いわゆるワンストップのように、いろんな市民の方が悩みを持っていらっしゃると思うんですけど、そういう方々が即座に分かる、市民向け、企業向け、また今でしたら、マスクをするしないということについてすごい賛否がありますけれども、ソーシャルディスタンスを保てばマスクを外していいという厚生労働省の指導もあっており、実質何も誰もいないところでマスクをして汗をかいているよりも、そこではマスクを外して、弥富なんていうのは人口密度が結構低いですから、別にマスクせずに歩いても飛沫で感染するということもないでしょうし、その辺は本当に市からの発信を、市長のメッセージでもいいんですけども、市からのあふれ出るような、こうすれば、こう生活できてやっていけるんだと、何でも自粛せよと、禁止せよというものじゃなくて、日常生活に近い状況で生活を送れるような情報の発信をよろしくお願ひいたします。

また、企業としては、常々、今福祉部長もおっしゃった刻々と情報が発信されております。この間、国土交通省のほうからも道路の占用の緩和というのが出ておりました。テークアウ

トやテラスの営業などのために、道路占用の許可基準を緩和しますと。これなんて、特に弥富市内で外食産業などを営まれている事業者さんなんかは、どうしても集客ができないものですから、簡易的なドライブスルーであるとか、そういったことに対応しないかん、それが緩和されますよと。その申請には、地方公共団体と連携してと書いてありますので、これも国の施策ではありますけど、弥富市内の事業者には必要な情報ですよ。こういったことを対外的に一発で分かるように、ちょっと整理をしていただきたいなと思います。

コロナ対策の特設ページがあるんですけども、何かね。厚生労働省のホームページを引っ張ってきてもいいですけども、ぱっと開いたら、細かい字で、そこからまたリンクが貼ってあって、伝えるべきことは何かといたら、3密を避けるだの、うがい、手洗い、当たり前のことですけども、それをそしゃくといったら失礼になるかもしれませんが、分かりやすい短い言葉で、せっかくツイッターやっているんですから、140文字以内に収めるぐらいの簡易な、概要をまず載せて、細かい情報が知りたければ、そのリンクをクリックすればいいのであって、そういう対応をぜひお願いします。これを追加してまた載せておいてください。

続けて質問いたします。

3月2日からの一斉休校から約3か月間、県下の児童・生徒たちは学ぶ機会を失いました。またその間、門出や新出発の式典も中止または簡素化となるなど、人生の節目の機会も十分になく、コロナ禍とはいえ、何とかしてあげたいと皆さん思われているのではないのでしょうか。今後、第2波、第3波が来ても、子供の学ぶ機会を確保し、学力の維持・向上につなげる取組を何としても進める必要がございます。休校の間、子供たちは学校から出された課題などに取り組んでいるケースも多いと思いますが、それだけでは十分に理解が進まないこともございます。学校が再開しても、授業についていけるかと心配する保護者も多いのが実情でございます。

2018年の調査では、パソコンなどの情報通信技術、ICT機器を授業で使う時間について、日本は経済協力開発機構（OECD）加盟国の中で最下位であります。4月30日に成立をした2020年度補正予算には、小・中学生に1人1台のパソコンなどを配備するための予算が盛り込まれております。これには、インターネット接続に必要なモバイルルーターを家庭に貸し出すといった支援策も含まれております。今回のコロナ禍を契機に、オンライン学習の環境整備を大きく進めるべきと考えますが、市の認識と対応を伺います。

○議長（大原 功君） 山下教育部長。

○教育部長（山下正巳君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症予防対策への緊急措置といたしまして、小・中学校は3月2日から約3か月間の臨時休業となりました。この間、子供たちは学校で学ぶことができなくな

りました。休業期間中の家庭学習については、家庭学習教材を提供するなどして対応してまいりました。市といたしましても、子供たちの学びの確保を考えたとき、オンライン学習の環境を整えることは必要であると認識しております。

今後の学校ICT環境につきましては、まずは国のGIGAスクール構想に基づき整備を進めております。このことは、コロナ感染の第2波、第3波に備えることにもつながっております。具体的には、現在全小・中学校に高速大容量の通信ネットワーク構築に係る設計を行っており、この後8月末をめどに工事を行ってまいります。また、2023年度までに、児童・生徒1人1台のタブレットの配備を計画しておりましたが、コロナ対策として、国より前倒しして本年度中の対応が求められております。本市といたしましても、早急に整備ができるよう、現在内容を検討しておるところでございます。

さて、コロナウイルスの感染に関し、第2波、第3波が心配されるところではございますが、校内の高速通信ネットワーク構築後であれば、そのネットワークと現在各校に配備しておりますタブレット440台を活用し、さらに1人1台のタブレットが配置された後であれば、それらを活用してまいりたいと考えております。

また、5月に小・中学校において、各家庭の通信環境に関するアンケートを実施していただきましたところ、「Wi-Fi環境がある」との回答は全体の90%でございました。今後、オンライン学習を進めていくに当たり、より詳細な調査が必要であることも分かってまいりましたので、さらなる調査を行ってまいります。

また文部科学省は、オンライン学習システムの開発を今後進めると公表しております。弥富市といたしましても、その重要性を認識しております。文部科学省の開発状況を見守りながら、今後、学習の遅れが生じないように対応してまいります。以上です。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 早急に前倒しして取り組んでいかれると。市内のWi-Fiの環境があるというところが90%、10%はないんですけれどもね。市内の学校にある440台となりますと、全校生徒が3,600人としますと、その10%を超えた中で対応できるというところでございます。

あとは、具体的にも第2波、第3波になって休校となった場合に、いかに学ぶ機会というのを失わずにやっていくか。授業内容に関しましては、本当に教職員の皆様に御努力いただかなきゃならないんですけれども、あくまでもそれは、こんなことを言わずとも分かっていらっしゃると思いますけれども、大人の都合ではなくて、そういう状況でも子供さんが学びたいと言えるような環境をぜひつくっていただいて、このコロナ禍のおかげで何か一つ見つけられたみたいなことも全てプラスに転じて、一つピンチですけれどもチャンスに変えて、教育のほうに携わっていただきたいなあと思います。

ネット環境がなくても、今、オンラインゲームってありますよね。大概、パソコンとかなくても、オンラインゲームは結構子供さん持っていらっしゃると思います。これ実はインターネットに接続することが可能でして、ユーチューブの動画なんかも見ることができますので、ちょっと残念ながら、オンラインはゲーム間同士だったらできるんですけど、いわゆるZoomであるとか、Teamsであるとかといういろんなソフトは使えない状況です。ただ、ユーチューブが見られますので、課題の動画配信とかで対応することもできますし、その辺りもまた今度次のアンケートに加えて、環境を整えていただきたいなあと。第2波、第3波が来ても、必ず学習の向上の場を失わないようにしてあげたいなあとと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

では、続いて質問させていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大で、地方経済は大きく減速をしております。活動・集会の自粛により、地域イベントは相次ぎ開催が中止となり、集客を手段あるいは目的とするサービス業、鉄道、バス、ホテル、旅館、飲食、小売業を中心に、地方の企業は大幅な減収を余儀なくされております。弥富市も例外ではありません。企業収益が悪化をしますと、企業が納める法人住民税や法人事業税が減少するとともに、解雇や減給になれば従業員が納める住民税も減少いたします。企業収益の悪化は、これらの地方税の税収減につながり、自治体財政への影響が出てまいります。

新型コロナウイルスの地域経済へのダメージは、企業や個人の経済活動が止まることによる打撃であります。自然災害のように復興すべき施設もなく、公共事業によって地域経済を再稼働させるという性質のものではありません。自然災害とはダメージの性格が異なると言えます。経済活動がストップをしても、地域経済の担い手である中小企業や個人事業者の人的費用や家賃、社会保険料の支払いはなくなりません。支払いの猶予が申請により認められておりますが、収入減になることには変わりはなく、地方自治体は何らかの手だてを講じなければ、地域経済は崩壊をし、地方税の落ち込みはさらに長期化をいたします。あつてほしくはないですが、感染の第2波、第3波が来ることも想定をしておかなければなりません。そのためにも、本年度予算の未執行分なども含め、見直す部分は見直し、適時必要な施策に投入できるよう備えておく必要があります。

コロナ禍における経済的な影響から、市財政の今後の見通し、また大型事業を含んだ市の総合計画、都市計画マスタープランなどへの影響について、市の認識と対応を伺います。

○議長（大原 功君） 大野建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

新型コロナウイルスによる経済への影響は相当大きなものであり、経済学者からは、経済がコロナ前の状況に戻るまで2年だとか、3年または5年とも言われている状況でございます。

す。そんな経済の不透明感から、市の財政におきましても、税収の落ち込みや、国や県からの交付金等もめどがつかない状況でございます。

このような状況下で、総合計画や都市計画マスタープランに掲げました大型事業につきまして、新規事業につきましては事業着手時期の見直しや、継続事業では事業期間の検討も必要があると考えております。また、経済の回復状況が思うように進まない、また市の財政状況が悪化するという状況にあった場合には、各種大型事業の見直しも必要になってくるのではないかと考えております。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 細かい未執行部分であるとか、予算に関しては、行財政委員会のほうで既に通告をしておりますので、そちらで細かくさせていただきますけど、大きくは、今ある大型事業も含めた総合計画等は、今はとにかくコロナの鎮静化と経済の活性化に従事するために、そちらに集中をしていくという御答弁であったというふうに理解をいたします。

続きまして、コロナ禍では、一般企業では基本的な感染対策に加え、テレワーク、時差出勤、テレビ会議など、接触機会を削減するための対策を取りながら事業継続の努力を行っております。集客を手段または目的とする事業であっても、文化・芸能ならオンラインライブの動画配信、飲食業ならアプリを利用したテークアウトやデリバリーに移行をしています。この間、市役所の業務におきましては、窓口業務など3密を回避するため様々努力をされておられると思いますが、とにかく自治体内または自治体間の会議は多いと思います。全てとは言いませんが、感染拡大を予防するためにも、できるところから変えていく必要があると思います。

もう一つは、今回の定額給付金の申請について、マイナンバーカードを利用したオンライン申請と郵送申請があったわけですが、これも改善する必要があります。マイナンバーカードは、個人認証としては使えますが、住民基本台帳の世帯情報とはリンクをしておらず、結局は、申請情報が来たら職員の皆様は住民基本台帳の世帯情報と照らし合わせるという手作業を行わなければなりません。これでは申請側の優位性はあっても、職員業務として郵送申請の受付作業と何も変わりません。国の制度ではありますが、今後様々な行政サービスに活用されるカードでもあります。利便性・有効性を啓発していくためにも、行政サービスの効率化、申請等の簡略化を目指し、コロナ禍を機にIT化を進めるべきと考えますが、市の認識と対応を伺います。

○議長（大原 功君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

このたびの新型コロナウイルスの感染拡大により、多くの企業では、テレワークや時差出勤、ウェブ会議など新しい生活様式を取り入れ、感染予防対策を行っております。本市にお

いては、時差出勤や土・日を含めた出勤日の割り振り、さらに弥富市職員在宅勤務実施要綱を策定し、感染防止に努めておりますが、現在ではウェブ会議などを開催する環境整備までには至っておりません。

いずれにいたしましても、IT化の推進につきましては、多くの地方自治体が抱える人口減少や少子高齢化問題、そして、さらに厳しくなる地方財政下において、業務の平準化・効率化による経費の削減と住民サービスの向上を一体的に図るために必要不可欠なものでございます。しかしその一方で、IT化については、多額の設備投資や保守管理費、また専門の知識を持った職員の配置や情報セキュリティ対策などの多くの課題もあると認識しております。

○議長（大原 功君） 堀岡敏喜議員。

○4番（堀岡敏喜君） 今回このコロナ禍で様々な自治体間、まさにこういう緊急事態になりますと、職員の皆様は災害時と同じで本当に忙しくしなきゃならないと。打合せする機会もたくさんある。それがまたクラスターのきっかけにもなってはいけませんので、なるだけ3密を避けてやってこられたとは思いますが、それが簡単にできるものとして、それはもちろん今総務部長がおっしゃったように、市役所内にそういう環境を整えるというのは、また莫大なお金もかかるとは思いますけれども、逆に考えれば、いろいろな地方に、部長・課長さん等は研修等で全体の大きな会議に出たり、行かれるとは思いますけれども、私も2年前に議長をさせていただいて、都市問題であるとか、議長会であるとか、はっきり言って、行ってもおらんでも分からんじゃないですか。大きなところで話を聞くだけですからね。交通費をかけて、交通の時間もかけて行くことよりも、オンラインで参加できれば、内容はそれで十分伝わるもんですから、そうすると経費の削減にもなってきます。これは僕の個人の経験ではありますが、自治体間でもちょっと何かの会合、県の指導とか、また東海の一つのくくり、そういったところでお話合いがあったりする。今、コロナが終息するまでは、3密回避というのはずうっと続くわけですし、そういったことを弥富市からもしっかり提案をしていただいて、もちろんZoom会議であれば、自分の持っている端末で参加できるじゃないですか。Wi-Fi環境がないと駄目ですけどね。市役所はWi-Fi環境ないんですよね、つくってくださいね。

そういうことで、これを機に、仕事の効率化を図る意味でも、完璧にしようと思うのではなくて、削る部分は削れば、先ほど財政の健全化という話もございましたけれども、本当にちりも積もれば山となるという部分もございまして、ですので、しっかりその辺精査をしていただいて、削る部分は削る。それが、例えば行かずともオンライン会議でという形で済めば、全体的に無駄な部分が省けるんじゃないかと思えます。

先ほどマイナンバーのことも、定額給付金のことを言いましたけれども、もし第2波、第

3波が来て、また国主導の例えば給付金なりの施策が講じられた場合、正直国から今回はば一んと振られたもんですから、自治体のほうではそれに従わなきゃならない状況だと思うんですけど、これは総務部長にお聞きしていいのかどうか分かんんですけど、実際郵便申請にしたほうが、はなからそのほうが早いんじゃないですか。どっちにしろオンライン申請しても、その家庭にも郵送が届くわけですよ。これも無駄ですよ、正直言って。受付作業、照会作業というのがどっちにしろ手作業というなら、はなから郵送申請だけにして、それを迅速に行うことのほうが私はいいんじゃないかなあと。今の状況ですとね。マイナンバーカードのICついてるカードを持っているのが10%か15%ぐらいですかね。これは弥富市でも例外ではないと思いますし、それは逆にITを進めるといふのと逆行するかもしれませんが、それが課題だと言うならば、そちらに変えてもいいと思います。

また、今年が地方分権改革法が施行されて20年になります。今は国難でございますので、国主導の部分が多いと思いますけれども、ここでやっぱり地域性をしっかり出していくということも、地方分権改革の一つではないかなあとと思います。その取組自身が、やっぱり住んでいる人たちが弥富市に住んでよかったなど。先ほどの情報の話もそうですけど、弥富市が主体となって、市長が中心となってしっかりメッセージをしていただいて、かゆいところに手が届くというような形で進めていっていただきたいなあとと思います。

それでは、続けて質問させていただきます。

国では、3月13日に新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正法が成立をし、新型コロナウイルス感染症にも適用されることになりました。主には、緊急事態宣言が出されるかどうか争点が当たっていたように思いますが、宣言の前に、政府や自治体の要請や体制整備等について、法的裏づけやルール化ができたことは評価できると思います。

改正法のポイントは以下の2点。1つ目は、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等とみなして特措法を適用する。2つ目は、国・都道府県・市町村が既に定めている新型インフルエンザ等対策行動計画は、新型コロナウイルス感染症対策行動計画としても定められたものとみなすであります。

まずお伺いたしますが、弥富市においてホームページにて掲載されております平成26年9月制定の新型インフルエンザ行動計画が、今回の新型コロナウイルス感染症への対応の基軸となっているとの理解でよろしかったでしょうか。

○議長（大原 功君） 宇佐美健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

平成26年9月に、本市の弥富市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定いたしました。新型コロナウイルス感染症が、政令で指定感染症に認定されましたので、この計画を準用して対応しております。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 特措法の構成は、3つの局面から成っております。第1の局面は、新型コロナウイルス感染症が発生する前であります。第2の局面は、新型コロナウイルス感染症が発生をし、蔓延のおそれが高いと認められるときで、第3の局面は、新型コロナウイルス感染症が蔓延した結果として、医療提供の限界を超えて、国民生活・経済への甚大な影響が懸念をされるときとなっております。

今回のケースでは、新型コロナウイルス感染症について、法改正前であったため、第1局面が適用できませんでした。そのため、既存の感染症への対策行動計画を適用することとなっております。行動計画とは、主に第2局面及び第3局面で、国や自治体が今後どのように行動すべきか、公私の団体または個人に何をどう要請、指示をするか定めたものであります。感染経路や感染性、致死率等がいまだよく分かっておらず、ワクチンも治療薬もない現段階におきまして、既存の行動計画がそのまま適用できるのかどうかは現状と照らし合わせて行動していくしかございません。

しかし、行動計画はこれまでの感染症の流行について知識・経験を基にして作成をされたものであり、改正法で新型コロナウイルスの行動計画とみなされた以上、今後国や自治体の行動基準の原則となってまいります。想定外の事態となっている現状ですが、コロナ禍のこれまでを検証し、これからをどう想定していくのか、市の認識と対応を伺います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今回の新型コロナウイルス感染症の対策につきましては、国・県・市の行動計画でも想定されていない感染症であり、これまでの市の対応や支援が市民の皆様の期待どおりにはできていなかったかもしれません。その点は大いに反省しまして、今後は国や県の行動計画も改定されてくると思いますが、市といたしましては、第2波、第3波に備え、新型コロナウイルス感染症対策を重要な危機管理の問題として、全庁一丸となって取り組むとともに、国・県、医療機関関係者等と相互に連携を図ってまいります。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） まさに今、その想定外の事態の真ただ中におけるわけですがけれども、これまでもこうしておけばよかったと、こうすればもっとよかったなという部分がたくさんあると思います。そういったことを今後の新たな弥富市の感染症行動計画に活かしていただきたいと思います。これからこの議論につきましては、終息をするまで、また議論をしてまいりたい、そのように思います。

続きます。

これから本格的な梅雨に入り、台風などの風水害が発生する季節を迎えます。また、日本各地で群発的な地震も起こっております。多くの市民からは、コロナ禍でもし災害が発生を

したらどうすればよいのかとの声が寄せられております。地震や津波により緊急な避難行動を取らなければならなくなったときに、3密を避けるために避難をちゅうちょすることがあってはなりませんし、台風など風水害におきましては、可能な限り広域に分散避難をするなど、コロナ禍の中での避難行動計画を早急に策定し、市民と共有しなければなりません。市の認識と対応を伺います。

○議長（大原 功君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の流行により、災害時の避難所については、従来どおりの密集した空間での集団生活では感染リスクが高まる危険があります。少しでも感染リスクを軽減するため、自分の住んでいる場所が避難の必要がある場所か確認していただき、安全を確保できる場合には自宅の2階へ避難（垂直避難）することや、災害の危険のない親戚や友人・知人の家などへ避難も検討していただきたいと思います。しかしながら、感染リスクを恐れ、避難をちゅうちょし、逃げ遅れるようなことがあってはなりませんので、本市としては、国・県、気象庁など関係機関と連携を取り、警報などの気象情報を注視しながら、命の危険が及ぶ場合には、いち早く避難情報を発令し、皆様に避難を促してまいります。

また、情報発信の新たな取組としまして、6月広報に掲載し、募集を開始しておりますが、従来の市の安全・防災メールが受信できない主に高齢者、障がい者の方などの避難行動支援者の方を対象に、登録制で電話・ファクスで避難情報、避難準備、高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示などの情報を発信し、早期に避難行動をしていただく支援を9月より運用できるようになります。避難所に避難する際には、可能な限り検温していただくなど、健康状態の確認をお願いし、避難所内での感染拡大を防止するため、避難所を開設した際は、1つ目、受付で体温の申告、2つ目、うがい、手洗い、せきエチケットの徹底、3つ目、避難者同士の間隔を空ける、4つ目、定期的に検温、室内の換気・消毒を行います。本市の備蓄品には限りがありますので、マスクや消毒液、自身の健康状態を確認するための体温計を持参するなど、可能な限り必要なものは持参していただきたいと思います。

また県では、新たな避難所確保のため、公共施設・民間施設の区別なく洗い出し調査を行っております。本市としましても、新たな避難所、避難スペースの確保のため、既存の避難所の避難スペースの見直しなどを行っております。今お答えした件につきましては、県や市の新型コロナウイルス対策本部と連携しながら、7月広報及びホームページに掲載し、市民の皆様に周知し、情報を共有できるよう発信してまいります。

○議長（大原 功君） 堀岡敏喜議員。

○4番（堀岡敏喜君） 今、本当ですと、防災会を中心になんていうことが本来であると思うんですが、今こういう事態でございますので、緊急、特に人命に関わることにしましては、

現在は市が主導を取っていただいて、特に地震・津波といったら逃げていただかないといかんわけで、なかなかそのときには体温を測っていかならんという余裕はないと思いますけど、ただ風水害であるとか、台風に関しましては、以前から広域避難ということに関して弥富市は取り組んでおられますので、先ほども言いましたけれども、広域の避難といたしますと、自治体間の避難ではなくて、個人で御親戚とか御友人とか、今から人づてをたどっておいて、そちらのほうに早めに避難していただくと。そのためには、市長には従来よりもちょっと早めに避難指示・勧告なりを出していただいて、喚起をしていただくと。空振りを恐れず、早めな対処をお願いしたいと思います。

自治会に関しましては、次の質問にもなりますので、続けていきたいと思えます。

発災時、発災後のことも考えていかなければなりません。災害ボランティアの方々や消防団の皆様が、安全かつ円滑に被災者支援に携われるよう、ボランティア団体の経営サポートや地縁団体の体制強化を図り、被災者支援の環境整備を行うことも重要だと考えますが、市の認識と対応を伺います。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

昨年の防災ワークショップで、災害救護のための災害ボランティアセンター開設及び運営の協定を締結している市社会福祉協議会に依頼し、災害ボランティアセンターの役割というテーマで御講演を頂き、市民や関係者の皆様とボランティアセンターの役割やボランティアの大切さを実感いたしました。

災害時の避難誘導や避難所運営に関しましては、ボランティア団体や自治会、自主防災組織、消防団など関係団体の協力なくしては成り立ちません。今後、防災ワークショップでは、避難所運営をテーマに取り組む予定でございます。コロナ禍のボランティアセンターの運営についても、市社会福祉協議会や自治会、自主防災組織、消防団など、関係団体とさらなる連携強化に取り組んでまいります。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 本当にこの今の感染症禍の中で災害が起こった場合に、感染症ですから、どこに行っても感染する危険性があります。災害、風水害なり、地震、津波が起こったときというのは、この地域か沿岸地域になるわけですけど、例えば対外から支援を頂くという場合にも、いわゆる県をまたいで、大変な緊急事態だからといっても、そこでまた感染症が広がって、2次災害にもなりかねません。

今回の質問の趣旨というのは、どちらかといったらそっちですね。ボランティアセンターが運営をしていくわけですけども、これは当然市職員も入りますけれども、そういう緊急事態ですけど、そこにやっぱり意識を落とさないように、なってはあきませんよ、なっ

しくはないですけど、もしなったときの体制として、やっぱりその辺のことも考えておかなきゃならないですし、今、市内の消防団の皆さんも、そのときにまた御尽力いただかなあかん部分があります。そういうところでも、使命感で熱があるけど来てしまったみたいなこともあっては困りますので、その辺の徹底もお願いしたいなあと思います。

続きます。

市の防災計画などには、災害時での感染症への対応は盛り込まれておりますが、今回のコロナ禍のような感染症が発生をしている中での災害は想定をされていなかったように思います。また、市の新型インフルエンザ行動計画にも蔓延時の自然災害発生の記事は見受けられませんでした。BCPも含め計画の見直しが必要と考えますが、市の認識と対応を伺います。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

今後は、新型コロナウイルス感染症流行と地震や台風などの自然災害が同時に発生する複合災害の危険性が高まっております。現在の市地域防災計画では示されていない部分でもありますので、今後新たに策定されます愛知県地域防災計画や新型コロナウイルス感染症対策のガイドラインなどを参考に改定してまいります。

現状は、避難所担当職員用に新型コロナウイルス対策マニュアルを作成しましたので、研修を行い、また市の新型コロナウイルス対策本部と連携し、保健師や津島保健所との連絡体制などを整えているところでございます。また、業務継続計画についても、健康推進課で新型インフルエンザ等編に新型コロナウイルス感染症も踏まえて策定してまいります。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 一般企業等では、二、三年前からテロ、感染症に対してのBCPの立て直しというのが進んでいたわけですがけれども、なかなか現実になりますと、本当にそれが役に立つのかどうかというのは検証していかなければなりません。先ほどのインフルエンザ行動計画もそうですけれども、こういったことを本当にまさに活動している中で、改定すべきは改定する。もうちょっとこうしておけばよかったということは、重ねて申し上げますけれども、ぜひ次の策定に役立てていけるようにしてまいりたいなあと思います。

続きます。

今回のコロナ禍におきまして、市民生活に大きな影響が出ておるわけですが、地方自治の最前線であり、互助・共助の担い手である自治会やコミュニティにも活動に制限がかかり、機能不全に陥っております。人との接触に制限がある中、さらには3密を回避するため、集會も開けません。緊急事態宣言が解除となっても、終息をしたわけではなく、感染症の拡大、クラスターの発生が懸念をされます。自分たちの町は自分たちで守るとの思いのまま、こんなときでも何かできることはないかと、3密を避け、散歩がてら声がけをされておられる方

もいらっしゃいます。

一つの提案として、この状況下でも、画期的な活動、面白い活動をされている地域、団体、または提案などを紹介し、情報を共有する場を市のホームページ等に設けてはいかがでしょうか、市の見解を伺います。

○議長（大原 功君） 横山市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） 現在、地域や団体の画期的な活動等の紹介は行っておりません。市民の皆様や地域、団体に有効な情報がありましたら、市ホームページ等を活用して情報提供をさせていただきたいと考えております。市民の皆様、議員の皆様におかれましても、有効な取組などの情報がありましたら御提供いただきたいと思います。

なお、現在市及び市内の小・中学校のホームページにおきまして、弥富市広報大使のやとみまたはち氏プロデュースの弥富市民向け動画「今だからできること」を掲載し、手洗い、適度な運動、バランスのよい食事などについてリズミカルに紹介しておりますので、ぜひ御覧いただきたいと思います。以上です。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 私が求めるものとしまして、こんなときだからこそ、どうしても人と会えないじゃないですか。会って話をするのが制限されていると。会いたいんだけど、自分から何かやろうとって言ったら、3密やないのと逆に言われて、また人間関係が悪くなるみたいなことがあったら困るわけです。けども、それを何とか意思を、例えば今回はコロナに負けるな、コロナにかからないんだ、乗り切るんだ、そういう意識を共有できる活動ですね。

ちょっと今日例の一つお持ちしたんですけど、横浜市の市民、企業、大学、行政が連携をして、共創の参加型の取組として「おたがいハマ」というのがあるんですよ。これはどういうことをやっているかといいますと、今先ほど言いました横浜市というのは大きいですよ、名古屋市ぐらいあるわけですから大きいんですけど、あくまでも民間のボランティアが中心となって、市内の情報、例えば簡単なことを言えば、外食産業のお店がテイクアウトをして評判がいいとか、自分らでコミュニティを盛り上げて今の状況下を乗り切ろうとするような団体です。これはそれだけじゃなくて、例えば学生さんの修学支援のことであるとか、いろんなことに取り組んでいらっしゃいます。これはあくまでも市民主体、民が主体で、行政があとはサポートをしているという形なんです。

これこそが、私も自治会なり、コミュニティの活性化というのをずっと言ってきた中で、市が主導するなど。あまり市がばーんと言うなど。言っちゃうと、それがトップダウンと、依存性が高まってしまうので、でも今そういうのがなかなかできない状況ですので、これは基本的にウェブでインターネットが中心、プラットフォームになっているんですけど、それ

だけではなくて、アプリの開発とか、今だからこそできるみたいなことを取り組んでいらっしゃいます。ぜひ部長に見ていただいて、「おたがいハマ」でございます。詳しく説明すると時間がございませんので、飛ばします。

では、続きの質問に移ります。

関連してくるんですけれども、市は、主催する秋のイベント等、早々に中止を決めましたが、コミュニティや自治会もそれぞれの地域で夏以降のイベントが控えております。盆踊り、秋祭り、スポーツ大会などもございます。自主的に中止を決めておられる団体もありますが、地域によっては、やったほうがいいよ、いや、中止をすべきだ等、意見が分かれ、役員さんが判断に苦勞されております。現況下で重要な決断を現役員や団体に委ねるには、非常に重いものとなります。この際、市民の安心・安全を守る意味からも、市から方針を示すべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） 各自治会、町内会やコミュニティ推進協議会での会合や行事等の開催の判断につきましては、それぞれで御検討いただいているところではございますが、判断に悩まれることも多いかと思えます。

市としましては、区長6役会などを通じて、新型コロナウイルス感染症対策に関する市の現状や行事等の開催に係る方向性などについて情報提供をさせていただくとともに、各地区のお考えなども逆に伺っております。自治会やコミュニティ推進協議会の行事などの開催につきましては、それぞれに判断をしていただきたいところではございますが、このような状況下にある中、中止という方向だけではなく、創意工夫、内容を検討するなど、地域と行政が情報を共有しながら進めていきたいと思っておりますので、開催の可否について御相談いただきたいと思えます。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） ということは、方針としては、この緊急事態ではありますので、市からの方針を示すという理解でよろしかったですか。中止するしないというのは別としても、相談には応じますよということですね。

そうでないと、本当に新年度に役員になった方というのは、はたから見たら何もせんでもいいみたいなことにもなっていますが、何もできないんですよ。我々の自治体というのは、基礎は自治会とか地域住民でございますので、そういう方々がコミュニティの活性化とか、コミュニケーションが一切取れないんですよ。親しい人はいろいろつながりがありますがけれども、そういう中で地域のつながりを維持していくなんでいうのは、本当に新しい発想がないとなかなかできない。

そういう意味でも、さっきの質問で紹介していただきたいというのは、そういう提案を市

民からも頂いて、それを共有して広げていければ、何か違う形でのコミュニティがつかれるのではないかと思いますので、こういう時期であっても何か模索している、検索をしている、地域住民のためにと熱い弥富市民はたくさんいらっしゃいますので、そういう方々の意見をしっかり取り上げていただいて、また吸い上げていただいて、いい意味での市はサポートをしていただきたいなあと思います。孤立しているから、制限されているからこのまま放っておくというのではなくて、こういうときだからこそできることもあると思います。ぜひ、そういったことを進めていっていただきたいなあと思います。

特に秋祭りなんていいますと、自治会の中では大きな行事でございまして、芸能奉納がされるところというのは夏休みから練習が始まったりもします。その中で小学生・中学生といえますと、今回の3か月間の休校があったもんですから、それを埋めるという意味で夏休みを半分削るんですよ。その中で練習にいそしむと。練習はまた密ですので、それができないということもあります。親御さんあたりからは、そんなのどうのこうのというものもありますけど、はっきりしてあげないと、本当に今の役員さん困っていらっしゃるんですよ。どうしたらええんやと。細かいところまで言えませんが、相談があったときには明確に今はしっかりこうしたほうがいいんじゃないかと指針をしていただかないと、板挟みになってノイローゼになっている方もいらっしゃいますので、それじゃあ本当に気の毒なので、今年はこんなコロナ禍の中で様々な弥富の春まつりも全部中止になりました。だけど、市長、この終息の暁には思いっきり何かやりましょよと、市民が楽しみにできるような、だから今頑張りましょみたいなちょっとメッセージも、動画だけではなくて、出していただければいいかなあと思います。

今回、まだまだちょっとコロナのことについて、細かいことに関しましては委員会等でしっかり質疑をしてまいりたいなあと思います。何にしても、一日も早い終息を祈りながら、そんな中であつたとしても、いろいろな施策が、自治体間競争というのが今も続いていると思います。やっぱり弥富市すごいなあと住んでいる方々が本当に心から思っただけのような制度、施策を、共々に議会と市とでしっかり話し合っって進めていけたらいいなあと思っています。以上で終わります。

○議長（大原 功君） 暫時休憩をいたします。再開は3時10分にします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時03分 休憩

午後3時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

平野広行議員。

○13番（平野広行君） 13番、政新会、平野広行でございます。

通告に従って質問をさせていただきます。

新庁舎における初めての一般質問になりますが、私としては、新庁舎、この議場での質問台に立つまで本当に長かったなあと、こういう思いであります。平成24年3月議会で庁舎改築等特別委員会が設置され、新庁舎建設に向けてスタートしましたが、物件移転補償費及び土地購入費の支出をしてはならない旨の住民監査請求が出され、その監査結果を不服として訴訟に至りました。第1審名古屋地裁、第2審名古屋高裁で審査され、平成29年4月に市の主張が認められる判決が下され、庁舎建設が事実上スタートし、8年がかりで今年2月に完成をいたしました。この間、服部彰文前市長、大木博雄前副市長は、新庁舎建設に当たり本当に御苦労されたことは皆さん御承知のとおりですが、今そのお二人がこの議場にお見えにならないのが私としては非常に残念な思いであります。お二人が大変御苦労されて建設された新庁舎の下で、我々議員はしっかりとした議会運営、安藤市長にはこれまで以上に強いリーダーシップを発揮していただき、弥富市発展に向け、しっかりとした市政運営を強くお願いし、質問に入ります。

まず最初に、3月議会初日に行われました安藤市長の令和2年度施政方針と予算編成について伺いますが、これは議会冒頭で市長のほうからも少し述べられました。昨年度の施政方針で述べられたことと基本的には全く同じであります。また、予算編成に当たっては、第2次弥富市総合計画に掲げた基本目標の実現に向け、限られた財源を効果的・効率的に配分したと述べられております。昨年の施政方針の中でも、市民力との連携、持続可能な行政運営を述べられていますが、特に今年度においては、持続可能な発展、持続可能な地域社会の確立といった「持続可能」という言葉を4回も使ってみえます。これはSDGsを意識して使われたのか、あるいは、いま一度継続させる事業の選択を議会においてしっかりと議論すべきというメッセージなのかなと私なりに受け止めました。

昨年度初めて予算づけした行財政アドバイザーからは、市政における重要な政策判断や政策研究を行うに当たり助言・提言を頂いておりますが、今年度はそれに加え、県から財政担当の職員を迎える予算も新しく計上され、4月から本市の財政運営にしっかりと取り組んでいただいております。

これらのことを鑑みますと、市長は、令和2年度の施政方針は事業の選択と集中を行い、まず第1番に財政の健全化を目指してみえるのではないかなと私はと思いますが、まずこの点について市長の考えを伺います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 施政方針でも述べさせていただきましたが、本市の財政状況は、市税収入につきましては、固定資産税などが堅調に増加している一方、歳出面においては、社会

保障関連、防災・減災対策、都市機能の充実などによる財政需要は年々増加しております。また、JR・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎整備や老朽化した公共施設の修繕・更新費など、多額の費用負担が見込まれております。

したがいまして、そうした財政需要に対し、まず一番に考えなければならないのは財政の健全化だと思っております。もはや課題の先送りは許されない、待ったなしの状況であると認識しております。現在、新型コロナウイルス感染症対策のための業務の仕分を実施しておりますが、この機会にほかの業務も見直し、精査しながら優先順位をつけていく必要があると考えております。いずれにしましても、今は新型コロナウイルス感染症対策に全力を尽くしていかなければならないと認識しております。

○議長（大原 功君） 平野広行議員。

○13番（平野広行君） 財政健全化は当然のことながら目指しているが、今は新型コロナウイルス感染症対策に全力を尽くすと、こういう考えを述べられております。

予算編成をする段階で、市の貯金であります財政調整基金の残高について、市長は就任当初から一番気にしてみえました。災害時の対策として、最低10億円は必要であると述べられております。市長就任後、初めての令和元年度予算編成においては、財政調整基金の残高は約15億円ありました。これを維持するために様々な事業費をカットし、当初は財政調整基金から6,000万円だけの繰入れで予算案を作成しました。これが議会から猛反発を受け、4億5,000万円を財政調整基金から繰り入れる予算を作成し、事業を執行したわけでありまして。そして、年度末においては、財政調整基金の残高は約11億円ということになりました。

令和2年度においては、当初から7億6,000万円の財政調整基金の繰入れによる予算編成となりましたが、この予算案は我々議員も賛成したわけで、市長1人の責任ではありませんが、基金残高10億円の思いが強い中での7億6,000万円の基金取崩しは、市長にとっては苦渋の選択であったと思いますが、この件につきましては、先ほど総務部長からも答弁がございましたが、市長のほうから、市長の思い、考えをお聞かせください。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本年度の財政調整基金繰入金が増額となりましたのは、先ほども総務部長のほうから御答弁申し上げましたとおりでございます。

私も就任当初から、財政調整基金は大災害時に備えて、弥富市規模の行政ですと10億円は必要であるというようなことで、そんな思いの中、令和2年度の予算の編成をしてまいりましたが、先ほどから申し上げますとおり、下水道また合併算定替えの措置がなくなる、また会計年度任用職員等々の新しい制度への移行ということで、人件費などがかさんだのが大きな要因でございます。本年度は、名古屋第三環状線の用地の売払い金を一般会計へ繰り出し、財政調整基金を減額することができましたが、毎年度見込めるものでもないわけございま

す。したがって、恒常的に財政改善ができる取組をさらに検討、推進してまいり所存でございます。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 総務部長の答弁のとおり、今年度から下水道事業が公営企業会計に移行したことによる運転資金の繰り出し、あるいは会計年度任用職員制度による人件費のアップ、あるいは交付税の縮減、これが要因という答弁ですね。

私は、昨年度の予算編成の失敗がトラウマとなって、議会に対して事業費の削減の理解と協力を求めず、財源不足を財政調整基金の繰入れに求めた結果ではないかなあと考えております。市長、議会に気兼ねすることはないですよ。財政調整基金に対する市長の思いを議会にぶつけてください。そして、事業の見直しによる財源確保、これは昨年の予算編成の後でも言いましたが、議会との風通し、市幹部との風通しをよくして、絶えず協議していきましようかと約束したはずですよ。どうもその約束が守られていないように私は感じております。

このような財政状況の中、誰もが予想しなかった新型コロナウイルス感染症という形の災害が発生しました。まさに財政調整基金の意義が問われることになりました。国からは1人10万円の特別定額給付金、既に頂いてみえる市民の方もたくさんお見えになると思いますが、これは全額国の負担であります。市単独での支援は、ひとり親世帯の臨時特別給付金、それから準要保護児童及び生徒への給食費相当額給付金、そして県の休業補償金の半分負担25万円、そして床屋さんとか美容室への休業協力金10万円、そして子育て世帯特別給付金1万円の市からの上乗せ分5,000円、これで3,100万円、合わせて合計が1億1,596万9,000円です。総額約47億円の補正予算であります。ほとんどが国・県からの補助金で約46億円、市からの負担の1億1,596万9,000円は全て財政調整基金からの繰入れとなって、現時点では残高は約2億5,000万円ということになっておりますが、ただし、今議会で補正予算が認められれば、財政調整基金への繰入れをします。残高は5億7,000万円になると、こういうことでもあります。

山梨県富士吉田市、自衛隊の演習場があるところ、人口は4万8,000人、標準財政規模約100億円で、本市と非常によく似た自治体であります。ここは、コロナ対策として市民1人につき1万円の給付を決めました。人口4万8,000人ですから4億8,000万円ですね。本市も、富士吉田市のように1人1万円の支援金の給付ができるか、伺います。

○議長（大原 功君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

本市の4月末の人口は4万4,480人でございます。1人1万円を給付することとなりますと、4億4,480万円が必要となります。臨時交付金の活用も考えられますが、他の感染症対策事業の財源にも必要となりますので、現状では厳しい数字だと思っております。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） できないですよ、残念ながら。本市は、それだけの今貯金がないんです。富士吉田市は財政調整基金42億円。市民1人当たりで換算すると、約8万8,000円になります。本市の場合ですと、1人当たり1万円ありません。

コロナ対策で、県下の自治体では、小・中学校の給食費6か月分の無償化、高齢者には1万円分の商品券、休業要請を受け入れた業者には自治体単独で25万円の協力金の支給等、様々な支援をしております。本市は愛知県下38市の中で、人口4万4,500人、一番人口が少ない市ですが、それにしても、他市に比べ市独自の支援策において大きく見劣りがします。

弥富は、南部地区からの固定資産税の収入が大きく、尾張9市の中でも財政力はトップであるのに弥富は何をしておるんだと、市民からお叱りを受けております。また、新聞あるいはテレビ画面に流れるテロップ等の情報発信が遅いとお叱りも受けております。これらのことは、市長の耳にも入ってきているものと思いますが、我々も非常に残念な思いであります。

このような指摘により、市長も市のホームページ上でユーチューブによる動画配信を通して情報発信をされるようになってきました。これはよかったなあと思っております。今度は、国からの臨時交付金の有効な使い道を議会で議論し、市民の皆様への支援が少しでも多くできるように頑張っていたきたいと思います。

本市の財政については、中期財政計画の中においても非常に厳しい状況にあることは数年前から説明を受けておりますし、市民の皆様へも広報「やとみ」を通じて報告されております。昨年3月議会、一般質問の中で、私は本市の様々な財政指標について質問しましたが、特段悪い主張はなく、尾張9市の中でも上位にあります。ただ心配されたのが、借金の返済に充てる公債費が、2024年度においては今より3億円ほど増え、14億円台になるだろうという予想でありました。しかし、一般財源に占める公債費の割合を示す公債費負担比率については13.7%、数値は高いんですが、財政運営上、警戒ラインである15%を下回るのので、問題はないと思われるとの答弁がありました。

財政調整基金の今後の推移についても伺いましたが、答弁の中で、当時の佐藤財政課長からは、事業の見直し、行財政改革が着実に行われなければ、平成33年度（令和3年度）からは財政調整基金の繰入れができない状況になると、こう答弁されております。非常に厳しい財政状況を訴えてみえました。今まさにそのとおりの状況に近づいております。

平成27年度までは財政調整基金も20億円をキープしておりましたが、今日において10億円を切るようになった原因はどこにあると考えてみえるのか、また今後の対策についてどう考えてみえるのか、こういう質問をしようと思ったんですが、先ほど横井議員の答弁の中で答

えを頂きましたので、私のほうからは、平成30年の9月議会のときの行政改革について渡邊総務部長に質問しました。そのときのことを、ちょっとお話をさせていただきます。

そのときには、29年度、行政改革において、効果額において4,700万円の効果を上げておると。歳入歳出を合わせてね。そして、30年度の目標は8,600万円。それに対して、実績は6,400万円だったと。こんなようなことで、なかなかうまく行革が進まない、こういうことをおっしゃってみえました。そして、中期財政計画に示される令和4年度（平成34年度）、それまでの最終のところでは11億1,000万円の効果が出るように、そうしないと合わないわけですよ。こういうふう目標の達成に向けて取組を加速していくと、こういうふう述べてられておまして、それには職員一人一人の意識改革が重要であると、このような答弁をされております。

このような厳しい財政状況を職員全員が共有して、意識改革をするために職員への説明会も開催されたと、こう伺っております。しかしながら、頭で分かっている、実感としてなかなか伝わってこないんですよ。これは我々議員も同じだと思います。これは、一つには市の税収が順調に推移し、財政力がアップしているから大丈夫との思いがあるからだと思っております。このたびのコロナ感染症対策において、全くといっていいほど市単独の支援ができなかったことで、財政に対しての危機感を市職員、議員、そして市民の皆さんも全員で共有することができたのではないかと思っております。

先ほど言いましたが、人口、標準財政規模も本市とほぼ同じの富士吉田市ですが、財政力指数は0.7なんです。よくありません。市の税収は67億円、本市より20億円も少ない。少ないために、その分、地方交付税を28億も頂いている。そして、標準的な行政運営を行っているわけです。そして一つ感心するのは、寄附金、ふるさと納税が23億円もあります。ふるさと納税寄附金は標準財政収入額に算定されませんので、28億円もの交付税を頂けると、こういう仕組みなんですね。本市もふるさと納税を今年から始めましたので、しっかりとそういう財源を確保するように、先ほど述べられましたけど、ひとつ取組をよろしく願います。

本市のように、財政力があって自前で標準的な行政運営ができる自治体でありながら貯金ができない自治体、あるいは、国からの援助がなければ標準的な行政運営ができない自治体なのに貯金はたくさんあると、こういう自治体は全国で多々あります。お隣の愛西市もそうですね。財政力指数は0.63、しかし地方交付税は54億円も頂いております。そんな中でも、財政調整基金が約70億円、特定目的基金は約90億円ほど積立てがあるわけなんです。6月議会では、コロナ対策の第2弾として、売上げが一定以上落ち込んだ農家には一律30万円の支給、高校3年生までの児童・生徒へは1万円給付、4月28日から今年末までに生まれた子供へ市単独で10万円給付する、こういった第2弾の支援策を発表しております。

このように、災害に備え、多くの財政調整基金を持っている。ですから、災害時に市民に対していろいろな支援体制ができるわけです。本市も6月議会で第2弾の支援策として、小・中学校の給食費2か月分の無償化事業の議案が上程されるようですが、寂しい限りであります。

このような国の地方交付税の交付に対しては、本市のように、正直者がばかを見るような感じでいかなものかなと思っておりますが、臨時交付金の交付額についても、ただ財政力だけに基づくのではなく、各自治体の財政状況に基づいて行っていただきたいと思っております。

さて、本市においては、現在第4次行政改革大綱の下、行財政改革委員会において行政改革に向けての取組がしっかり行われておりますが、これとは別に、新たに財政問題に特化した対策に取り組む委員会なり協議会なりを設けてはと思っておりますが、市長のお考えを伺います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 御指摘のとおり、全庁挙げての取組が必要だと考えております。現段階では、新たな委員会や協議会等の立ち上げは考えておりませんが、議会、行政改革推進委員会や行財政アドバイザーの皆さんの御意見も伺ってまいりたいと思っております。

先ほど議員のほうから言われましたが、私も財政力と財政の状況に見合った交付金というものは、もう少し国のほうも考えていただきたいなあと思っておりますものですから、機会があればそういったことも要望してまいりたいと思っております。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 今のところ設置は考えていないとの答弁ですが、行政改革委員会で協議した内容は速やかに議会のほうへ流していただきたい。我々もその内容を共有し、対策に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

弥富市は、約55億円をかけて庁舎の建設を行いました。当然、市の貯金である財政調整基金は減りましたが、本市の防災の司令塔として防災力を高め、市民の安心・安全の確保の向上、そして大きな資産を手に入れました。市政運営において、たればを言っはいけません、新庁舎建設に係る訴訟により建設が3年半遅れなければ、7億円ぐらいの多額の建設費が削減でき、財政調整基金を減らすこともなかった。また、コロナという災害がなければ、行政改革をしっかりと行えば、何とか順調に行政運営ができるものと思っておりましたが、タイミング的に一番悪いときに、このような形で災害に見舞われました。コロナによって、来年度の税収においても減収が予想されます。歳入確保については、国からの支援策としての減収補填債あるいは減税補填債を考えているわけですが、第4次行政改革の歳入確保における取組において財産の処分を上げられております。現金はなくても資産はありますから、普通財産、いわゆる未利用地の売却、さらには我々議員も身を切る改革、人件費の削減、事業

の中止等を行い、財政の立て直しを行う。それでも駄目なときは、これは禁句ではありますが、都市計画税の検討も視野に入れなくてはなりません。

先ほどは、新しく協議会の設置は考えていないとの答弁でしたが、このようなことを協議する勉強会の開催が必要ではないでしょうか。そのためには、市長と議会が連携し、一体となって進まなければなりません。今、市長と議会との一体感がないように私は思いますが、その点、市長はどのように考えてみえますか。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今後も、本市にとりまして、財政健全化の問題だけでなく、様々な課題が山積しております。そうした課題を解決していくために、議員の御指摘のように、チーム弥富で取り組んでいく必要があると考えております。そうした意味におきましても、議会と私と一体感がないという御指摘ではございますが、その言葉を真摯に受け止めまして、今後一体感を持てるよう努めてまいりますので、またお力添えを頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 先日の臨時議会において、市長をはじめとする特別職3名の方、6月分の給与カットの議案が出されました。これは本当に市民に寄り添って市政を運営していきたいと、コロナに対して少しでも貢献したいという意味で出された議案でございますが、否決をされました。まさにこのことだと思えますよ、議会との一体感がないということは、私はそう思いますので、佐藤議員からも午前中に指摘がありましたが、何事についてもですが、もっともっと議会への説明、協議の時間をつくるべきだと思いますので、よろしくお願いいたします。

普通財産の処分についても、議会の議決がなくてはできません。ですから、議会との協議の時間をもっとつくるべきだと言っているんです。二元代表制の下、議会は市長の市政運営に対してチェックする立場にあって、なれ合いではいけません、緊急事態のときにはしっかりと協力して、素早く問題の解決に取り組まなくてはなりません。コロナ感染症により、来年度からの市税収が大きく落ち込むことが予想されます。昔から「入るを量りていざるを制す」とよく言われます。今日の一般質問の中で、財政に関する様々な質問、答弁がありました。全ての答えはこの言葉に尽きると思います。

では、どうすればいいかといいますと、事業の選択であると思います。これは議会ですっきりとこれから協議をしていかなければなりません。また、「災い転じて福となす」という言葉もあります。ぜひこのたびの災いが福に転じますよう、市長が前面に出て、全員一丸となって乗り越えなくてはなりません。弥富市の財政状況が、安藤市長になったから急に悪くなったということではありませんよ。市長1人の責任ではありません。我々議員も同じ責任

があります。立派な庁舎も完成をいたしました。弥富市の明るい未来に向けて、ワン・フォー・オール、オール・フォー・ワン、安藤市長、全員一丸となって財政の立て直しをやりましょう。その先頭に立ってリーダーシップを発揮していただくことをお願いし、次の質問に入ります。

次は、組織機構改革についてであります。

1年半前、安藤市長が市長就任後の所信表明及びその後の施政方針の中で、新しい弥富市を実現すると述べられております。新しい弥富市とは具体的にどのようなものか、市長から伺ったことはありませんが、私が思うに、組織機構改革による市民協働課の設置もその一つかなと思います。

今年度の施政方針において、市民との協働の推進を行うための市民協働課を設置し、本市の重要課題に取り組んでいくと述べられておりますが、設置に至る思い、また課としての具体的な取組について伺います。

○議長（大原 功君） 横山市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） お答えします。

人口減少、少子高齢化の時代を迎え、人々のニーズや地域課題が複雑・多様化する中、限られた予算や人材の中で行政サービスを継続していくには、多様な分野での市民参加による協働のまちづくりを推進していくことが必要であり、協働に当たって重要な位置づけとなる市民や地域活動団体の自発的な活動を支えることを目的に市民協働課が設置されました。

市民協働課は、市民協働グループと交通防犯グループから成ります。市民協働課の業務といたしまして、市民協働グループは、市民協働の推進、コミュニティの推進、区長・区長補助員、地縁団体、国際交流、男女共同参画の推進に関することなどがあります。また交通防犯グループは、交通安全、違法駐車・放置自動車対策、自転車等駐車場の管理、放置自転車対策、コミュニティバス、防犯に関することなどであります。以上です。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） いろいろ市民の困り事に取り組んでいただくということで新しく設置されました。安井課長も、私、4月になって、中古車置場の件で非常にお世話になって、素早く対応していただきまして本当に感謝をいたしております。今後ああいった問題に対して、市民の困り事に対して、課があそこへ行ってこっちへ行ってとたらい回しされることのないように、しっかり市民協働課として取り組んでいただくことをお願い申し上げます。

そして、このたびのコロナ対策について、何か市民協働課では取組があったのか伺います。

○議長（大原 功君） 横山市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） 本年2月中旬あたりから、自治会・町内会の総会の開催につ

いての相談が何件か入っておりました。4月に入ってから、市民協働課には、自治会・町内会の会合や行事の開催についての相談、回覧の中止の要望、コミュニティ推進協議会主催の各種行事の開催の相談などが寄せられております。

御相談いただいた事項に対しましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る国や県の指針を踏まえ、本市の新型コロナウイルス感染症対策本部での協議状況等に基づきお答えさせていただいております。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 先日も、先ほど市長からも謝りのあれがあったんですが、携帯電話のほうに突然大きなアラーム音が入り、びっくりしました。緊急速報メールの誤発信ということでしたが、こういったことには十分注意をしていただきたいと思います。

それでは、次に3点目、防災についての取組を伺います。

上野地区の写真をお願いいたします。

平成30年12月25日に市長になって行われた所信表明において、安藤市長は7つの重点項目を上げられましたが、まず第1に上げられたのが、河川・海岸堤防の耐震補強、排水機の整備更新をはじめとした社会基盤整備の促進であります。土地改良団体出身の市長にとってはライフワークだと思います。

近年、短時間豪雨による災害が全国各地で発生しております。本市においても、今一番災害として起こり得る確率の高いのが、短時間豪雨による浸水災害であると思います。本市で唯一自然排水が行われている地域が駒野・上野地区であり、伊勢湾台風後に行われた土地造成後、当初は自然のそのまま、野鳥の飛来地・休息地としての野鳥公園、上野浄化センターがあるだけでしたが、その後、弥富トレーニングセンター、日光川流域下水道最終処分場、イケア配送センター、そしてこのたび大型物流センター建設の運びとなっております。このように、当時は自然排水で対処できたものが、今では困難な状況になってきていると思います。

雨量データをお願いいたします。

ここに、鍋田南部排水機場の降雨量データがありますが、平成30年度においては、1日雨量が100ミリを越す日も出てきております。平成29年度においては、2日間にわたっておりますが276.5ミリ、1日当たり135ミリということですね。令和元年度10月25日には104.5ミリということになっております。上野・駒野地区からの排水が西尾張中央道を越水して、鍋田南部導水路へ流れ込み、鍋田南部排水機場の排水機能力不足が危惧されるところであります。すぐに排水機場ができるわけではありませんので、今から国・県に対して要望し、一日も早く当該地区に排水機場を新設して、地域の安心・安全を守っていただきたいと思います。市長の考えを伺います。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 当該地区は周辺地域より地盤が高く、伊勢湾への自然排水が可能であり、通常の降雨であれば、当該地区内で冠水による被害を受ける箇所はほとんどないと考えております。ただし、台風の接近等により、伊勢湾潮位の高い状態が継続する中で、同時期に激しい降雨が続いた場合に自然排水ができず、地区内の排水路の水位が上昇し、他流域に溢水したことがあるのは事実であります。当該地区の開発の進展に伴い、ますます排水量が増加することにより、現在の排水状況が悪化すると懸念については理解しております。そこで、想定される大雨のときにいかに効果的な対応ができるのか、またどのような対応をすれば被害を出さずに済むのかが重要な課題であります。

いずれにせよ、短時間で解決できる課題ではないものですから、拙速的な結論を急ぐのではなく、時間的な猶予をお願いしたいと思います。当面の間は、開発事業者により、愛知県開発許可基準に基づき、雨水を貯留し洪水調整する調整池等の設置をしていただくとともに、排水問題については今後も愛知県競馬組合とも協議してまいります。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 今答弁いただきました。非常にお金がかかることですから、市単独では絶対に無理です。県の力が絶対に必要ですから、弥富市選出の朝日県議会議員のお力もお借りしながら、今からしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

あと、5番目の駅前整備についてですが、時間の関係で次回に回して、次の質問に移ります。

次は、本市の重要課題への取組と題しまして質問させていただきます。

写真のほうお願いいたします。八穂クリーンセンターです。

令和2年度の市長の施政方針について伺いました。次に伺うのが、差し迫っております本市の重要課題についてであります。

本市の一番の課題でありました新庁舎も完成し、5月7日より業務を開始しております。便利で市民に親しまれ、愛される市役所となるよう願っておりますが、新庁舎も完成して、次なる本市の課題として上げられるのが、1点目が八穂クリーンセンターの操業問題、2点目が名古屋競馬場の移転問題、3点目がJR・名鉄弥富駅自由通路・橋上駅舎化事業であります。

まず、1点目の八穂クリーンセンター操業問題について伺います。

昨年の3月議会では、当時の津島市ほか11か町村のごみ焼却施設として鍋田町八穂地区に受入れを決めた経緯、周辺対策費62億円の使途、鍋田自治会と海部地区環境事務組合で結ばれた操業協定の内容について質問し、答弁を頂きました。操業協定において、30年間操業後の次の候補地の決定期限があと2年を迎えることになった現在、候補地の決定が急がれるわ

けですが、聞くところによれば、昨年末、海部地区環境事務組合より操業期間の見直し、操業延長の要請が地元にあったと伺っております。

そこで、まず最初に操業協定に関する地元との協議が現在どうなっているのか、昨年3月からの進捗状況について伺います。

○議長（大原 功君） 横山市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） お答えいたします。

令和元年7月に、当時の海部地区環境事務組合管理者である津島市長と地元市長である安藤市長が、鍋田自治会の八穂プロジェクト会長へ操業期間見直しの依頼文を手渡し、環境事務組合の置かれている状況を御説明いたしました。それ以降、八穂プロジェクトと環境事務組合の協議が続いております。海部地区環境事務組合管理者会においても、会議の都度、操業問題について協議をしているところでございます。以上です。

○議長（大原 功君） 平野広行議員。

○13番（平野広行君） 昨年7月に、管理者から地元に対しての操業期間の見直しの依頼文があったと。それ以後、組合と地元との協議がなされていると。管理者会においても、会議の都度、操業協定については協議していると、こういうことを確認させていただきました。

2点目ですが、これは操業協定とは別の問題になります。切り離して取り組まなければならないと思っておりますが、受入れに際して、地元から18項目の要望が出されております。その中で、隣地の農用地9ヘクタールの白地化があるわけですが、この件につきましても昨年3月議会で質問し、答弁を頂きました。

その中で、愛知県企業庁による開発が最善策と考えて進めてきたが、地中埋設部との関係で計画を断念したこと、また港に近い当地区を最適地として企業進出の計画があったが、事業の確実性が確認できず、断念したことが報告をされました。そして今後の取組としては、当該地区は都市計画マスタープランにおいて工業系土地利用計画に位置づけられており、県と相談しながら都市的土地利用を検討していくと答弁をされておりますが、その後の当該地区白地化に向けた進捗状況について伺います。

○議長（大原 功君） 大野建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

八穂クリーンセンター西側ブロック農地の白地化につきましては、当地区の農地区分が甲種農地で、農地転用許可は原則不可であり、農地転用許可の見込みのない事業計画に対して、農業振興地域の除外はできない地区となっております。これまでにも議員からは何度と御質問いただいておりますが、先ほども述べていただきましたとおり、市では、これまでに都市的な土地利用を目指して様々な手法を検討し、市街化調整区域内の地区計画を活用して、造成事業による手法や企業進出計画に伴う市街化区域への編入手法も着手しましたが、図ら

ずとも断念をした経緯がございます。現在でも、当地区へ企業からの問合せがございますが、事業計画が市街化区域編入の要件を満たせていないのが現状でございます。

しかし、都市計画マスタープランでは、当地区は新産業エリアとし、工業系の土地利用を位置づけておりますので、企業からのお問合せには積極的に応じていきたいと考えております。

○議長（大原 功君） 平野広行議員。

○13番（平野広行君） 問合せの企業に対しては積極的に応じていくという御回答ですが、そこで一つ、海部農林水産事務所より県営土地改良事業（稲山地区）の計画変更の通知が出されて、土地改良総合整備事業（稲山地区）は、当該地区は排水受益区域から除外されていますが、これはどのように理解されているのか伺います。

○議長（大原 功君） 大野建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

平成14年度から平成16年度にかけて実施されました県営土地改良総合整備事業（稲山地区）においては、平成14年度の計画変更により、当該区域の受益地からの除外が行われており、当事業による排水路整備は実施されておられません。当事業は、国費・県費が投入される事業であり、事業実施後の受益農地の転用や築造した排水施設の処分について一定の制限があることから、平成14年度の計画変更において、将来土地利用の状況を勘案して、伊勢湾岸自動車道の沿線区域とともに、当該区域を受益地から除外したものでございます。

ただし、土地改良事業が実施されていないということだけでは、農業振興地域内の農用地区域からの除外、いわゆる白地化なんです。これが要因になるというわけではございませんので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（大原 功君） 平野広行議員。

○13番（平野広行君） 先ほども言いましたけど、受入れ条件18項目の中に西側隣地の白地化があります。弥富町議会もこれを認めて、弥富にごみ焼却施設の受入れを承諾しました。しかし、いまだにこの問題は解決しておりません。市長と市議会が一緒になって、白地化に向けての要望を早急に県のほうに言って、この問題の解決に向けての第一歩にしたいと思っております。

そのためには、市議会での問題を全議員がしっかりと理解する必要があります。25年も経過しております。当時この問題に関わっているのは、当時弥富町議会議員であった大原議長だけで、ほかの議員は誰一人として当時の状況が分かりません。残された時間は多くありません。この問題の内容説明を全議員に今議会中においてお願いしたいと思っておりますが、市長、いかがですか。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 改選後、新しい議員の方もお見えでございますものですから、八穂地区の問題を議員の皆様にご認識していただきたいと思っております。清掃工場建設に伴う操業協定の内容や、クリーンセンター西側ブロック地権者からの要望もでございます。その件に関しましては、本議会中に議員の皆様にご説明させていただく予定でございます。

○議長（大原 功君） 市長、あなたは土地改良の事務長をやっておったんだから、もうちょっと丁寧に説明してやってくれよ。土地のことよく知っているんだから、市長は、平野議員。

○13番（平野広行君） 市議会、市長が問題を共有して、市長と市議会が弥富市の要望として県のほうへ行くべきだと思っておりますが、市長、その先頭に立っていただけますね。決意のほどを伺います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） クリーンセンター西側の白地化は、操業当初からの関係各位が努力してまいりましたが、大変難しい問題であるということでございます。市議会と市が一体となって、八穂地区の問題を解決に向けて進めるのであれば、私も愛知県のほうへ要望に同行させていただきたいと思っております。

○議長（大原 功君） 平野広行議員。

○13番（平野広行君） 今日関係者の皆さんが後ろに傍聴に来てみえています。当事者の方の高齢化が進んでおります。皆さん自分の生きている間に解決してほしいと願ってみえます。先日亡くなられた拉致被害者の横田めぐみさんのお父さんと同じ気持ちだと思いますよ。ここで、私から市議会の皆様にもぜひ協力していただくことを強くお願いしておきます。

当該地区は、昨年策定されました第2次弥富市総合計画、都市計画マスタープランの中において、新産業エリアとして位置づけられております。また、焼却場受入れから17年が経過しておりますが、いまだこの問題は解決しておりません。時代も平成から令和へ、この問題に関しては、市長も安藤市長で3代目であります。川瀬市長、服部市長の下で解決できなかったこの問題を、ぜひ安藤市長の下で解決していただきたいと思っております。そうすれば、安藤市長への評価は絶大的なものになります。2期目が約束されたも同然となると思っておりますので、しっかりと頑張っていただきたいと思っております。

八穂クリーンセンターのある鍋田干拓地、ここは戦後の食糧増産計画の一環として、国営事業として進められた農用地であります。大型農業機械で効率的に米の収穫作業ができる甲種農地として定められ、早場米の産地として本市の重要な地場産業となっております。しかし現在では、この地域でも農業従事者の高齢化が進み、後継者はほとんどなく、農作業は外部委託する農家がほとんどであります。

このような現状を踏まえ、鍋田町稲山地区の若い皆さんからは、この土地の将来を考え、

港湾に近い地の利を生かした土地利用を要望されております。つまり、甲種農地から第2種農地への変更を求める声が高まってきておりますが、市長は、このような若い皆さんの声を耳にしたことはありますでしょうか、伺います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 八穂クリーンセンター操業当初から、先ほども申しましたが、そういった声があるということを知っております。甲種農地とか、第2種農地というのは農業区分のことをいいますが、一般的には当該農地の集団性や広がり、農地の利用状況、周辺の土地利用状況などを勘案して判断されるものでありますので、周辺状況に変化が見受けられない中では、単に区分が変更されるものではないと考えております。

○議長（大原 功君） 平野広行議員。

○13番（平野広行君） こういったことは聞いておるといふ答弁ですが、やっぱりこういったことは、自治会の総会なんかには出席しなければ、住民の声というものは聞こえてきません。自治会の総会あるいは八穂プロジェクトの会合、今年は市長欠席というふうになっております。コロナ対策で忙しいとか、また行事が重なるときもあるのは分かりますが、欠席した場合、市長もこの地域には同級生の方がたくさんお見えになります。後援会の方も見えますから、電話一本して状況を確認することはできます。電話で状況とか、そういったことをして確認してみえるでしょうか、伺います。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 3月上旬の鍋田地区の自治会総会は、新型コロナウイルスの関係で、こちらのほうから辞退をさせていただいております。また、3月の議会終了後に、八穂プロジェクトとのこれまでの経緯の説明につきましては、コロナ禍ということで、こちらのほうも欠席をさせていただきました。しかし、そのほかは要望もしっかり受けておりますし、地元の状況把握は大変重要なことですので、八穂プロジェクトの会合も、要請がございましたら積極的に出席をさせていただきたいと思っております。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） ぜひお願いいたします。地元の住民の方の感情を理解する上で大事なものは、住民に寄り添い、そして、この地域の歴史を知ることであると思います。

そこで市長に伺います。

鍋田干拓地内、稲山地区住民の方の歴史は、伊勢湾台風に始まり、その後の稲作における塩害との闘い、また様々な不快施設の建設との闘いをして今日があります。市長は、このような鍋田干拓地住民の方の苦渋の闘いの歴史をどのように受け止めてみえるのか、伺います。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 鍋田干拓につきましては、昭和34年9月26日、未曾有の大災害、伊勢

湾台風で一番被害が大きかった地域であると認識をしております。その1年前、入植をされ、また農地を耕し、初の収穫時期を迎えた直前の台風であったということで、多くの犠牲者がそのときに出ております。それ以降、幾多の水災害と闘いまして、鍋田干拓、またこの弥富市があるわけでございます。先人たちの御努力には本当に感謝を申し上げるところでございます。

そういったつらい歴史のある地域でございますものですから、市といたしましても、また私といたしましても、しっかりと地元の御要望にお応えできるように今後も努めてまいりますものから、議会の皆様方の御協力もよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大原 功君） 平野広行議員。

○13番（平野広行君） 不快施設のことを言われなかったんですが、し尿処理場ですね。上野浄化センター、それから魚アラ処理場、これは現在閉鎖をされておりますが、当初は栄南区全区の自治会が反対をいたしました。1人欠け、2人欠けしたわけですが、最後まで残ったのが鍋田自治会だけでした。むしろ旗を立てて、全員一丸となって闘い抜かれました。これらのことから、二度とこの地域には不快施設は持ち込まないと当時の弥富町は約束をしました。

にもかかわらず、弥富にごみ焼却場の建設の話であります。町議会も特別委員会を設置し、受入れの可否をめぐって協議、その中には、上野浄化センターは八穂クリーンセンター操業後7年以内には移設するという条件に入っていましたが、いまだに実行されておられません。その後、日光川流域下水道最終処分場も上野地区に建設ということで、住民の方は、市、行政に対して非常に強い不信感を持ってみえます。今日傍聴に来てみえる方も、当時第一線で闘った方たちです。この問題がどのように決着するのか、非常に注意深く見守ってみえます。そして、その方たちが頼るのが安藤市長、あなたです。あなたが一番頼りなんです。あなたに非常に期待をしてみえます。ですから、この期待を裏切らないようよろしくお願いをいたします。

当時の弥富町が、海部津島地域の広域のごみ焼却施設の受入れに当たり、弥富町議会では特別委員会を立ち上げ、地域の皆さんの思いをしっかりと受け止め、焼却施設の受入れを了承しております。また、当初は施設の一般的な耐用年数50年の操業要望に対して、操業を30年間しか認めなかった地元の方の強い思い、この辺りのいきさつを市長はしっかりと理解して腹に収めてみえるのか、伺います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 平成6年に、津島市ほか十一町村衛生組合の焼却施設が閉鎖されることを受け、弥富町に新清掃工場を受け入れるかどうかの研究をするために特別委員会が設置され、八穂クリーンセンター建設となりました。今は、地元住民と組合の話合いが重要であ

ると考えております。議員各位におかれましても、組合と地元の問題と考えず、弥富市内での共通の課題として捉えていただくためにも、経緯などの勉強会は必要であると考えますので、先ほども申し上げましたが、議会中の勉強会のほうもよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 自分や自分の子供の代までは仕方がない。しかし、孫の代までは操業させたくない、そういう思いで30年の操業ということになったわけです。操業延長はないと書かれております。

現在、ごみ焼却施設があるとはいえ、25年前に弥富町が受入れの可否を検討したのと状況は同じであります。どこかの市町村で受け入れなければならない。当時、弥富町議会も特別委員会を設置し、議会も地元自治会と一緒に協賛し、受入れを決めております。今回も同じように特別委員会を設置してはと思いましたが、特別委員会を設置する明確な目的を示せませんので、協議会あるいは勉強会を設け、地元からの請願・陳情があった場合でも、いち早く対処できる体制づくりが必要だと思ひ、このことを市長に質問したわけですが、今御答弁がありましたので、ぜひ設置のほどお願いいたします。

今から25年前、平成6年9月7日、全員協議会において初めて川瀬町長よりごみ焼却場受入れに関しての説明があり、協議をして、特別委員会が設置され、その後、名称を環境衛生対策特別委員会として1年半協議を重ねて結論を出したわけですが、安藤市長は、この間の全員協議会、特別委員会の議事録というものは読まれたことはありますか、お伺いします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 大変申し訳ございませんが、読んでございません。ただ、操業協定や操業問題に関しましては、管理者といたしまして一通りの勉強はさせていただいたところがございます。

○議長（大原 功君） 平野広行議員。

○13番（平野広行君） ぜひ一度目を通していただきたいと思ひます。

八穂クリーンセンターは、海部地区4市2町1村の大事なごみ焼却施設であります。操業協定問題は、環境事務組合と鍋田自治会の問題としてだけでは解決できません。環境事務組合議員はもちろんのこと、弥富市は地元市として、市議会も問題を共有し、海部地域全体の問題として取り組まなければなりません。特に安藤市長におかれましては、弥富市民の代表として、環境事務組合の管理者としての立場もありますが、この問題の中心的役割を果たしてもらふこととなります。私としては、市長は当然のことながら、弥富市、弥富市民のために頑張っていたかなければならないと思ひております。それには、まず地元住民とよく話し合い、地元の要望、地元の市民感情をしっかりと理解して、協議に臨んでいただきたいと

と思いますが、今後の協議に臨む市長の考えを伺います。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 最初の質問でもお答えしたとおり、現在、組合と地元と協議中でございます。弥富市長としての考えをお答えすることは差し控えさせていただきたいと思います。弥富市長として、組合と地元との協議の時間を可能な限り調整させていただきたいと思っております。

議員におかれましても、組合議員でもございますものですから、地元要望に対し、組合議会の御理解が得られますよう、私と一緒に御尽力賜われれば幸いに存じます。よろしく願い申し上げます。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 期限は2年を切っております。期限まで組合の議会もあと4回しかありませんので、のんびり構えてはおれません。環境事務組合の議会は11月までありませんので、そのときまでに、市長、議会、地元、いわゆる弥富市としての意見を共有していなければならないと思います。操業協定については、鍋田自治会と海部地区環境事務組合の問題であります。1回や2回で合意ができるとは思いません。我々はサポート役として、合意に向けて全員がしっかり取り組んでいかなければなりません。

そこで市長にお願いですが、9月議会終了時まで、弥富市としての統一見解を出していただきたいと思いますが、約束していただけますか、伺います。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 地元要望をしっかりと理解、分析をさせていただきまして、また議員の皆様との共通認識の下で勉強会を開き、そういった考えに向けて努力をしまいる所存でございます。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） ぜひそのようにお願いをいたします。

一つ一つ進めていかないと、地元の皆さんは不安だらけなんです。行政不信があるからですね、今までの。今後、鍋田自治会、八穂プロジェクトの会合への出席依頼があったときには絶対に出席してください。会合は夜ですから、公務と重なることはありませんので、よろしく願いいたします。

先ほどの市長の答弁の中で、地元の要望を重く受け止めとあります。一番大事なのは、住民に寄り添い、意見を聞くことだと思います。環境事務組合の管理者、弥富市長と2つの顔を持つわけですが、安藤市長は弥富市民の代表であります。当然のことながら、弥富市ファーストで臨むべきだと思いますので、よろしく願いし、次の質問に移ります。

次は、2番目の質問、名古屋競馬場移転問題への取組についてですが、今年の4月から予

定どおり建設工事が始まっております。今後も地元協議を続けるわけですが、この件につきましては、もう時間もありませんので、9月議会に回します。

そして、3点目のJR・名鉄弥富駅の自由通路・橋上駅舎化事業についても、来週月曜日、15日に行われる議案質疑終了後に、中期財政計画の説明の中で事業費を含めた説明がありますので、その説明を聞いた後、質問したいと思いますので、この件も次回に回します。

コロナ対策で質問時間の短縮を心がけておりましたが、ちょっと時間が来ましたので、今回はこれで質問を終了いたしますが、いずれにしても、コロナ対策をはじめ、問題が山積しております。市と議会が一体となって問題解決に臨まねばなりません。そのためには、閉会中でも審議ができる特別委員会のように、非常時においては、非公式でも直ちに会議が開催できる体制づくりを進めるべきであることを申し上げ、質問を終わります。

○議長（大原 功君） 市長、答弁を、もっといつまでにやるということをちゃんと決めてください、これから。終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は4時15分にいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時11分 休憩

午後4時16分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 6番 佐藤仁志でございます。

通告に従いまして質問させていただきます。

今回の新型コロナウイルス感染防止の観点も含め、この状況は1年以上継続すると考えられます。今後の災害時における避難は、分散型で、個別在宅避難、隣近所の小グループ在宅避難を網羅した形で進めていくことになると考えられます。

現在、小学校や中学校、保育所など、指定避難所が指定されていますが、今後の避難所運営は、避難所の収容者だけでなく、地域全体の在宅避難者を含めて情報の集約、発信、そして物資の供給をトータルで進めていく地域避難生活運営になります。市役所の職員だけでは対応できません。そこで、小学校区のコミュニティ組織が重要となってきます。現在のままで対応できるわけではありません。新型コロナウイルス感染症の蔓延期において、複合的に災害が発生した場合に備え、どのような避難対策を検討すべきか。あるいは、感染症による混乱から復旧・復興を目指すに当たり、どのような行政と地域と各団体の連携を構築するかについて質問します。

1点目に、まず小学校区単位で地域の防災会、その他の団体と併せて、事前に小学校区の

災害時に備えて連絡会を設立しておく必要があると思いますが、この点についてお考えをお伺いします。

○議長（大原 功君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

現在、本市の防災訓練は、各学区コミュニティが運営の主体となり、それぞれの会場で行っております。現状においては、どの学区も本格的な避難所運営訓練は取り入れておりませんが、災害発生直後においては行政の支援が行き届かないことが考えられ、地域住民が自発的に避難行動を取ったり、地域コミュニティで助け合い、救助活動、避難誘導、避難所運営などを行うことが重要と考えております。

そのためには、行政、区長会、自主防災組織、また保育所、学校など関係機関と連携しながら、一丸となって自助・共助・公助を考えていかなければなりません。しかしながら、学区コミュニティの防災訓練で、いきなり避難所運営訓練を行うことは困難でございますので、まずは防災ワークショップで、避難所運営について現在置かれている状況、課題などを見つけ出し、実際の災害時に避難所運営が少しでもスムーズに行うことができるよう、市避難所運営マニュアルを活用してまいりたいと考えております。

議員の御提案であります連絡会の設立に関しましては、今後学区ごとに必要であると考えております。まずは市民協働課と連携し、学区コミュニティ単位の区長会と自主防災組織、保育所、学校など、各種団体や関係機関との連携の必要性について、防災ワークショップを通じて避難所の運営に対する理解が必要だと考えております。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） ありがとうございます。

そこで、計画を立てるに当たり、基本となる実態調査が重要です。弥富市として、地域における自主防災会活動を支援しています。各地域の防災活動についての実態調査を行い、今後の地域の防災活動の促進のための課題、方向性を洗い出す必要があります。地域の自主防災活動に関する実態調査を早急に行う必要があります。今年度は、コミュニティの防災訓練が中止されますので、その代わりといってはなんですが、実態調査を行うべきだと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

本市は、自主防災組織に対しまして、自主防災組織補助金により、結成時、活動時、資機材購入時に補助金を交付しております。毎年、自主防災組織との連携を取りながら、地区の防災訓練、出前講座、資機材購入の相談を通じて自主防災組織の実情を把握しております。また、自主防災組織を結成していない自治会には、結成してもらえるように出前講座や啓発

を行っております。特に、災害時要支援者の避難や避難所運営は、地区の区長会、自主防災組織、保育所、学校などの協力なくしては成り立ちません。自主防災組織の実態を把握することは、今後の避難所運営など、訓練方法に必要があると考えられますので、防災ボランティア団体等の御協力を頂きながら、実態調査も進めてまいります。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） ありがとうございます。

実態調査には、市内の防災の専門的なボランティア団体や全国で地域防災計画、地区防災計画、事前復興計画について指導的な立場に関わっている大学等の専門家の指導を受けることも肝要だと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

本市では、4年前から行っております防災ワークショップや自主防災組織全体会などで名古屋大学減災連携研究センターと連携を取り、津波避難計画策定に向けて講演や指導、助言を行っていただいております。また、「災害時に助けが必要な方への支援」のテーマの際には、名古屋大学減災連携研究センターのほかに、NPO法人愛知県西部防災ボランティアコーディネーターネットワークの会にも御協力を頂きました。今後も、本市の防災事業に対し、それぞれの専門の分野に応じて、様々な方の御指導や御助言を頂きたいと考えております。

○議長（大原 功君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） ありがとうございます。

指定避難所は、避難所に来た被災者の生活の場というより、避難所機能とともに、それよりも多数のいろんな形で地域に分散している避難生活者の避難生活への支援拠点機能を強化・拡充することが極めて重要になります。避難所避難者のためだけの運営拠点からの脱却が求められていますが、避難所運営マニュアルを地域避難生活運営マニュアルへ拡充と強化について、どのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

新型コロナ禍蔓延期に自然災害が発生した場合、複合的な災害対応が求められます。避難所につきましては、密集した空間での集団生活により感染リスクが高まる危険があり、避難所運営に関しましても、避難者の体調管理、避難所の衛生管理、避難スペースの確保など、多くの課題がございます。

本市としましては、新しい避難所運営の方法を検討していく上で、従来、余儀なく自宅で生活することができなくなった避難者は避難所に避難するという考え方から、指定避難所だけが避難所ではないといったことも考えていかなければなりません。

今後の考え方の一つといたしまして、指定避難所に集中させないため、在宅避難、縁故避難、そして避難所避難について市民の皆様と共有していくことになると思われま。具体的には、災害の種類にもよりますが、市民の皆様が住んでいる場所が、その災害で避難の必要がある場所なのかどうか状況に応じて判断し、安全が確保できる場合には自宅にとどまる、もしくは2階へ避難（垂直避難）する在宅避難や、災害の危険のない親戚や友人・知人の家などへ避難する縁故避難も検討していただきたいと考えております。そして、在宅避難、縁故避難ができない避難者が避難所避難となります。

現状の避難所運営マニュアルは、指定避難所の運営について特化しておりますが、今後避難所の不足が考えられることから、地区の公民館での自主避難所など、避難所の増加を含め、併せてそれらの避難所を統括するために、市内6か所の1次避難所の拠点化を踏まえ、国・県のガイドラインなどの改正を参考にまいります。

今後、防災ワークショップでは、避難所運営をテーマに行っていく予定でございます。避難所運営は、避難されている方々で避難所運営委員会を発足し、運営することを基本としており、地域の皆様との自助・共助・公助の連携で行わなければなりません。現在の避難所運営マニュアルも生かしながら、今後のウイルス感染症対策も含めまして、多くの方の意見を取り入れてまいります。また、広報やホームページなどでも発信してまいります。

○議長（大原 功君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） ありがとうございます。私も不慣れな議員ではございますが、議会の16名の一員として、地域の様々な声を地域で拾いながら、行政の方々と相談しながら、御指導を受けながら、少しでも防災の役に立ちたいなあというふうに思いますので、またよろしく御指導のほどお願いします。

次に2問目でございますが、今回の新型コロナの影響により、今後、先ほどにもありましたが、5年から10年の間、歳入については先行きが不透明な状況であり、今後も大きな増収は期待できない状況にあります。歳出については、扶助費、公債費といった義務的な経費や国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業等への繰出金が占める割合が高く、扶助費と繰出金にあつては、今後見込まれる高齢化の進展に伴い、その割合はますます大きくなっていくことが見込まれます。施設の老朽化への対応も喫緊の課題となっており、箱物について再配置の検討が進められていますが、道路、水路、下水道などインフラ計画と財政見直しについて質問させていただきます。

箱物やインフラ系など投資的な公共施設については、完成後に長期間使うということで、起債、つまり現在の世代だけでなく、後の世代から前借りする市債で建設することになります。以降の質問には、特別会計の下水道も含めてお聞きします。

1問目として、過去10年間、市債の償還額の合計と事項別の内訳と主なものを教えてください。

さい。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

過去10年間の市債の償還額合計は、約138億4,000万円でございます。

事項別内訳は、道路橋梁、土地改良施設などのインフラ整備の借入れ、これは公共事業等債、地方道路等整備事業債が約6億7,000万円。農業集落排水、公共下水道などのインフラ整備の借入れで下水道事業債が約26億4,000万円。学校教育施設の整備の借入れで、学校教育施設等整備事業債が約19億円。市町村合併により施設整備を要する際の借入れ、これは合併推進事業債が約9億1,000万円。次に、防災対策・災害対策を目的とした施設整備の借入れ、防災対策事業債、全国防災事業債、緊急防災・減災事業債が約1億7,000万円。次に社会福祉施設、児童福祉施設等整備の借入れを行う社会福祉施設整備事業債、地域総合整備事業債が約17億6,000万円。次に埋立処分場、コミュニティ・プラント整備の借入れ、一般廃棄物処理事業債が約1億1,000万円。次に、臨時財政対策債が約38億4,000万円。その他の事業債が約18億2,000万円でございます。

この中で具体的な施設名で申し上げますと、1つ目が下水道事業約26億4,000万円、次に総合福祉センター整備事業約10億円、次に弥富中学校校舎等移転改築事業約11億5,000万円、次に弥生・白鳥保育所改築整備事業約7億1,000万円でございます。

○議長（大原 功君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） ありがとうございます。過去10年間、返した金額が約140億円ということでした。

それでは、過去10年間の間に新たに起債した市債の合計と事項別の主なものを教えてください。よろしく申し上げます。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

過去10年間に起債した市債の合計は、約199億円でございます。

事項別内訳は、1つ目、道路橋梁、土地改良施設などのインフラ整備の借入れで、公共事業等債、地方道路等整備事業債が約13億6,000万円。次に農業集落排水、公共下水道などのインフラ整備の借入れで、下水道事業債が約52億4,000万円。次に学校教育施設の整備の借入れで、学校教育施設等整備事業債が約17億5,000万円。次に、市町村合併により施設整備を要する際に借入れを行う合併推進事業債が約41億5,000万円。次に、防災対策・災害対策を目的とした施設整備の借入れ、これが防災対策事業債、全国防災事業債、緊急防災・減災事業債が約31億7,000万円。次に、臨時財政対策債が約41億6,000万円。その他の事業債が7,190万円でございます。

この中で具体的な施設名で申し上げますと、新庁舎建設事業が約52億5,000万円、次に下水道事業約52億4,000万円、次に日の出小学校建設事業約8億6,000万円、次に弥生保育所改築整備事業約5億円、最後に白鳥保育所改築整備事業約6億3,000万円でございます。

○議長（大原 功君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） ありがとうございます。過去に返したのが140億円で、新たに前借りしたのが約200億円ということでした。

それでは次に、今後10年間に起債する予定、これはまだ全て決まっていないので、現時点で分かっている範囲内での市債の合計と事項別と主なものを教えてください。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

合計は約118億9,000万円でございます。

事項別内訳は、1つ目、土地改良施設などのインフラ整備の借入れで、公共事業等債が約12億6,000万円。次に、農業集落排水、公共下水道などのインフラ整備の借入れで、下水道事業債が約40億7,000万円。次に、J R・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎整備事業の借入れ、これが公共用地先行取得等事業債、公共事業等債が約24億4,000万円。次に、学校教育施設の整備事業の借入れで学校教育施設等整備事業債が約13億2,000万円。次に、火葬場建設事業の借入れで合併推進事業債が約8億7,000万円。次に、臨時財政対策債が約19億3,000万円でございます。

この中で具体的な施設名等で申し上げますと、下水道事業で約40億7,000万円、J R・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎整備事業で約24億4,000万円、最後に学校教育施設の整備事業で約13億2,000万円でございます。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） ありがとうございます。

あくまでまだいろいろあると思うんですが、現時点で既に120億円というものが想定されているということですが、過去10年間に200億円の起債がされているということですので、今後10年間、新たな借入れが仮にないとして、既に確定しているというか、返さなければいけないことが確定している償還額について、同じく合計と事項別と主なものを教えてください。お願いします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

合計で約138億6,000万円でございます。

事項別内訳につきましては、1つ目が、道路橋梁、土地改良施設などのインフラ整備の際に借入れをいたしました公共事業等債、地方道路等整備事業債が約8億4,000万円。次に、

農業集落排水、公共下水道などのインフラ整備の際に借入れをしました下水道事業債が約42億8,000万円。次に、学校教育施設の整備の際に借入れをしました学校教育施設等整備事業債が約18億4,000万円。次に、市町村合併により施設整備に要する際に借入れをしました合併推進事業債が約13億4,000万円。次に、防災対策・災害対策を目的とした施設整備の際に借入れをしました防災対策事業債、全国防災事業債、緊急防災・減災事業債が約12億1,000万円。次に、社会福祉施設、児童福祉施設等の整備の際に借入れをした社会福祉施設整備事業債、地域総合整備事業債が約4,000万円。次に、臨時財政対策債が約40億4,000万円。その他の事業債が約2億8,000万円でございます。

この中で具体的な施設名等で申し上げますと、下水道事業が約42億8,000万円、新庁舎建設事業が約15億3,000万円、日の出小学校建設事業が約4億3,000万円、白鳥保育所改築整備事業で約3億6,000万円でございます。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） ありがとうございます。過去10年間に返した実績が140億で、既に今後10年間で140億の返済が確定しているということが分かりました。

次に、さきに定められた公共施設再配置計画において、各施設の20年ごと、40年ごとの改修は何があるかということが表に示されております。そのうちの最初の10年、第1期に示された施設の10年間の事業費の合計と主なものを教えてください。お願いいたします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

10年間の事業費の合計を総合管理計画での修繕等の設定単価で試算しますと、約137億円となります。その中で主なものは、学校や保育所等の修繕費用及び解体予定建物の解体費用でございます。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） ありがとうございます。これについては、あくまで総務省の標準単価によるものということですので、今後精査をよろしく申し上げます。

次に、同じく平成28年に定められた弥富市公共施設等総合管理計画でのインフラ系施設の40年間の更新費等の見通しを教えてください。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

予防保全型で234億円でございます。

○議長（大原 功君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 次に、今のが40年間ということでもかなり大きな数字ということになるんですが、今後10年間のインフラ系施設の予定額の合計と主なものを教えてください。願

いします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

下水道を除くインフラ系施設の今後10年間の予定額は、約33億円を予定しております。主なものは道路改良費になります。また下水道事業につきましては、平成29年3月に公表した弥富市下水道事業経営戦略での下水道事業の投資・財政計画の令和3年から令和7年の支出予定額は、72億3,928万8,000円でございます。

○議長（大原 功君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） ありがとうございました。

今後、インフラ系施設について総合的な計画、つまり現在の箱物を対象としている再配置計画のような総合的な計画の策定を予定しているのか。もし予定しているとするならば、それはどのような課題と見通しがあるのかを教えてください。お願いします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

道路と橋梁の計画につきましては、修繕に係る個別計画を策定しておりますが、総合的な計画の策定については未定でございます。今後の整備については、地区からの要望を順次受付し、市全体の事業との調整を行い、計画的に整備をしていきたいと考えております。また下水道につきましては、弥富市下水道事業経営戦略を現在見直しており、令和3年から12年までの10年間の投資・財政計画を策定いたします。

課題といたしましては、下水道事業は多くの事業費を必要とする長期にわたる事業であり、当市の下水道は平成22年度から一部供用開始になり、市街地及び人口密集地において整備途中であります。持続的な下水道事業の推進をしていくためにも、収支バランスに重点を置いた経営戦略を策定し、下水道事業を進めていく必要があると考えております。

○議長（大原 功君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 下水道については、今後も建設が予定されているようですが、今後の総事業費と起債の見込みを教えてください。お願いします。

○議長（大原 功君） 大野建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

先ほどの総務部長の答弁と一部重複いたしますが、現在下水道事業は、10年概成の重点アクションプランに基づいて、令和7年度までに市街化及び人口集中区域を優先的に整備する計画で事業の推進を図っているところでございます。

現在公表しております経営戦略に基づいた投資額で示させていただきますと、令和3年から7年、約5年間で約72億3,900万円を予定しております。また、そのうち起債償還金の予

定見込額は約11億8,300万円を予定しております。この投資額につきましても、今年度策定の経営戦略の中で、10年間の投資・財政計画を見直す予定でございます。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） ありがとうございます。

以上、相当な財政負担になるんですが、今後のこういうインフラ系施設について総合的な計画の策定、進行等がありますが、財政当局、財政課としてどのような関わりを持っていくかということについてのお考えを教えてください。

○議長（大原 功君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

下水道事業経営戦略の策定に限らず、インフラ系施設の総合的な計画の策定時には、市全体の財政計画との整合性も図りながら、積極的に関わっていきたいと考えております。

○議長（大原 功君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） ありがとうございます。

御答弁いただきました過去10年間は、先ほどの議員のお話にもあったように、十四山と弥富が合併して、地方交付税の算定については、2つの自治体が存続した場合を仮定して算定したものを合算する、いわゆる合併に伴う特例を受けたことにより、10年間で言えば、多分数十億円の交付税等の特例があったと思います。つまり、げたを履いていたということになります。この間の償還実績が約140億円というんですが、ここの中に数十億円の特例が含まれていると考えるべきだとも思われます。弥富市の財政における適正な償還の能力については、まずは140億円ではなく、それ以下として慎重に検討する必要があります。一方では、その間に償還額をはるかに超える200億円の起債、つまり前借りをしております。今後10年間に償還が確定している金額だけで140億円、過去10年間に償還した実績約140億円、ただしこれはげたを履いておりますので、それでも140億円は既に返済額として確定しております。そして、今後10年間に起債する予定額ですが、今後取り組まなければならない学校等の公共施設等の再配置等の計画が、まだ詳細が詰まっていませんので未定ですが、現時点で見込まれるものだけでも百数十億円というふうになっています。

このような数字が明らかになりましたので、市当局と議会全体で十分に協議するとともに、このような現状を市民の方々にも分かりやすくお知らせする必要があると思います。今後、新型コロナの経済的影響が徐々に表面化していくと思われまます。相当厳しい状況を想定せざるを得ません。一旦手をつけたという甘い考えは捨てて、全ての事業を聖域なく見直して、将来に備えなければなりません。

今後の公共施設に関しては、再配置計画で長期計画が細かく策定されつつありますが、やはり災害対策をはじめ、安全・安心、暮らしやすい弥富市にするために、道路や水路、先ほ

どの排水機場もあると思いますが、下水道など、インフラ系についてまだ策定されていない計画を策定していったほうがいいと思います。市民の方々の御意見も十分に反映させた形で、市と市民と議会が一体となっていくように、私も16分の1の力しかありませんが、今後の弥富市の将来に取り組んでいく決意を新たにして、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（大原 功君） 本日はこの程度にとどめ、明日継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時49分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大原 功

同 議員 平野 広行

同 議員 三浦 義光

令和2年6月12日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 板倉克典  | 2番  | 那須英二  |
| 3番  | 小久保照枝 | 4番  | 堀岡敏喜  |
| 5番  | 加藤明由  | 6番  | 佐藤仁志  |
| 7番  | 横井克典  | 8番  | 江崎貴大  |
| 9番  | 加藤克之  | 10番 | 高橋八重典 |
| 11番 | 鈴木みどり | 12番 | 早川公二  |
| 13番 | 平野広行  | 14番 | 三浦義光  |
| 15番 | 佐藤高 清 | 16番 | 大原 功  |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |       |    |      |
|-----|-------|----|------|
| 15番 | 佐藤高 清 | 1番 | 板倉克典 |
|-----|-------|----|------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

|                |        |                    |        |
|----------------|--------|--------------------|--------|
| 市 長            | 安藤正明   | 副 市 長              | 村瀬美樹   |
| 教 育 長          | 奥山 巧   | 総 務 部 長            | 渡邊秀樹   |
| 市民生活部長         | 横山和久   | 健康福祉部長兼<br>福祉事務所長  | 宇佐美 悟  |
| 建設部長           | 大野勝貴   | 教 育 部 長            | 山下正巳   |
| 総務部次長兼<br>総務課長 | 伊藤重行   | 開発総務部次長兼<br>企画政策課長 | 佐野智雄   |
| 総務部次長兼<br>防災課長 | 伊藤淳人   | 会計管理者兼<br>会計課長     | 伊藤 えい子 |
| 監査委員<br>局長     | 佐藤雅人   | 健康福祉部次長兼<br>福祉課長   | 大木弘己   |
| 建設部次長兼<br>農政課長 | 小笠原己喜雄 | 建設部次長兼<br>土木課長     | 伊藤仁史   |
| 財政課長           | 立石隆信   | 人事秘書課長             | 山森隆彦   |
| 税務課長           | 横江兼光   | 収納課長               | 細野英樹   |
| 市民課長           | 鈴木博貴   | 市民協働課長             | 安井幹雄   |
| 商工観光課長         | 浅野克教   | 十四山支所長             | 山田 淳   |
| 保険年金課長         | 服部利恵   | 健康推進課長             | 山守美代子  |

介護高齢課長兼  
総合福祉  
センター所長兼  
十四山総合福祉  
センター所長

藤井清和

児童課長

飯田宏基

都市整備課長

梅田英明

下水道課長

水谷繁樹

学校教育課長

渡邊一弘

生涯学習課長兼  
十四山スポーツ  
センター館長

中野修

歴史民俗資料館長

伊藤隆彦

図書館長

服部朋夫

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

柴田寿文

書記

佐藤文彦

書記

鷺尾里恵

6. 議事日程

日程第1

会議録署名議員の指名

日程第2

一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（大原 功君） ただいまより継続会を開会いたします。

昨日申し上げました地方自治法129条を139条と申し上げましたので、訂正をさせていただきますので、地方自治法129条第1項にいたしますので、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、佐藤高清議員と板倉克典議員を指名いたします。

議事整理のため、暫時休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 休憩

午前10時01分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（大原 功君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず、小久保照枝議員。

○3番（小久保照枝君） おはようございます。3番 小久保照枝でございます。

初めての一般質問で大変緊張しており、聞きづらいところがあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

まずは、この場をお借りいたしまして、新型コロナウイルスで亡くなられた方々と御遺族に心からのお悔やみを申し上げますとともに、医療従事者、福祉事業、学童保育、生活に必要なお店で働いてくださっている方、そして遅くまで給付金、コロナ対策に奮闘してくださっている市役所職員の皆様、全ての方々に最大の感謝を申し上げます。

現在、新型コロナウイルスは新規感染者数は減少しておりますが、しかしながら治療薬の開発や検査体制の拡充も含め、まだまだ整備が不十分で、感染拡大防止策が求められています。これから、梅雨シーズンで台風が心配される季節となり、確認しておかなければならない観点から、一般質問に入らせていただきます。

通告に従いまして、1点目に女性目線の防災対策について質問させていただきます。

東日本大震災から9年、国は3・11を機に、2013年に各自治体が防災・復興計画を整備す

るための男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針を策定しました。その中には、女性を防災・復興の主体的な担い手と位置づけるよう明記されております。具体的には、女性や子育て家庭に配慮した避難所の運営を強化し、授乳室や男女別トイレの設置、女性用品、粉ミルクといった備蓄品確保が盛り込まれ、全国の自治体で進められております。

そこで質問いたします。

現在、防災会議の取組内容と会議の対象人数、その中に女性委員は何名見えますか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） おはようございます。お答えいたします。

市防災会議は、主に本市の防災上の最上位の計画である市地域防災計画について、国・県の防災計画の修正、法の改正、直近の災害に対するの対策などを盛り込んだ内容の修正、改正などを本市の状況を踏まえ協議しております。また、市防災会議の委員につきましては、自衛隊、警察、消防、水道、保健所、土地改良、電話会社、電力会社など、市民の生命の維持や復旧・復興などライフラインに係る関係機関、教育委員会、区長会、消防団など、団体の代表の方に男女の区別なく委員を委嘱しております。現在、委員14名に対し、女性委員は女性の会代表の会1名となっております。

幅広く女性の意見を取り入れていくことは必要と考えておりますので、本市では、4年前から行っております防災ワークショップでは、民生児童委員、福祉介護関係職員や学校、保育所職員などの多数の女性の方に御参加いただきまして、多くの御意見を頂いております。

また、今後、防災ワークショップのテーマを避難所運営とする予定で、直接女性の皆様と意見交換できるよい機会だと考えております。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） ただいま御答弁いただきましたが、女性委員が1名ということでございましたが、今後、防災ワークショップのテーマが避難所運営ということで、女性委員を増やしていき、もっと女性の意見を取り入れられる充実した運営づくりをしていただきたいと思います。

それでは、次に女性や子育て家庭、要介護に配慮した避難所運営の強化している点をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

避難所の避難行動要支援者対策といたしましては、災害時の備蓄の大切さを、赤ちゃん訪問において乳幼児のための災害への備えとしてパンフレットをお渡しし、非常時持ち出し品として必要なものを各御家庭で備えていただくなど、啓発の強化をしております。また、粉

ミルク、使い捨て哺乳瓶、おむつなど備蓄を進めており、併せて市内スーパーなどと災害時の物資調達の協定の見直しを行い、乳幼児の物資も迅速に供給していただくよう進めております。

また、災害時の避難行動要支援者については、3年間、災害時に助けが必要な方の支援についてをテーマとしてワークショップを行い、避難行動要支援者名簿などについて自主防災組織、民生児童委員、学校、保育所職員など、多く関係団体の皆様と話し合っておりました。ほかには避難行動要支援者用トイレの配備も進めております。

今後もワークショップの意見を基に、健康福祉部を中心に関係機関の皆様の協力を得ながら連携し、進めてまいります。

○議長（大原 功君） 小久保照枝議員。

○3番（小久保照枝君） それでは、次に備蓄品についてお伺いいたします。

本市でも啓発の強化をしてくださっておりますが、避難所ではコロナウイルスなど感染予防に欠かせないマスクや消毒液、体温計が不足する場合も想定されるため、市民の皆様には非常用持ち出し袋に感染予防グッズを備蓄する等、広報やセミナーなどで自助の向上の啓発をより一層強化していただきたいと思っております。

また、本市としても、避難所におけるマスク、体温計、消毒液などの資材確保をはじめ、コロナウイルスなどの感染予防対策としての必要な段ボールの間仕切り、段ボールベッド、パーティションなどの備蓄や整備を強化しなければなりません。特に段ボールの間仕切り、段ボールベッドが注目されております。手軽で使い捨てできる上、感染予防効果もあると見られ、各自治体が業界と協定を結ぶ動きも出てきております。

国は、マスクや段ボールベッドなどの物資や資材を避難所に備蓄する際に係る経費について、地方創生臨時交付金を活用できるとの通知を各都道府県に発出されたことを報告されました。本市におかれましても、感染予防に欠かせない、こういった備蓄はどのようにされていますか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

備蓄品としましては、感染対策用としてマスク、フェースシールド、消毒液、体温計など、新たに準備を進めておりますが、数に限りがございますので、御自身の健康状態を確認するための体温計、マスク、消毒液など、可能な限り御自身の必要なものは持参していただきたいと考えております。

仕切りや簡易ベッドになる段ボールなどは、保管場所など課題がありましたので、本市では現在備蓄はございませんが、愛知県と中日本段ボール工業組合が災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定を締結しておりますので、災害時には物資を優先的に手配で

きるようになっております。しかしながら、緊急に必要な場合もございますので、一定程度は市のほうで備蓄しておく必要もあると考えております。

○議長（大原 功君） 小久保照枝議員。

○3番（小久保照枝君） 今回、地方創生臨時交付金を活用できると言われているときに、本市として早急に備え、体制づくりをしっかりとしていくべきだと思いますので、よろしくお願いたします。

続きまして、昨年6月議会に元先輩議員より液体ミルクでの備蓄をテーマに質問があったと思いますが、今や乳幼児用液体ミルクの備蓄が各自治体などで大きく進んでおります。

例えば、県内半田市においては昨年12月から、被災直後は粉ミルク用のお湯の入手が難しい、また哺乳瓶の煮沸消毒ができるかどうか心配との声から、そのまま飲める液体ミルクを市役所内に3日分に当たる約840本を常時備えるということで、乳幼児を抱えるママの喜びの声が新聞に掲載されておりました。子供、大人は3日間水が止まっても、備蓄品でおなかを満たすことができますが、乳幼児にはミルクでないとおなかを満たすことができません。本市においても液体ミルクの備蓄につきまして、先回の御答弁では他市町村の状況及び情報収集をしまいにありますとのことでしたが、その後の進捗状況と、今後の取組についてお伺いたします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

今年度、液体ミルクを啓発用に購入し、赤ちゃん訪問や乳児健診のタイミングでお渡しをし、各御家庭での備蓄の推進を図っております。現在も液体ミルクは消費期限が長いもので1年で、価格もまだ高額なため、継続的に非常用備蓄をすることは半年ごとに入れ替えなければならぬなどハードルが高く、液体ミルクを製造する乳業メーカー様のさらなる改良に期待しているところでございます。

また、先ほど御答弁させていただきましたように、市内スーパーとの災害時の物資調達の協定の締結を見直し、取扱いのあるスーパーとは具体的な品目名に液体ミルクを追加し、災害時の物資調達が優先的にできるようにしたところでございます。

○議長（大原 功君） 小久保照枝議員。

○3番（小久保照枝君） 液体ミルクについては、広く市民の皆様を知ってもらうためにも、市の啓発を強化し、周知していただきたいと思っております。

それでは次に、東日本大震災の経験から生まれた災害対応型カップ式自販機を御存じでしょうか。災害発生後、電気、水道が確保されれば、災害時にお湯、お水、特にお湯が無料で提供できるため、赤ちゃんの粉ミルクの調乳やアルファ米の調理、カップラーメンやみそ汁など、最近はお湯が欠かせない商品がたくさんあり、大きなメリットになる自販機でありま

す。近くでは、昨年4月の熊本地震では、災害協定締結先の医療機関において、1日最大500杯の提供がされ、各地からお湯の提供は大変助かったとの声が出ていたそうです。

そこで本市においても、このように災害時に避難所や病院等において、お湯などの飲料を提供できる災害対応型カップ式自販機の設置及び災害協定の締結を検討すべきであると思いますが、いかがでしょうか、お聞かせください。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

現在、災害時に本市の避難所となる施設に災害対応型カップ自販機はございません。各施設の自動販売機の設置につきましては施設の所管課が管理をしており、基本的には一般競争入札で設置をいたしております。現在、本市の公共施設に設置しております自動販売機の事業者にも災害時に対応できるよう要望し、次年度以降、各施設の所管課と災害用の用途が盛り込めるか、また協定の締結が必要なのか確認してまいります。

本市の避難所のお湯の現状といたしましては、耐震性貯水槽が配備してある1次避難所では、カセットこんろ、給水用ポリタンク、やかんなどを配備しておりますので、災害時において、すぐにお湯が沸かせることが可能でございます。さらに、災害時に物資調達の協定や、液化石油ガス等の優先供給に関する協定を締結しておりますので、公共施設においても、発災直後から手配をしていただけるよう努めてまいります。

また、2次避難所となる保育所、学校など公共施設におきましては、自主的にカセットこんろを配備しているところもございますが、今後、計画的にカセットこんろなどを配備してまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 小久保照枝議員。

○3番（小久保照枝君） カセットこんろ、やかんなどの湯沸かし器も大事だと思います。それに加え、今後ぜひとも災害対応型カップ式自販機も実施していただきますよう要望しておきます。

続きまして、避難所問題で母親や女性の悩みが多いのが、子供の泣き声で周りの人から白い目で見られたり、心ない人からは子供の泣き声で夜も眠れないとか、うるさいとか言われたり、授乳や着替え、トイレやおむつ替え、そしてあつてはならない性犯罪などをよく耳にいたします。何日も何十日も共同生活は我慢することが多く、窮屈な生活の中で身も心もすさんでしまうでしょう。

そこで、電車でも女性専用車両があるように、本市の第2避難所に保育所を女性・子育て専用の避難所に指定できないでしょうか。また、保育所を指定することによって子育てに必要な備蓄品を管理し、マニュアルをつくり、保護者も災害時に対応できるよう運営準備していけるとと思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

本市では、自主避難時に開設する1次避難所6か所、震度5強以上の地震が発生した場合に、または避難指示・避難勧告等の発令時に開設する2次避難所25か所、収容人数が足りない場合に必要に応じて開設する3次避難所5か所の合計36か所を指定しております。

現在、避難所におきましても新型コロナウイルス感染症対策を行う必要があり、一人一人のスペースもさらに広く確保し、感染者対応の別のスペースも必要となり、さらなる避難所が必要な状況でございます。

また、子育てに携わる方は女性だけではございませんので、優先して女性・子育て専用の避難所の指定は、避難者が殺到する状況においては大変困難であると思われまます。まずは現行の市避難所運営マニュアルの中で、女性・子育て家庭の皆様が施設内で授乳や着替えの専用スペースを作るなど、避難者の皆様による自助、共助、公助の連携で、寄り添った思いやりのある配慮が必要だと考えております。

また、内閣府からは、各省庁において国の施設の貸出し可能な施設のリストを作成するとともに、所管の民間団体等に対し、所有する施設の貸出しへの協力依頼がされております。今後、市町村に随時提供するとともに、県有施設のリスト提供や協定事業者等への協力依頼を併せて行うこととしておりますので、県と連携し、まずは避難所確保に努めてまいります。

○議長（大原 功君） 小久保照枝議員。

○3番（小久保照枝君） 他市町村では実施されているところもあるとお聞きしました。ぜひ先進地の状況を研究していただき、本市にもお考えいただきたいと強く要望いたします。

また、市長の施政方針にも日頃から災害に対する十分な備えを行うとともに、自助、共助、公助によるみんなで作る安全・安心に暮らせる災害に強いまちの実現を目指していくと言われております。

男女共同参画の中に、女性を防災・復興の主体的な担い手と位置づけるよう明記されているように、女性市民の声を反映していただき、災害時に備えていただきますことを強くお願い申し上げます、2点目の質問に入らせていただきます。

2点目は、移動式スーパーについてでございます。

ますます高齢化社会に入り、交通事故等の影響もあり、運転免許証を返納される方も数多くいらっしゃいます。本市においても、ここ一、二年で返納者が平成30年に124人、令和元年は145人、これからさらに増えてくるかと思えます。少子高齢化や核家族化の進展など、社会情勢の大きな変化に伴い、買物の場所や移動手段など日常生活に不可欠な機能が低下している現象は、特に高齢者にとっては大変大きな問題であります。

買物環境が悪化し生じる問題については、1. 高齢者の外出頻度の低下による生きがいの

喪失、2. 商店までの距離が遠くなることによる高齢者等の転倒事故リスクの増大、3. 食品摂取の多様性が低下することによる低栄養化及びこれによる医療費や介護費の増加の可能性があると経済産業省の推定に記載されてありました。買物困難者が増えてきている中、愛知県北名古屋市で昨年10月から食料品などを積んだ車が市内を循環する移動式スーパーが導入され、地域住民から大変喜ばれております。

移動式スーパーは、市内に店舗を持つスーパーヨシヅヤが市の呼びかけに応じて開始されました。市高齢福祉課が、2018年12月から昨年1月にかけて民生委員とケアマネジャーから買物困難者の実態を聞き取った結果、足腰が悪く買物に行けない、自分の目で見て商品を選びたいなどの声が数多くあることが明らかになりました。現在は、毎週月曜と木曜に買物困難者が多い地域で移動式スーパーを運行していて、品ぞろえは400種類以上あり、決まった場所で開店しているため、住民も迷わず買物ができると喜びの声が新聞に掲載されておりました。自分で買う、またその場所まで歩いていく目的ができることは喜びであり、高齢者にとっての活力になると思います。

そこで質問いたします。

本市において、75歳以上の単独世帯、または御夫婦2人だけの世帯の人数を教えてください。

○議長（大原 功君） 宇佐美健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

令和2年3月1日時点でございますが、単独世帯は1,154世帯で、夫婦2人だけの世帯は782世帯でございます。

○議長（大原 功君） 小久保照枝議員。

○3番（小久保照枝君） それでは、次に買物困難者の状況が分かれば教えてください。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えします。

買物困難者の詳細につきましては把握をしておりますが、地域包括支援センター職員などの専門職が集まる地域ケア会議において、ケアマネジャーや生活支援コーディネーターから買物に困っている方がいるという地域の課題は上がっております。

○議長（大原 功君） 小久保照枝議員。

○3番（小久保照枝君） これから先、高齢化が進み、もっと深刻な問題になってくるかと思っております。特に、弥富南地域方面は車がないと大変不便です。

また、コロナ禍で3密、密集、密接、密閉、不要不急の外出を避けるといった災害時にも移動式スーパーは大変役立ち、喜ばれると思います。本市におかれましても、備蓄協定を結んでいる大手スーパーに呼びかけて導入していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、

お伺いたします。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えします。

以前、清須市内で行われている移動スーパーを本市の地域包括支援センターの職員と介護高齢課の担当で視察をしまして、お話を伺いました。議員おっしゃられるように、買物に困っている方にはたくさんのメリットがあることは分かりました。しかしながら、この移動スーパーの導入につきましては、初めに個人事業主として300万円ほどの車両を個人で購入していただき、研修を受講した後に事業が開始となるために、かなりの初期投資が要るということで担い手が見つからないことが課題であるとお聞きしております。現在、市内において同じような形態で別の事業者が移動販売をしているとも聞いておりますが、この事業者との協定となりますと、小規模のため備蓄協定の締結は困難と考えます。

本市の買物支援の考え方につきましては、本人をスーパーに連れていき、買物のお手伝いをするサービスを提供する形を進めております。具体的には、ふれあいサロンと買物を組み合わせた買物サロン、ささえあいセンターによる買物代行サービスや、買物付き添いサービスを展開しております。今後、地域交通の仕組みとささえあいセンターのコーディネートとの仕組みを利用して、買物支援サービスの導入ができないかを検討してまいります。また、移動スーパーにつきましては、市としてどのように関わることができるか、今後の研究課題とさせていただきます。

○議長（大原 功君） 小久保照枝議員。

○3番（小久保照枝君） これから、ますます増える買物困難者の実態を聞き取り、調査し、地域で買物ができず困っている多くの方々にサービスの手が届くような優しいまちづくりをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大原 功君） ここで暫時休憩いたします。再開は午前10時40分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時33分 休憩

午前10時40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

なお、次の質問者は高橋議員でありますので、参考資料の配付依頼がありましたので、これを認め、各自のお手元に配付してありますので、よろしくお伺いをいたします。

次に、高橋八重典議員。

○10番（高橋八重典君） 10番 高橋八重典、政新会でございます。

皆さん、おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

それでは、1問目の質問、尾張大橋と木曾川左岸堤防の早期事業計画をと題して伺ってまいります。

今や日本中、いや世界中がコロナ禍中にあり対応に追われておりますが、従来からの懸案事項も同時に取り組んでいかなければなりません。昨日の佐藤議員の十四山、栄南、大藤学区の小・中学校統合問題や、平野議員の八穂クリーンセンター問題も先延ばしにできない問題であります。今回の尾張大橋と左岸堤防も、本当に今から取り組まなければならない問題として御答弁いただきたいと思っております。

それでは、現状及び問題点と今後について伺ってまいります。

まずは、木曾川左岸堤防について伺ってまいります。

国道1号線と尾張大橋の交差点のところから近鉄名古屋本線とJR関西線の鉄橋までの間、堤防の高潮及び耐震工事が未着手になったままになっております。この工事は、いつからの事業になるか伺います。

○議長（大原 功君） 大野建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

尾張大橋から近鉄橋梁までの耐震工事の予定でございますが、現行の木曾川水系河川整備計画には予定されておらず、事業実施は未定と聞いております。

○議長（大原 功君） 高橋八重典議員。

○10番（高橋八重典君） ちょっと答弁の内容が質問とずれておりましたが、いつからの工事になるかという御質問だったんですが、昨日、板倉議員のほうで多少答弁されておりますので、先に進ませていただきます。

当初から国道1号線までの計画であったのか、当然、防災の観点から考えるなら問題の区間も計画に盛り込まれてしかるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

耐震対策について、現行の河川整備計画では大規模地震の発生により堤防の沈下等が発生したときに、近年の平均最大規模相当の高潮での浸水被害を防止するための整備に必要な区間は、国道1号までと聞いております。この区間、整備実施後につきましては、社会情勢の変化等を勘案し、必要があれば河川整備計画を変更し、対応をしていくと聞いております。

しかしながら、高潮対策については、尾張大橋、鉄道橋梁周辺において、満潮時に伊勢湾台風規模の高潮が発生した場合は堤防高が不足することから、越波による浸水被害が発生することが想定され、改築の必要があることは河川管理者も認識しております。

整備につきましては、他区間に流下能力が不足する区間や耐震対策が必要な区間が残って

いることや、予算に限りのあることなどから、流下能力が不足する区間の耐震対策を優先的に実施していると聞いております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 次に、尾張大橋の架け替え状況は、現状どうなっているか伺います。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） 尾張大橋は、昭和8年の架橋から80年以上経過しておりますが、これまでも5年に1回の定期点検を実施してきており、必要に応じ修繕されております。

橋の架け替えにつきましては、平成28年度に実施した橋梁点検の診断においても、架け替えに至る構造的な課題、老朽化はなかったとの結果を得ており、引き続き適切な維持管理に努め、利用していく考えであると国道管理者から聞いております。

○議長（大原 功君） 高橋八重典議員。

○10番（高橋八重典君） では、2つの鉄道会社の鉄橋の状況はどうなっておりますでしょうか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） 国の河川管理者としましては、河川管理施設等構造令に適合しない橋梁については、出水期前点検や河川法に基づく占用の更新手続等の機会に、鉄道事業者に対して、改築に当たっては河川管理施設構造令に適合する施設とするよう促しており、引き続き必要な協議を進めていくと聞いております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 尾張大橋の架け替えについては、以前から議会でも言われてきました。また、答弁にあったように昭和8年からの架橋から今年で87年にもなります。同様に伊勢大橋は昭和9年架橋ですが、現在架け替え工事が行われております。事業目的は、国道1号線の4車線拡張による渋滞緩和、交通安全確保と橋の老朽化による架け替えを目的とした拡張工事で、平成27年9月からの着工から現在に至っていますが、完成予定は未定とのことです。

尾張大橋も国道事業からすれば、同様な事業目的です。あと13年で100年を迎える尾張大橋ですが、今から積極的に計画をされたとしても、長期事業になることは必至です。弥富市として、愛知県への陳情と同時に国への陳情を行っていかねばなりません、直近の陳情状況をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 大野建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） 尾張大橋架け替えの要望につきましては、愛知県名古屋市道路利用者会議、愛知県国道協会及び木曾三川下流改修工事促進期成同盟会において、架け替えを

含む国道1号4車線化を国に対して要望を行っております。

○議長（大原 功君） 高橋八重典議員。

○10番（高橋八重典君） ここまでは現状を確認させていただきました。そして、ここからは問題解決のために短期にできること、長期で取り組んでいくことと分けて伺いいたします。

まず、短期で解決できる問題として、堤防に置かれたトン袋について伺います。

すみません、トン袋の資料をお願いいたします。

ただいま画面に出ているのが尾張大橋の両サイドに置かれている1トンの土のう袋です。この件に関しては、すぐにでも解決できる、もしくは解決できていると思います。なぜなら安藤市長が昨年、木曾三川下流域の首長らで組織する木曾三川下流改修工事促進期成同盟会にて国に要望されました。その際、国交大臣政務官にも要望された結果、今年1月27日に国交省から和田政宗国交大臣政務官の視察が実現いたしました。

木曾川左岸堤防、尾張大橋の視察に入っていた際、私たち議員はもちろん、9区選出の衆議院議員長坂康正代議士、愛知県県会議員朝日将貴議員にも視察いただけたことは、国・県・弥富市が一体となって取り組んでいける確認ができたことを改めて感じました。この政務官視察の実績によって、日々全国から多数の陳情や要望される案件の中の一つから、政務官視察案件になったことにより一歩も二歩も前進したと言えます。

ここで政務官の視察経緯を説明させていただきます。

今回の和田国交大臣政務官視察に至った経緯は、昨日の質問の中で、さきの改選の際でも、街頭で中部地方整備局に要望したから和田国交大臣政務官が視察され、実現された内容なことを言われている方々がいらっしゃいますが、たまたま政務官視察予定が偶然すぐ後に来ただけであります。なぜなら、先ほど安藤市長が要望された話をさせていただきました。安藤市長が要望された後、昨年12月、私たち保守系議員の有志で国交大臣政務官室を訪問した際、安藤市長が要望に見えました旨のお話を政務官からされ、せっかくですので、あま市とともに弥富市の視察をしましょうかとのお話を頂き、日程調整で1月27日の視察が実現したという経緯がありますので、くれぐれも間違った認識をされないようよろしくお願い申し上げます。

そこで本題に戻ります。

和田政務官は、視察を通して国交省の管轄はしっかり対処していくと言われました。まずは有事の際、今画面に出ております左岸堤に置いてあるトン袋の移動を国交省と弥富市が早急に話し合い明確にしていくこと、そして和田政務官と長坂代議士からは、安心・安全にできることから弥富市と共に取り組んでいくことを約束いただきました。

そこで、今回の和田国交大臣政務官視察を弥富市としてどのように捉えられていますか、

お答えいただけますでしょうか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） 今回の和田国土交通大臣政務官による木曾川左岸堤防の視察は、これまでの要望活動により実際に現地を視察していただき、現状の問題の把握と地元の声を聞いていただく大変よい機会であったと思っております。

○議長（大原 功君） 高橋八重典議員。

○10番（高橋八重典君） 木曾川水系防災行動計画タイムラインの資料を今お手元のほうにあると思いますが、それを参照していただきます。よろしく願いいたします。

まずは確実にできることから対処し、これからやってくる台風シーズンに備えるべきと考えます。

近年、毎年耳にする何十年に1度の降雨量で、川の氾濫や越水が全国で起きております。このトン袋の移動は、有事の際の生命線になってきます。国道を封鎖することなので、弥富市だけではなく、桑名市にも大いに関わることで連携が必要でございます。当然、両市で木曾川水系防災行動計画に基づいたタイムラインに沿って協議が行われていると思いますが、時間に猶予のある話ではありません。トン袋の移動は短期で解決できる問題ですし、和田政務官も早急に取り組み、明確にしていくと言われていましたので、国交省と桑名市を含めた協議内容と進捗を伺います。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

木曾川の防災行動計画に、出水時のそれぞれの主体の行動が示されております。しかし、有事の際における大型土のう積みの実施について、河川管理者である木曾川下流河川事務所と水防管理者の本市、また対岸自治体の桑名市との間で取組がまだなされておられません。この防災行動計画においてどのタイミングで行うかなど、河川管理者や道路管理者、または桑名市など複数の主体が関係しておりますが、早急に関係者間で役割分担や手順の協議をしまいたします。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今回の質問は、いろいろと問題が交錯しております。木曾川左岸堤防、高潮耐震化の延長と尾張大橋の架け替え、そして1号線の複車線化です。1号線の複車線化は、主要幹線道路との交差点渋滞解消には絶対必要であり、近隣の市町も関係しております。木曾川左岸堤防問題は、令和2年3月に示された木曾川水系河川整備計画変更概要には、残念ですが全く盛り込まれていないのが現状でございます。よって、木曾川左岸堤防高潮耐震工事を進めるには、尾張大橋の架け替えと橋の複車線化、国道1号線複車線化、この3つの事業は三位一体となってきます。長期にわたる事業で、また市単独でできない事業、

かつ国が動かないと何も進まない、そして莫大な事業費がかかることでもあります。

今回質問した事業は大きな事業であるため、今から計画を進めていかないと10年先、20年先、子供や孫、次世代に弥富市をつなぐことができません。弥富市の施策スローガンでもある安心・安全なまちづくりには欠かせない事業であると考えます。

今回質問してきました問題を今後どのように進めていくのかいかないか、それぞれ明確な理由を添えて、市側の考えをお聞かせください。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 昨日、板倉議員にも御答弁させていただきましたが、今後発生が危惧されます南海トラフ巨大地震やスーパー伊勢湾台風などから市民を守るため、安全・安心に暮らせる災害に強いまちづくりには欠かせないものがございます。

議員の計らいもあり実現しました和田国土交通大臣政務官の視察を契機といたしまして、地域住民の安全・安心のため、4車線化を含む尾張大橋の架け替えの道路事業と、高潮対策の早期事業着手を桑名市をはじめとする関係自治体と連携を取りながら、道路事業、河川事業双方からお願いしていきたいと考えております。

ただ、先ほどから高橋議員が申されておりますように、この道路事業、そしてまた高潮対策事業については、現在は計画すらない事業でございます。その事業に対しまして、私も幾度となく要望してまいりました。いつ実現するか分からない、10年、20年先というようなお話もございましたが、であるならば、とにかく弥富の市民の安全・安心、生命、財産を守るためには、高潮対策区間の整備を優先していくべきであるかなあと思うわけでございます。その代案として、今トン袋が積んであるわけでございますが、そのトン袋に代わる何か、例えばですが、遮水扉等が1号線のところにはできるんじゃないかというような思いもありますものですから、そういった面も、また議員の皆様、そしてまた国会議員、県会議員を通じて、そんな要望をしていければなあと思っているところでございます。その際には、どうぞお力を貸してください。お願い申し上げます。

○議長（大原 功君） 高橋八重典議員。

○10番（高橋八重典君） 弥富市の将来に関わる大きな問題ですが、今すぐにどうにかなる事業ではありません。このまま放置しておけば、50年、100年たっても何も変わらず、安全が担保できません。今、市長の御答弁のほうにもございましたが、できることから取り組んでいく、次世代にこの弥富市を託すのであれば、今生きる私たち大人が最低でも計画段階まで確定させ、道しるべとして示す責任があると考えます。

結びに、この問題が完結するには、長い時間と莫大な事業費、計画されるまでの根気が必要となりますが、議会と市が一丸となり検討を重ね、国・県に陳情や要望活動を積極的に行い、一日でも早く計画される運びとなるよう努力していただきますことを強く要望いたしま

して、この質問を終わります。

それでは、2問目に入らせていただきます。

2問目は、弥富市のリスクマネジメントについて伺ってまいります。

リスクマネジメントとは、これから起きる可能性の危険・危機に備えておくための活動と定義されております。また、リスクマネジメントは、リスク管理とも言われております。例えば地震のための避難訓練や防災用品の備蓄、またトラブルが発生した際取るべき対応のマニュアル化、対策のための要員をあらかじめ確保することなどとされております。

今、例を挙げた後半の部分のトラブルが発生した際取るべき対応について伺ってまいります。

昨日、安藤市長が一般質問の冒頭で謝罪されておりました緊急エリアメール誤発信もしかりです。弥富市だけの問題ではなく、発信したとき、弥富市エリアに見える方全員に発信されてしまった大失態でございます。その結果、愛知県警、それに蟹江警察署にも問合せが殺到し、御迷惑をおかけしたとのことでございます。SNSの誤発信では、直近ではツイッターのアカウント間違いがあり、徹底すると謝罪されておったと記憶しております。全く直近の弥富市の負の連鎖で、まさに今回のテーマのために起きた事案であると考えました。こういったことをなくすためにも、今回のリスクマネジメントを正確に理解し、これからは生かしていただきたいと思っております。

それでは、本題に入ります。

平成30年の前市長が退陣された際、マスコミ取材が庁舎を訪れ、報道がなされました。この際に、一部の職員が取材に応じられた結果、いろんな臆測が市民、住民の間で飛び交いました。その後、昨年の予算編成の予算組み直し、差し替えの際も同様にマスコミが取材し、報道がされました。このときは議決案件であるにも関わらず、議決される前に新聞紙面に載ってしまいました。後の委員会で、議員から弥富市のリスクマネジメントはどうなっているんだと指摘され、市長が今後リスクマネジメントを徹底していくと答弁されていたと記憶しております。しかし、残念ではありますが、今回3月定例会においても、議案上程される前に担当者取材だけで新聞報道がされ、結果、混乱を招きました。この直近だけでも3度目であるにも関わらず、弥富市のリスクマネジメントは全く機能していませんでした。全く報道取材での対応は、非常にお粗末な対応であったと言わざるを得ません。一体、当市のリスクマネジメントはどうなっているのか、私は心底危機感を覚えました。

世間一般の会社からすると、まるでざるのリスクマネジメントです。市長をはじめとする職員が各自の判断で取材に応じておられます。活字にされた以上、言った、言っていないは通用いたしません。それは、情報の出どころが一元管理されていないからであります。一般的に会社組織であれば広報が所管し、窓口になって対応されております。今後よくも悪くも、

このような対応では、市政がまた混乱することは間違いありません。

そこで、まず確認させていただきます。

弥富市のリスクマネジメントの現状を伺います。

○議長（大原 功君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

現在は、いち早く庁内で情報共有するため、部長会、課長会を臨時に開催するとともに、事例ごとに担当窓口を決定し、報道関係からの取材を受ける窓口を一元化しております。

○議長（大原 功君） 高橋八重典議員。

○10番（高橋八重典君） 今、御答弁いただいた内容から伺います。

平成31年度の予算差し替えの際、リスクマネジメントを徹底していくと答弁された後、どのように徹底されたのか伺います。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

従来は、情報共有ということもされておりましたが、先ほど御答弁させていただきましたように、現在は部長会、課長会において情報共有をするとともに、報道関係からの取材を受ける場合は、事例ごとの担当窓口のみとしております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 当然、3月定例会でも徹底していれば機能したはずですが、結果的に全く機能していませんでした。検証はされましたでしょうか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

関係する職員には確認をいたしました。検証まではしていません。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） ましてや当市には顧問弁護士がいるにも関わらず、リスクマネジメントがずさんになっているのはなぜだと思いか伺います。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

御指摘のとおり、本市には顧問弁護士がおりますので、必要なときは御助言を頂いております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） ここまで伺った内容から確認いたします。

事例ごとの担当窓口を決めて対応する、必要なときに顧問弁護士に助言を頂くとのことでした。具体的に、最初の窓口が欠落していると思います。

例を出して質問してきましたが、世間一般の会社では広報などの所管が窓口で、担当課はその配下にあります。顧問弁護士についても、必要なときに、それは最初の立ち上げから常に携わっていただくべきだと思います。

5月から新庁舎が開庁し、ハード面はすばらしくなりました。今後、ますますソフト面であるリスクマネジメントが問われていきます。この際、一から見直しをすることが大切であり、急務だと考えます。また、期間を設定し、早急に世間一般的なりスクマネジメントの構築が当市には必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

自治体のリスクにつきましては、災害のみに限らず、今回の新型コロナウイルスの感染対策や人事管理、情報管理、会計管理など、様々なリスクがあるわけでございます。したがって、リスクマネジメントの重要性は認識しておるところでございます。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 実際に徹底していくと言われてからこの1年、あまり何もされていなかったように思いますが、本当にできるのか伺います。

いつまでにリスクマネジメントを再構築するか、具体的にお聞かせください。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

自治体のリスクマネジメントにつきましては、全庁を挙げての取組が必要だと考えており、本年度中に再構築してまいります。しかしながら、いつリスクが発生するか分かりませんので、情報共有や担当窓口の一元化につきましては、再度徹底してまいります。

○議長（大原 功君） 高橋八重典議員。

○10番（高橋八重典君） 構築内容について議会にも順次報告していただき、協議し、よりよいものにしていただきたいと思いますと考えます。

一回構築したら終わりではなく、常に更新し、最新のリスクマネジメントを構築していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

実際に1つの事例が発生した場合のリスクマネジメントに問題がなかったか検証しながら、常に最適なものになるよう努めてまいります。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 議決案件は、特に慎重に取扱いをする義務があると思います。なぜなら、前年度予算が庁舎外に持ち出されたという事例もございます。情報流出するような

ことは絶対にあってはなりません。公務員には守秘義務があり、市長をはじめとする職員の方々には再認識をしていただき、職務に当たっていただくことを強く要望いたします。

しかし、職員が職務遂行の際に、不条理なことで職務が遂行できないことが起きないとも限りません。職員一人一人を守るために、市長と職員のホットラインも併せて設置していただき、職員個人の生の声を聞いていただくことも大切だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 私は、就任以来、積極的に自分から出向き、職員の生の声に耳を傾けてきたつもりでございます。これからもそのようにしていきたいと思っております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） こうしたリスクマネジメントが常に機能していれば、事件や災害が起きた際に庁内統一が取れ、指揮系統が明確になることにより職員の能力が発揮でき、対応がより迅速かつ的確に機能していくと考えます。今、国難とも言える新型コロナウイルス感染症対策でも初動が全く違い、適切な対応、情報収集や情報発信ができたと考えます。

今回のコロナ感染症対策で、市民が一番望んでいたのは市からの最新情報発信であり、それと同時に情報発信から得る安心感であったと思います。今後、まだ続くコロナ感染症対策の情報は、常に最新の情報を発信し続け、市民の不安を払拭し、安心な生活が送れるようにしていただきたいと思います。

最後に、リスクマネジメントについての総括をお願いいたします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） まず先日のエリアメール誤発信につきましては、エリアメールを受信された皆様、警察関係者の皆様に、改めておわびを申し上げます。

御指摘のように、職員を守るという意味におきましても、リスクマネジメントは大変重要なことですので、総務部長からも答弁させていただきましたが、早急にリスクマネジメントの再構築をまいります。

○議長（大原 功君） 高橋八重典議員。

○10番（高橋八重典君） 今、市長のほうから答弁いただきましたが、本当に直近で市長のほうで取り組んでいただきました動画配信、あれは本当に世間では非常に好評となっておりますので、毎週漏れなく発信をしていただきたいと思います。

結びに、日々多岐にわたる事案が発生しますので、一日も早く機能するリスクマネジメントの構築を安藤市長の責任の下で行っていただきますことを強く要望いたしまして、今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大原 功君） では、暫時休憩いたします。再開は午前11時20分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時12分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、那須英二議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

通告に従いまして、質問させていただきます。

今回は、1つ、現在最も緊急課題であるコロナウイルス対策、その対応について、2. 財政健全化に向けて大型開発や下水道事業について、この2点について質問させていただきます。

まず1つ目、今のコロナ禍における支援策を改めて聞きたいと思っています。本日は、クローバーテレビの放映もされておりますので、この場を使って、現在受けられるコロナ禍における支援策を改めて整理し、お答えください。

○議長（大原 功君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） お答えをさせていただきます。

弥富市の新型コロナウイルス感染症緊急対策事業といたしましては、総額47億8,400万円の支援事業を行うよう予算を編成しております。

国・愛知県・弥富市の共同支援策は11件ございます。

1つ目は、子育て世帯臨時特別給付金事業でございまして、児童手当を受給している世帯の子供6,270人に、1人当たり1万円を追加支給いたします。

2つ目は、特別定額給付金事業でございまして、令和2年4月27日に住民基本台帳に登録されている方4万4,500人に、1人につき10万円を支給いたします。

3つ目は、理美容休業協力金事業でございまして、愛知県緊急事態措置に基づき、自主的に休業を実施した理容・美容業事業者、弥富市内92事業者を対象に県と市が連携し、1事業者当たり20万円を支給いたします。負担割合は、愛知県10万円、弥富市10万円でございます。

4つ目は、愛知県市町村感染症対策協力金事業でございまして、愛知県緊急事態措置に基づき、休業要請を受けて休業等する地元中小事業者、弥富市内271事業者を対象に県と市が連携し、1事業者当たり50万円を支給いたします。負担割合は、愛知県25万円、弥富市25万円でございます。

5つ目は、農産物利活用支援事業補助金でございまして、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うイベントや冠婚葬祭等の自粛により、需要が低迷している花卉の利活用に取り組んだ農業者に対し、1農業者当たり20万円の支援をいたします。弥富市の支援数といたしまして、鉢物3,578、カーネーション2,150本の支援であります。

6つ目は、傷病手当金の支給事業でございまして、国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療の被用者が新型コロナウイルスに感染し、療養のため働くことができない場合に傷病手当金を支給いたします。

7つ目は、緊急小口資金の貸付事業でございまして、仕事の休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計を維持するために貸付けを必要とする方に対して、20万円を限度に貸付けをいたします。

8つ目は、住居確保給付金による家賃の補助でございまして、個人の都合によらず収入が減少し、住居を失うおそれのある方を対象として、生活保護基準の家賃を上限として3か月間支給いたします。

9つ目は、生活福祉資金でございまして、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている方に対して、20万円を限度に貸付けをいたします。

10番目は、後期高齢者医療保険料の減免制度、徴収猶予、国民年金の保険料の免除、納付猶予、学生納付特例制度、徴収猶予の特例制度でございまして、世帯主の収入が一定程度減少した世帯に保険料の減免、免除、徴収猶予などを行います。

11番目は、新型コロナウイルス感染症対策テナント事業者休業協力支援金交付事業でございまして、愛知県緊急事態措置に基づき、市が独自に実施した休業要請を受けて休業する事業者を対象に県と市が連携し、1事業者当たり50万円を支給いたします。負担割合は、愛知県25万円、弥富市25万円であります。

次に、弥富市独自の支援策は6件ございます。

1つ目は、ひとり親世帯等臨時特別給付金事業でございまして、休業等による生活への影響を大きく受けることが予想される児童扶養手当を受給しているひとり親家庭に対して、経済的支援を届けるため、410人の児童1人当たり1万円の児童扶養手当を上乗せ支給いたします。

2つ目は、準要保護世帯への学校給食費相当額の補助でございまして、小・中学校の臨時休校に伴い、実質的に学校給食費を免除している世帯に対して経済的支援を届けるため、4月、5月の給食費相当額、小学生235人を対象に二月分7,800円、中学生150人を対象に二月分9,000円の支援をいたします。

3つ目は、子育て世帯臨時特別給付金事業でございまして、子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給している世帯に経済的支援を届けるため、6,270人の児童1人当たり5,000円の児童手当を上乗せ支給いたします。

4つ目は、自粛要請に伴う利用料の返還でございまして、緊急事態宣言が行われた4月から5月までの間、保育所、児童クラブ、母子通園施設において、利用の自粛要請または臨時休園をいたしましたので、御協力いただいた利用者にご利用料の全額または一部を返還いたし

ます。

5つ目は、小・中学校の全児童・生徒の給食費無償化でございまして、市内小学校の臨時休校が5月31日まで延長され夏休みに授業が実施されることから、子育て世帯の経済的負担の軽減を支援するため、全小・中学生約3,500人の7月、8月の2か月間の給食費無償化を提案してございます。

6つ目は、高齢者世帯へのマスクの配付でございまして、外出が困難な70歳以上の独居高齢者及び80歳以上の高齢者のみの世帯へマスク5枚を配付いたします。

次に、愛西市、弥富市、飛島村で構成する海部南部水道企業団の支援策は1件であります。

水道料金基本料金の無償化でございまして、市民生活の経済的な負担軽減並びに市内事業者の経済活動の支援を図るため、給水契約を結ぶ市内全世帯並びに市内事業者の水道料金の基本料金を令和2年8月から令和3年1月まで無料とさせていただく事業であります。予算総額の見込みは、1億4,000万円でございます。以上でございます。

○議長（大原 功君） 那須英二議員。

○2番（那須英二君） 今、様々な支援策を発表していただいたわけでございます。これについては、既に公表されている部分も数多くありますけれども、なぜ改めてお答えいただいたかと言えば、まだまだ市民の方にこうした情報が伝わっていないということなんです。

そこで質問させていただきますけれども、これらの情報はどのように市民に発信、周知しておりますでしょうか。

○議長（大原 功君） 副市長。

○副市長（村瀬美樹君） お答えをさせていただきます。

特別定額給付金につきましては、全ての市民の世帯の世帯主宛てに案内通知をするとともに、市ホームページに特別定額給付金のコーナーを設けて掲載をしております。

緊急小口資金の貸付けと住居確保給付金、生活福祉資金の情報については、社会福祉協議会と福祉課の窓口チラシを置いて周知をしております。

中小企業、個人事業主に対する新型コロナウイルス感染症対策協力金につきましては、市ホームページに掲載し、周知をしております。

子育て世帯臨時特例給付金及びひとり親世帯等臨時特別給付金については、市ホームページの新型コロナウイルス感染症対策特設サイト内に関連記事を掲載し、それぞれの対象者には個別に案内通知を発送しております。

また、新型コロナウイルス感染症対策本部会議において取りまとめられた情報については、会議内容を集約し、速やかに市の広報紙やホームページ、公式ツイッター、ユーチューブなどを利用して周知をしております。

その他、クローバーテレビのデイリートピックスなどにおいても自治体情報として放送を

していただいております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 那須英二議員。

○2番（那須英二君） 今、カテゴリー別にいろいろと周知方法が異なっていると思いますが、ただ主にインターネットの発信ということで、インターネット環境にない市民の方、特に高齢者の方、そういった方々はどのように情報を得るのか、お答えください。

○議長（大原 功君） 副市長。

○副市長（村瀬美樹君） お答えをさせていただきます。

特別定額給付金につきましては、全世帯への個別案内通知でございますし、広報6月号に記事を掲載し、申請漏れのないように周知を図っております。また、緊急小口資金の貸付けは、今回の特別定額給付金の通知にチラシを同封し、全世帯の皆様へ周知を図っております。

新型コロナウイルス感染症対策協力金に関する情報につきましては、新聞・ニュースなどで情報発信がされていると認識しており、そのためか電話での内容確認の問合せが相当数ございました。このような実情を踏まえますと、新聞・ニュースなどで情報を得られているものと思っております。

学校からの連絡につきましては、学校と保護者を結ぶ緊急メールを活用しております。御登録のない方には個別に電話連絡をし、学校と保護者は情報を共有しております。保育料の利用料の還付につきましては、既に対象となる保護者に案内文書を配付させていただいております。

その他、市からの情報につきましては、月1回発行いたします広報「やとみ」のほか、全戸配付によるお知らせ文書や対象者への個別通知がメインとなると考えております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 先日、堀岡議員のほうからもあったように、やはり情報の発信というのが一番大事な分野だと思っています。今、インターネット環境にない方というのは、月1の広報であったり、物がありますと個別に対応している部分もありますけれども、基本的には月1の広報というところだと思います。そうしますと、月末から月初めの情報はかなり遅れての周知ということになりますし、これはやはり遅いということもあるんですが、私、6月広報をしっかりと見たつもりなんですけど、10万円の給付金の記載しか載ってございませんでした。

そこで、やはり市民に広く、なるべく早くお伝えするには、回覧を早急に再開する必要があると思います。現在は、コロナ感染のリスクがあるとして6月末までの回覧の中止をしているということでございますけれども、回覧を触った後は手を洗う、顔などを触らないなど気をつければ、リスク回避もできるのではないかと思います。そのような注意書きを行って

回覧を再開し、情報をお届けすることは大切なことだと思っています。

また、津島市のように市役所の入り口に大きな案内板を立てて告知するのも有効な手段かと思えます。そこにプラスアルファとして、コロナ禍における支援の一覧と相談窓口は何課に行けばよいのかなどのお知らせも追加すれば、もっとよいものが出来上がると思っています。また、そうでなくても市役所の入り口や各公共施設において、コロナ禍の支援策の一覧、先ほど副市長が答弁されたようなものの一覧を載せたものを置いておくのもよいかと思えます。

このような情報は、必要な方にしっかりとした支援を行うためにとても重要なものです。また、こうした情報を知らないがために、弥富市はほかの市町村と比べて全然何もしてくれないと言われることが多いのだと思います。ぜひ案内板や一覧を掲載した用紙を用意していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

まず回覧の再開の件につきましては、現在、新型コロナウイルス感染症に係る接触感染を防止するため、5月と6月の回覧を中止させていただいております。今後の方針につきましては、感染の第2波、第3波に備えることを念頭に置き、対策本部会議の中で協議決定してまいります。7月から回覧を再開していきたいと考えております。

次に、案内板や一覧を掲載した用紙という御質問につきましては、対策本部会議で協議した新型コロナウイルス感染症に関連する情報につきましては、市民の皆様迅速に提供するため、市のホームページなどにおいて日々更新しているところでございます。しかしながら、市の対応や支援策などにつきましては、多岐にわたることから分かりづらいというお声も頂いています。他の自治体では、市民や事業者の皆様への支援策を一覧にしてお示ししているところもございますので、今後は分かりやすく取りまとめた一覧を作成し、ホームページをはじめ、新庁舎の総合窓口や各公共施設などに配置をし、広く周知していきたいと考えております。

○議長（大原 功君） 那須英二議員。

○2番（那須英二君） 先ほど支援策がたくさんあるのに、やっぱりこれで弥富市は何もやっていないと言われるのもやっぱりいけないものですから、ぜひその分かりやすいものを置いていただいて、広く周知していただければと思っています。

さて、具体的な市の独自支援策について、今後のことを質問していきたいと思っています。

端的に、現在市として他に支援策を考えているものはありますか。昨日、佐藤高清議員の前段のところ少し触れたものもあるかと思いますが、今後、他に支援策を考えているものというのはございますでしょうか。

○議長（大原 功君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 今後の支援策につきましては、昨日市長から御答弁を申し上げましたとおり、主な施策といたしましては、1つ目としてプレミアム商品券発行事業といたしまして、大きな影響を受けている地域経済の回復を図るとともに、消費者の家計への支援、売上げが減少した地元商店や地元飲食店の皆様の援助となるようプレミアム商品券を発行したいと考えております。

2つ目といたしまして、金魚農家への経営基盤維持支援金交付事業といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響によるイベントなどの自粛等により、養魚の市場価格の停滞や物流が滞る中、養魚業者が終息後、直ちに活動を再開し、継続した生産性の確保ができるよう支援を行いたいと考えております。

3つ目といたしまして、出産臨時特別給付金事業といたしまして、国の特別定額給付金の基準日を過ぎて生まれた子供に対し、出産臨時特別給付金を支給したいと考えております。

4つ目といたしましては、小学校、大藤、栄南、十四山地区の臨時通学バスの導入事業といたしまして、子供たちの夏休みが短縮され、夏休み期間中にも学校に通うことから、不審者対策と、猛暑の中でも遠距離の通学路を安全に下校できるよう臨時通学バス4台を運行したいと考えております。これらの施策を盛り込んだ補正予算の準備を進めております。

その他独自の市の支援策につきましては、これまでの教訓を生かしまして、感染症の終息、あるいは拡大の状況を見極めながら、国の動向も注視しながら対応していきたいと考えております。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今、4つの新たな取組ということで提案されたわけでございます。今後、恐らく追加補正予算として議案に上がってくるのではないかと思いますので、また詳しくはそこで審議したいと思っています。

ただ1点、プレミアム商品券についてちょっと触れさせていただきますと、プレミアム商品券ですと、大型複合施設でも使える状況になろうかと思います。私が聞いておりますと、市内、一番コロナで営業としてダメージが大きかったのは飲食店ということで、資金繰りに悩んでいる方もたくさん見えます。そういったところに恩恵のあるものにしていかなくては市内の飲食店は守っていけないのではないかと心配するところでございますので、そのようなことも含めて対応していただきたいと思っております。

そして、聞いておきたいのは、このコロナ禍の中で廃業、あるいは廃業の相談があったお店や企業などがあるかお答えください。

○議長（大原 功君） 横山市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） 御答弁いたします。

本市の状況でございますが、市に廃業や廃業の相談を受けた実績は、現在のところございません。商工会にも確認いたしましたところ、会員の中で廃業実績はないとの報告は受けております。相談件数については、持続化給付金や雇用調整助成金等の相談を受ける中で話題になるということはあるとのことでした。以上です。

○議長（大原 功君） 那須英二議員。

○2番（那須英二君） ありがとうございます。

市内は廃業の相談は少しあるかもしれませんが、廃業されたところはないということでもございました。ただ、本当にこうした方々が大変だということは認識していると思いますので、こうした方々への支援としては何か考えているのでしょうか。例えばほかの市町村ですと、家賃などの固定費を補助する自治体などがありますが、そのような考えはありますでしょうか。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） 現時点においては、支援は考えておりません。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今考えていないということでもございましたけれども、先ほど言ったプレミアム商品券を例えば飲食店、食事券にすると飲食店の業界の方が使える。注意していただきたいのは、なるべく金額を細かくしていただきたい。そうすると、喫茶店等でも使えるようになるものですから、そういったところに使える、支援が回せるようにしていただきたいなあというふうに思ったりしますし、また他の自治体の取組を聞いていますと、プレミアム商品券はプレミアム商品券で市民の方が便利に使えるということで、それは一方いいということでもやるのと、同時に食事に限定する食事券も販売している自治体もあるようなので、そういったところをぜひ参考にさせていただければと思います。

また、今国の第2次補正予算、本日多分審議されていると思いますけれども、そういった中で、家賃支援給付金というメニューもございました。期間が5月から12月での急減したところに関してということだったので、大変だった2月、3月、4月が入っていないのが課題なんですけれども、私の知る市内の喫茶店は、家族経営で本当にお客さんが来なくて困ってありました。そういったところにぜひ支援の手を届けていただきたいということで、そうした方策を考えていただきたいと思っています。

続きまして、就学援助制度について質問させていただきます。

市の独自支援策には、学校の休校などで給食がなくなっていたことにおいて昼食費がかさむ、家にいるということで昼食費がかさむということで、就学援助世帯に対して上乗せ補助を行うとしておりますけれども、就学援助の基準は、主に前年度所得での判断となります。しかし、前年度所得では対象ではなかったけれども、このコロナで収入が減収し、就学援助

の基準に該当しそうな世帯においては本当に大変な状況に陥っています。

コロナ減収に対する支援策ということで行うならば、当然こうした方々を就学援助の対象とし、支援していくことが本来求められると思いますが、そういった方々は、今年度の就学援助を受けることができないのかお答えください。

○議長（大原 功君） 山下教育部長。

○教育部長（山下正巳君） お答えいたします。

就学援助の認定基準は、議員のおっしゃいますように、前年度所得に基づき所得が一定額以下のときに認定がされます。しかしながら、世帯所得が急激に減少したときのような場合におきまして、所得額のみならず国民年金保険料や国民健康保険税の減免、もしくは徴収猶予がされたとき、生活福祉金の貸付けを受けたときなど、前年所得に影響されない事由におきましても審査をさせていただいております。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今、別の要綱としてお示ししていただいたわけですが、国保や国民年金の減免申請があればということでもございました。これでは社会保険に加入している方々は、そもそも受けられないのではないのでしょうか。

例えば、夫婦共働きで旦那さんの社保の扶養に入っている方が、学校の休校や保育所の自粛、あるいは働きたくてもシフトに入れず、アルバイトなどで解雇されるというケースもあるわけでもございます。そうした場合、やはり生活に困るわけで、そのような方々に対して支援は差し伸べるべきだと思いますが、このような方が就学援助を受けることはできないのでしょうか、お答えください。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正巳君） お答えいたします。

先ほど触れました事由の一つに、生活福祉資金の貸付けを受けたときなどということでお答えさせていただきましたが、それにつきましては、加入保険に影響されるものではございません。また、それ以外にも、その他といたしまして、世帯所得の急激な減収の理由をお伺いし、個別に審査をさせていただきたいと思っております。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今、頼もしい回答を頂いたわけでもございます。困ったら相談ということで、ぜひ対応をお願いいたします。

ただ、実際愛知県内ですと、豊橋市が前年度所得を超えていても、家計急変に対応して1月から6月までの給与明細を持ってみなし所得として計算し、就学援助を受けられるようにしているということですので、これもぜひ参考にさせていただいて、弥富市でもそのようなことができるよう頑張ってくださいと思います。

さて、緊急事態宣言は解除されたものの、第2波、第3波があると危惧する大きな不安要素があります。それは、検査体制が整っていないことです。例えばPCR検査などについて感染が疑わしい場合、海部圏内で受けられるところはあるのでしょうか、お答えください。

○議長（大原 功君） 宇佐美健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

津島保健所に確認しましたところ、海部圏内にはPCR検査を実施できる医療機関は公表はされておりませんので、答えはなかったということでございます。

○議長（大原 功君） 那須英二議員。

○2番（那須英二君） センターの場所などは、特定すると殺到するおそれがあるということで公表しないことにはなっておりますけれども、海部圏内で私としてはないのじゃないかなあというふうに思っております。

では、熱などが出て、もしかしたら自分がコロナかもしれないと思ったときに、どのように検査を受けたらよいのでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） PCR検査につきましては、県の帰国者・接触者相談センターを通じてとなっておりますので、まずは相談窓口であります津島保健所内の帰国者・接触者相談センターにお問合せを頂きたいと思っております。そちらで受診が必要であると判断されましたら、県のほうでPCR検査について調整されることとなっております。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） そのとおりだと思うんですけれども、実際には保健所に相談しても、様子を見て、熱が4日間以上続いたらまたお知らせくださいなどと言われるわけです。

実は、私の妻や小さい娘が、4月に入って熱が出たことがありました。また、せきも出ていたので、まさかコロナではないかと正直思ったことがあります。病院にももちろん行きましたが、熱が続くようでしたら保健所に連絡してくださいというものでした。幸いにも、数日で熱はなくなって体調も回復して行って、私にもうつっていなかったものですから、コロナではないかなあと判断しましたけれども、数日間は正直本当に不安でした。もし、妻や小さな娘が急変したらどうしよう、私が知らず知らずに感染していて、ほかの方にうつしてしまったらどうしようなどと巡ったわけでございます。

問題は、コロナかも思っているにもすぐには検査ができないがために、早期発見ができずに知らぬ間に感染が広がっていく可能性があるということです。お隣の国の韓国では、この検査体制が早急に整ったために、いち早く終息させることができました。検査体制を整えることがどれほど重要なことなのかは言うまでもありません。そこで、ぜひこの検査体制を海部圏内でも整えて、疑いのある方が早急に検査できるよう手だてを尽くしてほしいと思いま

すが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） PCR検査体制につきましては、国が主導し、愛知県が検査機関の調整をしております。最近、県のほうでドライブスルーで検査ができるとかそういった地域もございますが、市のほうでは権限がございませんので、そういうことでございます。

○議長（大原 功君） 那須英二議員。

○2番（那須英二君） もちろん市のほうではなかなか権限がないということでございますけれども、今、国の補正予算の中で、この検査センターを配備できるように予算も今審議しているところになると思うんですけども、ぜひそういったところに名乗りを上げていただきたい。市長においては、ぜひ強く県にも国にも要望していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、このコロナの影響は、リーマン・ショックどころか世界大恐慌に匹敵するほどの影響があると考えられております。まだまだ十分な支援が行き届いていない、特にパートやアルバイト、大学生などは置き去りにされていますが、そのような方に対して支援をしていくべきだと思いますが、市長の見解をお願いします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 国はアルバイト収入が減り、学業の継続が難しい学生らを対象とした学生支援金給付金を創設いたしました。外出自粛要請により店舗などが休業となり、アルバイト収入がなくなり、学業の継続が難しい学生の進学や就学を諦めないよう支援するものです。パートやアルバイトの方も、休業手当などがあります。関係機関、学校などにまずは相談していただきますようお願いを申し上げます。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 私にも今大学生になる娘がおりまして、1月中旬から6月に入るまで、大学には行けませんでした。しかしながら、学費は満額発生ということで、それも半端な額じゃなくて年間100万円近く学費ですから、半期分としてもその半分ということで、本当に大変ということです。

また、アルバイトも、この休み期間に頑張ってお金を貯めて学費や独り暮らしする備えにしようとしていたのが、コロナの関係でアルバイトのシフトには入れず、収入がなかったのが現状です。私のところは、幸い奨学金で学費のほとんどを借りておりますので、まだよかったと思えますけれども、春休みのアルバイト収入などを当てにして学費を支払うとしていたところは、本当に大変だと思います。もちろん奨学金で借りていても、返済費用のためにアルバイトを予定していたものがなくなるというものも厳しいものがあると思います。

現在は、大学生がツイッター等で呼びかけてネット署名を展開し、学費を半額にの声も広がっており、私もこのネット署名に賛同した一人でもありますし、そのような状況の下で大学が独自に給付金を出すところもあります。しかし、到底それだけでは減収分を補えるわけではありません。また、先ほど市長が言われたように、国からは独り暮らしや家庭からの援助を受けていない学生などにはLINEで申請ができる、条件つきで支給されるということがございますけれども、これはかなり厳しい条件となっておって、ほとんどの方が受けられないということがございます。

そして、大学生だけではなくて、パートやアルバイトで働いている方、共働きで頑張っている方でも、ここに補償がないために本当に大変な思いをしております。こうした方々に、やはり支援の手は必要なのではないのでしょうか。ぜひ市長には、市だけではできない支援に関しても県や国に強く要望し、このような必要な方に必要な支援が行き届くよう頑張りたいと思います。

これまでのコロナ禍における対応、対策、情報発信、コロナ支援、就学援助、PCR検査などの体制について質問してきましたが、最後に市長の見解を伺いたいと思います。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） お答えいたします。

先ほどから担当より説明をさせていただきましたように、今回の新型コロナ感染拡大に伴う支援、対策などをこれまで行ってまいりました。今後も様々な施策を考えていかなければならないと考えております。

また、第2波、第3波を念頭に置き、議員の皆様方と協議をしながら、市民の安全・安心な暮らしを守っていく必要があると考えております。引き続き議員各位のお力添えをお願いいたします。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） まずは情報をあらゆる手だてで発信して、市民にいち早く周知すること、また市民の困っていることに対して親身に対応し、救済の手だてを整えること、また検査体制を確立し、県や国に対してより一層の支援を求めていただくこと、そしてなる早、スピード感を持った対応が求められています。救える制度があるのに、知らずに自ら命を絶つだとか、あるいは犯罪に手を染めてしまうことがないように議会も行政も一丸となって、この災害、難局を乗り越えていきたいと思っております。

そして、2題目に移りたいと思いますが、よろしいですか。

○議長（大原 功君） 質問中ですが、1時まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。再開は1時から開会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、村瀬副市長から発言の訂正がありましたので、これを許可いたします。

村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 先ほど那須議員に御答弁いたしました中で、臨時休校が5月31日と申し上げましたが、5月25日の誤りでございました。おわびして訂正をいたします。

○議長（大原 功君） では、引き続き那須議員。

○2番（那須英二君） 2題目に移ります。2題目は、財政、あるいは今後の大型開発や下水道事業に関してでございます。

まず初めに、現在の市の財政力指数が幾つかお答えください。

○議長（大原 功君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

平成30年度決算での指数は、0.99でございます。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） では、現在の財政調整基金は幾らで、どの程度確保しておきたいか、改めてお答えいただきたいと思えます。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 現状では、令和元年度末の11億3,202万5,000円でございます。また、最低でも10億円以上は必要と考えております。

○議長（大原 功君） 那須英二議員。

○2番（那須英二君） 先日の他の議員からも、こういった御質問が出ているかと思えます。その中では、今年度7億を取り崩すということで、この11億から7億を取り崩すということで、残り3億しかないという状況の中でおりましたけれども、実際には補正予算等や国の臨時交付金等によって、総務部長のお答えいただいた回答としては8億、今年度残るという予測ということでございますので、改めて確認していきたいと思えます。

そして、市の負債総額、単年度の借金返済額の推移、約5年ほど、どの程度なら健全と言えるか、返済率、返済額についてお答えください。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

市の負債総額は、224億2,531万4,000円でございます。また、過去の起債償還額は、平成27年度が14億48万円、平成28年度が15億1,227万円、平成29年度が15億117万円、平成30年度

が14億8,287万円、令和元年度が14億5,870万円でございます。

財政の健全化を図る指標には、実質公債費比率というものがございます。これは、財政規模に対する一般会計等が負担する元利償還金等の比率であります。これが早期健全化基準の25%以上になりますと、財政健全化計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表することとなっております。また、35%以上になりますと、財政再生団体に指定されることとなります。

本市におきましては、現在6.1%でございます。

○議長（大原 功君） 那須英二議員。

○2番（那須英二君） 昨日、横井議員や佐藤仁志議員の答弁の中にも、様々あったわけでございますけれども、私から見ますと、この弥富市はいわゆる借金比率、公債費比率ということで6.1%ということで、割かし低い数字なんじゃないかなあとと思いますので、特に今現在金利が安いということもありますので、この借金をうまく活用していく必要があるんじゃないかなあと考えています。例えば今年度7億取り崩すということで予算を立てられていたと思うんですけれども、ここで借金が借りられるものがあれば、それを借りていくことでバランスを取ることもできたんじゃないかなあとというふうに思うわけでございます。

とは言え、このような大変厳しい状況下においては、今後の計画を大きく見直していく必要があると思います。その中でも、特に私が危惧する大きな財政負担としては、JR弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業と下水道事業だと思っています。

まずは、総事業費46億円かかると称されるJR橋上化事業について、昨日もあったんですけれども、改めてどのように考えているかお答えください。

○議長（大原 功君） 大野建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

昨日も堀岡議員に答弁させていただきましたが、新型コロナウイルスによる影響による経済の不透明感から、市の財政におきましても税収の落ち込みや交付金等のめどがつかない状況でございます。このような状況下で、まずはコロナ対策を優先し、JR・名鉄弥富駅自由通路の整備事業につきましても、事業着手時期の見直しが必要になってくると考えております。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 事業時期の見直しということでございますけれども、そもそもこの橋上駅舎化事業は、どのような根拠において始められたものなんでしょうか。お答えください。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） JR・名鉄弥富駅自由通路整備事業は、2つの鉄道により南北が分断されている地区の連携強化、また駅の東西にある2つの踏切において、歩行者や自転車

の安全確保、並びにバリアフリーに配慮した交通結節点の整備を目的としております。

これらは集約的な都市構造にすることにより、持続可能なまちづくりを目指し、第2次弥富市総合計画及び弥富市都市計画マスタープランにおいて、重点施策としてJR・名鉄弥富駅自由通路整備事業を交通結節点機能強化の方策に基づき、事業を進めようとするものでございます。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 南北の整備結節点ということでおりましたが、私が一方で聞いているのは、やっぱり市民の方からの御要望も強かったというお話でございました。しかし、その根拠となる市民の声というのは、市民アンケートというふうに伺っておりました。

このアンケートには、橋上化してほしいという項目はなかったように記憶しております。漠然と駅前整備ということであったのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） アンケートには、弥富駅を橋上駅舎化していくという項目はございませんでした。これまでも申し上げておりますが、橋上駅舎化することが目的ではなく、鉄道により南北が分断されている地区の連携強化、また駅の東西にある2つの踏切において、歩行者、自転車の安全を確保するため自由通路を整備するものでございます。

なお、アンケートの意見欄には、弥富駅東西の踏切の安全確保や渋滞解消、JR弥富駅の南側及び北側の整備の意見が数多くございました。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今お答えいただいたんですが、そもそも橋上駅舎化ということが目的ではないということでございます。特に市民から要望の強いのは、やっぱり安全対策という方向が強いのではないのかなと思います。

現在のJR弥富駅の西側の踏切付近、特に中六商店街への間口の辺りは見通しも悪く、車が擦れ違うこともできない状態で、大変危険な状況になっています。ここには今警備員さんを朝夕配置していると思いますが、この解消は、一刻も早く行う必要があると思いますが、本当に橋上化が必要なのかどうか、疑問になるところになります。

もともと、当初の計画よりも大きく膨れ上がった予算であり、コロナの影響がなくても厳しいかなあと感じておりましたけれども、事コロナのような経済的にも大きなダメージを及ぼす現状に至っては、時期の見直しというよりも、はっきり言って凍結しかないと思います。確かに、バリアフリーの観点においては必要な措置が、ある程度財政負担も必要になってくるとは思いますけれども、必要最低限にとどめる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） 自由通路の必要性は、先ほどお答えしたとおりでございます。し

かし、最初に申しあげましたとおり、事業の着手時期につきましては、見直しをしていきたいと思いをします。

○議長（大原 功君） 那須英二議員。

○2番（那須英二君） 私としては、そういった渋滞解消というか安全対策がしっかりと行われれば、何も橋上化にこだわる必要はないのじゃないかと思うわけでございますので、その辺はやっぱり今度時期を見直す必要があるということで、時間がありますので、その辺りで議会も含めて協議していただければと思っています。

そして、もう一方で、大きな財政負担となっておりますのは、下水道事業だと思いをします。今年度から会計制度が変わり、見えやすくはなりましたけれども、一般会計からは今年度で6億も繰り出さなければならぬとのことでした。また、これには今年度分の減価償却費は入っておりますが、それ以前のものには記載がなく、全く不透明なものとなっております。減価償却費というのは、経年劣化等における改修費用を見込んでおかなければならぬということで計上されていると思いをしますが、前年度までに工事を行ってきたものの、機械設備も配管も老朽化が進んでいるものもあるのではないのでしょうか。

下水道事業は、新設の予算自体は国などの補助があり、あまり痛手にはならないような錯覚を起こしがちですが、問題は維持管理費だと思いをします。もともと、下水道の使用料金では全然賄えないものとなっております、仮に100%接続したとしても、その料金収入が100%の収納率であったとしても、およそ4割程度しか賄えない、大赤字なものとなっております。それに加えて、修理費や更新費用などを考えたら、この先恐ろしいことになるのは目に見えています。改めて、この下水道事業に対して真剣に向き合い、負担を軽減する手だてを考えなければなりません。それこそ、市の財政破綻につながりかねないという状況になるわけでございます。

下水道事業に関して、長期的な視点でシミュレーションを行い、財政負担を明らかにした上で協議していくことを求めたいと思いをしますが、まずはこの下水道事業について市の認識を含め、どのように考えているかお答えください。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

下水道事業につきましては、多くの事業費を必要とし、長期にわたる事業でございます。現在、下水道整備につきましては10年概成の重点アクションプランを作成し、令和7年度までに市街化及び人口集中地区を優先的に整備する計画で事業の推進を図っているところでございます。

また、弥富市公共施設総合管理計画にも示しておりますように、重点アクションプラン期間の令和7年までは、公共下水道新規整備費用として、年7.3億円を想定し、令和8年以降

は年約5億程度を想定としておりますが、財政健全化を図りながら、生活環境改善を目的としている下水道事業を持続可能な事業とし整備していくため、整備期間の検討をする必要があると思われま。

そのため、今年度、令和3年から令和12年までの計画期間10年間の下水道事業経営戦略を策定いたします。また、経営戦略を策定する中で、投資・財政計画の試算期間として30年間の長期期間も検討をいたします。また、今後下水道事業計画の汚水適正処理構想の見直しを進めていく中で、市街化調整区域につきましては、人口動向や財政状況を勘案し、下水道整備コスト縮減を図りながら、合併浄化槽についても汚水処理をする有効な手段として検討していきたいと考えております。

○2番（那須英二君） 長期的なシミュレーションを出していただけるということでございましたので、ぜひその方向をしっかりと進めていただきたいと思ひます。

この下水道事業の救世主は、僕は合併浄化槽だと思ひます。この合併浄化槽は、汚水処理能力も十分に確保され、合併浄化槽で処理された水は、自然の浄化作用で十分にきれいになっていくものだということが言われて、国からも今推奨されています。この合併浄化槽普及率96%の長野県の下條村という村がありますけれども、ここでは毎年ホタルが出るようにまで水がきれいになっているという効果があるわけでございます。また、東日本大震災でも、下水管でつながっているところはなかなか復旧せずにトイレも使えない状況でしたが、合併浄化槽のところはすぐに復旧し、トイレが使えるということで災害にも強いものとなっています。

住宅密集地においては、公共下水のほうがコストパフォーマンス的なところもよいところがありますが、住宅が密集していない地域においては、圧倒的に合併浄化槽のほうがコストがよくなっています。農業集落排水や、コミュニティ・プラントなどにおいては、下手したら老朽化が進んで使えなくなった時期においては、合併浄化槽に替えていったほうが安く済む場合もあると言われてひます。ですので、今後の市の下水においては、この合併浄化槽を大胆に取り入れた見直しが必要だと思ひます。そのことも含めて、いま一度しっかりと、この下水道事業に関しては長期的ビジョンを持って試算し、どうあるべきかを考えていく必要があるので、さきの財政見通しの資料を早急に作成し、議会と一緒に協議していく方向で考えていただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、公共施設再配置計画に触れていきたいと思ひます。この公共施設再配置計画の中で、学校の統廃合が出ておりましたが、コロナによって見直されたのは、少人数学級という側面もあります。密を緩和するという意味において、既に35人学級から28人学級に取り組んでいる愛知県のみよし市のような自治体もござひます。また、今国においても第2次補正予算の中で、少人数学級に対して教員を加配する分も予算としては出ているという状況に

なります。十分ではないですけど、出ているということでございます。また、国においても、この20人学級の検討もしていくと、昨日の私どもの代表である日本共産党の志位和夫委員長の質問に対して答弁した安倍首相の言葉もでございます。

そこで、この学校統廃合においてどのように考えていくか。昨日は佐藤高清算議員や横井議員の質問、答弁でもございましたけれども、このお隣の愛西市でも統廃合しない方向で見直しているところもあると聞いております。弥富市は、この統廃合に関してどのように考えていくか、また少人数学級においてどのように考えていくかを見いださなければならないと思いますので、ぜひそのことも含めてお答えください。

○議長（大原 功君） 山下教育部長。

○教育部長（山下正巳君） お答えいたします。

昨日統廃合等につきまして、佐藤高清算議員に御答弁を申し上げましたが、これから3年から5年の間で保護者の方や地域の様々な方々の御意見を集約し、丁寧に慎重に進めてまいります。以上です。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 3年から5年かけて協議していければと思います。ぜひ、子供たちに少人数学級をプレゼントできるような方向で検討をお願いいたします。

さて、これまでは市の事業に対する質問でしたが、このコロナ禍における財源問題としては、やはり国・県の支援も増やしていく必要がございます。自治体によって様々な独自支援を行っていく、またこれからもさらなる支援策を考えていく上で、財政調整基金などによって自治体間で差が出ているのが今現状です。

また、弥富市の場合は、先ほど答弁があったように、財政力指数が高いがために交付金が少ない状況になっています。例えばお隣の愛西市では、財政調整基金は多額にあります、財政力が低いということでこの交付金は弥富市よりも圧倒的に多い状況になるわけです。このこと自体が、やはりこの交付金の分配方向としては本来おかしいと思いますし、ほかの国に比べ圧倒的に国の支援が少ないと考えています。

5月末には、国から地方臨時交付金をさらに2兆円追加するとなりました。今回、7,000億円の対応で、この弥富市には約9,300万円の国からの交付金があったわけでございますが、残りの3,000億円と追加される2兆3,000億円の分で、その3倍ほどの約3億円近くがさらにこの弥富市に交付されるのではないかと考えられます。まずは、これを有効に活用する方向を考えていく必要があります。先ほど御答弁いただいた中に、弥富市がこれから考えていく支援策の中にそれを打ち出していければと思っておりますし、また弥富市独自の財源では限界がありますので、この災害を乗り切るためには国からの財政支援をもっと必要かと思っております。これは今、地方財政の拡充を求める意見書の陳情も出ておまして、陳情が今出ており

ますので、議会側にも提案していきたいとも思っています。

国に財源はないと言っておりますけれども、他国が行っているように、軍事費にメスを入れ、このコロナの対策であったり補償であったりする支援に使っています。我が国の軍事費は5兆3,000億円以上の予算がございますが、そこには一切手をつけずに、財源がないというのはおかしいのではないのでしょうか。このコロナ禍において、軍事費にメスを入れ、補償や支援に回していくことは当然のことだと思います。お金がないのではなくて、お金の使い方が間違っているからこそないのではないのでしょうか。

そういったことも含めて、市の財政問題、大型開発や下水道事業、公共施設再配置計画、国の支援に対して、最後に市長総括を求めて質問を終わりたいと思います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今回の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国、県、地方自治体が一体となって取り組まなければならない問題だと考えております。今後、第2波、第3波に備えて、私たちも新しい生活様式を生活の中に取り入れていかなければなりません。本市も大型事業、下水道事業、公共施設の再配置等、財政状況は大変厳しい中ではございますが、とにかく今は新型コロナウイルス感染症対策に全力を尽くしてまいります。

○議長（大原 功君） 那須英二議員。

○2番（那須英二君） 以上、コロナウイルス対応や支援、財政の問題についても、まだまだ課題は山積しており、いつ起こるか分からない第2波、第3波にも対応していく必要があります。市民の皆さん、行政、議会が一丸となってこの難局を乗り越え、よりよい未来を切り開くことを祈って、一般質問を終わります。

○議長（大原 功君） 暫時休憩をいたします。再開は1時30分にいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時22分 休憩

午後1時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、早川公二議員。

○12番（早川公二君） 12番 早川公二でございます。

企業誘致についてと環境問題について、2件質問させていただきます。

最初に、企業誘致についてであります。

第2次弥富市総合計画まち・ひと・しごと創生総合戦略、施政方針と、これからの弥富市の計画、目標、方針を示したものに、安定した税収の確保、雇用の創出のため、新たな企業誘致をするとあります。税収の確保でいきますと、平成30年度課税額、個人税額、合計18億

6,753万円、法人税額合計29億8,500万円と、企業からの固定資産税が個人税額よりおおよそ10億円も多い状況であります。この数字から見ても、税収の確保を考えれば企業誘致は積極的に進めていく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、どのように企業誘致を進めているのかお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 横山市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） 御答弁いたします。

本市では、企業誘致促進のため、平成16年より弥富市企業立地の促進に関する条例を制定し、奨励金制度による優遇措置により企業立地を進めてまいりました。その結果、この奨励金の対象事業者は20社となっております。昨年10月以降は、新たな企業の奨励金制度の受付は終了いたしました。現在でも伊勢湾岸自動車道や西尾張中央道周辺においては、物流企業の立地が進んでおります。本市では、条例により工場立地法に係る緑地規制等の緩和として、楠・富浜地区の緑地面積率等の規制を緩和しております。

また、港湾地域の一部区域においては愛知県の産業立地促進税制の指定を受け、不動産取得税を免除、減額する優遇措置の対象となっております。

企業誘致につきましては、名古屋港の産業や物流拠点である弥富埠頭、鍋田埠頭を有し、伊勢湾岸自動車道、東名阪自動車道など交通アクセスにも恵まれた立地環境や、工場立地法に係る緑地の規制緩和や不動産取得税の優遇制度などといったストロングポイントをPRの柱に、愛知県や名古屋港管理組合と連携をし、企業誘致を進めてまいります。

○議長（大原 功君） 早川公二議員。

○12番（早川公二君） それでは、どんな企業に誘致を進めているのか、そしてどんな業種に来てほしいとか、具体的に製造業なのか物流業だとか、商業施設とかをお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） お答えいたします。

本市といたしましては、現在、名古屋港に関連する物流企業に数多く立地いただいておりますが、航空宇宙関連産業をはじめ自動車関連産業、電気・電子機器関連産業、輸送機器関連産業等の製造業に立地いただければと考えております。以上です。

○議長（大原 功君） 早川公二議員。

○12番（早川公二君） 立地いただければという答弁でありますけれども、以前職員の方々から聞いていると、そんなに誘致するほどの用地がないということを知っていますので、誘致するほどの企業用地は現状あるのかどうかお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） お答えいたします。

市が所有する企業用地は、現状ではございません。企業誘致が可能な用地といたしまして

は、名古屋港管理組合の第1貯木場埋立地で、分譲地約2ヘクタールがあります。また、第1貯木場南埋立地の埋立が完了した約9.6ヘクタールも、将来的には企業誘致可能な分譲地となる予定でございます。以上です。

○議長（大原 功君） 早川公二議員。

○12番（早川公二君） 市が所有する企業用地はないということで、これから企業誘致を進めるに当たって、企業用地を増やしていくという考えは持っているのかどうかお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 大野建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

平成30年4月に駒野地区において弥富トレーニングセンター西側の約17ヘクタールに企業誘致を進めてきたところでございます。また、平成31年3月に策定いたしました弥富市都市計画マスタープランでは、鍋田八穂地区をはじめ、末広地区を新産業エリアと定めており、新たな工業用地の整備確保を図り、流通業務、ものづくり産業等の立地誘導を進める地区としております。

現在、西末広地区の地権者の皆さんと工業系まちづくりに向けて勉強会を重ねており、引き続き工業系土地利用が可能となるよう取り組んでまいります。

○議長（大原 功君） 早川公二議員。

○12番（早川公二君） これで、企業誘致についての私の通告した質問は終わりましたけれども、答弁の中で最初のどういうふうにご案内されているのかお伺いしますと、御答弁に、誘致を進めてまいります。まいりますということは、これから、現状やっていないというような答弁です。どんな企業に誘致を進めているのか、どんな業種に来てほしいのか、立地いただければと、待っている状態ですよね、これ。

そんな中で市長、お伺いします。市長が就任してから、この企業誘致について、冒頭にも触れました総合計画、そして総合戦略、施政方針と、企業誘致をしようと言っておりますが、就任してからどんな企業誘致をやってきたのかお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 新しい企業誘致につきましては、名古屋競馬場の跡地といいますが17ヘクタールの売却用地でございますが、そちらのほうには自動車関連の業者、そしてまた物流が1社ということでございます。そしてまた、私の就任前からはございますが、議長にも大変御尽力を頂いたレッドウッドさん、そちらのほうにも多くの物流業者でございますが、入っていただいているところでございます。また、港のほうにおきましては、魚アラ処理場の跡地に隣の物流が入ったということがございます。事あるごとに、そうした弥富市のトップセールスマンとしても企業誘致のほうを進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（大原 功君） 早川公二議員。

○12番（早川公二君） 安藤市長、トップセールスマンとして、これからしっかりと税収確保、そして市長がいつも言うにぎわいの創出、そういった面も製造業、物流業、そういう企業に来ていただけるのは当然いいことではありますが、商業関係も積極的にトップセールスしていただきますことを強く要望いたしまして次の質問に代えさせていただきます。次は、騒音、振動公害についてであります。

市民の方から、企業、事業者による騒音、振動で迷惑していると聞いております。騒音によって静かな暮らしができない、テレビの音も聞こえない、振動によって犬走りのコンクリートがひび割れた、瓦の接合材がひび割れて落ちてくる等々、以上のことが度重なり、ストレスとなり頭痛を引き起こしたり、いつまた騒音、振動があるのかとおびえて暮らしていると聞いております。速やかに改善してもらいたいと訴えております。私も、速やかな改善を強く願っております。

そこで、まずは騒音、振動等で苦しんでみえる市民の方からの苦情、相談件数をお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） お答えいたします。

騒音の苦情にも、エンジン音や作業音、生活音など、様々ございます。平成30年度は、騒音に関する相談が10件、振動に関する相談が1件、令和元年度は騒音に関する相談が16件、振動に関する相談が2件、今年度は5月末現在ではございますが、騒音に関する相談が1件、振動に関する相談は今のところございません。以上です。

○議長（大原 功君） 早川公二議員。

○12番（早川公二君） どういった対策、指導を行っているのかお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） お答えいたします。

現地に職員が出向いて、騒音、振動法が適用される事業所等については、それらの法に基づき、指導を行います。作業場や資材置場といった法が適用されない事業所については、行政では強制的な指導はできないのですが、改善してもらおうようお願いをしております。具体的には、作業内容や現場の状況によって、防音壁やシャッターを設置してもらおうよう要請したり、作業工程を検討してもらったりしております。以上です。

○議長（大原 功君） 早川議員。

○12番（早川公二君） 改善しない企業、事業者は見えるのか、そしてまたその対策をお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） 実際に改善がされず、度々苦情がある場合もございますが、相談、苦情の多くは環境基準値を超過しているとは言えない水準であり、強制力を持った指導ができないですが、何回も訪問をして、事業者に対して相談者の声をお伝えし、改善対策を継続的に要請しております。

○議長（大原 功君） 早川議員。

○12番（早川公二君） それでも改善されない企業ってやっぱりあるんですね。私に相談してきた方のすぐお隣も、何度も言っているけれども改善されないということを行っています。そういった場合はどうするんですか。お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） なかなか問題が解決されない場合は、県に公害紛争処理制度がありまして、愛知県公害審査会に申し立てていただいて解決に導くか、それでも解決が困難な場合は、裁判によって司法的解決に委ねることとなります。

○議長（大原 功君） 早川公二議員。

○12番（早川公二君） 最終的には裁判ということなのですが、やっぱり裁判で白黒はっきりつけるってなかなか普通の人じゃできないことなんですよ。最初から裁判ができる人だったら、最初から裁判で係争しますから、そこら辺はやはり本当に実際苦しんでいるんです。何遍言っても改善されないということで、やはり直接その人がお隣さんに言いに行けないんですよ、言える人だったら誰にも相談しないですよ。やはり本当に苦しんで、昔から住んでみえる方で、新しく隣で事業をした人たちですからね、やっぱり遠慮してもらわなきゃいかんという状況ですので、根気強く市役所の方も注意をしていただきますことを強く要望いたしまして、以上で私の一般質問を終了いたします。

○議長（大原 功君） 暫時休憩をいたします。再開は午後1時50分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時44分 休憩

午後1時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、加藤克之議員。

○9番（加藤克之君） 9番 加藤克之でございます。

通告に従いまして、本日2つの点につきまして質問をさせていただきます。

まず1点目は、交通安全と渋滞緩和対策。そしてもう一点は、コロナ感染症対策取組、また今後の対策。その2点につきまして、皆様に御質問し、市民、住民に安心・安全を与える快い回答が得られれば幸いです。

では、1つ目の御質問をさせていただきます。

季節は早くも水無月に入りました。皆さんにおかれましても、令和2年のお正月を迎え、いろいろな変化があった歳月でございます。そういう意味で、半年を迎えるこの水無月に、この一般質問をし、そしてまた皆さん方が2月から5月まで多くの変化があった歳月が流れてまいりました。そういう意味で、皆様方がこの6月に少しでも社会の変化を対応し、そしてこの水無月の季節にしっかりとした質問と、そして時にはアジサイの花と梅雨入りをし、そしてまたハナショウブと、花卉組合の皆様方にも喜んでいただけるお言葉を与えながら、本日も御質問させていただきます。

アジサイは少しお話ししますが、今新しいアジサイも入っております、花びらが一つ一つ変わる状況もあります。そういう意味で、花卉組合の皆様方も一生懸命研究し、取り組んでおられます。どうか、県と私ら弥富市と協力をして、新事業をしていく構えでもございます。

そしてもう一つは、水無月でございますので、漢字のごとく水がないという月を書くんですけど、本来はたくさん雨が降るわけでございます。ですから梅雨なんですよ。そういう意味で、集中豪雨や、そしてまた馬の背を分けるようなゲリラ豪雨、こういうことも天災であるわけでございますので、いろいろなことを皆さん方、この月日は願ったり、そして思い出して、そして取り組んでいきたい。そういう思いで質問をまずさせていただきます。

日々、私らは生活の中で、家内安全や交通安全は常日頃から思っておられると思います、皆様方は。その中でも、地域づくりにおいて大事な道路整備を着実に進め、そして交通安全の状況を踏まえながら、まちづくりも考えていかないといけないわけでございます。毎日毎日使うもの、皆さんも自転車や車やバイクや歩きや、当然のことでございます。そういう意味で、永遠の交通安全はテーマだと思います。昨日、三浦義光議員の質問の中で、大野部長が答えていただいたことも一つ重なっておりますけど、その辺のところも御理解を頂きたいなと思います。

さて、まちのよさは、我らのまちは、人口の定着と子育て支援の皆様方の定住の促進、その中でも、憂いの状況を進みながら、私らは人生の生命と日常生活に欠かすことのできない安全対策でございます。毎日毎日、車や自転車やバイクやハンドルを握り、無事に今日一日目的地に着き、また家路に帰る。これの繰り返しでございます。安心・安全は、言葉だけではなくおのおのが気をつけながら過ごすわけでございます。その中でも、私らのまちの中に、一つのまちの一点で大事な部分でございますので、今日のその部分を質問させていただきます。

県道新政成弥富線に関してでございます。安全対策で、2年前、ひので保育所並びにひので公園、行き交う道路に交通事故の被ることなく、事故を起こす前に安藤市長、前安藤県議

の時代にたくさんお願いをし、早々に押しボタンをつけていただきました。市民は非常に喜んでおられました。取りかかりのよい提案は、大原議員と私とともに、地元の皆さんの要望を伝えながら育んでまいり、その結果で事故が起こる前に取り付けることができました。起きてからでは、交通安全は遅いわけでございます。その中でも、昨日の答弁で大野部長があった中で、関わる部署がたくさんありました。それは後ほどまた話をしたいと思います。

一つ目、メイン道路、これから弥富市におかれましても大事な道路でございます。平島の地域は、前ヶ須の地域も同様に、新しい住宅の方々がたくさん定住をなされ、そしてまた緊急を要するときに、信号の設置の銘板、地名板、掲示板、これが必要でございます。取付けの考えはどうでしょうか。御質問いたします。

○議長（大原 功君） 大野建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

県道新政成弥富線の開通後に、新しい地点名、平島東、平島中として取り替え、市道側の未設置箇所におきましては、愛知県と市により設置をいたしました。平島地内で未設置の信号交差点におきましても、道路管理者の愛知県に対しまして設置要望をしていきたいと考えております。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） そうですね、当然のことでございます。あの道路を見ていただければ、ついていないところ、まだあるわけでございますので、しっかりと対応していただきたいと思う次第でございます。でも、少しでも、少しでもと早く取り組んでいただけるとありがたいと思います。

次に、あの交差点道路を見てみますと、右折レーンがしっかりと整い、整備をなされております。その中でも、渋滞緩和、また焦ることなく油断することなく、慌てることなく運転をしていただきたい。ですから、今右折レーンがあっても、信号の下に右折表示取付け、この考えの状況をお答えを頂きたいと思います。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） 県道新政成弥富線の主要な交差点には、右折レーンが設置されております。右折矢印信号の設置につきまして、管轄の蟹江警察署に確認したところ、十字交差点等において右折需要が多く、青信号の時間内で車両をさばくことができない場合、または、右折車両と対向直進車両との衝突事故を防止するために、直進、左折と分けて右折車両をさばく必要が高い場合で右折専用車線、もしくは右折待ち車両が滞留できる車線幅員があるときに設置することと、運用指針で規定されているそうでございます。

この運用指示に基づき、交差点ごとに車両の流れや交通量などから設置判断されますが、現在の状況においては設置に至らないと判断されております。今後、交通事情の変化があれ

ば設置を検討していくと聞いております。

○議長（大原 功君） 加藤克之議員。

○9番（加藤克之君） そうですね、最後の、今後交通事情に変化があれば、変化があるということ、もうすぐに目の前に変化が出てくるわけでございます。住民がたくさん住む地域、そしてもう一つは、高齢者の皆様方、そして若い定住者の皆様方、もう変化があるわけでございます。そういうのを加味した上で対応なされますと、渋滞緩和にもなり、スムーズに通勤・通学並びに社会人の皆様方が通勤できるわけでございますし、そして安全という、次には頂ける言葉が我らはあるわけでございます。そういう意味で、しっかりと大事な路線をいち早く取り組んでいくと、大山のところから平島街道をずうっと行きますとありますんで、しっかりと早期対応をしていただきたいなあと、強く話ししていただいてもいいと思います。大事なことだと思いますんで、部長、よろしくお願いします。

次に、平島中から南前新田に行き来する間に、横断歩道の設置の考えはどうでしょうか。お伺いします。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

この箇所の横断歩道の設置につきましては、信号機と横断歩道の設置要望が地元より提出されております。昨年度より蟹江警察署において横断歩道設置の検討をしていただいております。道路管理者である愛知県に対しても、協力の要請を行うとともに、市としましても設置できるよう協力していきたいと考えております。

○議長（大原 功君） 加藤克之議員。

○9番（加藤克之君） そうですね、これは前からあるお話でございます。安藤市長、安藤県議のときからのお話でもございました。そういう意味で、今回話を出ささせていただきました。市としても、設置できるようというわけでございますので、どうか安藤市長、ひとつよろしく、地域の声ですからお願いしたいと思います。

次に至ります。新庁舎前から南に行き来する際に、横断歩道の箇所に信号機の設置の取組をお聞きしますが、これからこの市役所、新しくなって、そして周りもきれいになり、その中で大事な市役所前のメイン道路になってくると思いますので、その中でもこの取付け、設置、そして思い切って信号機でございます、私が言うのは。そういう思いで取組の考え、方向性はどうか。お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） 議員御質問の交差点、海南病院へ進入する交差点に信号機の設置でございますが、昨日の一般質問において御答弁いたしましたが、信号機設置指針に基づいて設置をされます。しかし、その中で設置状況の中に、隣接する信号機との距離が原則と

して150メートル以上離れていることとありますが、しかし、市としましては信号機設置の要望をしてまいりたいと思います。

○議長（大原 功君） 加藤克之議員。

○9番（加藤克之君） 部長の答弁、そのまま昨日のお話では先ほど聞きましたのでね、重々よう分かります。しかし、あの周りを見てみますと先ほど言いました市役所、それから桜小学校、海南病院、大きな弥富のまちにそびえ立つ建物が全て、3つ新しくなりました。そういう意味で、大事なあそこの道路だと思います。市長さんも聞いておいていただいて、改めて市の職員さんもたくさんあそこの道路は歩きます。海南病院さんも来院される方も1日約1,200から1,300、そういうふうでお伺いしております。そして、桜小学校も保護者の方、子供の方、行き交うわけでございます。

そういう意味で、今その段階で公安委員会に早く話をすることによって、条件の指針の中でもう一つ、今言った建物ですね、学校、病院、児童公園、老人ホーム等があります。生徒・児童・幼児、社会事情の変化でベビーカー、車椅子、障がい者の皆さん、全て関わる社会変化です。70歳、75歳、80歳、元気な方はよろしいかもしれませんが、苦慮され、あそこを渡るイメージを高齢者の方、ベビーカーの方、見られると、車で待っておられる方、きちっと待っていただければいいんですけど、待たずにスピードを加速しということも思い浮かべられます。起きてからでは遅いということ为例えの話をさせていただきました。起こす前に行くことがいいのではないかと、そういう思いでお話をいたします。

昨日、大野部長から指針は僕も聞かせていただき、僕も勉強もさせていただきました。難しいことはよく分かります。ただ、ほかのまちをのぞいてみれば、150メートルの間隔の中でも設置している道路は多々あります。なぜだろうということです。ここは、市役所。何度も言います、市役所。海南病院、桜小、全て生命が大切な分野です。どうか、その意味を酌み取っていただきまして、早急なる対応と御尽力と、前向きに市長、副市長がしっかりと両輪を回していただいて、その後ろに教育長と建設部長がもう二つ回していただいて、4つの歯車で車を動かしていただいて、いい取付方法の御尽力を頂けるとよろしいかと思っておりますので、必ず早期ということのお願いを切に申し上げます。どうかよろしく願いいたします。

この交通安全と渋滞緩和におかれましても、そのような思いでたくさんお話はあるんですけど、まずは大事な最後の質問でございますので、常に多く語り、お話をさせていただきますので御理解を頂きたいなあとと思います。

一問目の質問は納めさせていただき、2つ目の質問に入らせていただきます。

まずはコロナ関係の質問をさせていただく中で、医療関係者、また従事者、そして市内の保育所所長さんはじめ先生の皆様方、大変御尽力とお世話と御協力を頂いていることに感謝を申し上げます。ありがとうございます。その中で、一つ一つコロナ対策、また取組を聞か

せていただきたいと思いますので、お願いいたします。

まずは言葉の話からさせていただきます。最近テレビや新聞でコロナ禍、そしてこの質問に当たりましては堀岡敏喜議員も重なっている部分があります。堀岡敏喜議員の題目でもコロナ禍という文字がありました。そういう意味であれば、一般の方は一瞬渦なのかなという字を書いたり、ちょっと違う字だなあと思ったりするわけでございます。これは一つのコロナ禍の禍という漢字のあれは、「禍」という文字なんです。 「わざわい」という読み方をし、そしてまたもう一つ、災害の「災」も「わざわい」というわけでございます。天災や災害というものが災いの「災」でございます。目に見える9年前の災害、25年前の災害、阪神、東北でございます。しかし、今回はコロナ禍の目に見えることのできない感染の災いでございます。これは、「わざわい」というこの文字の中でも人的に、個々の個人の皆様方が行動をしっかりとさせていただくという本来の意味があるわけでございます。当市は、健康都市宣言で皆様方とともにその基本的な宣言を読んでいただくと、免疫力も高め、そしてまた一人一人の健康管理をしていただいて、身体健康、無病息災で過ごすことがこうやって皆さんとともに感染の影響者がなく過ごすことをできるわけでございます。文字のごとく、一人一人が心がけて、弥富の「や」は優しさ、弥富の「と」は共に、「み」はみんなで、幸せをと進んでいくわけでございますので、これを今までどおり継続する対策を、我らは皆さんとともにしていくことだなあと感じる次第でございます。

その中で、1つ目、コロナ感染症対策、本部設置部署並びに構成メンバー、お伺いをいたします。

○議長（大原 功君） 宇佐美健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

本市の対策本部につきましては、健康福祉部の健康推進課が事務局となっております。

構成メンバーにつきましては、市長を本部長とし、副本部長に副市長、本部員として教育長、各部長、議会事務局長、人事秘書課長、市民協働課長、健康推進課長の総勢12名でございます。

○議長（大原 功君） 加藤克之議員。

○9番（加藤克之君） 本部長は当然市長でございますし、しっかりとその中で健康推進部長さん、課長さんね、よく対応を今までそのまましていただいていると思います。大変ですけど、どうかそのまま引き続いてお願いをしたいなあと、対応していただきたいなあとと思います。

そして、2つ目でございますけど、海南病院との連携、情報共有、取組、または今後の海南病院との連携共有の取組をお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

海南病院は、第二種感染症指定医療機関に指定されており、患者に関する情報等は非公開となっております。また、県で情報を統制しているために、本市におきましても、患者の年代や性別、居住地など県が発表している以上の詳細は不明であります。このような状況でありますので、新型コロナウイルス感染症の個人情報につきましては、海南病院と情報を共有することは特にございません。しかし、年に数回海南病院主催で地域医療支援委員会が開催されますので、その場で情報交換や市民から市への御要望等を述べさせていただいております。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 難しい状況の中だと思います。それぞれ対応する中でも、海南病院さんも当然大事な私らのまちの医療機関でございます。年に数回、コロナ対策についてはもう難しい状況でございますので、そのままの現状、国も県も市というふうで取組をさせていただいて、海南病院さんと共有できる分はしていただければと思います。

最後のほうの言葉の中で、年に数回主催でということでありました。どうかまたこの年に数回というのも、いろいろな情報共有をさせていただいて、特にまた健康に対するものですね。それから、これから熱中症対策とかなっていきますので、その話も少しずつ取り組んで情報共有していただけるといいかなあと思います。やはり、その季節季節によって人間の体は様々体調の変化がありますので、多く吸収し、多く学び、多く共有することも大事なあとだと思いますので、部長をはじめ健康推進課長、よろしくお願ひしたいなあと思います。それをまた、市民の皆様にお話をさせていただければなあと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に移らせていただきます。学校教育と保育所におけるこれまでの取組、または課題点、反省点、いろいろなことがあったことをお伺いさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（大原 功君） 山下教育部長。

○教育部長（山下正己君） 学校教育関係について御説明申し上げます。

コロナウイルスの感染予防対策として、愛知県知事の要請を受け、3月2日から小・中学校は臨時休業といたしました。そして、5月20日から再開準備期間を設け、5月26日から分散登校をし、6月1日からは一斉登校となりました。また、6月3日からは給食も始まり、少しずつ平常が戻ってきておる状況でございます。この休業期間中、3月4日から3月24日まで、また4月8日から5月25日までの間、市内小学校で自主登校教室を開設し、3月は延べ970人が、4月、5月は延べ2,479人の児童が利用いたしました。この間、学校は児童・生徒に対し、課題のプリントを活用し、復習を進めました。4月に入りますと、一部の学校ではオンライン授業の準備を始め、配信をした学校もございました。また、子供たちへの学習

支援や、心のケアとして、定期的な家庭への電話や訪問なども行いました。

課題といたしましては、休業中の児童生徒の家庭での生活状況の把握のため、電話連絡を行っていましたが、声のみの観察確認となりました。また、家の固定電話がないケースでは、保護者のみのお話となることもあり、児童・生徒の状況把握の難しさを感じたということとございました。以上です。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） なかなか大変であったと思います。3月、4月、5月と大変な状況乗り越えていただいている状況で、教育長をはじめ教育部長、学校教育課長も本当に大変な状況の中だと思います。目に見えない闘いをしていながら過ごすわけとございます。特に心のケア、子供さん、親さんも大変な状況でもございましたので、どうか学校のほうは保健師さんやメンタル的なケアのできる方とか、そういう方も対応のお力を少しずつ各小・中学校に配慮なされて対応していただけると今後もよろしいかなあとと思います。

なぜか。これからは先ほど言いましたけど熱中症対策が一つ増えてまいります。改めて熱中症対策は、今の中学校の生徒の話を聞いておりますと、マスクをして、教員さんもマスクをし、フェースシールドもつけて、しっかりと学校教育を頑張ろうと、各担任の先生が頑張っておられます。僕、見に行ったわけではないです。子供からの皆さんの話です、全部。だから、子供さんたちは、みんな先生を頼っておられます。そういう意味で、学校の先生は大変御尽力をし、マスクをしても授業中でも熱中症対策で水筒で水を補給しなさいよとか言ってくれている先生もおられます。ほんの少しが、子供のありがたさとうれしさと、学校に行きたい、友達に会いたい、校長先生に会いたい、担任の先生に会いたい、そういう意味で、非常に大事な弥富の子供さん、そういう心がけでおられますので、どうかまた新たな御支援、御協力を安藤市長に託しながらお願いをしていく次第でございます。それは、僕自身は少しでもこれはアルコールの消毒液が非情にも少なくなってきましたので、小・中学校を含めながら携帯用のものでもいいですから作っていただいて、生徒、また教員の先生の皆さんに配付をして、少しでもこの3月、4月、5月で家庭教育が、親から子供への教育が3か月されておられましたので、しっかりと手洗い、うがい、家庭でたくさんお父さんお母さんおじいちゃんおばあちゃんが話をされておられましたので、子供たちも意識が強いと思いますので、身近に、今度は近場にそういう消毒液を与えていただいて対応していただく、自分で自分を守るということも、これからは大事じゃないかなあとと思います。

ほかのまちでは、手洗い場の洗う場所が少ない小学校があるみたいでございます。建設組合の人たちが、新たに手洗い場を造られて、子供たちに手を洗う場所をたくさん設置をされました、学校内に。いろいろな状況を加味する中で、しっかりとまたいろいろな参考のお話ができれば、また独自の考えがあれば、教育長を中心に、そしてまた安藤市長、副市長を中

心に、いい取組を心がけていただけるとよろしいかなあとと思いますので、一提案させていただきます。

引き続き、質問させていただきます。

学校給食のお話です。3月、4月、5月、学校給食の取組、また今後の方向性、取組をお伺いします。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正巳君） 学校給食につきましては、臨時休業中の3月、4月、5月は実施いたしませんでした。給食につきましては、学校再開後の6月3日から始まっております。給食の前後には、配膳台の消毒を行い、給食当番は手洗い後、手、指の消毒を行っております。また、食べるときは机を向かい合わせにせず、正面を向いて食べております。少し寂しい気もいたしますが、児童・生徒と教職員は、感染予防に努めながら給食を取っております。

給食に関する補助事業につきましては、5月の臨時議会において、休業が続くことで家庭の負担が増えている昼食費の支援として、準要保護世帯等児童・生徒約380人を対象に、4月、5月分の給食費相当分を給する補正予算を議決いただきました。また、臨時休業期間が新年度より約2か月間延長されたことに伴い、小・中学校が夏休み期間中に事業を実施するに当たり、併せて給食を実施することになりました。そこで、保護者の経済的負担の軽減を支援するため、7・8月に実施する給食費を無償化する補正予算を議案として上程しておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（大原 功君） 加藤克之議員。

○9番（加藤克之君） 3月、4月と実施しませんでしたから、それに対応する独自政策で市長、副市長、教育長が考えていただいた取組だと思います。喜ばしい話だと思います。ありがとうございます。そういう意味で、食を召するにおいて、人が良い人間になる、そしてまた良い人になるという「食」という文字でございますので、しっかりと栄養を与えていただいて、愛知県では食べる学校給食で毎月19日、食育の日ということで行っております。これは、全公立小学校、義務教育の学校、県立、市立、定時制、特別支援学校、1,436校の皆さん方に、愛知県も独自地場産業を提供しているわけでございます。普及率におかれましても、本当に2014年、2015年と40%を超える地場産業の愛知県の食事を給食に与えていただいているというわけでございます。こういうコロナのときこそ、また地場産業をしっかりと供給していただける、そういうお願いが県もこれから進めていくわけでございます。市も新たな地場産業がしっかりとあるところをお願いをし、そのような取組ができれば、40%、また今年度におかれましては、県は45%の普及率を目指すというお話も聞かせていただきました。しっかりと弥富市も地場産業、ふるさと納税、いろいろな考え方が出てくる中で、そのような

取組を育んでいただけるとよろしいかと思しますので、一言申し上げながらお話をさせていただきました。

済みません、1つ保育所関係のお話を、健康福祉部長さんに聞くのを今からお答えを頂きたいと思います。

保育所におけるこれまでの取組と課題、また反省点はありましたでしょうか。よろしくお願いたします。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

保育所での取組としましては、まず緊急事態宣言を受け、4月11日から5月24日まで登園の自粛要請を行いました。この間、月曜日のみの集計ですが、平均4割ほどの出席率となり、約6割の方が登園自粛に御協力を頂いたということになります。保育所内での安全対策としましては、職員と子供たち全員が登所及び降所時に検温と手、指の消毒を行い、原則マスクを着用して保育活動を行っております。また、小まめに手洗いや手に触れるもののアルコール消毒を行うとともに、できる限り密閉、密集、密接を避けるよう指導を行っております。

課題としましては、今後気候が高温多湿になる環境の中で、マスクの着用が衛生的に心配されると同時に、子供たちにとって体力的な負担となり、熱中症のリスクも高まる危険がございます。また、保育所内では、行事やふだんの保育の中でも絶えず園児が密接する状況が発生しますので、感染リスクを最小限に抑えるように対策を徹底し、適時適切な指導を心がけてまいります。

○議長（大原 功君） 加藤克之議員。

○9番（加藤克之君） 4月11日から5月24日、登園を自粛されまして、子供たちも親さんたちも大変でしたが、やはりやむを得ない状況も加味しながら進んできたわけでございます。おかげさまで、子供さんたちの感染者もいなく進んでいる状況でございます。その中では、保育所、そしてまた小学校、中学校、全ての子供さんに対して子育て支援を行っている当市でございます。エアコンの設置も無事に終え、そしてまた扇風機もありと、そしてまた先生たちと子供さんたちも、育む環境が整った状況で、このコロナという状況でございました。

いまだに、ほかの自治体ではエアコン等がついていないところもあるわけでございます。いち早く、2年前から前服部市長が取り進んでいただいて、そしてまた、このような予測をしながらも行政手腕を重ねてまいりました。やはりよいことを、状況、最初の話、社会変化がある中で、素早く対応したからこういう状況にも対応できるわけでございます。これが1年、2年、ほったらかしに先延ばししたら、どうなったかなあと、今の状況はどうかなあと、教室を見渡せばというわけでありまして。これはまた、教育長の力も頂いたと思います。我が

小学校、中学校の教室には、2つエアコンがついているわけです、ほかの自治体、1つ、教室にといいところもあるわけでございます。そういう意味で、幸せだなあと、親も子供もそう思ってもらえるように、さらなる御尽力を頂きたいなあとと思います。それは、エアコンの設置はもう当然のごとく、次のステップをしなければならないと、特別教室でございます。理科室や音楽室、そしてまた、これは16名の議員、いつも言っていますけど、防災のときに必要な体育館、避難所、エアコンの設置です。よそのまちでは、ほとんど少ない状況でございます。全国も調べてみますと2.6%、まだまだ足りない状況でございますけど、防災都市の弥富市という話を出している以上、いち早く安藤市長に御尽力を、大変でございますけど、大きく変わる中でしっかりと取り組んでいただけたらうれしく思います。

いよいよ最後の質問とさせていただきます。今後、子供たちにおける新しい学校生活、また取組、そしてまた本市における方向性、お伺いをいたします。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正巳君） お答えいたします。

今後の新しい学校生活への取組についてでございますが、文部科学省のガイドラインに従いまして、毎朝の児童・生徒の健康状態の確認、そしてマスクの着用、手洗い、せきエチケットの指導を行います。また、3つの条件、換気の悪い密閉空間、人の密集、近距離での会話や発声が同時に起こらないように、注意を払いながら教育活動を実施してまいります。また、夏休み期間を8月8日から8月23日までの16日間に短縮をいたしまして、遅れました授業への対応をしております。学校行事につきましては、小学校の運動会は5月に開催を予定しておりましたが、10月頃に平日開催、半日日程で実施をいたしまして、給食を提供する予定でございます。中学校の学校祭は、内容を精査し、開催をいたす予定をしております。また、小学校の学習発表会につきましては、中止とさせていただきます。以上でございます。

○議長（大原 功君） 加藤克之議員。

○9番（加藤克之君） これからも3つの条件、もう言うまでもございませぬのでね、熱中症から換気、そしてまた換気も人もと、そしてまた先生も子供もと、親もと、本当に教育というものをしていくわけでございますので、このままいい形で、それぞれ自助努力をされております。しっかりと市民の皆さんも共に自助努力をしていただいて、いい形で、いい方向で、そしてまた皆さんの大事な生命と財産と、お互いに気持ちのよい無病息災、身体健康でお清めの言葉を皆さんに申し上げながら、歩んでいただいて本日の私の全て質問、お納めさせていただきます。

○議長（大原 功君） 暫時休憩いたします。再開は午後2時40分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前2時32分 休憩

午後2時40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 5番 加藤明由でございます。

昨日、冒頭、議長から、多分私のことであろうと思いますけど、いろいろ注意事項がございました。全て書面にして検討いたしましたけど、意味不明の部分があり全部理解ができておりませんが、努めて不適切な発言はしないようにいたしますので、くれぐれも職権濫用の行為が行われないようお願いをいたしまして一般質問を始めます。

1番目、市有財産の管理について。

昨年の12月議会でも取り上げられました三宮十五郎前議員の公共用地の管理問題であります。

市の土地である用水路敷地にはみ出した賃貸マンションが建てられていた事案であります。市民の多くは、その後の経過に関心を寄せているところでございます。

この案件は、昨年6月5日付消印で私の家に来た弥富市政を考える会、加藤明由宛の、平島区民とだけ記載された1通の封書が始まりであります。このときは、議員でもなく一市民でございました。この類いの告発文書と考えられる文書は、過去にも匿名のファクスや郵便物、自宅ポストへの投函等で何度となく来ております。今までに私どもに告発のあった案件を全て調査は行っておりませんが、今回の事案は、対象者が一般の市民ではないことであり、本来はこの内容からすれば市役所の窓口申し入れる内容であると思われました。現場の状況、擁壁の経年状況から見ても、相当の間が放置された問題であると感じました。この状況が何年もの間問題にならなかったことが大問題であると思われました。少なくとも、古くから周辺に居住する農家の方々は、あの現状を見れば不信感を抱いていたものと思われそうですが、言い出せなかったのでしょう。多分、市役所も動かない、対応しないとの考えから私への期待を持って郵送してきたものと考えられます。早速、仕事の合間に調査に入るなり、その過程で発覚したのが、別件の市の土地である近隣住民のために設置されたごみ集積場へ置かれたプロパンガスボンベ占拠事件であります。何と市有地にプロパンガスボンベ、個人の土地ではなく市の土地ですね、市の土地にプロパンガスボンベが5本も無断で置かれているではありませんか。早速、6月17日付で市監査委員に対し撤去を求め、監査請求書を提出いたしました。8月14日に監査結果が出されましたが、その前に非を認めたものと思われそうですが、この時点ではガスボンベは撤去され不法占有による不当利得の返還金として10万8,870円が支払われました。このガスボンベ事件は円満に解決し、一定の評価はできるものと考えます。

しかし、今回の用水路敷地はみ出し案件とプロパンガスボンベ不法占拠との共通して言え

ることは、市有地を無断で使用しプロパンガスを販売したり、賃貸マンションを建て家賃を得るという極めて身勝手な前代未聞の事件であると思います。この2件の市有地不法占拠事件はかなりの長期にわたっており、ガスボンベ事件は平成3年頃からであり30年近く、水路占拠事件も13年以上も前のことであり、市民から苦情がなかったこと自体不思議でなりません。3月24日弥富市議会は、水路敷地不法占拠の訴えの提起について、6名の議員が棄権する中8名の賛成多数で可決されています。市は、可決後速やかに提訴するとの答弁でありましたが、既に2か月以上経過しました。

現状の経過報告を求めたいと思います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 新型コロナウイルスの影響によりまして裁判所の業務が縮小されており、第1回口頭弁論期日がなかなか決まらないような状況でございましたが、先日連絡があり、7月7日に決まりました。第1回口頭弁論までに反訴状を提出する予定でございます。これはもちろん市側の弁護士と相談の上となりますが、よろしくお願ひします。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 昨日もしか7月7日ということをお聞きしておりますので、一応進んではおるなあということでもあります。それで、第1回目の7月7日の口頭弁論までに、市側も提訴をするということによろしいでしょうか。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） はい、そのとおりでございます。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） ここに1通の登記簿謄本、不動産登記のコピーがあります。御存じのように、不動産登記簿は誰でも閲覧も取得もできるものでございます。不動産登記簿の内容は、抵当権、差押え、借入金等個人情報が多く含まれプライバシーも含まれておりますが、全く問題なく一般に公開されておりますので誤解がないようお願いいたします。

この登記簿の所在地、記載されておる所在地は、弥富市平島町後卯新田、地番は1528番の6。地積、面積です、39.1平方メートル、約11.8坪、地目は宅地、所有者は大原功殿でございます。ちなみに、この大原功殿は、この土地を弥富市から売買として所有権を得たのであります。この土地のある場所は、今回提訴案件になった水路にはみ出したマンションがある5筆の土地の南側道路に面したおおよそ奥行き七、八十センチ、間口50メートルほどの土地であります。平成18年11月から12月にかけて、擁壁が水路にはみ出していると問題になり、その翌年の平成19年10月9日に弥富市から大原功殿に所有権が移ったのであります。

おかしいと思われませんか。このマンションの北側では、擁壁がはみ出していると対立状態になっているにもかかわらず、南側では対立関係にある人物に弥富市は土地を売却したの

であります。例えば隣人と住民同士が境界の位置で係争状態の中で、隣の人に別の土地を売  
るようなものではありませんか。一般的にはあり得ない話であると思います。この点で市当  
局の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今、議員が言われました平成19年10月9日の弥富市から大原議員への  
土地の売却ですが、これは事実でございます。また、おかしいのではないかというようなお  
話でございますが、その件につきましては、係争中ということもありまして答弁は差し控え  
させていただきますと思います。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 一般に考えれば、簡単に言えばけんかをしておる相手に土地を売る、  
こんなことは普通では考えられません。さらには、前服部市長は、水路の擁壁がはみ出して  
問題になっていることは、前川瀬市長から引継ぎもなかったし何も知らないと言っていると  
聞いております。平成19年1月21日執行の弥富市になってから初めての市長選挙で、現職の  
川瀬市長に2,000票以上の差をつけて勝利し、市長に就任しました。その後の10月に弥富市  
から大原功殿に所有権移転登記がなされています。水路はみ出し問題を未解決のまま、当時  
の服部弥富市長はこの土地を売却したことになるではありませんか。本当に知らなかった、  
知らなかったでは済まされるのか疑問が残るところであります。この土地の売買の経緯につ  
いて、昨日情報公開請求をしましたので、近々中に全容が明らかになると思われま。全く  
不可解としか思われなと考えま。

この売買された土地は、まず行政財産であったのか普通財産であったのか、一般の人が道  
路を買えるのか。例えて言いますと、私の家も県道と市道に面しておりますが、私が隣の道  
路を売ってくれと言ったら市は売ってくれるのでしょうか。また、この土地の売却価格も現  
状では判明されておりませんが、まさか以前問題になったような森友学園のように格安とい  
うことは絶対にあり得ないと思いますが、後日情報公開請求で明らかになりますので、それ  
はそれまで待ちたいと思います。取りあえず、市の考え方ですね。まず行政財産か普通財産  
か。一般の人が道路を買えるのか。この点についてお答えを求めたいと思います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 普通財産か行政財産かということでございますが、市のほうは普通財  
産に替えて売却をしております。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 今、お答えがございませんでしたけど、私が道路を買えるのかという  
話、これは聞くまでもなく買えないということは分かっておりますので答弁は結構ござい  
ま。

仮に普通財産であっても、前回の委員会でしたかね、用水路の土地を売った事実、前に売ったようなことがあるのかという質問があり、そのときのお答えは、不要になったものを周囲の地域が同意すれば売却したと、こういうお答えを頂いておりますが、今回の件については周囲の同意があったのかなかったのか、その辺分かればお答え願いたいと思います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今回の平成19年の売却の件でございますが、ちょっとそこまで今確認が取れておりませんものですから御容赦いただきたいと思います。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） これも2日前に判明したことです。事前通告がしてございませんのでお答えが頂けないということは十分承知しておりますので、また後日、私どもの情報公開請求に基づいて頂いたものから一回きちっと精査をしたいと思います。

続きまして、以前、監査委員から監査結果が出される前の令和元年8月22日付の弥富市長名でコンクリート擁壁撤去に係る誓約書の提出を求めた経緯がありました。結果は、同意されませんでした。この文書の真意についてお尋ねをしたいと思います。

まずこの誓約書の中には、令和19年までに返してくださいという文言が入っておったと思います。となりますと、これは、監査請求の中でも私は書面と口頭で、このマンションそのものが建築基準法7条に違反している建築物であると、7条というのは、本来ですと完了検査を受けて完了検査済証を頂かないとその建物は使用してはならないと、こうなっております。その旨監査結果の通知にも書いてありました。となると、あと18年間は建築基準法のままお使いくださいということになるじゃないですか。

それと、財務省理財局長通達によれば、不動産侵奪罪等に該当する事案の取扱いについてという財務省通達、これは国の財産を侵害した者に対しての対処方法が書かれています。これには、万が一貸付けまたは売払いを要望されても応じないことと、こうなっております。となると、あと18年間は賃料をもらって貸すということになりますと、国の指針に反することになる。建築基準法違反は18年間容認するということになる。これでは行政がやる仕事としては全く矛盾しておると思います。

また、これに関して私が聞いたところによりますと、市の弁護士さんが中に入ってやったと聞いておりますけど、弁護士さんのちょっと真意もよく分からないわけですけど、何か違法状態に弁護士が加担するようなことがあってもいいのかと、こういうわけです。ですからちょっとその辺の考え方をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 弁護士が違法状態に加担することは決してあってはならないわけでございます。そしてまた、確認検査が済んでいないということは、ちょっと市側もこの当時分

かっていたかどうかということは私はまだちょっと確認していないものですから、その点につきましては答弁がなかなかできないわけですが、市のほうといたしましては、監査請求が提出される以前から指導準備をしております、住民監査請求の監査結果を待たずして文書を施行したものでございます。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） この件につきまして、誓約書に同意されておられませんのでよしといたしまして結構でございます。ただ、考え方としてはどうも腑に落ちない。

次に、不当利得返還請求金額の積算根拠についてお尋ねをいたします。

この通知によりますと、133万円でしたかね、請求されておる。この根拠をお尋ねしたいと思います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） その根拠につきましては、不当利得の返還を求めたものでありますが、訴訟に関することでございますものですからお答えはできません。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） この31弥都第96号という文書ですね。水路管理者弥富市長名で、水路敷地内におけるコンクリート擁壁の撤去について（通知）、この水路は公共用物管理条例第2条第1項第2号に規定する公共用物と記載されております。この条例によりますと、第19条、過料、詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処すると記載されております。また、この条例による使用料ですね、これは1000分の64、つまり6.4%で請求すると、こうなっておりますが、これと随分違いますが、なぜこういう違いが出てくるのか答弁をお願いいたします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今回の請求につきましては、民法を根拠としたためでございます。

次に、公有財産等の使用に伴い過料を適用した前例はございません。

また、今後につきましては、それぞれの条例の過料の条項に該当する場合には、適用することになると考えております。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 民法の703条には、どこにも5%で取りなさいということは一切書いてございません。ですから、なぜそれが5%になる。公共用物条例になりますと6.4ということは明白に書いてあるわけです。以前にプロパンガスボンベのときにも私は言いましたが、条例が適用できないと、こういうお答えでございました。となると、条例に従って公共財産を借りた人が、途中から間違いを起こしてごまかした場合は5倍以下の過料、最初から全て何も手続をせずに使った人は過料をかけなくて、つまりただ。こんなばかなことは誰か納得

するんですかね。どちらが罪が重いと思われませんか。見解をお伺いします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） それぞれのケースがあると思いますが、条例の過料の条項に該当する場合には適用することになってまいります。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） ですからね、条例に該当しないから取らない、該当するから取る。何回も言いますが、最初から全部不正をした人はただ、きちっと手続をしたんだけど途中からごまかした人は5倍以下の過料にする。これはどう考えてもおかしい。条例に書いてあるそのままを読めば、別に何の違和感もないと思いますが、ここでこれ以上議論をしても終わりませんので、私は、近々中に、取るべきものを取らないということで監査請求を提出させていただきます。それで、監査結果によっては当然裁判に持ち込むということで進めたいと思います。これでは市民が納得しません。

市の条例である行政財産目的外使用料条例、下水道条例にも不正使用の過料規定が設けられております。この条例に基づく不正使用が発覚した場合に、こういう取扱いをしていると対処ができるのかと、整合性がないではないかということで私は質問をさせていただいているわけですが、最近、滋賀県大津市で、まだ最近ですね、これたしか1週間か10日ぐらい前のインターネット上で出てきた話ですが、30年間下水道の不正使用の徴収を免れた人に、6億円余りの下水道使用料のうち時効にかかっていない部分の5年分1億3,000万円、過料分として3倍で3億9,000万円、合計5億2,000万円を請求したという記事が出ておりました。ですから、当然、不正行為に対してはこのように応ずるのが市のやり方ではないかと、こういうふうに思うわけです。また、今回、こういうやり方をやりますと、将来、弥富市議会は当事者が議会議員であったことから忖度したのではないかという疑惑が浮上することも考えられますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほどの滋賀県のケースにつきましてでございますが、まず本市といたしましては、下水道未接続者に対しましてチラシ等戸別配付をしているところでございまして、また、今年度からではございますが、それぞれ戸別訪問を行いまして、そのような接続奨励といいますか接続を進めてまいるところでございまして。またそのときに、あつてはならないことではございますが、既に接続済みだということもあるかもしれません。そういう場合には、ちゃんとした対処をさせていただきたいと思っております。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） ちょっと質問の内容と違ったような気がしますけど、結構です。

では、2つ目の下水道財政についてお尋ねをいたします。

弥富市内に日光川下流域下水道が平成22年3月に平島地区で最初に供用されて、既に10年を経過いたしました。下水道事業には多額の公費、税金が投入され、着々と市内には供用がされているところでございます。この3月から、議員として予算書を頂き目を通しましたところ、本年度は、一般会計から6億円以上の税金が下水道に繰り入れられています。弥富市のホームページから入手した平成29年3月、今から3年前の下水道事業経営戦略概要版を見ますと、主な計画数値として、平成32年、つまり令和2年度、今年度ですね。一般会計の繰入金は2億8,000万円とされています。既に、当初予定の2倍以上の税金を投入しなければ、下水道事業が成り立たない状況になっておると思います。この莫大な一般会計からの繰入れがなぜ起こるのでしょうか。当然、下水道収入が入ってこればそれだけ赤字が埋まるわけですが、接続率が非常に悪いと聞いておりますが、現状で公共下水、この部分は大体接続率がどのくらいですか。

○議長（大原 功君） 大野建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

現在の公共下水道接続率でございますが、約46%でございます。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） お聞きしますところによると半分以下ということになるわけですが、確かに住んでみえる方の年齢とか家族構成からいきますと、多額のお金をかけて接続するのが極めて大変であるということは見ても分かるとおりでございます。

平成30年7月19日に、白鳥コミュニティセンターで佐古木地区の公共下水道事業に関する説明会が開催されました。当然、説明会の中では、供用開始後は住民に対して接続していただくよう求められていました。過去に各地で行われておる同様の説明会でも、下水道の目的に沿った説明や要望がされているものと思います。単に接続してくださいと言うだけでは、なかなか接続率の向上につながらないのではないのでしょうか。下水道収益が増えない部分を一般会計で補填している現状は、市民全体に負担を押しつけている状況ではありませんか。現在、どのような接続促進策を行っておるのかお尋ねをいたします。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） 接続に関して、昨年度もですが公共下水道の供用開始1年以上経過した地区に対しまして、下水道接続促進の案内を各戸配付させていただいております。今年も下水道供用開始1年以上経過した区域に対しまして、下水道接続の案内を各戸配付する予定でございます。

また今年度から、供用開始区域内の未接続世帯を対象に、下水道事業の健全な普及のため、下水道への接続をお願いすることを目的として戸別訪問を実施いたします。以上でございます。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） これを、夢のような話ですけど、100%の皆様が接続されれば相当な収入になり、一般会計からの負担も減ると思います。ただ、家庭用浄化槽から公共下水道に切り替えるには、合併処理浄化槽からの切替でも相当な個人負担が必要となります。まして単独浄化槽からの切替えになりますと、家屋の周囲にある雨水、雨どいの配管ですね、これを分離する、最低でも数十万円の費用が必要になるとお聞きします。河川の浄化などの下水道整備の目的からすれば、根気よく市民に理解を得ることが最低限必要かと思います。

しかし、さきの佐古木地区の説明会のときも質問をいたしました、市議会議員ですら全く公共下水道に接続しない議員がいると聞きましたので、私が代わってそのときに質問いたしました。現状その方は、2年前の話ですけど、今はどうなっておるか御存じでしょうか。

○議長（大原 功君） 大野建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） どなたが下水道に未接続ということに関しましては、個人の問題でございますのでお答えすることはできません。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 本当は名前を出したいところですが、このまま放っておけば犯人捜しが始まると思いますので、この辺でやめておきます。ただ、この人が所有するマンション44戸、自宅と事務所46戸、全てで46戸、多分接続がされていないと思います。既に10年以上が経過すると思われれます。1か月1戸が基本料金ですら毎月1,500円でございますので1か月で46戸分で6万9,000円、1年間では82万8,000円、10年間、今まで10年以上経過しておりますが828万円の下水道料金が市に納められなかったこととなります。この金額はあくまでも基本料金だけの数字であります。この金額が支払われておれば市の収入となり、一般会計からの負担も軽減がされていたのではないのでしょうか。この状況をいつまでも放置しておくことは得策ではないと思います。早急に市のほうは説得をされることを求めたいと思います。

次の質問です。

このような状況でなかなか接続率が向上しない、一般会計から6億もつぎ込む、これが減るのか増えるのかよく分かりませんが、せめて供用地区に見える方は未接続の状態でも一定の負担を求める等の考えはございませんでしょうか。

○議長（大原 功君） 大野建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） 下水道法第20条第1項で、公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができるものと定めており、弥富市下水道条例の第16条第1項で、市長は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収すると定めております。したがって、公共下水道の未使用者からは負担を求めることはできません。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 法律上そういうふうになっておれば何とも仕方がないと思いますが、何とか収益を上げることを考えないと、この6億円が7億円になったり8億円になったりすると大変なことになるなあと、こういうふうに見るわけでございます。

それで、最後にお尋ねをいたします。

本年度6億円、今後の見通しはどのようなものでしょうか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

今年度は、下水道会計補助金のうち公共下水道分として3億1,300万、農業集落排水分として2億1,700万、合わせて5億3,000万を予算計上いたしました。また、今年度のみではございますが、下水道事業会計出資金として1億円を一般財源から計上いたしました。令和3年度から令和7年度につきましても、一般財源の補助金として公共下水道事業分、農業集落排水分を合わせて毎年約5億円程度必要になると推計されます。

今年度の経営戦略策定業務の中で、令和3年度から令和12年度までの10年間の財政・投資計画を策定し、また30年間の財政・投資計画も検討してまいります。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） いずれにしましても、河川浄化の目的からすれば早くやっていただきたいんですが、このぐらい接続率が悪いと、これだけの費用を投入するだけの実際結果が出るのかというふうになると、非常に問題があると思います。先ほど申し上げました市議会議員の中でつながらない人、まあ多分、今日ここで申し上げましたので、9月議会が始まる頃までにはきっちりと接続されておることを期待しまして終わります。ありがとうございました。

○議長（大原 功君） 暫時休憩をいたします。再開は午後3時25分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時19分 休憩

午後3時25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、江崎貴大議員。

○8番（江崎貴大君） 8番 江崎貴大でございます。

久しぶりにこの場に戻ってきて一般質問させていただきます。改めて、4年間の新たなスタートとして、負託に応えるべくしっかり取り組んでいきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

昨日、本々と、新型コロナに関連した質問を各議員が各方面からなさっておりますが、私

からは、コロナ禍における介護福祉体制の強化をというテーマで質問をいたします。

この新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中でも、市民の安全・安心を守り、生活を維持していかなければなりません。特に介護保険サービスは、生活が成り立たない部分への支援として計画が立案されることから、支援を途切れさせることは生活の継続ができなくなることを意味します。現時点では落ち着いているように見えますが、感染拡大を防ぐ、医療崩壊を防ぐという対策を打っている以上、第2波に向けた危機意識を持つこと、またワクチンや特効薬ができるまで、新型コロナウイルスと共存しながら生きていかないといけないことが想定されます。その上で、今後の介護福祉体制について幾つか質問をさせていただきます。

初めに、意識を共有させていただきたいと思いますので、今後の新型コロナウイルス感染拡大に対する市の認識をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 愛知県内に発令されていまして緊急事態宣言も解除されましたが、市民の皆さん、事業者の皆さんには、不要不急の外出や営業の自粛などに御協力、御理解を頂き心より感謝を申し上げます。また、医療・介護関係者をはじめ、生活必需品の販売など社会生活活動の維持に御尽力いただいている全ての皆様に、改めて感謝を申し上げます。

緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルス感染症の終息を意味するものでは決してありません。愛知県では不要不急の外出自粛や3つの密の回避、高齢者福祉施設に対し引き続き感染拡大防止に協力要請が出ているところであります。

当市においても、施設ごとに感染リスクに備え、感染防止対策を実施しながら、順次施設の利用を再開させていただいております。様々な活動が再開するということは、感染リスクが高まるということで、感染の第2波は必ず来ると想定しなくてはなりません。

この想定が空振りとなるよう、引き続き定期的な手洗いや手指の消毒、マスクの着用、せきエチケットの励行などの感染予防と、社会経済活動や施設などでの感染拡大防止を徹底することが重要だと考えます。感染の波を低く抑えることはもちろんですが、学校を含めた市民生活や社会経済への影響をどのようにしたら低く抑えることができるのか、今からの対策が大切です。新しい生活様式に沿いながら、引き続き市民が一体となって力を合わせて、感染拡大を阻止して、社会・経済活動を段階的に再開していく必要があると思います。

○議長（大原 功君） 江崎貴大議員。

○8番（江崎貴大君） 医療従事者はもちろんのこと、ほかにも社会生活を成り立たせるために奮闘されている方々はたくさんいらっしゃいます。新型コロナウイルス感染症に関わる全ての方々に、心から感謝と敬意を表します。

誰かの手を借りなければ生活するのも困難な方を支えてくださっている職種の中に、介護

福祉現場で働いている方々もいらっしゃいます。この方々は、感染した際の重度化リスクを抱える利用者さんを相手にしていることもあり、また誰かが感染してしまうと、たちまち施設内で集団感染してしまうおそれもあるため、人一倍自分を律して、日常生活にも職務にも当たっている方々がほとんどです。

そのような介護福祉従事者への市長の思いをお聞かせください。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 感染予防が進められる中で、介護、医療の最前線の現場では、入所者、利用者の感染後の重篤化や集団感染のリスクを抱えながら、日々支援が行われております。

御自身の感染の恐怖に耐えながら、市民のために懸命に取り組んでおられる、医療をはじめ介護、保育、学校、放課後児童クラブの従事者の皆さんの御尽力のおかげであると思っております。また、感謝をしております。各現場では感染リスクの低減に努めながら、高い使命感を持って、献身的な努力が重ねられております。私からも、この場をお借りしまして、重ねて、私たちの市民生活に欠くことのできない職務に就かれている皆様に深く感謝を申し上げます。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 市長の感謝の言葉は、現場の方々に届くと思いますし、また様々な支援を通して、その感謝の言葉を伝えていただきたいと思います。

介護福祉現場では、どうしても仕事柄、サービス提供に当たり3密状態は回避できません。感染リスクと隣り合わせの状態であります。介護福祉従事者にお話を聞くと、医療従事者同様に、偏見や風評被害を受けることを不安に思っているようです。このような職種で働いている方が、偏見や風評被害を受けないための方策は何かありますでしょうか。

○議長（大原 功君） 宇佐美健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

全国では、感染者やその関係者に対する誹謗中傷や偏見、差別といった事案が発生しております。感染者や医療従事者はもちろんですが、その家族や関係者、勤務先などに対するそうした行為は決して許されるものではありません。不確かな情報や誤った認識に惑わされず、人権を侵害する行為に及ぶことのないよう、正しい情報に基づいた冷静な行動を市のホームページや広報紙等で市民の皆様をお願いしてまいります。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う不確かな情報や、誤った情報に基づく不当な差別やいじめ、誹謗中傷などの人権侵犯による被害を受けた方、または受けるおそれのある方は、一人で悩まず、人権問題についての相談窓口へ御相談いただければと考えております。

万一、市内の介護施設等において感染者が確認された場合については、その秘匿性に十分留意しつつ、市民に対して感染情報等をお伝えしてまいります。

○議長（大原 功君） 江崎貴大議員。

○8番（江崎貴大君） 現場に対して寄り添った対応をしていただけるよう、よろしくお願いいたします。

第2波は来ないことが望まれますが、先ほど市長もおっしゃったとおり、感染の第2波は必ず来ると想定しなければなりません。そのための準備を現段階で行うという考えから、質問を続けさせていただきます。

愛知県内では名古屋市のデイサービス施設で、またその他全国の高齢者福祉施設、障がい者福祉施設においてクラスターが発生しました。市は、このような各施設でクラスターが発生している状況を把握しておりますでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 県内においては、令和2年4月28日時点において、13か所の高齢者施設において利用者と職員の感染等に関する情報は把握しております。

感染者が出た場合の対応で、名古屋市内の2施設で17人の感染が確認されたときは、南区と緑区内の126施設に休業要請を行い、濃厚接触者の全員を把握し、その方たちの経過観察と早期の自宅待機を行ったことが、拡大を抑えることができた要因であると情報を得ております。

なお、弥富市内の施設でのクラスターの発生はございません。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） このような施設に対して、感染対策としてどのように支援、指導していくのでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 厚生労働省により発せられます感染防止対策等に関する情報等を随時各事業所と共有し、支援、指導に当たっております。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 新型コロナウイルスが感染拡大時期にあるとき、施設においてはマスク、消毒液、ゴム手袋など、衛生資材の確保に奔走したようです。また、何とか購入できる場所を見つけたとしても、高額な値段設定がされている場合もあったそうです。

医療機関に対しては、愛知県において、マスク、防護服、手袋等を調達することが感染拡大予防対策指針で公表されておりました。もちろん、施設において準備はしてもらうことは当然ですが、介護従事者並びに利用者、家族さんの不安を解消し安全を担保するためにも、今の比較的落ち着いた段階で介護福祉資材を調達し、万が一のためにストックしておいてもらえないでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 本市としましては、以前に比べ既に備蓄を増やしたのもございます。今回の状況を教訓に、マスクや消毒薬などの購入に対する国の補助金等を活用して、各施設において、手に入りやすい状況の間にできる限りの備蓄をお願いしたいと考えております。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） また、いつ感染してもおかしくないという意識で、万が一感染者が出た場合にどのように業務継続をしていくかも考えていかなければならないと思います。その際に、この地域を守るためにも、この地域の資源を最大限に活用していくことが望ましいと考えます。入所施設はサービス停止をすることができません。職員間で感染が拡大したり、自宅待機者がたくさん出てしまった場合には、誰かに手助けを求めなければなりません。ただでさえ人手が少ない中で、施設間任せの連携では追いつかないかもしれません。感染者が発生した施設に対して、人的支援や人的補充の連携体制の手だてはありませんでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えします。

人的支援や人的補充の連携につきましては、入所者と利用者との信頼関係の上にサービス提供があり、また利用者の特徴を把握した上でのサービス提供をしていくため、補充支援で入った方ではなかなか難しい面があると思います。また、感染が発生した施設への支援となるため感染拡大防止の観点などからも難しいと考えますので、基本的には同一法人内において職員を融通し合うようお願いするものと考えております。

なお、国や県としても、他の社会福祉施設等で働く介護職員の派遣調整に対する支援が行われております。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 国や県からも施設に対してそのような通知が行っていると私も把握しておりますので、そちらの連携がうまくいくように、市も一緒になって対応していただけるとよいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

次に、千葉県の福祉施設でのクラスター発生の際、厨房が使えなかったこともあり食事に苦労されたと伺いました。その際には、地域の飲食店などにお弁当を調理し配達をしてもらい、とても助かったという話も伺いました。食事はどうしても必要なものです。同じような問題が発生した際には、食事提供体制はどのように取られていくのでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 台風などの自然災害の際にも、食事の提供ができない施設や事業所があった場合は、事業所間で情報を共有し、連携して助け合ってい

ることを確認しております。したがって、クラスターが発生して厨房が使えなくなった場合につきましても、支援が可能な事業所と連携しながら対応していただけるものと考えております。

しかし、書面等で明確なものがないため、事業所等が集まるサービス調整会議の場におきまして事業所間で調整をさせていただきたいと考えております。また、厨房が使えない場合の対応について、配食サービス事業者の利用についてもサービス調整会議等で検討してまいります。

○議長（大原 功君） 江崎貴大議員。

○8番（江崎貴大君） こちらも、この際にも連携がスムーズにいきますよう調整のほうよろしく願いいたします。

続きまして、名古屋の例を見ると、施設で感染者が発生した場合はデイサービスへ通所できなくなると考えられます。その際に、自宅待機となってしまう利用者及びその家族へのサポートはありますでしょうか。また、子供の学校休業に伴う保護者の仕事に対する休業補償はありますが、デイサービス休業に伴う介護者の休業補償のようなものはありますでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 今回の事例の中では、通所サービスから訪問サービスへ切り替えた事業所もありました。また、国からの通知においても、健康状態、直近の食事の内容や時間などについて電話により確認した場合は、介護報酬算定可能となっております。このような情報については、随時介護事業所へ情報提供をさせていただいております。そのほかには、個別に利用者や御家族の状況により電話等でのサポートを行っていた事案も聞いております。

○議長（大原 功君） 江崎貴大議員。

○8番（江崎貴大君） 先ほどの質問の中の2つ目、子供の学校休業に伴う保護者の仕事に対する休業補償はありますが、デイサービス休業に伴う介護者の休業補償のようなものはありますでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） すみません。

国からの通知、介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点についての中で、事業所への影響をできるだけ小さくする観点から、1. 介護報酬算定の特例、2. 独立行政法人福祉医療機構融資制度の活用、3. 雇用調整助成金の活用が示されております。

休業要請に伴い、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由による事業活動の縮小に伴い、事業主が雇用調整のために労働者を休業させた場合や休業させた従業員に休業手当を

支払った場合には、3としまして雇用調整助成金の活用が可能となっております。

休業補償ではございませんが、感染者が発生した、あるいは濃厚接触者に対応した介護・障害福祉事業所の職員に20万円、感染者、濃厚接触者がいない事業所で働く職員には5万円を慰労金という名目で支給することが先日発表がございました。

○議長（大原 功君） 江崎貴大議員。

○8番（江崎貴大君） また、先ほど述べたように、感染者が発生するなどして当該デイサービスで受け入れられなくなったときに、現状では、原則地域密着型サービスでは、市民は当該市内のサービスを受けることとなっていると思います。柔軟な対応策として市外の人を市内の事業所が受け入れる、またはその逆のようなものに、海部地区圏域で広域で利用者を受け入れる体制を取ることはできないでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 議員おっしゃられるとおり、地域密着型サービスについては、原則として市内在住者のみしか利用できないこととなっております。ただし、市外の方であっても、施設の所在市町村がやむを得ないと認め同意することによって利用が可能となる取扱いとなっております。

今後、海部管内の首長会議等において、今回のような緊急時においてはお互い柔軟な対応を取るなど、申合せをしていければと考えております。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 何かあってからでは困りますので、事前にそのような申合せなど連携の取れる体制を取っていただけるようお願いいたします。

続きまして、障がい福祉サービスなどでは、職員がやむを得ず配置できない場合には、受入れに当たっての衛生面、安全面に十分に配慮した運営を心がけた上で、減算は適用しないと、柔軟な対応を取ってもよいという通知が出ています。市が指定権者になっている地域密着型サービスなどは、このコロナ禍の中で一時的に人員基準等を満たせなくなる場合、介護報酬の減額を行わない等の同じような柔軟な取扱いは可能でしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 地域密着型サービスを含め、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に人員基準を満たせなくなる場合、国から、柔軟な取扱いとすることが可能であるとの回答が示されております。

○議長（大原 功君） 江崎貴大議員。

○8番（江崎貴大君） 続きまして、介護福祉施設では現在面会制限がなされております。緊急事態宣言が解除された中ではありますが、万全の対策として面会制限が継続されているようです。現場の方々に話を伺うと、面会制限の解除のタイミングに苦慮されています。その

後の対応はどのように判断されるのでしょうか。

また、市民の方からの面会についての問合せが多く困っているようですが、現在の状況並びに面会制限解除の際に市民の方への周知を行えないでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 現在は、市内の大多数の介護施設において面会制限が継続されているものと認識しております。高齢者施設等におかれては、新型コロナウイルスの感染経路の遮断という観点から、緊急やむを得ない場合やみとり期を除き、面会の制限を頂いているところですが、業界団体のほうで段階的に解除する基準が示されたところでございます。

なお、厚生労働省老健局総務課よりの通知によりますと、令和2年5月15日事務連絡において、こうした事態下においては利用者の方とその家族等との間で、御家庭にしながらオンライン面会を行っていただくことが望ましいとされております。

基本的には、家族様に対する面会制限については、各施設において対応されるべきものと考えておりますが、現在、事業所間における各施設の状況を情報共有できるよう、きんちゃん電子連絡帳を利用した仕組みの段取りをしているところでございます。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 各施設が動きやすいような体制を取っていただけるようよろしくお願いいたします。

続きまして、介護福祉現場ではもともと人手が少なく、そこに来て感染予防の対策で仕事量も増えている中、また行政からの通知も大量に届く中でございます。ペーパーレス化、監査方法等、できるだけ業務の効率化、見直しができるところはないのでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 業務の効率化に関しましては、コロナ禍でなくとも介護の現場からは要望が上がっており、国からも積極的に効率化を図るよう要請されておりますので、今後も書類等の簡略化は行っていく考えでございます。

なお、今回のコロナ禍では、感染拡大等の観点からの業務の見直し、効率化の事例としましては、関係者が集まるサービス担当者会議のメール等での開催、居宅介護支援におけるアセスメントやモニタリングの柔軟な対応や介護認定の更新について、最大12か月有効期間の延長をするなどの対応を行いました。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 今後とも効率化、見直しができるところはぜひしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今後は、新型コロナウイルスと付き合いながら介護予防にも努めていかなければなりません

ん。東日本大震災のときにも、避難所生活が続く中で全身の筋力が低下してしまったと言われております。また、1週間で低下した筋肉を元に戻すのには1か月かかるとも言われております。

新しい生活様式を実践することも立派な介護予防につながるとも考えられます。新しい生活様式を通した新しい介護予防サービスを行う必要があるのではないのでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 各介護予防事業につきましても、様々な感染予防対策を講じた上で、新しい生活様式に沿って3密にならないように工夫しながら事業の再開をしていきたいと考えております。

元気塾などの体操教室は、会場が限られているために、密になる状況下で行ってもらっていました。今後は、会場を分散させ、歩いて行ける場所にミニ元気塾のような予防教室の運営ができないかを、健康づくりリーダー、理学療法士等で構成されるリハビリテーションネットワーク、地域包括支援センターと連携し、速やかに導入できるようモデル事業的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） できる範囲でできる形から行っていただくことが必要だと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、高齢者が生活していく上で生活支援もしていかなければなりません。公共交通機関は、電車と同様にバスも密閉状態にあるため敬遠されます。高齢者というだけでリスクを抱えております。タクシーチケットを、今の対象者だけでなく年齢で一律に配布するなど、高齢者の足の確保への支援は考えられないのでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 本市のタクシーチケット料金の助成制度は、要介護者等の外出支援、免許返納者の代替手段が目的であります。そのほかの移動手段の確保としましては、後づけ安全運転支援装置の補助制度がございます。弥富市の地理的条件から、タクシー料金の助成制度では自己負担が大きくなるため、車が手放せない方も多数お見えになるため、その方たちの移動手段の確保の制度であると考えております。

きんちゃんバスにつきましても、感染拡大防止対策を行っておりますので、ぜひ御利用していただきたいと思っております。

先ほど御説明申し上げました制度を各自で御検討いただき、活用していただければと思いますので、現時点では年齢で一律にタクシー券を配布していくことは考えておりません。

○議長（大原 功君） 江崎貴大議員。

○8番（江崎貴大君） この間、民生委員さんにお話を伺いました。民生委員さんに話を伺う

と、高齢者の方、特に独居の方は鬱の症状が悪化している傾向が見られていると聞きます。この自粛期間に、外に出られない、話し相手がいない、いつもは長期休暇中に帰省してくる家族が帰ってこなかったということが理由にあるのではないかと聞きました。

新型コロナウイルスと付き合いながら、鬱や認知機能の悪化をどのように防ぐことができると考えますでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 外出を控えて感染リスクを抑えることで、運動量が極端に減ってしまうことにより筋力が低下して、身体機能が低下し要介護となる一歩手前のフレイル状態に陥ることが考えられます。フレイル状態に行動力の低下が伴うことで、認知症や要介護のリスクとともに鬱病のリスクも高めてしまいます。

外出自粛要請も出されている状況下では、ふだんから日常的に様々な活動が行われている地域でも、趣味やスポーツをするのが難しくなっていることが懸念されています。

そんな場合には、自宅で一人でもできるエクササイズやウォーキングなどを習慣にするだけでも、活動量を増やして鬱やフレイルを予防することができます。また、ストレッチには精神を安定させる効果があるとの研究結果もあります。

今回のコロナ禍、自宅で体を動かしてもらうために、市の広報紙に体操やストレッチ情報の掲載、ケーブルテレビに協力していただき、きんちゃん体操を不定期で放送していただきました。また、現在のホームページで、きんちゃん体操の動画配信をしていく準備をしております。手軽にできるエクササイズから取り組んでいただけるよう、様々な媒体を利用してリスク回避をできるよう対策を行ってまいります。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） この前の広報でもフレイルの記事があるのを見かけました。このようにして市民の方と、筋力が低下していくこと、運動機能が低下していくことのリスクを共有していただけたらと思います。また、認知症カフェなどでもそうですが、高齢者にとって話すということは大切なことだと思います。今後、民生委員さんの活動が始まっていくと思いますので、その辺も民生委員さんと共有していただきたいと思います。

また、自粛期間中、人に会うこともはばかられ、私自身もオンライン通話の機会が増えました。オンライン通話の手助けをする高齢者の方、独り暮らしの高齢者の方とかにお手伝いをするサービスなども新たに検討していただけたらと思います。

続いては、今後も認知症リスクが進んでいく可能性がある中で役割を果たしていくであろう、成年後見制度について質問をいたします。

高齢化が進み、65歳以上の4人に1人が認知症、あるいはその予備群と推定され、自分自身の財産や身の回りのことの管理が難しくなる人が増え続ける現状において、日本の福祉サ

ービスは保護を優先とした措置制度から、サービスの種類や量を自分で決め、提供者との契約によるものとなりました。そして、判断能力が不十分で契約の内容が理解できない、また契約どおりに履行されているかチェックができない方々の権利擁護が必要となっています。

成年後見制度とは、認知症等により判断能力が不十分な方を成年後見人が支援するものです。成年後見制度創設以来、その利用者は増え、裁判所の資料によりますと平成27年は20万人弱でした。成年後見制度の先進国であるドイツでは、人口の1.5%が制度を利用しているとのことです。このことから推計すると、日本でも後見人を必要とする人が約190万人程度はいるであろうと推定されます。また、全国で見れば、この10年ぐらいで市町村長申立ては全体の3%から全体の19%と、約6倍の増加となっています。

そこでお聞きします。

今後、成年後見制度を利用する方が増えていくことに関してどのようにお考えか、また相談件数は数件程度であっても、埋もれて発見できていない可能性があると考えますが、いかにお考えかお聞かせください。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 成年後見制度利用者が増えていくことに関しては、どこに相談すればいいかが明確になり、市民の皆様に制度が浸透すれば、おのずと増えていくものと考えております。そのため、適切に制度を利用していただくためにも、相談体制を充実させていくことが急務であると考えております。また、実際に成年後見制度を利用している方に対してもサポートを行っていくことも、被後見人等の権利擁護を守るためにも必要と考えますので、現在準備を進めております海部南部権利擁護センターを活用し対応してまいりたいと考えております。

次に、相談件数に表れない、埋もれて発見できない潜在的部分につきましては、成年後見制度の普及啓発をしっかりと行っていくことと、ケアマネジャーや障がい者相談員などの専門職と連携しながら、それぞれの個別に支援していく必要があると考えております。8050問題など現時点では問題を感じていない世帯などが、特に注意をしていかなければならないと考えます。ケアマネジャーの方々からも課題として上がっており、センターと連携しながら成年後見制度につなげてまいります。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 今年つくられるという成年後見センター、権利擁護センターのほうがうまく活用されることを期待しております。

また、政府においては平成29年3月24日、成年後見制度の利用の促進に関する法律、いわゆる促進法に基づく成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定いたしております。促進法23条第1項において、市町村は基本計画を勧告して、市町村における成年後見制度の利用の促

進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとされています。海部南部で成年後見センターを設置するに当たり、成年後見利用促進基本計画は市としてどのように策定するのかお尋ねいたします。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 本来なら、成年後見利用促進基本計画の中で、成年後見センターの設置や中核機関の位置づけをしていくべきだとは思いますが、まずはセンターを先に立ち上げ、その後に、センターと調整をしながらセンターのあるべき姿を成年後見利用促進基本計画の策定段階で検討してまいりたいと思います。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 国の工程表によれば、平成33年度、令和3年度までに策定を進めていくことになっていますが、具体的な準備過程をお示しいただきますでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 国の利用促進基本計画の中では、令和3年度中となっておりますが、本市ではもう少し後になる予定でございます。

この計画に関しては、蟹江町や飛島村とも関係しますので、調整をさせていただき、海部南部権利擁護センターと協力しながらなるべく速やかに策定してまいります。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 来年度から新たに弥富市第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画が始まり、今年度が策定年度となっております。その中で新型コロナウイルス感染症が襲ってきて、計画にも影響を与えていくと考えられます。

最後に、今後策定していく介護保険事業計画・高齢者福祉計画の今後の方向性をお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 今回の新型コロナウイルスの影響で様々な課題が浮き彫りになり、その課題に対して事業所として対応していくもの、行政側が対応すべきものがあると思いますので、関係機関や事業所が集まり検証をし、また新しい生活様式の形に沿った予防事業等のやり方や新しい事業の創設について、第8期計画の中に反映できるものがあれば明記していければと考えております。

保険料の部分では、外出自粛の影響で介護度の悪化・進行が懸念されており、介護度が上がれば利用額の上限額も上がりますので、その上昇部分が介護保険料にどの程度影響が出るのかについても慎重に検討していかなければならないと考えております。

今回の新型コロナウイルスによって、介護の現場に求められる感染予防対策や介護職員がさらされている環境は大幅に変化し、特に感染症対策を充実したくても衛生用品が不足して

いたり、介護の人手不足が続いていたりして、十分に対処できない現状がありました。また、第7期計画策定時においては、計画期間内に消費税増税に伴う介護報酬の改定等があらかじめ見込まれていたことから、その影響分を勘案した上で保険料を算定した経緯がございます。介護報酬引上げによって、介護職員はもちろん、利用者やその家族の感染症対策の充実を図るために介護報酬が改定される可能性も考えられます。そういった状況を慎重に検討しながら計画を策定してまいります。

○議長（大原 功君） 江崎貴大議員。

○8番（江崎貴大君） 新型コロナウイルスとの共存はまだまだ始まったばかりであります。介護福祉サービスは、最初に言ったとおり生活の一部となっております。生活を維持していく上では欠かせないものとなっております。そちらで働く現場の方々、またそちらを利用する利用者の方々に寄り添って、声を聞いていただき、様々な支援並びにその意見を反映していただけるようよろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大原 功君） 通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時05分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大原 功

同 議員 佐藤 高 清

同 議員 板倉 克 典

令和2年6月15日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである (16名)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 板倉克典  | 2番  | 那須英二  |
| 3番  | 小久保照枝 | 4番  | 堀岡敏喜  |
| 5番  | 加藤明由  | 6番  | 佐藤仁志  |
| 7番  | 横井克典  | 8番  | 江崎貴大  |
| 9番  | 加藤克之  | 10番 | 高橋八重典 |
| 11番 | 鈴木みどり | 12番 | 早川公二  |
| 13番 | 平野広行  | 14番 | 三浦義光  |
| 15番 | 佐藤高 清 | 16番 | 大原 功  |

2. 欠席議員は次のとおりである (なし)

3. 会議録署名議員

|    |      |    |       |
|----|------|----|-------|
| 2番 | 那須英二 | 3番 | 小久保照枝 |
|----|------|----|-------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (34名)

|                |        |                    |        |
|----------------|--------|--------------------|--------|
| 市 長            | 安藤正明   | 副 市 長              | 村瀬美樹   |
| 教 育 長          | 奥山 巧   | 総 務 部 長            | 渡邊秀樹   |
| 市民生活部長         | 横山和久   | 健康福祉部長兼<br>福祉事務所長  | 宇佐美 悟  |
| 建設部長           | 大野勝貴   | 教 育 部 長            | 山下正己   |
| 総務部次長兼<br>総務課長 | 伊藤重行   | 開発総務部次長兼<br>企画政策課長 | 佐野智雄   |
| 総務部次長兼<br>防災課長 | 伊藤淳人   | 会計管理者兼<br>会計課長     | 伊藤 えい子 |
| 監査委員<br>局長     | 佐藤雅人   | 健康福祉部次長兼<br>福祉課長   | 大木弘己   |
| 建設部次長兼<br>農政課長 | 小笠原己喜雄 | 建設部次長兼<br>土木課長     | 伊藤仁史   |
| 財政課長           | 立石隆信   | 人事秘書課長             | 山森隆彦   |
| 総務課長           | 横江兼光   | 収 納 課 長            | 細野英樹   |
| 市民課長           | 鈴木博貴   | 市民協働課長             | 安井幹雄   |
| 商工観光課長         | 浅野克教   | 十四山支所長             | 山 田 淳  |
| 保険年金課長         | 服部利恵   | 健康推進課長             | 山守美代子  |

|   |      |                              |      |
|---|------|------------------------------|------|
| 介護高齢課長兼<br>総合福祉<br>センター所長兼<br>十四山総合福祉<br>センター所長 | 藤井清和 | 児童課長                         | 飯田宏基 |
| 都市整備課長  | 梅田英明 | 下水道課長                        | 水谷繁樹 |
| 学校教育課長  | 渡邊一弘 | 生涯学習課長兼<br>十四山スポーツ<br>センター館長 | 中野修  |
| 歴史民俗資料館長  | 伊藤隆彦 | 図書館長                         | 服部朋夫 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 柴田寿文 | 書記 | 佐藤文彦 |
| 書記     | 鷺尾里恵 |    |      |

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第34号 弥富市税条例等の一部改正について
- 日程第3 議案第35号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第4 議案第36号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第37号 弥富市子ども医療費支給条例等の一部改正について
- 日程第6 議案第38号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 議案第39号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第40号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第41号 令和2年度弥富市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第42号 令和2年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）  
（追加日程）
- 日程第11 議案第45号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第46号 弥富市介護保険条例の一部改正について

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（大原 功君） ただいまより継続議会の会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、那須英二議員と小久保照枝議員を指名いたします。

議事整理のため、暫時休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 休憩

午前10時01分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第34号 弥富市税条例等の一部改正について

日程第3 議案第35号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第4 議案第36号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第5 議案第37号 弥富市子ども医療費支給条例等の一部改正について

日程第6 議案第38号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第7 議案第39号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第8 議案第40号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第9 議案第41号 令和2年度弥富市一般会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第42号 令和2年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）

○議長（大原 功君） この際、日程第2、議案第34号から日程第10、議案第42号まで、以上9件を一括議題といたします。

本案9件は既に提案されておりますので、これより質疑に入ります。

通告に従い、発言を許可いたします。

まず、横井克典議員。

○7番（横井克典君） 7番 横井克典でございます。

通告に従いまして、1問質問をさせていただきます。

質問は議案第41号の令和2年度弥富市一般会計補正予算についてでございます。

令和2年4月20日に閣議決定されました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策におきまして、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や市民生活を支援し、地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう国の第1次補正予算として、予算規模1兆円の地方創生臨時交付金制度が交付されました。それにより弥富市におきましては、国から交付限度額9,348万5,000円が示されたところでございます。

そこで質問いたします。

補正予算書8、9ページの歳入歳出補正予算、事項別明細書の歳入、16款国庫支出金、2項国庫補助金、7目総務費国庫補助金につきまして、地方創生臨時交付金が9,348万5,000円と予算が計上されております。この歳入に対してどのような新型コロナウイルス感染症対策の事業に交付金を充当させる予定でしょうか。また、事業名及び事業費、充当金額の御説明をお願いいたします。

○議長（大原 功君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

臨時交付金を充当させる事業名及び事業費につきましては、1つ目は、準要保護児童給食費相当額給付金で、小学生が173万6,000円、中学生が128万3,000円。2つ目は、臨時学校給食費補助金で、3,540万6,000円。3つ目は、ひとり親世帯等臨時特別給付金で412万3,000円。4つ目は、子育て世帯臨時特別給付金市単独分で3,135万円。5つ目は、感染症対策協力金で1億3,562万7,000円のうち県が2分の1を負担しますので、市負担分として6,781万4,000円。6つ目は、理美容休業協力金で924万4,000円でございます。

総額で予算上、市の負担額は1億5,095万6,000円となりますが、これらの事業の財源として9,348万5,000円を充当してまいります。

○議長（大原 功君） 横井克典議員。

○7番（横井克典君） 御答弁のとおり、9,348万5,000円の限度額いっぱいの方創生臨時交付金の国への申請を行っていただきますようよろしくお願いします。

また、6月12日には新型コロナウイルス感染症対策の第2次補正予算案が国会のほうで可決され、地方創生臨時交付金が2兆円増額されました。弥富市におかれましては、約2億円弱の交付限度額が示されるものと思われま。

市長におかれましては、弥富市の実情に合ったきめ細やかな新型コロナウイルス感染症対策が十分に実施できるよう、市役所が一丸となり、市民のために交付限度額いっぱいの方創生臨時交付金を御活用いただきますようお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大原 功君） 次に、平野広行議員。

○13番（平野広行君） 13番 平野でございます。

私は議案第34号弥富市税条例等の一部改正について質問させていただきます。

市たばこ税ですが、健康志向によって喫煙者が減少し、たばこの消費量は年々減少しており、販売額も当然減少しております。

本市の市たばこ税も、平成30年度決算においては2億9,500万円となり、3億円を切りました。今年度当初予算においても2億8,800万円を計上しておりますが、まずはたばこ税が弥富市にどのように納入されるか、そういった仕組みをまず説明していただき、今回の条例改正において、軽量な葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算する方法に見直すことによって、弥富市のたばこ税の歳入額に対してどのように影響してくるのか伺います。

○議長（大原 功君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

まず市たばこ税の納入の仕組みでございますが、たばこ税の中の地方たばこ税に市たばこ税は含まれております。

市たばこ税の納入の仕組みにつきましては、毎月下旬にたばこ事業者より前月の販売実績の報告があり、月末に前月分の販売実績に応じたたばこ税が納入されております。

軽量な葉巻たばこについては、その販売量を2事業者に確認をいたしましたところ、それぞれたばこ全体の約1%と約5%程度とのことで、今回の見直しにより市たばこ税に大きな影響を及ぼすことはないと考えております。

また、市たばこ税の歳入額は、令和2年10月よりたばこ税の税率が引き上げられますが、全国的にたばこの販売量は減少傾向にあり、今年度は消費動向も不透明であり、前年度並みの歳入額を確保できればと考えております。

○議長（大原 功君） 平野広行議員。

○13番（平野広行君） 今の説明によりますと、今回の条例改正によって市のたばこ税にほとんど影響はないと、そういったことが分かりました。

また、今年の10月からたばこ税の税率が改正になります。今だと1,000本当たり5,700円ぐらいですが、これが6,100円ぐらいになって400円ぐらいアップするということは、税率がアップしていきませんが、なかなか市税、たばこ税全体としては上がらないと、まあこういうふうですね。理解しておきます。

じゃあ、2点目ですが、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充とありますが、現在、課税標準額の特例対象になっている事業者はどのようなところがあるのか、また全部で何社ぐらいあるのか伺います。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

固定資産税の課税標準額の特例で、現在本市において実際に該当している主な特例につきましては、外貿埠頭公社が民営化されたことによる特例や日本放送協会が本来の事業に使用する資産に対する特例、流通業務総合効率化促進法に規定される認定事業者が取得した施設・設備に対する特例、信用金庫等が使用する事務所や倉庫に対する特例などがございます。この主な特例におきましては、それぞれ1社ずつが対象となっております。

○議長（大原 功君） 平野広行議員。

○13番（平野広行君） 次に、今回、特例対象に追加される先端設備等に該当する家屋、構築物とはどのようなものか。また、これには償却資産は該当しないのか伺います。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

今回、特例の対象に追加される先端設備等に該当する家屋、構築物は、中小事業者が作成する先端設備導入計画の中に盛り込まれる家屋と構築物で、生産・販売活動等の用に直接供されるものとなります。

家屋につきましては、取得価格の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入された事業用家屋で新築のものが対象となり、構築物は、取得価格が120万円以上で中古資産でないものが対象となります。また、償却資産につきましては、機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備で、中古資産でないものがこの特例の対象となっております。

○議長（大原 功君） 平野広行議員。

○13番（平野広行君） 償却資産についても中古資産でなければ特例の対象になると、こういうことですね。

次、4点目ですが、今回はコロナの影響を受けながらも新規に設備投資をする中小企業者への支援策であります。現在、先端設備を導入している中小企業者は何社ほどあるのか、また該当している固定資産税はどれぐらいあるのか伺います。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

本市において、先端設備導入計画に基づき、対象の先端設備を導入し固定資産税の特例を受けている事業者は20社であります。

特例を受けている先端設備の償却資産の固定資産税額の合計額は、約1,400万円となっております。

○議長（大原 功君） 平野広行議員。

○13番（平野広行君） 20社で1,400万円ということですね。

じゃあ次、企業立地の促進に関する条例の中に、先端技術の業種も入っていると思います

が、今回の減免との関係はどうなのか伺います。

○議長（大原 功君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

企業立地の促進に関する条例は、奨励措置を講ずることにより企業立地の促進を図るもので、指定要件には業種の範囲があり、先端技術の業種もその中に含まれております。

今回の特例につきましては、少子高齢化や人手不足等、厳しい事業環境の中、中小事業者が先端設備導入計画を作成し認定を受け、老朽化が進む設備を生産性の高い設備に一新し、労働生産性の向上を図るもので、先端設備導入計画の認定を受けることができる中小事業者には業種ごとに資本金や出資額、従業員数などの規模の要件がございます。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 企業立地の促進に関する条例に該当する企業ですが、これは敷地面積ですね、これは1万平方メートル以上である、いわゆる大企業であります。ですから、今回の中小事業者を特定する条件には当てはまらないと思いますが、中には当てはまる場所があるのかなと考えられる部分がありますが、市として該当してくる企業はあるとお考えでしょうか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

今回の固定資産税の特例の対象は、中小事業者のうち資本金が1億円以下の法人、従業員1,000人以下の個人事業者等のうち、大企業の子会社を除いたものでありますので、現在の奨励金の交付対象事業者は、今回の特例を受けることはない想定をしております。

○13番（平野広行君） 分かりました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（大原 功君） 次に、那須英二議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

通告に従いまして質問させていただきます。

私は、議案第39号弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑させていただきます。

今回、このコロナの関係で本当に児童クラブの皆さんは大変頑張っていたと思います。ところが、本市では、5月7日から児童クラブの受入れ、朝から継続していたものに関して、午後からしか受け入れられなかったという状況になっています。その詳細を聞くと、やはりこうした放課後児童支援員認定資格を持っているスタッフがいなかったからと伺っておりますので、まず改めてこの放課後児童支援員は本市において何名いるのかお答えください。

○議長（大原 功君） 宇佐美健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

6月1日現在、弥富市立の11か所の児童クラブに勤務されている会計年度任用職員は107名でございます。そのうち放課後児童支援員の資格を持った方は55名でございます。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今、スタッフの方は107名、こうした資格を持っている方が55名ということで、およそ半分ぐらいの方が持っているということで、意外と多いのかなと思ったんですが、なかなかそれでも間に合わなかったという対応でございます。

今回の改正によって、中核市の首長も実施することができるということで、この弥富市の場合、市内で働く方、この研修を受けたいと思われる方が受ける際はどのようなところになるのでしょうか。お答えください。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

放課後児童支援員認定資格研修につきましては、これまで県及び指定都市が開催する研修に限られていました。

今回の条例の一部改正によりまして、豊橋市などの中核市が開催する研修を終了すれば、放課後児童支援員の資格を取得できるということになります。ただし、指定都市や中核市が開催する研修に他の市町村の職員が参加できるかどうかは主催者側の判断になります。以上でございます。

○議長（大原 功君） 那須英二議員。

○2番（那須英二君） そういった意味においては、中核市といっても、特に今回の対応ですと三河のほうが多いので、ここから通うのはちょっと現実的ではないのかなというふうに思います。こうした研修をやはりより多くの皆さんが受けていただいて、なるべくこうした児童クラブに穴を開けないような対応を求めたいと質問を終わらせていただきます。

○議長（大原 功君） 他に質疑のある方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 以上で質疑を終わります。

本案9件はお手元に配付した議案配付表のとおり所管の委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時18分 休憩

午前10時21分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本日、安藤市長より議案第45号及び議案第46号の提出がされました。

お諮りいたします。

これより日程を追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第45号及び議案第46号は本日の日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第45号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第12 議案第46号 弥富市介護保険条例の一部改正について

○議長（大原 功君） この際、日程第11、議案第45号及び日程第12、議案第46号、以上2件を一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本日追加提案し、御審議いただきます議案は条例関係議案2件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第45号弥富市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免申請書の提出期限の特例について定めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第46号弥富市介護保険条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した第1号被保険者等に係る保険料の減免申請書の提出期限の特例について定めるため、条例の一部を改正するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、健康福祉部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 功君） 議案の説明を健康福祉部長に求めます。

宇佐美健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） それでは、議案第45号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者等に対して、国民健康保険税の減免を受けようとする場合における減免申請書の提出期限の特例を定める

こととしました。

2. この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用することとしました。  
次に、議案第46号弥富市介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市介護保険条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した第1号被保険者等に対して、保険料の減免を受けようとする場合における減免申請書の提出期限の特例を定めることとしました。

2. この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用することとしました。  
以上でございます。

○議長（大原 功君） 質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時25分 休憩

午前10時26分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本案2件はお手元に配付した議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時26分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大原 功

同 議員 那須 英二

同 議員 小久保 照 枝



令和2年6月24日  
午後2時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 板倉克典  | 2番  | 那須英二  |
| 3番  | 小久保照枝 | 4番  | 堀岡敏喜  |
| 5番  | 加藤明由  | 6番  | 佐藤仁志  |
| 7番  | 横井克典  | 8番  | 江崎貴大  |
| 9番  | 加藤克之  | 10番 | 高橋八重典 |
| 11番 | 鈴木みどり | 12番 | 早川公二  |
| 13番 | 平野広行  | 14番 | 三浦義光  |
| 15番 | 佐藤高 清 | 16番 | 大原 功  |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|    |      |    |      |
|----|------|----|------|
| 4番 | 堀岡敏喜 | 5番 | 加藤明由 |
|----|------|----|------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

|                |        |                    |       |
|----------------|--------|--------------------|-------|
| 市 長            | 安藤正明   | 副市長                | 村瀬美樹  |
| 教 育 長          | 奥山 巧   | 総務部長               | 渡邊秀樹  |
| 市民生活部長         | 横山和久   | 健康福祉部長兼<br>福祉事務所長  | 宇佐美 悟 |
| 建設部長           | 大野勝貴   | 教育部長               | 山下正己  |
| 総務部次長兼<br>総務課長 | 伊藤重行   | 開発総務部次長兼<br>企画政策課長 | 佐野智雄  |
| 総務部次長兼<br>防災課長 | 伊藤淳人   | 会計管理者兼<br>会計課長     | 伊藤えい子 |
| 監査委員<br>局長     | 佐藤雅人   | 健康福祉部次長兼<br>福祉課長   | 大木弘己  |
| 建設部次長兼<br>農政課長 | 小笠原己喜雄 | 建設部次長兼<br>土木課長     | 伊藤仁史  |
| 財政課長           | 立石隆信   | 人事秘書課長             | 山森隆彦  |
| 税務課長           | 横江兼光   | 収納課長               | 細野英樹  |
| 市民課長           | 鈴木博貴   | 市民協働課長             | 安井幹雄  |
| 商工観光課長         | 浅野克教   | 十四山支所長             | 山田 淳  |
| 保険年金課長         | 服部利恵   | 健康推進課長             | 山守美代子 |

|                                                 |      |                              |      |
|-------------------------------------------------|------|------------------------------|------|
| 介護高齢課長兼<br>総合福祉<br>センター所長兼<br>十四山総合福祉<br>センター所長 | 藤井清和 | 児童課長                         | 飯田宏基 |
| 都市整備課長                                          | 梅田英明 | 下水道課長                        | 水谷繁樹 |
| 学校教育課長                                          | 渡邊一弘 | 生涯学習課長兼<br>十四山スポーツ<br>センター館長 | 中野修  |
| 歴史民俗資料館長                                        | 伊藤隆彦 | 図書館長                         | 服部朋夫 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 柴田寿文 | 書記 | 佐藤文彦 |
| 書記     | 鷺尾里恵 |    |      |

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第34号 弥富市税条例等の一部改正について
- 日程第3 議案第35号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第4 議案第36号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第37号 弥富市子ども医療費支給条例等の一部改正について
- 日程第6 議案第38号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 議案第39号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第40号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第41号 令和2年度弥富市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第42号 令和2年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第45号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第46号 弥富市介護保険条例の一部改正について  
（追加提案）
- 日程第13 議案第47号 令和2年度弥富市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第14 発議第3号 弥富市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について
- 日程第15 発議第4号 議長不信任決議について
- 日程第16 閉会中の継続審査について

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時00分 開議

○議長（大原 功君） 会議に先立ち報告をさせていただきます。

報道機関より、本日の撮影と放映をしたいと申出がありましたので、よろしくお願ひいたします。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、よろしくお願ひをいたします。

ただいまより、継続議会の会議を開会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、堀岡敏喜議員と加藤明由議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第34号 弥富市税条例等の一部改正について

日程第3 議案第35号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第4 議案第36号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第5 議案第37号 弥富市子ども医療費支給条例等の一部改正について

日程第6 議案第38号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第7 議案第39号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第8 議案第40号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第9 議案第41号 令和2年度弥富市一般会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第42号 令和2年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第45号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第12 議案第46号 弥富市介護保険条例の一部改正について

○議長（大原 功君） この際、日程第2、議案第34号から日程第12、議案第46号まで、以上11件を一括議題といたします。

本案11件に関して審査の経過と結果の報告を委員長にお願ひいたします。

三浦行財政委員長。

○行財政委員長（三浦義光君） 14番 三浦です。

行財政委員会に付託されました案件は、議案第34号弥富市税条例等の一部改正についてをはじめ11件です。

本委員会は、去る6月17日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第34号弥富市税条例等の一部改正についてから、議案第46号弥富市介護保険条例の一部改正についてまで、以上11件の一括審査をいたしました。

委員より、今までは子育て世帯に特化した支援策であったが、もっと対象者を広げる支援策を早く行うべきと考えるが、この補正予算の真意はとの質問に、市側より、弥富市一般会計補正予算（第2号）では小・中学校の給食費の無償化事業を計画した予算となっておりますが、弥富市一般会計補正予算（第3号）では11の施策に係る補正予算を上程させていただき、主な事業内容として、プレミアム商品券発行事業、金魚組合経営基盤維持支援金交付事業、避難所等における感染症対策用備品購入事業を考えており、引き続きコロナ対策に取り組んでいきたいとの答弁があり、学校給食が6月から再開されたが、品数が減少している。なぜ品数を減らしているのかとの質問に、市側より、文部科学省から給食についての通知により対応が求められたことから、教育委員会と栄養教諭部会と相談の上、6月3日から6月19日までの間は品数を減らして給食の対応をしましたが、子供たちに必要な栄養価は減らさないように対応しています。今後も品数を減らしても栄養価を保つことと適切な栄養摂取ができるよう対応しますとの答弁がありました。

また、土地取得特別会計から一般会計に繰り出して一般財源化しているが、今後も同様に先行取得した土地が売れた場合は、一般財源化をして運用するのか。今後の土地取得特別会計の在り方はとの質問に、市側より、先行取得する予定の土地がなければ、もともとは一般会計の予算から繰り出したものであることから一般会計に戻す予定であります。今後の在り方は、引き続き公用または公共用に供する土地等をあらかじめ取得するような事業があるときに活用していきたいとの答弁がありました。

以上のような質疑がありました。

付託された議案に対する質疑を経て、討論はなく、採決の結果、全11議案、全員賛成で原案を了承したことを御報告し、行財政委員会の報告を終わります。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の方ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 討論ないことを確認いたしましたので、討論を終結し、これより採決

に入ります。

議案第34号から議案第46号まで、以上11件は原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号から議案第46号まで、以上11件は原案どおり可決決定をいたしました。

本日、安藤市長から議案第47号が提出されました。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第47号を本日の日程に追加し、議題といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 議案第47号 令和2年度弥富市一般会計補正予算（第3号）

○議長（大原 功君） この際、日程第13、議案第47号の議題として、安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本日追加提案し、御審議いただきます議案は予算関係議案1件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第47号令和2年度弥富市一般会計補正予算（第3号）につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急対策の関連予算を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 功君） 議案の説明を渡邊総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 議案第47号令和2年度弥富市一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億8,537万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を205億6,002万2,000円とするものであります。

歳入予算の内容といたしましては、民生費国庫補助金3,111万5,000円、総務費県補助金1,650万円、商工費県補助金1,400万円、財政調整基金繰入金1億2,375万円9,000円を増額計上するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、民生費におきまして、ひとり親世帯臨時特別給付金2,950万円、保育所、児童館、児童クラブ、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターの新型コロナウイルス感染症対策の消耗品費や備品購入費1,650万円、衛生費

におきまして、出産臨時特別給付金1,815万円、農林水産業費におきまして、金魚組合経営基盤維持支援金560万円、商工費におきまして、プレミアム付商品券発行业務費交付金6,000万円、消防費におきまして、避難所における新型コロナウイルス感染症対策の備品購入費1,276万円、教育費におきまして、7月21日から8月31日までの学校登校日は、熱中症と不審者対策の観点から、通学区域が広く通学団人数が少ない大藤小学校、栄南小学校、十四山東部小学校、十四山西部小学校の遠距離通学児童への下校時のバスを運行する経費241万7,000円、熱中症予防や新型コロナウイルス感染症対策の消耗品費等465万円であります。

以上でございます。

○議長（大原 功君） これより、議案第47号の質疑に入ります。

通告に従い、発言の許可を、まず平野広行議員。

平野議員。

○13番（平野広行君） 13番 平野広行です。

議案第47号令和2年度弥富市一般会計補正予算（第3号）の中で、プレミアム付商品券発行业務について質問いたします。

コロナウイルス感染症対策の中で、市民への支援策は様々考えられますが、プレミアム付商品券の発行业務を選択した理由をまず伺います。

○議長（大原 功君） 横山市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、冷え込んだ消費を喚起するため、市内経済の活性化へとつながるプレミアム商品券発行业務は、平成27年度にも同様の事業を実施いたしました。その際は、消費税増税に伴う消費の落ち込みを支えるものでした。今回も消費の落ち込みの下支えとなることはもちろんのこと、プレミアム率分ではありますが、市民への支援につながると考えております。また、購入分、プレミアム率分を合わせますと、総額3億6,000万円規模の消費が見込める点は、現金給付では直結しにくい消費という点で有効な施策であり、地元商店に対する支援にもなると考えております。このような点に着目し、より多くの方に購入していただくことで、消費喚起の起爆剤となり、地元経済の活性化へとつながるという期待も込め選択したものであります。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 平成27年に、本市においても国の消費喚起策である地域消費喚起生活支援型の対象事業として、地域の商工業者活性化を図るため、弥富市内の加盟店で使用できる20%のプレミアム付商品券、きんちゃん商品券ですね、これを額面が1万2,000円で1万3,000セット、総額1億5,600万円を販売しました。今回は額面が1万2,000円、プレミアム率は20%と前回と同じですが、商品券の発行目的はコロナにより売上げが減少した市内商

工業者への支援、そして収入が減少した市民への支援策であり、その事業内容について、前回との違いを質問いたします。

まず、売上総額と販売セット数、これについて伺います。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） 販売セット数と売上総額は、平成27年が1万3,000セット、1億5,600万円、今回につきましては3万セット、3億6,000万円でございます。

○議長（大原 功君） 平野広行議員。

○13番（平野広行君） それでは、その1万2,000円の商品券の内訳について伺います。例えば1,000円券を何枚とか、500円券であるとか、それから小売店で利用できるのか、大型店の利用なのか、その辺の内訳について利用区分を説明ください。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） 商品券の1セットの内訳は、前回、平成27年、それから今回ともに1,000円券12枚でございます。小売店というか一般店と言わせてもらいますけれども、一般店と大型店での利用区分につきましては、今回、前回ともに商品券の全て12枚が一般店で利用可能です。今回はそのうち6枚を大型店でも使用可能となっております。前回、平成27年につきましては、8枚が大型店で利用できました。以上です。

○議長（大原 功君） 平野広行議員。

○13番（平野広行君） それでは次に、購入の限度、1人何セットまで購入できるのか伺います。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） 平成27年は、1人最大10セットまで購入できました。今回につきましては、1人5セットを限度とし、申込方式とさせていただきます。

○議長（大原 功君） 平野広行議員。

○13番（平野広行君） これまでの答弁から考えますと、1万円で1万2,000円の買物ができるプレミアム率20%の商品券発行ですが、平成27年度とこれは全く同じです。ただ、今回は商品券を3万セット売上総額3億6,000万円ということで、前回に比べますと2.3倍という事業になります。そして、前は1人10セットの購入ということで当時1,400人の方だと思ったんですが、ほとんどの方が10セットを購入されました。仮に1世帯1名の購入ですと1,400世帯となり、8%ぐらいの世帯しか購入できなかったということですが、先回はそういう購入できないという苦情が多く寄せられました。今回は1人5セットということで、同じことを考えますと6,000の方が購入できるということで、仮に1世帯1名の購入ですと6,000世帯ということで、約30%の世帯で購入ができるということで、一人でも多くの市民の方が購入でき、一店舗でも多くの商工業者へのコロナ支援対策になるものと理解をしてお

きます。3万セットですから、平等に1世帯1セットであれば1万7,000で、2セットはちょっと無理ですが、それに近い数字になるわけですが、購入の方法とかでちょっと問題があると思いますので、こういうことをされたと思いますので、それはそれでいいと思います。

次に、申込みの方法、どうやって買うのか。そして条件、弥富市民に限るのか。先回は市外の方も購入できましたが、その点について伺います。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） 今回につきましては、市民を対象に郵送による申込みとし、状況次第で抽せんの上、当選された方といたします。それで、当選券の発送時に市外の場合、対象外で除外とさせていただきます。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） それでは次に、商品券の引換方法について伺います。場所、期間、そして支払い、その条件について伺います。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） 前回、平成27年は、市内2か所による直接販売方式で実施いたしました。雨天にもかかわらず早朝より長蛇の列となり、すぐ完売となりました。今回は、その反省を生かすとともに、コロナ対策として、いわゆる密を防ぐ対策といたしまして、当選券を市内6郵便局に御持参いただき御購入していただきます。より多くの方に御購入していただくため、希望購入枚数、5枚ですけれども、に至らなくなる場合もあります。御承知おきください。

○議長（大原 功君） 平野広行議員。

○13番（平野広行君） それでは次に、商品券の利用期間はどの程度を想定ですか。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） 前は7月1日から12月末日までの6か月間でしたが、今回は愛知県の補助事業との関係もあり、10月初旬から来年1月31日までの4か月間を予定しております。ただ、開始を一日でも早められますよう商工会と協力していきます。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） それでは次に、一店舗でも多くの店舗が商品券の取扱加盟店になってほしいんですが、そういった対策、そして店舗数、どれぐらい想定してみえるのか伺います。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） まず、消費者の購買意欲が湧くようなホームページ、ポスターを作成し、店舗として魅力がある施策とすること。新聞の折り込みチラシ、市長による動画配信を活用し周知することを考えております。前回より商工会会員以外の小売店舗参加協

力金を下げることによりまして加盟しやすい環境とし、協力店舗の拡大も考えております。

○議長（大原 功君） 平野広行議員。

○13番（平野広行君） それでは次に、プレミアム付商品券発行事務委託料2,230万9,000円の内訳についてお答えください。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） 商品券、店舗掲示用ポスター、チラシなどの印刷費、のぼりの作成、当選通知切手代、販売・換金手数料などを弥富市商工会に委託するものでございます。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） それでは次に、機械器具費82万5,000円についての内訳をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） 商品券の総枚数は36万枚となります。昨年、こちらは低所得者及び子育て世代への影響緩和を目的とした事業のものなんですけれども、こちらの実績が12万2,720枚でした。その際、金融機関から商品券は札用計数機が使えないため、マンパワーによる計数を行い苦慮したとの報告を受けました。また、商工会からも同様の報告を受けております。今回は、計数作業の負担軽減を目的に、商品券計数機を購入する費用を計上したものでございます。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） それでは次に、一人でも多くの方に購入していただくための方策はどのようなことを考えてみえるのか伺います。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） これまでの御答弁にもございますように、前回に比べ、発行金額を1億3,000万から3億6,000万円、約2倍以上になりますが、増額していること、また1人当たりの購入上限金額を10万円から5万円に引き下げること、より多くの方に御購入いただけたと考えております。周知の方法につきましても、新聞の折り込みチラシやホームページ、動画配信、ポスターなどで周知を図り、参加店舗にはのぼりでPRするなど、様々な媒体を利用してまいります。このたびのコロナ感染拡大により冷え込んでいる地元商店に対して、またコロナ禍の難局に立ち向かう市民の皆様方が共に頑張っていくという気持ちを込め、商品券に「頑張ろう」の文字を入れることも購入していただける一つになればと考えて現在検討中でございます。

○議長（大原 功君） 平野広行議員。

○13番（平野広行君） 今回の事業ですけど、国庫補助1,400万円、一般会計からの支出約

7,000万円、合計約8,400万円で、補正予算1億8,500万円のうち45%を占める商品券事業ということで、財源不足の中、思い切った事業を決断していただき、市長、ありがとうございます。感謝いたします。

前回は販売当日、雨の中、社協センター、十四山スポーツセンターへの2か所での現金販売ということで、買えない人も多く、予約販売とか、市内の方だけとか、いろいろな問題が出ました。今回は販売方法等についても前回の反省を踏まえた対応が行われると、ただいまの答弁から感じました。今回の商品券発行事業は、コロナ感染症による市民の皆様への生活支援が目的であり、購入できるのは弥富市民に限る、そしてより多くの市民に販売し、幅広く市内商工業者の支援をすることです。この事業によって、コロナ対策としての市民の皆様への支援となりますことを期待し、質問を終わります。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） 先ほどの答弁の中で、一人でも多くの方に購入していただくための方策はという部分で、前回1億3,000万円という言葉を使ったんですが、申し訳ありません、1億5,600万円ですので、訂正させてください。

○議長（大原 功君） 次に、那須英二議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

通告に従いまして、質問させていただきます。

私も議案第47号、弥富市一般会計補正予算について、そして今、平野議員からもございました、プレミアム商品券に関して質問させていただきたいと思っておりました。ところが、今、平野議員の中に一部出てきたものがございますので、その内容からさらに突っ込んで少しお聞きしたいと思っています。

プレミアム付商品券の発行に関して、一般事業店と大型店で使える分に6枚ずつということでございましたけれども、この大型と一般の定義に関してはどのような違いがあるのでしょうか。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） お答えいたします。

店舗面積でございますが、1,500平米以上か以下というところでございます。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 店舗面積によってということでございますので、その辺は小規模店に配慮した対応なのかなとは思いますが。

ただし、発行が1,000円掛ける12枚ということございましたので、例えば市内の飲食店等に、特に軒下店等には使いづらいというふうに思います。その関係では、事務の手間、マンパワーしかないということにおいて今回機械買われるということですので、その辺につい

てもある程度カバーできると思うんですが、それで1,000円掛ける12枚ということで、もう一つお尋ねしますけれども、この商品券について、お釣りのほうは出るのでしょうか。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） 前回もそうだったんですけれども、お釣りのほうは出さないというふうで考えております。

○議長（大原 功君） 那須英二議員。

○2番（那須英二君） そうしますと、やはり喫茶店等では使いづらいものになりますので、その辺りもぜひ検討していただければと思います。

もう一点でございますけれども、この補正予算に関しまして、夏季、夏の小学校におけるスクールバスの遠距離通学者に対しての熱中症対策というか、今、マスクの中でコロナ対策とも関連するんですけれども、がございますけれども、この夏季スクールバスの中で遠距離ということで範囲が絞られておりますけれども、この遠距離の範囲というのは、どの範囲を指しているのでしょうか。お答えください。

○議長（大原 功君） 山下教育部長。

○教育部長（山下正己君） お答えいたします。

臨時通学バスの運行につきましては、先ほども申し上げましたが、下校時の熱中症予防や不審者対策の観点から、通学区域が広く、通学団人数が少なく、また民家がまばらな道を歩いてくる児童が多い大藤小学校、栄南小学校、十四山東部小学校、十四山西部小学校の4小学校区のうち学校から遠距離の児童を対象としております。文部科学省では、小学校の通学区域は2キロメートルの範囲内が標準であるとしております。したがって、2キロ前後以上の通学児童を対象に現在、学校と調整をしておるところでございます。以上です。

○議長（大原 功君） 那須英二議員。

○2番（那須英二君） 基本的には、2キロ前後の範囲で考えているということで、あとは学校側と調整しながら、コロナもそうですけれども、やっぱり熱中症も大変恐ろしいですので、そちらのほうぜひ出さないような対策をお願いいたします。

以上で質問のほうは終わらせていただきます。

○議長（大原 功君） 他に質疑の方ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

ただいまの議題となっております議案第47号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託の省略をしたいと思いますのですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論の方ございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（大原 功君） 討論なしということを確認いたしましたので、討論を終結し、採決いたします。

議案第47号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案どおり可決決定をいたしました。

高橋八重典議員ほか7名より、発議第3号が提出されました。

お諮りいたします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、発議第3号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 発議第3号 弥富市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について

○議長（大原 功君） この際、日程第14、発議第3号弥富市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について議題といたします。

この際、高橋八重典議員に提案理由の説明を求めます。

高橋八重典議員。

○10番（高橋八重典君） 発議第3号弥富市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症による市民生活や地域経済への影響が深刻化する中、一層の支援をする各種対策事業に充てるため必要があるからであります。

議員各位におかれましては、御賛同のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（大原 功君） 以上で説明を終了いたしました。

これより質疑の方ありますか。

[挙手する者あり]

○議長（大原 功君） 那須英二議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

質疑をさせていただきます。

まず、第1点目、この議員報酬削減10%を12月31日までということでございますけれども、総額幾らでしょうか。

○議長（大原 功君） 高橋八重典議員。

○10番（高橋八重典君） 約800万だと思います。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 800万円ほどの総額をこっこの市の財政に充当するというところでございますけれども、当初財政調整基金が、本年度最初スタート時点で、3億になる予想でした。しかし、現在この一般質問等々を経て年度末見込みとしては8億ということで、当初よりも増えている、5億増えているという状況でございます。しかも、その3億と発表していた当時よりコロナの各種支援策を経ても、こういう状況になっているということでございます。今回でも、市独自の支援策として、財調のほうからも1億2,000万円ほど出すということでございますけれども、また、そういう中で、なぜこのタイミングで議員報酬削減を出されるのか。また、この提案理由には、地域経済への影響を鑑みるということで書いてありますけれども、であるならば議員が逆に率先して市内で、特に一番深刻なダメージがある飲食店等に使っていくべきではないでしょうか。なぜこのタイミングでしょうか。

○議長（大原 功君） 高橋八重典議員。

○10番（高橋八重典君） お答えいたします。

さきの臨時議会におきましても、市長はじめ三役のほうから報酬の削減の提案がされました。その折にも否決をされた。というのは、私たちも市長の思いを酌みまして、早く経済の活性化をしたいという思いがございます。今回の対策の中にもございます弥富の特産であります金魚、私の地元にもございますが、この件も早ければ5月の臨時議会、そのときに対応ができました。私たち市議会議員の議員改革協議会、その中で、市長が出される前にこの報酬の件は話し合ってきたと思います。残念ではございますが、その折に、数の関係で今回は出さないということになりまして提案ができませんでした。

弥富市の対応が遅いと言われる中、今回、10万円の給付金につきましては、本当に職員の皆様方の努力によりまして、6月18日までには90.何%と、本当にすばらしい数字になっております。そういったことを踏まえまして、まだまだ地元の産業、そういったところにも助けられる場はあると私たちは思いまして、今回の提出に至りました。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 一刻も早くとおっしゃいましたけれども、議員の報酬を削減したからといって、早く財源が充当されるわけではございません。というのは、財政調整基金というものがございますので、そちらのほうから一旦支出すると。今回もこの議員報酬削減に関して、この報酬削減された部分は戻っていくわけですがけれども、最終的には財調に入っていく

かなと思います。そうした中で、財調が増えているということで、お話しさせていただきました。

また、財政を心配するならば、なぜ本日の議会運営委員会の中で、地方財政の拡充を求める陳情が上がっておりましたが、これに対して発議者である高橋八重典議員が反対しました。なぜですか。財政を心配するのならば、これに賛成すべきではなかったのでしょうか。

○議長（大原 功君） 高橋八重典議員。

○10番（高橋八重典君） その前に、先ほどのすみません、どれぐらいの金額になるかというのは650万円ほどですので、訂正させていただきます。

それと、今、那須議員のほうから質問されましたことですが、先ほどの議運の中の件を言ってみえるかと思うんですが、それは議運の中で私申し上げましたので、この場で答弁するつもりはございません。以上です。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今、修正もありましたけれども、この充当財源に関しても、発議者である高橋八重典議員は把握していなかったということもありまして、さらには財政を心配しているつもりで、この陳情を見送るということであれば、それは反対と同意ですよね。そういう財政、ふりじゃないですか。そこをやはりしっかりとこの財政を心配するのであれば、賛同していただければと思っています。

また、三役等のことありまして、それを持ち出されましたけど、その三役の報酬削減のときにありました寄り添うということで、議員としても改革協議会等でよく言っておりましたけれども、議員として市民に寄り添うとはどういうことでしょうか。質問させていただきます。

○議長（大原 功君） 高橋八重典議員。

○10番（高橋八重典君） すみません。再度もう一度、質問内容を手短かにお願いします。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 議員として市民に寄り添うとはどういうことでしょうか。

○議長（大原 功君） 高橋八重典議員。

○10番（高橋八重典君） 報道等で取り上げられております、まず公務員とか私たち議員、このコロナ禍におきまして下がることはないといったところで、まず自分たちの身を切るということで、報酬の削減を言いました。これにつきましては、初動の対応が早ければ、こういったことをやらなくて済みました。しかしながら、終わったことに対して、ああこうだ言っても仕方がございません。ですから、この世間、市民の声が、弥富市は遅いといったことを受けまして、市長もやっていただきました、10万円の給付も早く。そういったことを受けまして、寄り添うというのは、この場に及んで弥富市の市議会としては身を切る改革をす

るということで、今回のコロナに関しまして報酬を削減する。それは私は当たり前だと思います。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 議員報酬の削減の充当分として650万円ほど。しかし、財調は増えているというのが事実であり、また今言われました、身を切るとおっしゃっておりますけれども、コロナで減収した市民に対して相談があった場合、議員として私たちも減らしたから大丈夫ですよ、こういうふうに寄り添うのが本当に正しいのでしょうか。私としては、やはりこうした形に対して、市民に寄り添うとは、こうした支援が受けられますよ、そういう制度がなければ、一緒に提案していきましょうという形で寄り添っていくのが、私たち議員の本来の役割だと思いますので、そのことを申し添えて、質問としては終わらせていただきます。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 最後に付け加えさせていただきますのが、この定例会の中でも、市長のほうがおっしゃっておられましたのが、財政調整基金10億は必要だとおっしゃっていらっしやいました。それを切るということは、先ほど那須議員のほうから、増えてくるとおっしゃっておられますが、まだそこには達していないわけですよ。ですから、第2波、第3波、この先、集中豪雨とかいろんな災害の可能性もございます。そのために備えたいということをして市長おっしゃってみえました。それを理解した上で私らは提案させていただいておりますので、その辺もよろしく願い申し上げます。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 財政調整基金、財政が10億ということは、確かに適正ということで、市が発表しております。しかし、このコロナの状況というのは、私は災害時だと思っているんです。その災害時を、この財調をほぼ取り崩さずに済んできたというのは、かなり大きいことだと思っているんです。むしろ、その災害時のためにこの財調というのはあるんじゃないでしょうか。

そこで、今、使っているという状況の中で、今、減っているのはやむを得ないという部分になるかと思います。また、名古屋市のほうでは、財調に関しては100億から3億になったとか、そういうのもありますよね。そういう状況をやはり鑑みの中で、じゃあ、名古屋市、市議会議員報酬やっているかどうか。そうではないという状況がありますので、やはりそれに関してもしっかりと見ていく必要があるんじゃないかと思いますので、私の質問としては終わらせていただきます。

○議長（大原 功君） 他に質疑の方ございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております発議第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論の方ありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 8番 江崎貴大でございます。

発議第3号に対しまして、反対の立場で討論させていただきます。

私たちは、このような状況でも仕事をさせていただいていることに、まず感謝しております。しかし、コロナだからといって、我々の仕事は減っているわけではありません。むしろ、いろいろな方からお話を伺い、平常時よりも市議会議員としての職務を全うさせていただいております。もちろん、寄り添う気持ちは大切ですが、そうであるならば、児童福祉施設や介護福祉施設、あるいは飲食店や個人事業主さんなど、困っている方々にアプローチし、お話を聞き、課題点を洗い出し、どういう支援ができるのかを一緒になって見いだしていく、それが私たちに課せられた役割であり、その役割を全うすることが大切ではないかと考えております。報酬削減が本質的な解決方法ではないと考えることから、この議案には反対させていただきます。以上です。

○議長（大原 功君） 他に討論の方ありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大原 功君） 佐藤高清議員。

○15番（佐藤高清君） 15番 佐藤高清でございます。

発議第3号弥富市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先日、令和2年5月29日、議案第43号弥富市長の給与の特例に関する条例の一部改正について、反対をされました板倉克典議員、那須英二議員、小久保照枝議員、堀岡敏喜議員、加藤明由議員、佐藤仁志議員、横井克典議員、江崎貴大議員、そして同じく、議案第44号弥富市副市長及び教育長の給料の特例に関する条例の制定について、同じく反対をされました8名の議員の皆さん、今回、発議第3号として提出しました議案に対し、板倉克典さん、那須英二さん、小久保照枝さん、堀岡敏喜さん、加藤明由さん、佐藤仁志さん、横井克典さん、江崎貴大さん、ぜひこの議案に対し御理解を頂き、賛同を求めたいと思います。

以上お願いをして、賛成の討論といたします。

[挙手する者あり]

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 13番 平野でございます。

私も賛成の立場で討論をいたします。

この案を提案するのは、新型コロナウイルス感染症拡大により休業を余儀なくされた事業者及び休職により減収した市民の状況を踏まえ、各種支援対策事業を実施するに当たり、財源の一部に充てるためであります。一部議員からは、報酬削減はパフォーマンスにすぎないとの御意見もありますが、決してそうではなく、苦境に立つ市民に寄り添い、痛みを分かち合い、同じ立場に立って支援策を考え、その財源の一部に充てていただくものであります。改革協議会における協議の中でも、コロナという災害でお困りになった市民の方に寄附をしたいという気持ちは、全議員の方がお持ちでした。しかし、議員が市に寄附をすることは選挙違反になりますので、ですから、寄附をしたいというそういう気持ちを報酬の削減という形で行おうというものであります。あくまでも市民に寄り添い、市民の皆様のお役に立ちたいという思いの報酬削減であります。

臨時議会では、市長をはじめとする特別職3名の方が6月分の給与1か月分を削減し、コロナ対策費用に充てる旨の条例改正議案を提出しましたが、反対多数で否決をされました。翌日の新聞では、反対された議員からはパフォーマンスであるから賛成できないと一刀両断のコメントもありましたが、市長をはじめ特別職の方の気持ちに対して、あまりにも情けないコメントだと思いました。特別職3名の方にとっては、市民に寄り添い支援したいという純粋な思いが伝わらず、大変残念な気持ちだったと思います。それが証拠に、安藤市長は、休日出勤をして、特別給付金10万円が一日も早く皆さんの元に届くよう職員の皆さんと一緒に作業をし、その結果、弥富市はいち早く市民の皆さんの手元に10万円をお届けすることができました。その気持ちをしっかりと受け止めていただきたいと思います。

今回は、議員が提案する議員報酬を削減する条例改正案の提案です。報酬削減は今ではない、今はコロナ対策にしっかりと取り組むのが先決であるとした意見を述べられた議員の方も見えますが、理屈ではないんですよ。先ほど市長の話を出しましたが、議員として、収入が減少した市民に寄り添い、痛みを分かち合う市民目線の政治を目指す政治姿勢に賛同していただき、議員報酬の削減案に賛成していただくことを強くお願いをし、賛成討論といたします。

○議長（大原 功君） ほかに討論の方ございますか。

[挙手する者なし]

○議長（大原 功君） 討論ないということを確認いたしましたので、これより討論を終結い

たします。

これより採決に入ります。

発議第3号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を願います。

[賛成者起立]

○議長(大原 功君) 起立少数を認めます。

よって、本案は否決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時51分 休憩

午後4時44分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(大原 功君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本日の会議時間が、議事の都合によって延長をしたいと思います、これでよろしいですか。

[挙手する者なし]

○議長(大原 功君) ここで暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時44分 休憩

午後5時22分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(大原 功君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

加藤明由議員ほか7名から発議第4号が提出されました。

お諮りいたします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思います、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(大原 功君) 御異議なしと認めます。

よって、この際、発議第4号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 発議第4号 議長不信任決議について

○議長(大原 功君) この際、日程第15、発議第4号議長不信任決議案についての議題となります。

ここで副議長と代わります。

[議長、副議長と交代]

○副議長（鈴木みどり君） 議長に代わり議事を進行します。

地方自治法第117条の規定により、大原議員の退場を求めます。

〔議長 大原功君 退場〕

○副議長（鈴木みどり君） この際、加藤明由議員に提案理由の説明を求めます。

加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 5番 加藤明由でございます。

発議第4号議長不信任決議案。

地方自治法第104条にあるとおり、議長はその職務の遂行に当たって、不偏不党、厳正公平でなければならないとするのが原則である。議長の職務として、会議の議事運営、議事整理、秩序保持、事務の監督など中立公平でなければならない。その中立公平性に疑念を抱かせるような行為を慎まなければならない。

しかし、令和2年弥富市議会第1回定例会において、市側より上程され可決した議案第7号は当該議長に対する訴訟の提起であった。訴訟の内容、結果はともかく、現在は事実上、議長と市が係争状態となっている。これでは中立公正な議会運営、議事運営に支障を来す疑念を抱かざるを得ない。

よって、弥富市議会は、大原功議長を信任しない。

以上、決議する。令和2年6月24日。弥富市議会。以上です。

○副議長（鈴木みどり君） 以上で説明は終了しました。

これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○副議長（鈴木みどり君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております発議第4号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（鈴木みどり君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○副議長（鈴木みどり君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

発議第4号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（鈴木みどり君） 起立多数と認めます。

よって、本案は可決決定されました。

大原議員の入場を求めます。

[議長 大原功君 入場]

○副議長（鈴木みどり君） ここで議長を交代します。

[副議長、議長と交代]

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 閉会中の継続審査について

○議長（大原 功君） 日程第16、閉会中の継続審査についての議題をいたします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申出どおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出どおり決定をしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、これをもちまして、令和2年第2回弥富市議会定例議会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後5時29分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大 原 功

同 副議長 鈴 木 みどり

同 議員 堀 岡 敏 喜

同 議員 加 藤 明 由